

「プラットフォームへのデータ取扱いルール実装の標準的なプロセスを検討するための調査研究」

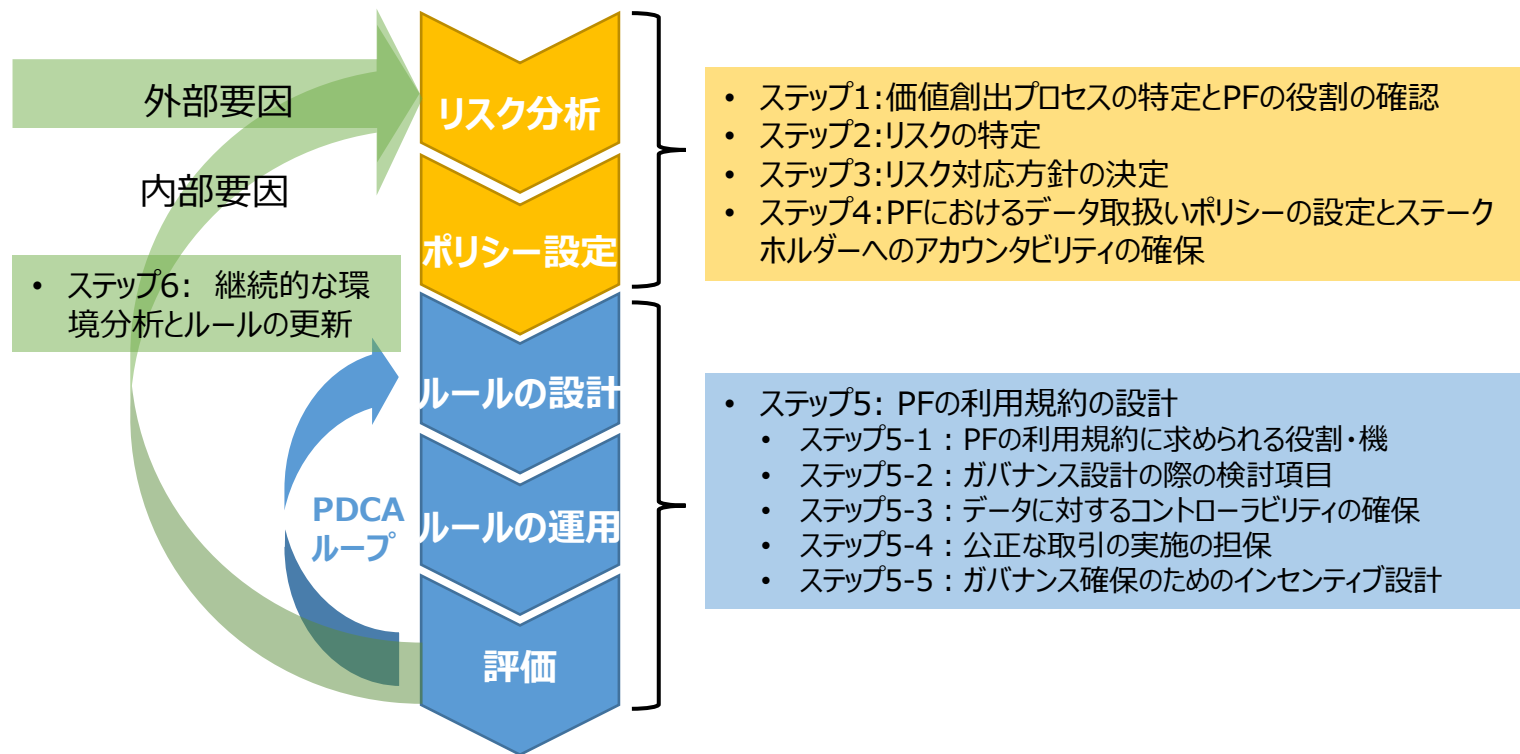
報告資料

エグゼクティブサマリー:本調査報告書の目的

本調査報告書は、デジタル庁と内閣府知的財産戦略推進事務局とで策定する「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス*1」に必要な検討材料の収集と、当ガイダンスに基づいてプラットフォームがルールを実装する際の参考情報を提示する事を目的に、下記3つの調査結果から構成している。

1. 公開文献調査
2. ヒアリング調査
3. 諸外国のプラットフォームにおけるルール整備政策の調査

図1 PFへのデータ取扱いルール実装の検討手順(ステップ1～ステップ6)



出典:

*1 内閣府知的財産戦略推進事務局「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」(2022年)
https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20220304_policies_data_strategy_outline_01.pdf

エグゼクティブサマリー: 公開文献調査結果

本調査からは、AIやDX等の新技術の発達や様々なプライバシー課題への対応など、データ利活用における多様な論点に対応したガイドランスがいくつか提示されている事が分かった。アジャイルガバナンスフレームワークが示すように、ルールやガイドランスは一度作成されれば終わりというものではなく、外部環境の変化を捉えた適切かつ迅速なルールやガイドランスの更新が求められている。

各文献は、ガイドランスの各ステップに対応づけており、プラットフォームへのルール実装の際の参考情報としての活用が期待される。

#	文献名	発行日、発行者	概要	発行形態	ステップ										
					1	2	3	4	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	6	
1	情報信託機能の認定に係る指針ver2.1	発行日: 令和3年(2021年)8月25日 発行者: 経済産業省・総務省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」	情報信託機能を提供する「情報銀行」について、民間の団体等による任意の認定の仕組みを有効に機能させるためのガイドライン	政府実施の検討会/調査研究							●				
2	「情報銀行」認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン	発行日: 2021年7月1日 発行者: 一般社団法人 日本IT団体連盟	「情報銀行」認定申請ガイドブックの認定基準において規定されているデータ倫理審査会について、その運用を支援する具体的な指針として解説したガイドライン	その他		●	●								●
3	データ取引市場運営事業者認定基準	発行日: 2018年8月23日 発行者: 一般社団法人データ流通推進協議会	[データ提供者]と[データ提供先]の間を仲介する「データ取引市場運営事業者」として認定される事業者の要件	その他		●			●		●	●			
4	大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン	発行日: 2021年7月1日 発行者: 大学ICT推進協議会 (AXIES)	組織的な研究データマネジメントを進めるために、どのような基本方針を定めるべきか、またその策定に至るまでにどのような作業を必要とするか、を取りまとめたガイドライン	その他				●							
5	プライバシーポリシーガイドライン	策定: 2004年11月 改訂: 2014年2月, 2016年5月, 2017年5月 発行者: 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)	インターネット広告ビジネスにおける民間の自主的なプライバシーポリシーガイドライン	その他				●							
6	データカタログ作成ガイドラインV2.1	発行日: 2021年6月18日 発行者: 一般社団法人データ社会推進協議会(DSA)	データ流通のために利用する「データカタログ」をステークホルダーを越えて交換ないしは配布する際に使用するデータ項目と各データ項目の定義、サンプルなどを示したガイドライン	その他							●				
7	データ利活用のポイント集の精査	発行日: 令和2年(2020年)6月30日 発行者: 経済産業省経済産業政策局知的財産政策室	データ利活用時の留意点をQ&A形式で網羅的に説明し、企業の成功事例を掲載	政府発行/ 政府施行の制度		●	●			●		●			
8	DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2	発行日: 2022年2月18日 発行者: 総務省, 経済産業省	企業がプライバシーガバナンスの構築のために取り組むべきことを取りまとめたガイドライン	政府発行/ 政府施行の制度	●	●	●	●		●					●
9	新たなデータ流通取引に関する検討事例集【第1分冊】	発行日: 2020年9月30日 発行者: 総務省, 経済産業省	BtoBでのデータ流通取引を検討している事業者に対し、事業者間でのデータ取引契約の際に課題となる事象についてユースケースに基づき議論し、本WGにおける委員からの助言内容等を整理した事例集	政府発行/ 政府施行の制度	●	●	●			●	●				
10	実効性のある通知・同意取得方法の在り方に関する実証事業の報告	発行日: 令和3年(2021年)4月6日 発行者: 野村総合研究所(総務省「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ(第二回)」での発表)	利用者情報の取扱いについて、利用者により理解し安心してもらえる通知・同意取得の在り方を明らかにした実証実験の報告書	政府実施の検討会/調査研究							●				
11	Guidelines on transparency (透明性に関するガイドライン)	発行日: 2018年4月11日 発行者: ARTICLE 29 DATA PROTECTION WORKING PARTY	一般データ保護規則(GDPR)に基づく個人データの取扱いに関し、新たに設けられた透明性の義務について、第29条作業部会(WP29)が定めた実践的な指針と解釈を示したガイドライン	その他							●				
12	Developing a Responsible and Well-designed Governance Structure for Data Marketplaces (データ取引市場に関する適切にデザインされた責任あるガバナンス体制の構築)	発行日: 2021年8月4日 発行者: World Economic Forum	データ取引市場の活性化に向けて、政府に対し具体的な提案を行うべく議論を進めた結果を取りまとめたガイドライン。現段階までの論点と見通しを整理し、議論の出発点を提供している	その他											●

エグゼクティブサマリー：諸外国のプラットフォームにおけるルール整備政策の調査

本調査からは、各国のデータ戦略や個人情報・プライバシーに係る保護法等のルール整備の違いが見られた。EUからは一部企業によるデータ囲い込みを抑制する法規制の整備とEU独自のデータ経済圏の形成の動き、米国からは民間主導での自主規制と各国法令遵守により海外展開を図る動き、中国からは国家主導でデータ産業を形成する法規制の整備の動きが見られた。パーソナルデータのルールは各国同様に整備を進めているが、ノンパーソナルデータにまで踏み込んでいる国は少ない。EU・ドイツ・インドは先行してノンパーソナルデータのルール整備を進めており参考になる。各国の取組みは未だ始まったばかりのため、引き続き諸外国の動きにも注視していくことが必要である。

#	諸外国・地域名	データ戦略の方向性	規制の方向
1	EU	EUが新たなデータ経済圏の模範的リーダーとなることを目的に、官民一体によるEU域内データ流通を促進する共通欧州データ空間と法的ガバナンスの構築により、EUデータ経済圏の確立を目指している	価値あるデータを生み出す主体を尊重し、基本的権利の保護、欧州価値観の尊重に重きを置いた規制の国際標準化を、広範なEU経済圏を活用した国際協調を通じて展開している
2	米国	連邦政府のためのFederal Data Strategyを策定し、省庁内でのデータ利活用を進めている。データ利用に関わるガバナンスは民間主導だが、州政府による個人情報保護規制に関する法令が施行され始めている	米国におけるデータの利活用促進は民間企業に委ねていることが多く、連邦政府としては政府省庁の戦略、計画を提示しているのみである。一方、州単位としては規制の動きがあり、各州でプライバシー法を施行している。連邦政府としても、COPRAと呼ばれる法案の施行を目指し、規制の動きが徐々に起こり始めている
3	インド	データのための戦略を立てておらず、デジタル戦略の一環としてデータ利活用に取り組んでいる。戦略の方向性は、e-Governanceの実現・対象拡大が中心であり、デジタル社会の実現を目指している	インド政府はデータ保護より利活用を優先しているため、データ保護規制は弱い。裁判所でプライバシーやデータに関する判決が出た後に規制をかけている。また、域外へのデータ移転に関する規制もない(2022/2時点)。委員会により個人情報保護法やノンパーソナルデータの検討しており、今後規制が強くなるとみられる
4	韓国	データ・AIを合わせて戦略を立て、データ構築・流通・利活用のデータバリューチェーンを推進している。その一方、データ3法の改正や個人情報保護委員会の確立により個人データ保護規制の動きを強めている	2020年2月にデータ3法を改正したことにより、個人情報保護委員会(PIPA)が確立され、個人データ保護規制が徐々に厳しくなっている。国外へのデータ移転はデータ主体に必要な情報を通知し、同意を得れば可能であるが、サービスプロバイダーにとって厳しいと見なされている
5	中国	国家統治に基づき、他国の影響を受けない産業体系の構築を目指す。安全保障を担保しながら、データの価値を主軸とした技術開発の促進や、データ価値評価の体系の構築、データ取引市場の構築を強力に推進	国家安全保障の観点から、政府によるデータアクセスを可能とし、データの国外流通を規制している。国内では、独自のデータ産業の育成を目的に、トップダウン型での自国内でのデータ利活用が自治体とも進んでいる
6	英国	コロナからの早期回復とEU離脱後の経済発展を目的に、データ利用による経済成長、雇用の創出、公共サービスの改善による国内経済の成長と、国際的なデータ流通促進の主導権の発揮をデータ戦略としている	個人データに関してはGDPR同等のデータ主体の権利保護を軸とした規制としつつ、国際的なデータ流通においては規制を取り除いたオープンなデータ利活用を推進している
7	ドイツ	EU加盟国としてGDPR準拠の個人情報保護体制の構築を連邦州間で推進し、Industry4.0で先行している製造業デジタル化を背景に欧州の非個人データ活用の環境整備を主導。自国の研究開発力強化を図るデータ戦略	EU加盟国としてGDPRに準拠した個人情報保護法を施行。非個人情報においては公正なデータ利活用環境の実現のため、欧州法や自国の競争法を活用し大手プラットフォームを牽制
8	カナダ	デジタル戦略の一環として、複数のデータ利活用に関する取り組みを設定している。各取り組みは多国間の協定に基づくものが多く、国際標準を意識したデジタル化を目指している	カナダ政府は個人情報保護および電子文書法(PIPEDA)上で「説明責任」の原則を定めている。同原則では全ての第三者へのデータ移転について、移転後も移転元が管理責任を負い、同水準の保護を行うこと求めている
9	シンガポール	シンガポールは、スマート国家戦略の一環としてデータ戦略を整備している。戦略の方向性は、行政・経済・社会全方面でのDXを推進しており、政府自らデータ駆動型の組織への改革を目指している	シンガポール政府は政府主導でのデータ利活用を推進しており、保護責任者の設置義務や域外へのデータ移転制限などのルール整備が定められている
10	オーストラリア	オーストラリア政府は、データ利活用による価値を強く認識しているため、データ保護より利活用に重点を置いている。他国とは同盟を結ぶことでデータ流通を図っており、実際にシンガポールとの協定が実現している	主なデータ保護規制として、オーストラリアプライバシー原則があり、データの越境移転に対する規制をしている。データローカライゼーションに関する規定はなく、オーストラリア政府はデータの利活用に重点を置いている。また、海外と同盟を結ぶことで、データ流通の促進や共同での実証実験をしている

目次

1. 調査背景・目的	6
2. 公開文献調	12
3. ヒアリング事例調査	78
4. 諸外国のプラットフォームにおけるルール整備政策の調査	117
5. まとめ	186

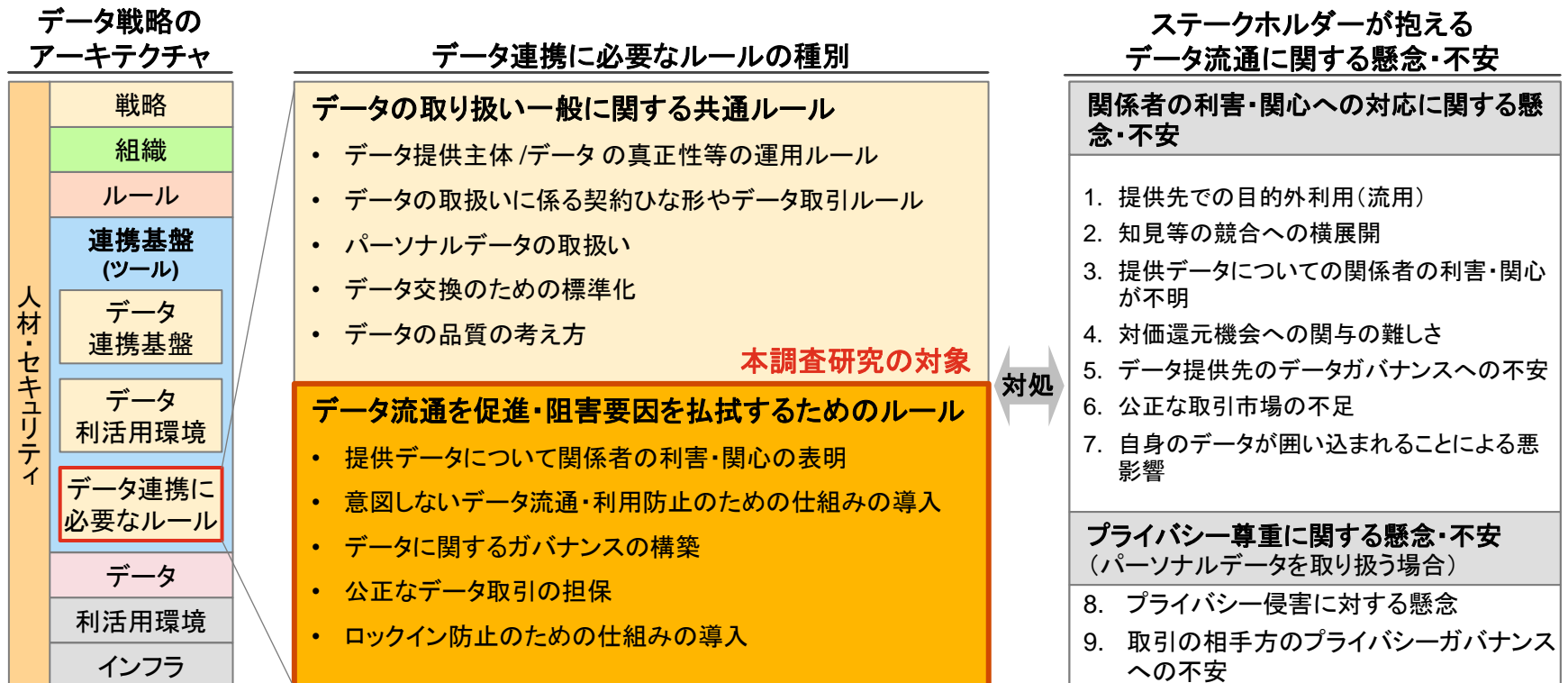
1

調査背景・目的

1.1 調査背景と目的 (1/2)

- デジタル化の急速な進展・高度化が進み、データは英知・価値・競争力の源泉であると共に課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられており、2021年6月に「包括的データ戦略」が策定された。
- 本件調査は、包括的データ戦略が定義するデータ戦略のアーキテクチャの1つの構成要素である「プラットフォーム」のうち、「データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルール」に関わるものであり、データが流通し、利活用されて価値が創出されている状況を作り出す上で必須となるものである。

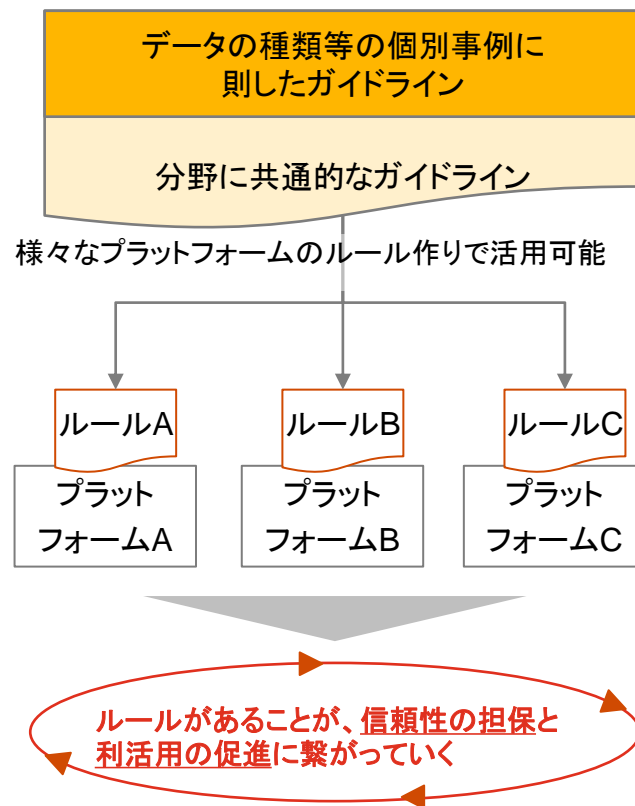
目指したい姿 データが流通し、利活用されて価値が創出されている状況



1.1 調査背景と目的 (2/2)

- いかなるプラットフォームでもルールは必要であり、その標準的なルールの考え方とプロセスをガイドラインとして示すことは、日本の中でのデータ流通の信頼性の担保と利活用の促進のために重要である。
- 「標準的なルール」と一括りにしても、プラットフォームが扱うデータの属性によって、懸念・不安は大きく異なる。そのため取り扱うデータの属性を考慮したガイドライン・指針の策定が必要となる。
- 本調査研究の目的は、プラットフォームの多様性を鑑みた標準的なルールを検討するために必要な材料を収集することである。

必要なガイドラインの構造



本調査研究の目的

プラットフォームの多様性・個別性(*)に鑑みたガイドラインを策定するための検討材料の収集

実施する調査

- 公開情報調査
- ヒアリング調査
- 諸外国のプラットフォームにおけるルール整備政策の調査

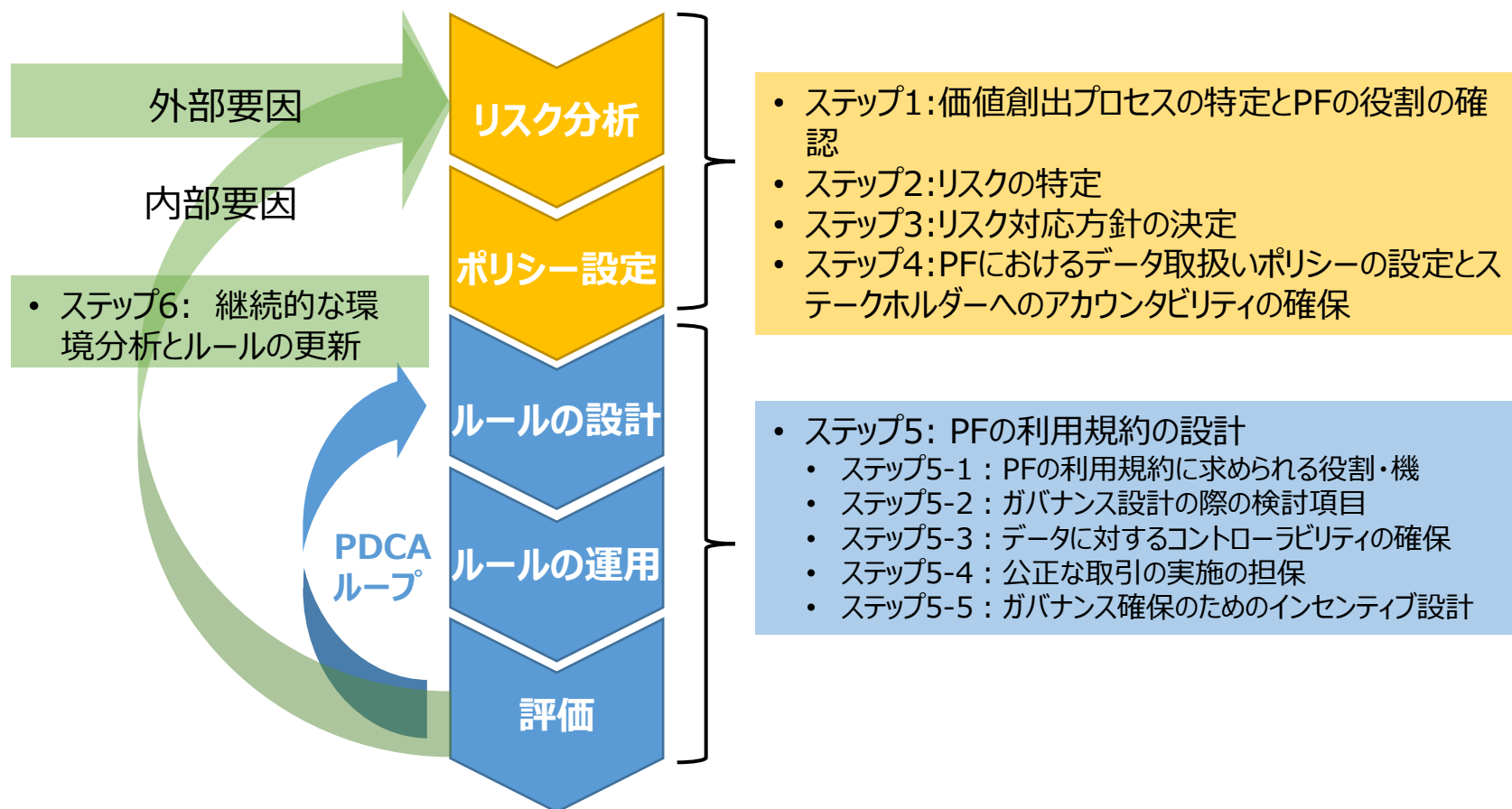
(*) 多様性・個別性の例

- データの種類 (パーソナルデータの有無、匿名加工されたデータ、統計処理済みのデータ、知財の有無、等)
- データ取引のタイプ
- 提供者と利用者のビジネス上の関係性

1.2 調査の概要(1/2)

- 本調査研究は、ガイダンスの理解を促す参考情報を提示する目的で行っているため、本報告書では、ガイダンスが示す各ステップの番号(ステップ1～ステップ6)を示しながら、参考情報の事例解説を行う。

図1 PFへのデータ取扱いルール実装の検討手順(ステップ1～ステップ6)



1.2 調査の概要(2/2)

- 本調査研究は、下記3つの調査から構成している。

本調査研究の構成

1

公開情報調査

- 国内の既存調査・研究・検討会資料・文献等から候補となる文献リストを作成
- ガイダンスが示すステップと関係する記述内容と文献を選定、参考事例として整理

2

ヒアリング調査

- 国内のデータ流通プラットフォーム事業者のリストを作成
- 各社の事業タイプや取引データ種類等の多様性を考慮して調査対象を選定しヒアリングを実施
- ヒアリング結果からガイダンスが示すステップに該当する事例を整理

3

諸外国のプラットフォームにおけるルール整備政策の調査

- EU・米国・韓国・インドを中心とした10カ国*を対象に、各国・地域の調査対象プラットフォームを選定
 - 各国・地域ごとに、プラットフォームのルール整備政策の方向性を整理
- *10カ国：EU、米国、韓国、インド、中国、イギリス、ドイツ、オーストラリア、シンガポール、カナダ

1.3 作業スケジュール

- 当該調査は下記スケジュールにて実施(隔週の定例会にて作業状況の進捗報告)
- 10/29の中間報告書提出期限までに、公開情報調査、ヒアリング調査(5件実施)の上、中間報告書として提出し報告
- 中間報告以降は、公開情報調査、ヒアリング調査の継続と共に、諸外国のプラットフォームにおけるルール整備政策を調査

	2021										2022																			
	10月				11月				12月				1月				2月				3月									
	4	11	18	25	1	8	15	22	29	6	13	20	27	3	10	17	24	31	7	14	21	28	7	14	21	28				
ガイダンス策定											★12/3-12/16 ガイダンスver1.0(案) パブリックコメント募集											★3月4日 ガイダンスver1.0公表								
検討会											★10/21 第4回検討会	★11/16 第5回検討会 (第1回SWG)											★2/14 第6回検討会 (第2回SWG)							
PwC定例会	★10/8 キックオフ	★10/16	★10/22	★11/1	★11/19	★12/3	★12/16											★1/12	★1/28	★2/10	★2/25	★3/11	★3/25	3/30★ 最終報告書 提出						
1.公開情報調査	文献調査 (中間報告向け8文献)				文献調査(追加6件)																									
2.ヒアリング調査	ヒアリング調査 (中間報告向け5団体)				ヒアリング調査(追加6団体)																									
3.諸外国PF調査											諸外国のプラットフォーム・ルール整備政策調査																			
取りまとめ																					調査結果の分析・とりまとめ									

2

公開文献調査

2.1 サマリー

ガイダンスが示すルール実装の検討手順(ステップ)に関して、各ステップの理解促進を目的に、国内の既存調査・研究・検討会資料・文献等*を調査・整理した。

* 審議会報告書や政策文書、調査研究報告書、政府や業界団体による検討会資料、書籍、論文、ルール、ガイドライン、業界自主規制、ベストプラクティス、ユースケース等

本調査からは、AIやDX等の新技術の発達や様々なプライバシー課題への対応など、データ利活用における多様な論点に対応したガイダンスがいくつか提示されている事が分かった。アジャイルガバナンスフレームワークが示すように、ルールやガイダンスは一度作成されれば終わりというものではなく、外部環境の変化を捉えた適切かつ迅速なルールやガイダンスの更新が求められている。

各文献は、ガイダンスの各ステップに対応づけており、プラットフォームへのルール実装の際の参考情報としての活用が期待される。

2.2 公開文献調査の実施手順

本調査は次に示すプロセスで実施した。

- 国内の既存調査・研究・検討会資料・文献等から候補となる文献リスト(ロングリスト59件)を作成
 - ガイダンスが示すステップとの関係と各文献の記述内容から、引用参考文献(調査リスト12件)を選定
 - 選定した12件の引用参考文献について、ガイダンスの各ステップとの対応を明示して10の参考事例として整理
- **ガイダンスが示すステップとの関係:**
- ガイダンスのステップ1～ステップ6に関する内容であること
- **公開情報調査内容:**
1. 引用文献概要
 - 概要・背景: 当該文献の概要と、文献発行の背景を記載
 - ガイダンスとの関係性: ガイダンスのステップとの対応関係を記載
 2. ガイダンスとの対応
 - ガイダンスとの対応ステップ番号を付記し、当該文献の参考となる本文の要旨を記載

2.3 調査研究結果

公開文献調査の各文献内容と、ガイダンス対応ステップとの対応は下記の通り

#	文献名	発行日、発行者	概要	発行形態	ステップ									
					1	2	3	4	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	6
1	情報信託機能の認定に係る指針ver2.1	発行日:令和3年(2021年)8月25日 発行者:経済産業省・総務省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」	情報信託機能を提供する「情報銀行」について、民間の団体等による任意の認定の仕組みを有効に機能させるためのガイドライン	政府実施の検討会/調査研究							●			
2	「情報銀行」認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン	発行日:2021年7月1日 発行者:一般社団法人 日本IT団体連盟	「情報銀行」認定申請ガイドブックの認定基準において規定されているデータ倫理審査会について、その運用を支援する具体的な指針として解説したガイドライン	その他		●	●							●
3	データ取引市場運営事業者認定基準	発行日:2018年8月23日 発行者:一般社団法人データ流通推進協議会	[データ提供者]と[データ提供先]の間を仲介する「データ取引市場運営事業者」として認定される事業者の要件	その他		●			●		●	●	●	
4	大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン	発行日:2021年7月1日 発行者:大学ICT推進協議会 (AXIES)	組織的な研究データマネジメントを進めるために、どのような基本方針を定めるべきか、またその策定に至るまでにどのような作業を必要とするか、をとりまとめたガイドライン	その他					●					
5	プライバシーポリシーガイドライン	策定:2004年11月 改訂:2014年2月,2016年5月,2017年5月 発行者:一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)	インターネット広告ビジネスにおける民間の自主的なプライバシーポリシーガイドライン	その他					●					
6	データカタログ作成ガイドラインV2.1	発行日:2021年6月18日 発行者:一般社団法人データ社会推進協議会(DSA)	データ流通のために利用する「データカタログ」をステークホルダーを越えて交換しないしは配布する際に使用するデータ項目と各データ項目の定義、サンプルなどを示したガイドライン	その他							●			
7	データ利活用のポイント集の精査	発行日:令和2年(2020年)6月30日 発行者:経済産業省経済産業政策局知的財産政策室	データ利活用時の留意点をQ&A形式で網羅的に説明し、企業の成功事例を掲載	政府発行/ 政府施行の制度		●	●			●		●		
8	DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2	発行日:2022年2月18日 発行者:総務省, 経済産業省	企業がプライバシーガバナンスの構築のために取り組むべきことをとりまとめたガイドライン	政府発行/ 政府施行の制度	●	●	●	●		●				●
9	新たなデータ流通取引に関する検討事例集【第1分冊】	発行日:2020年9月30日 発行者:総務省, 経済産業省	BtoBでのデータ流通取引を検討している事業者に対し、事業者間でのデータ取引契約の際に課題となる事象についてユースケースに基づき議論し、本WGにおける委員からの助言内容等を整理した事例集	政府発行/ 政府施行の制度	●	●	●			●	●			
10	実効性のある通知・同意取得方法の在り方に関する実証事業の報告	発行日:令和3年(2021年)4月6日 発行者:野村総合研究所(総務省「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ(第二回)」での発表)	利用者情報の取扱いについて、利用者により理解し安心してもらえる通知・同意取得の在り方を明らかにした実証実験の報告書	政府実施の検討会/調査研究								●		
11	Guidelines on transparency (透明性に関するガイドライン)	発行日:2018年4月11日 発行者:ARTICLE 29 DATA PROTECTION WORKING PARTY	一般データ保護規則(GDPR)に基づく個人データの取扱いに関し、新たに設けられた透明性の義務について、第29条作業部会(WP29)が定めた実践的な指針と解釈を示したガイドライン	その他								●		
12	Developing a Responsible and Well-designed Governance Structure for Data Marketplaces (データ取引市場に関する適切にデザインされた責任あるガバナンス体制の構築)	発行日:2021年8月4日 発行者:World Economic Forum	データ取引市場の活性化に向けて、政府に対し具体的な提案を行うべく議論を進めた結果を取りまとめたガイドライン。現段階までの論点と見通しを整理し、議論の出発点を提供している	その他										●

2.4 文献紹介

「情報銀行」の取組み

※「情報信託機能の認定に係る指針ver2.1」および「「情報銀行」認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン」より整理

情報信託機能の認定に係る指針ver2.1

- 発行日: 令和3年(2021年)8月25日
- 発行者: 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会
- 発行形態: 政府実施の検討会/調査研究

「情報銀行」認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン

- 発行日: 2021年7月1日
- 発行者: 一般社団法人 日本IT団体連盟
- 発行形態: その他

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2: リスクの特定

ステップ3: リスク対応方針の決定

ステップ4: PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1: PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2: ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3: データに対するコントローラビリティの確保

ステップ5-4: 公正な取引の実施の担保

ステップ5-5: ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6: 継続的な環境分析とルールの更新

2.4 文献紹介

概要～情報信託機能の認定に係る指針ver2.1

別紙3

「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.1」

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

認定基準

1) 事業者の適格性

項目	内容
①業務能力など	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法を含む必要となる法令を遵守していること プライバシーポリシー、セキュリティポリシーが策定されていること 個人情報を取り扱いはる業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、社会的信用を有するよう実態・ガバナンス体制が整っていること (例) 類似の業務知識及び経験を有する、プライバシーマーク・ISMS認定などの第三者認定を有する、FISC安全対策基準に基き安全管理措置を講じている（以下「第三者認定等の取得等」という。）等
	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供先との間でモデル約款の記載事項に準じた契約を締結することで、情報提供先の管理体制を把握するなど適切な監督をすること。情報提供先にも、情報銀行と同様、認定基準に準じた扱い（セキュリティ基準、ガバナンス体制、事業内容等）を求めること（※）等 認定の対象となる事業が限定される場合、事業者は申請の対象となる事業の部分を明確化すること

(※) 提供先が第三者認定等の取得を求めているが、認定要件が定める基準がガイドラインにおける安全管理措置を講じている事業者であると認定基準が

モデル約款の記載事項

・モデル約款の記載事項を踏まえ、認定団体において、モデル約款を策定
 ・認定を受ける情報銀行は、当該モデル約款の記載事項に準じ、認定団体が策定するモデル約款を踏まえた契約約款を作成すること

1 個人と情報銀行の間

1) 目的
個人からの委任に基づき、個人情報を含む個人のデータを当該個人の利益を図るために適正に管理・利用（第三者提供を含む）する「情報銀行」の事業について定めること

2) 定義
本委任契約の対象となる「個人情報」には「要配慮個人情報」（※）は含まない
※本指針で取り扱う情報は、要配慮個人情報に該当しないことから、本委任契約の対象となる

3) 情報銀行の行う業務範囲
情報銀行は、個人に代わって当該個人データについて、当該個人の合理的利益が図られるような活用手法、情報提供先の認定、第三者提供、個人データの維持・管理、業務の適切な提供・改善のための利用などを行う。（情報提供は、それぞれが行う業務の内容、便益、データ範囲などを明記、またその活用によって個人に不利益が生じないよう配慮すること）

4) 情報銀行が担う義務
（事業全体）
 ・個人情報保護法に定める義務を遵守すること
 ・個人情報について安全管理措置を講じ、セキュリティ体制を整備した上で維持・管理を行うこと
 ・高注意義務にむとづき、個人情報の管理・利用を行うこと

22

概要・位置づけ

- 発行日：2021年8月25日 発行者：情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会（経済産業省・総務省）
- 平成30年6月に、民間団体による情報銀行の任意の認定の仕組みに関する「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」（以下、「指針」という。）をとりまとめ、令和元年10月には指針ver2.0を公表
- その後、情報銀行の認定が進み、認定・運用の過程において顕在化した課題に対して追加の議論が必要とされたことを踏まえ、検討会を通じ更新された2.1版を公開

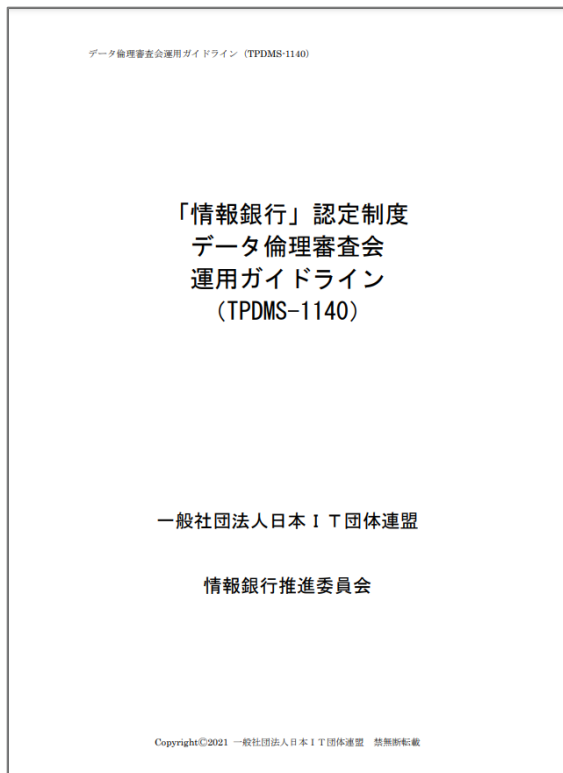
PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- 本指針は①認定基準・②モデル約款の記載事項・③認定スキームから構成されており、「情報銀行」としてサービス提供に足る事業者の資格を記載
- ①認定基準には消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示しており、データ流通プラットフォームとしてデータ利用者のみならず消費者向けにも安心できるために必要な資格検討の参考となる
- ②モデル約款の記載事項ではPFとして持つべき約款の記載事項のサンプルとして活用が期待できる

URL: <https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210825001/20210825001.html>

2.4 文献紹介

概要～「情報銀行」認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン



概要・位置づけ

- 発行日:2021年7月1日 発行者:一般社団法人 日本IT団体連盟
- 「「情報銀行」認定申請ガイドブックの認定基準において規定されているデータ倫理審査会について、その運用を支援する具体的な指針として解説をした『データ倫理審査会運用ガイドライン』
- 「「情報銀行」認定申請ガイドブック」の認定基準「5.4.1 ガバナンス体制の具体的基準 ③諮問体制」の要件に、設置することが規定されているデータ倫理審査会について、その運用を支援する具体的な指針として解説するもの(本書「はじめに」)

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- 「情報銀行」というプラットフォームとして認定されるために必要なリスク管理機能が定義されている
- 本書は「個人情報」に特化したデータの取り扱いにおける第三者を含めたデータ倫理委員会の設置・運営方針を記載
- 今回検討しているガイダンスにおいてもデータを正しく扱われるためのルールを検討しており、第三者委員会の設置含めたリスクへの対応事例、プラットフォームとして備えるべき機能として参考になる

URL: <https://www.tpdms.jp/file/TPDMS-1140.pdf>

2.4 文献紹介

「情報銀行」の取り組み ～「情報銀行」概要

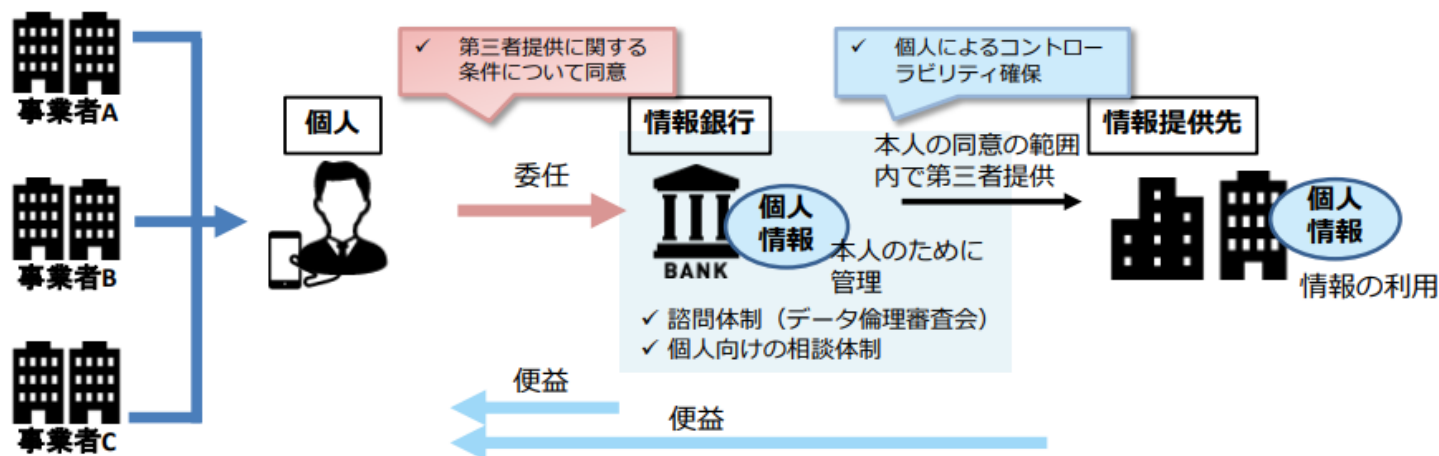
- データ流通プラットフォームにおいて個人情報を取り扱う場合、高いレベルのコントロールビリティの確保が必要である。「情報銀行」の取り組みは個人情報に対する本人関与(コントロールビリティ)のための方法として参考になるため、ここに紹介する
- 「情報銀行」は、「情報信託機能の認定に係る指針ver2.1」において、「実効的な本人関与(コントロールビリティ)を高めて、パーソナルデータの流通・活用を促進するという目的の下、本人が同意した一定の範囲において、本人が、信頼できる主体に個人情報の第三者提供を委任するというもの。」と定義されている

【機能】

- 「情報銀行」の機能は、個人からの委任を受けて、当該個人に関する個人情報を含むデータを管理するとともに、当該データを第三者(データを利活用する事業者)に提供することであり、個人は直接的又は間接的な便益を受け取る。
- 本人の同意は、使いやすいユーザインタフェースを用いて、下記いずれかの方法により行う
 - 情報銀行から第三者提供する情報提供先を提案された際に、本人が第三者提供の可否を判断する
 - 情報銀行から事前に示されている第三者提供の可否の条件を、本人が個別に／包括的に選択する

【個人との関係】

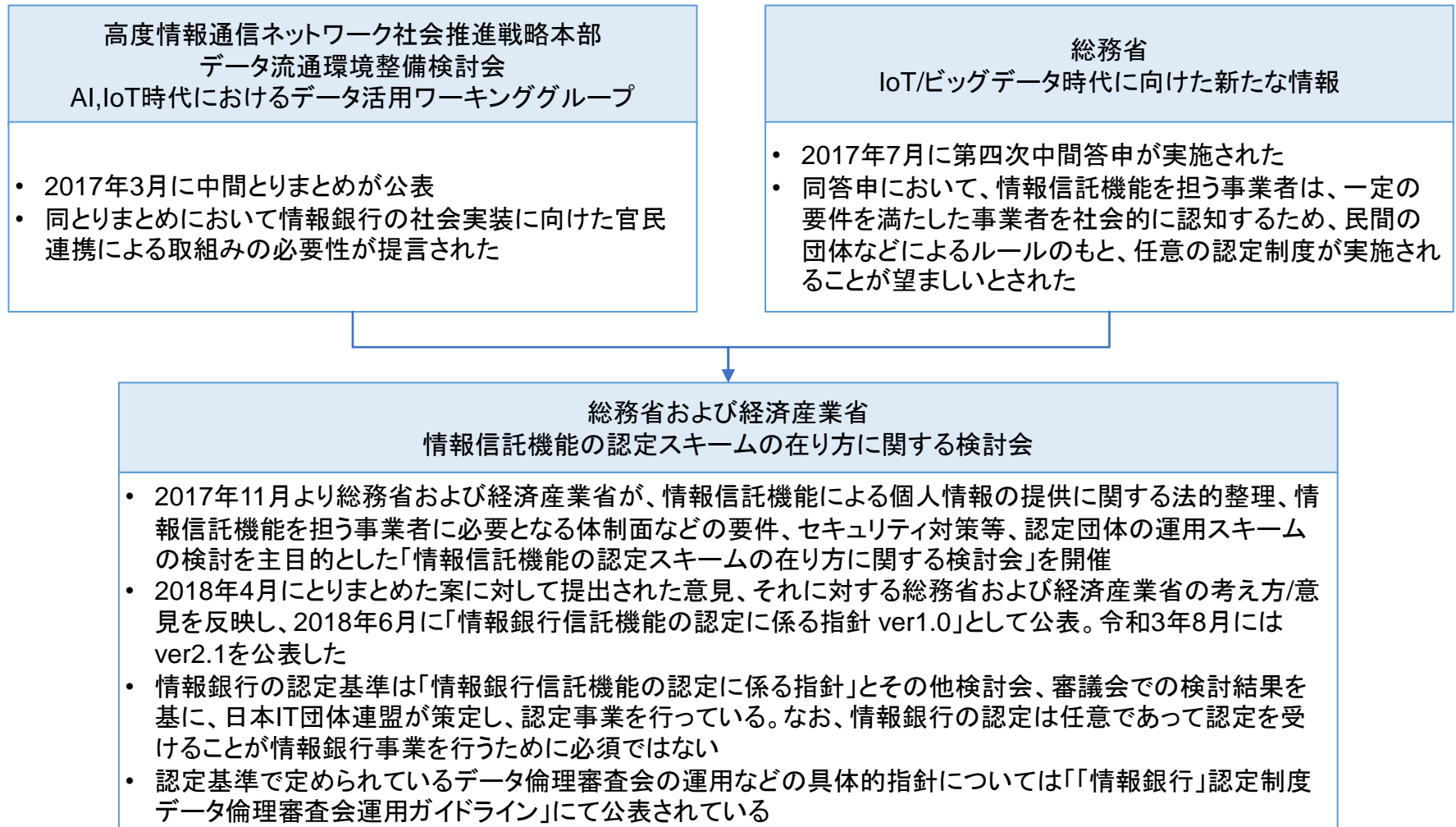
- 情報銀行が個人に提供するサービス内容(情報銀行が扱うデータの種類、提供先第三者となる事業者の条件、提供先における利用条件)については、情報銀行が個人に対して適切に提示し、個人が同意するとともに、契約等により当該サービス内容について情報銀行の責任を担保する。



2.4 文献紹介

「情報銀行」の取り組み ～認定基準策定の背景

- 「情報銀行」は一般社団法人日本IT団体連盟により、認定基準が定められている
- 個人情報保護の機運が高まるとともに消費者が安心してパーソナルデータの情報信託ができるようになるとともに、データ活用による便益創出によって社会のよりよい改革に寄与することを目指し、策定されている



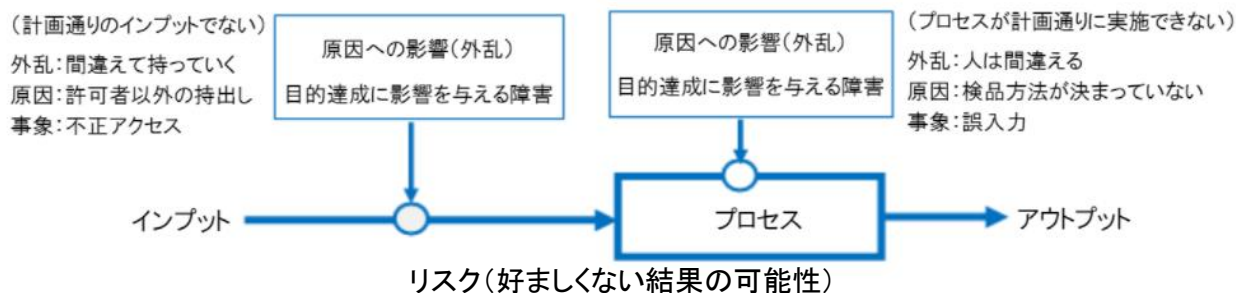
2.4 文献紹介

「情報銀行」の取り組み ～本ガイダンスとの対応

ステップ2:リスクの特定

- 「情報銀行」認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン」ではリスクの特定に際して業務プロセス(インプット、プロセス、アウトプット)について4つの観点から影響を与える要素を書き出すことでリスクを特定することをガイドしている

リスクの特定方法(業務プロセス×リスク観点)



リスク認識のための4つの観点

1. 本人(本人の権利への対応)の観点からのリスク認識

まず、本人にとってのプライバシーリスクを丁寧に検討する。

- ✓ 個人情報の利用目的と取扱いが本人の理解と異なる
- ✓ 本人にとって、自分の個人データがどこに提供されたのかわからない
- ✓ 個人データの第三者提供に同意した覚えが無い、同意の範囲・条件が曖昧である 等

2. 法令・指針・規範違反発生の可能性からのリスク認識

法令・指針等の遵守は当然の要請であり、査定者は、プライバシーリスクを識別するための適切な知識を持つ人を関与させなければならない。

3. 事業(情報資産保護)の観点からのリスク認識

事業のライフサイクルの各局面においてのリスク因子(脅威と弱点)を洗い出し、目的外利用や誤用・悪用のリスクを特定する

4. 誤操作等の可能性からのリスク認識

セキュリティに関する設定を不適切に変更する、スマートフォン、タブレット端末、ICカード等を紛失する 等の誤操作等からのリスクを特定する

2.4 文献紹介

「情報銀行」の取り組み ～本ガイダンスとの対応

ステップ3:リスク対応方針の決定

- 「情報銀行」認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン」では発生の可能性と影響度から求めたリスク評価(ランク)からリスク受容基準と対策を定めることを示している。詐欺又は不適切な行動によっておこるリスクの情報提供者本人への移転はすべきでないとしている
- また、環境の変化や技術の進展によってリスクは変動するとして、少なくとも年1回リスクの見直しを実施するとしている

リスク対応方針の決定

発生の可能性の指標	4 いつでも起きる	4	8	1 2	1 6
	3 しばしば起きる	3	6	9	1 2
	2 起きることがある	2	4	6	8
	1 ほとんど起きない	1	2	3	4
		1	2	3	4
		僅少	限定的	重大	甚大
		影響度の指標			

リスクマップの例

リスク評価は、特定されたプライバシーリスクの優先順位を決定する目的で実施する。リスクは、[影響度]と[発生の可能性]の組み合わせで評価される。このように[影響度]と[発生の可能性]二つを考慮したリスクのランク付けを行い、本人に対するプライバシー影響の重大度を最重視した上で、その他「情報銀行」に対する全体的な影響等も踏まえて、リスクへの対応(必要の有無/優先順位)を決定する。
(中略)

発生の可能性と影響度から求めたリスク評価(ランク)についてリスク受容基準を定める。例えば左図では、リスク評価値3までとするなどが考えられる。

7.4.1 リスク低減・保有・回避・移転(抜粋)

詐欺又は不適切な行動による個人情報の喪失のような重大又は最大のリスクを本人に移転することは適切ではない。リスクの共有は「情報銀行」と他の組織との間で行われるべきであり、重大なリスクは本人に移転するべきではない。

リスク見直し方針

9.3. リスクの見直し(抜粋)

- 定期的な見直し

リスクは環境の変化(取扱量の拡大等も含む)や技術の進展等により常に変動する。したがって定期的な見直しは必須であり、また必要に応じて随時見直しを行うこともルール化する。リスクは常に変化することを認識し、少なくとも年1回の見直しを行う。見直しの実施月を定め、文書化する。

2.4 文献紹介

「情報銀行」の取り組み ～本ガイダンスとの対応

ステップ5-3: データに対するコントローラビリティの確保

- 「情報信託機能の認定に係る指針」では「情報銀行」が担保すべき個人の情報のコントローラビリティについて、条件の指定・変更、トレーサビリティ、同意の撤回、委任した個人情報の開示を求めている

4) 事業内容 ⑤個人のコントローラビリティを確保するための機能について

①情報銀行に委任した個人情報の第三者提供に係る条件の指定及び変更

- ・提供先・利用目的・データ範囲について、個人が選択できる選択肢を用意すること(※1)
- ・選択を実効的なものとするために適切なユーザーインターフェイス(操作が容易なダッシュボードなど)を提供すること
- ・選択肢及びユーザーインターフェイスが適切に設定されているか、定期的にデータ倫理審査会などの諮問体制に説明し助言を受けること
- ・利用者が個別の提供先、データ項目等を指定できる機能を提供する場合には、その旨を明示すること

②情報銀行に委任した個人情報の提供履歴の閲覧(トレーサビリティ)

- ・どのデータがどこに提供されたのかという履歴を閲覧できるユーザーインターフェイスを提供すること
- ・提供の日時、提供されたデータ項目、提供先での利用状況など、履歴の詳細を提供する場合は、その旨を明示すること

③情報銀行に委任した個人情報の第三者提供・利用の停止(同意の撤回)

- ・個人から第三者提供・利用停止の指示を受けた場合、情報銀行はそれ以降そのデータを提供先に提供しないこと
- ・指示を受けた以降、既に提供先に提供されたデータの利用が当該データの提供を受けた提供先で制限されるか否か、制限される場合にはどの範囲で制限されるかを、あらかじめ本人に明示すること

④情報銀行に委任した個人情報の開示等

- ・簡易迅速で本人の負担のないユーザーインターフェイスにより、保有個人データの開示の請求(個人情報保護法第28条に基づく請求)を可能とする仕組みを提供すること(※2)
- ・その他、他の情報銀行や事業者へデータを移転する機能の有無を明示すること

(※1) 選択肢の設定については、本人が第三者提供について判断できる情報を提供する必要がある、例えば、「上場企業／その他含む」「観光目的／公共目的」のように数の少ない分類方法から、より個別具体的で数の多い分類方法までが考えられる。

(※2) 例えば、情報銀行を営む事業者が、本人から提供された情報で情報銀行として取り扱う範囲のデータについては、本人確認によりログインしたサイト上で、一括して閲覧・ダウンロードできる仕組みが考えられる。

2.4 文献紹介

「情報銀行」の取り組み ～本ガイダンスとの対応

ステップ5-5:ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

- ・ 情報銀行の認定を取得するためには、データ倫理審査会の設置と審査内容の規定が求められている
- ・ 「「情報銀行」認定制度データ倫理審査会運用ガイドライン」では、データ倫理審査会を、「情報銀行」が実施したプライバシー影響評価をチェックするスキームとしており、ガイダンスにおけるガバナンスの役割の一部を担う
- ・ データ倫理審査会の役割は、プライバシーリスクについて情報銀行から定期的に報告を受けたものに対して確認しプライバシーリスクを改善・是正する対策について助言をすることである

データ倫理審査会の役割

データ倫理審査委員会の意義

- ・ プライバシー・バイ・デザインを実践し、「情報銀行」が実施したプライバシー影響評価をチェックするスキームであり、データ倫理審査会の目的は、データ倫理審査会での審議結果、リスクアセスメントの結果を利害関係者に伝えること

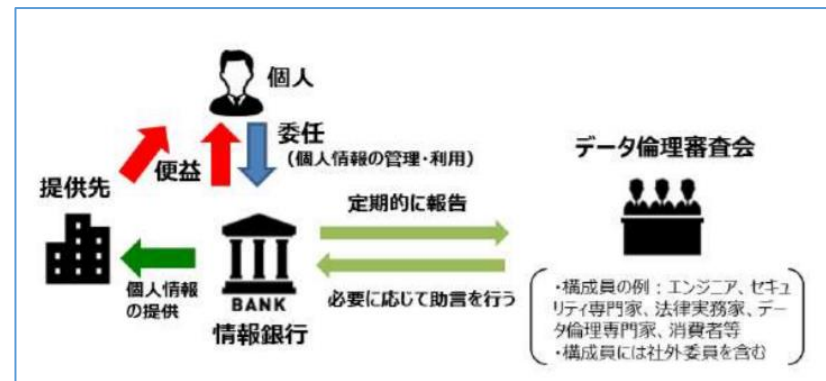
データ倫理審査委員会の機能

- ・ 影響を受ける対象者、影響を受ける個人情報のライフサイクルのプライバシーリスクについて、リスクが残留又は低減されるかにかかわらず確認する。
- ・ プライバシーリスクを改善・是正する対策について確認する。議事録内容については、機密性を明確に評価し、分類する必要がある(非公開、機密、公開など)

データ倫理審査委員会の効果例

- ・ 新しい「情報銀行」サービスのプライバシーリスクをレビューし、その影響と可能性を評価する。
- ・ 個人その他の利害関係者とプライバシーリスクに対する認識を共有し、リスクを軽減し、個人情報保護責任を果たしている説明・証拠を提供する。
- ・ マネジメント層にとっては、個人情報リスクを管理し、意識を高め、責任(accountability)を確立するための手段となり、個人情報の取り扱いに関する可視性、及びそれが引き起こす可能性のあるリスクと影響、「情報銀行」サービス戦略へのインプットとなりうる。個人情報の取り扱いに関するリスク要件をよりよく理解し、要件に対する活動を評価する機会として、「情報銀行」サービスの設計及び提供のためのインプットとして、また実施後の変更管理プロセスを通じてレビュー及び修正に用いることができる。

諮問体制(データ倫理審査会)に関する事項



2.4 文献紹介

データ取引市場 運営事業者認定基準

- 発行日:2018年8月23日
- 発行者:一般社団法人データ流通推進協議会(DSA)
- 発行形態:その他

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2:リスクの特定

ステップ3:リスク対応方針の決定

ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1:PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2:ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの確保

ステップ5-4:公正な取引の実施の担保

ステップ5-5:ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6:継続的な環境分析とルールの更新

2.4 文献紹介

概要～ データ取引市場運営事業者認定基準 D2.0 / 説明 REV1.1



データ取引市場運営事業者認定基準の説明

運用基準検討委員会



概要・位置づけ

- 発行日:2018年8月23日 発行者:一般社団法人データ流通推進協議会
- データ取引市場運営事業者としての認定を受けるための要件、要件を満たす基準を整理した認定基準とデータ取引市場の全体像、データ取引市場運営事業者に求められる役割などを解説した文書
- 2021年度に、基準を基にした認定審査チェックリストが完成し、DTA(現一般社団法人データ社会推進協議会)の認定審査委員会による認定審査の開始が予定されているが、2022年1月時点では開始されていない

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- データ取引市場運営事業者認定基準は、ステップ1でプラットフォームの役割を特定すべきと明示した「価値創出プロセスを担う者の間で行われるデータ取引を仲介する(データ取引市場である)」に該当する
- データ取引市場を運営するPFの認定基準の要件を整理したガイドラインであり、データ取引市場におけるデータ取扱いルールを策定するにあたって参考となる

URL:

(D2.0) https://data-trading.org/wp-content/uploads/2020/11/Cert_DataTradingMarketRev20.pdf

(説明 REV1.1) https://data-trading.org/wp-content/uploads/2020/11/CertDesc_DataTradingMarketRev11.pdf

2.4 文献紹介

「データ取引市場運営事業者認定基準」の取り組み ～「データ取引市場」概要

- データ流通プラットフォームにおけるデータ取扱いルールを検討する上で、データ取引市場運営事業者認定基準はデータ取引市場運営事業者にとって、ルール設計の参考となるため、ここに紹介する
「データ取引市場」は、「データ取引市場運営事業者認定基準」において、データ提供者とデータ提供先を仲介し、データと対価の交換・決済の機能を提供する者。」と定義されており、自らデータを収集・保持・加工・販売をしないとされている

【データ取引市場運営事業者認定基準の位置づけ】

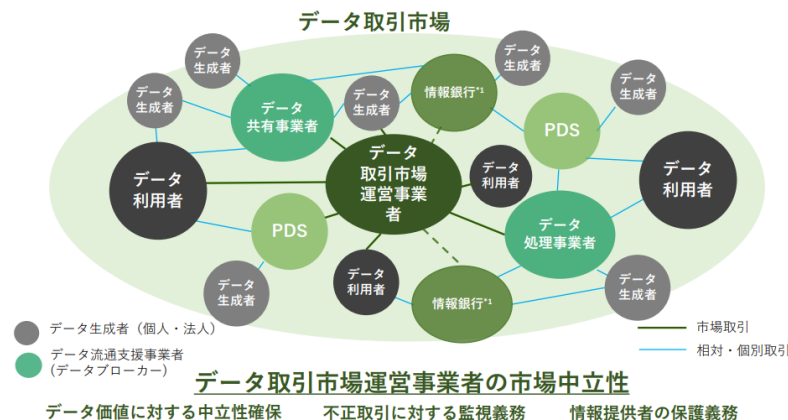
- データ取引市場運営事業者認定基準はDTAが発行した基準であり、今後 本基準を基に運用される。2021年度に、基準を基にした認定審査チェックリストが完成し、DTA(現一般社団法人データ社会推進協議会)の認定審査委員会による認定審査の開始が予定されているが、2022年1月時点では開始されていない

【データ取引市場運営事業者の定義】

- 「データ提供者」と「データ提供先」を仲介し、データと対価の交換・決済の機能を提供する者。データ取引市場運営事業者は自らデータを収集・保持・加工・販売をしない。
- 上記の定義の「データ提供者」とは、自らの事業や観測活動などによりデータを生成、取得する、またはそれらのデータを整理・加工したり保管・配備したりする者で、「データ提供先」とはデータ提供者からデータの提供を受け、サービス・製品などに活用する他、自らデータ提供先の事業に利用する者である

【データ取引市場運営事業者の求められる要件】

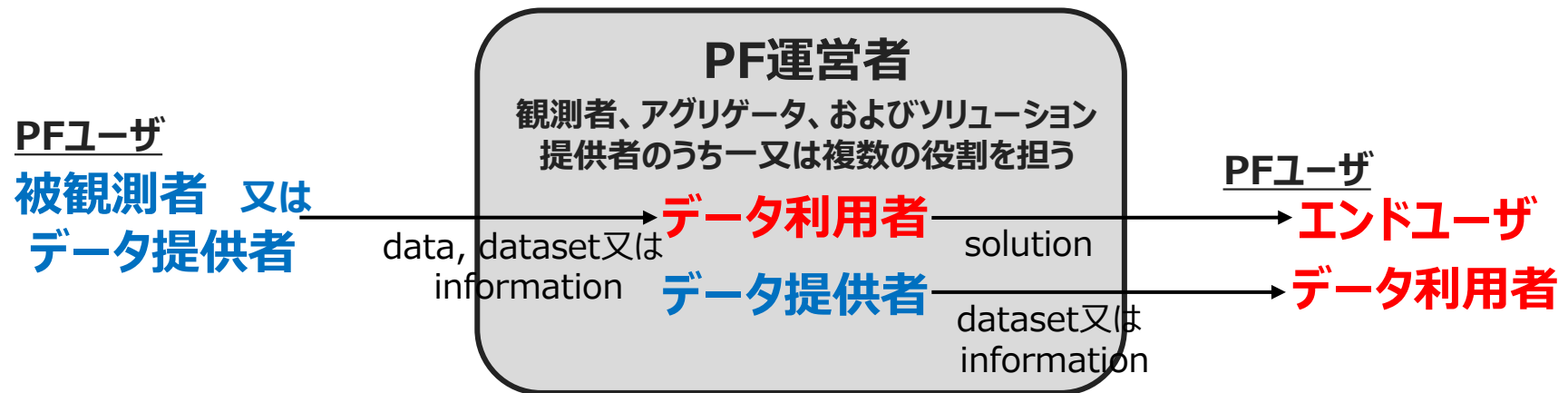
- データ取引市場運営事業者は、自らが運営している市場で自己に有利な取引を行うことがないように中立性が求められ、外観的な中立性が確保されるために、自らは取引に参加しないことが求められる。さらに、特定の取引市場参加者に有利にならないように取引市場参加者に対しても中立性が求められる



2.4 文献紹介

「データ取引市場運営事業者認定基準」の取り組み ～ガイダンスとの関係性

- 「データ取引市場運営事業者」は、ステップ1でプラットフォームの役割を特定すべきと明示した「価値創出プロセスを担う者の間で行われるデータ取引を仲介する(データ取引市場である)」者、に該当する
- データ取引市場運営事業者に対して、求められる要件が詳細に設定されており、ルールを検討する上で参考となる



データ取引市場運営事業者認定基準の対象範囲



※データ取引市場の認定制度は、民間団体である一般社団法人データ推進協議会(以下、DTA)による任意制度であり、データ取引市場運営事業者に強制されるものではない。そのため、DTAによる認定を受けていないデータ取引市場運営事業者が、データ取引市場運営事業者を名乗ることを防げるものではない。

※データ取引市場運営事業者認定基準は執筆時点(2021/11)で運用されていないが、2021年度より認定審査チェックリストが完成し、一般社団法人データ社会推進協議会による認定審査を開始する予定である

参考)「一般社団法人データ社会推進協議会 認定審査委員会」, <https://data-society-alliance.org/committee/cert/>

2.4 文献紹介

「データ取引市場運営事業者認定」の取り組み ～認定の目的

- 総務省の情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」をベースとして、DTA運用基準検討委員会において議論を重ね、認定基準が作成された
- データ取引市場運営事業者認定基準は、その根幹となる目的、基本理念、基本原則を明らかにしたうえで、認定の対象者と認定のための要件の概要及び具体的な要件並びに認定行為の概要を規定している

認定基準の開発

- 総務省の情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会 基本戦略ワーキンググループ「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」が認定基準の根拠となっている。取りまとめをベースとして、DTA運用基準検討委員会において議論を重ねて、認定基準が作成された
- 「データ取引市場等サブワーキンググループ取りまとめ」では、体制の整備、データ提供者との間の約款の策定、公表、データ提供先の事業者との間の約款の策定、公表、データ取引に関するルールの策定に関してまとめられている

認定の目的

- 認定基準による認定の目的は、認定の要件を満たしたデータ取引市場認定事業者が適正な市場運営を行うことで、安全で効率的で利便性の高いデータ取引市場を実現することである
- また、データの価値を市場の機能を使って「見える化」し、透明で公正な市場運営が行われることでデータ取引市場に対する社会的な信頼を高めることを基本理念としている



2.4 文献紹介

「データ取引市場運営事業者認定」の取り組み ～本ガイダンスとの対応

ステップ2:リスクの特定

ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

- 「データ取引市場運営事業者認定基準」では、拠るべき原則として「データ取引市場」に求められる原則を定めている
- この原則が守られないと、リスクとなりうる状況であることを示している

拠るべき原則

第7項 法令順守

- 適正な事業運営を行うための内部統制を構築し、運用することが求められる
- データ取引市場運営事業者が、法令を遵守してデータ取引市場を運営することにより、社会的なインフラとしてのデータ取引市場の重要性が高まっていくことが期待される

- データ取引市場運営システムについて安全対策を講じて、それを着実に実行することにより、不正アクセスなどによる情報漏洩が起こらないようにしなければならない

第6項 安全性

基本原則

第5項 公正性

- データ取引市場においてデータの仮装売買や馴合売買のような取引価格の操作が行われて一部の取引市場参加者が不利益を被ることがないような仕組みを構築することが求められる

第3項 中立性

- 自らが運営している市場で自己に有利な取引を行うことがないように、中立性が求められる。外観的な中立性が確保されるために、自らは取引に参加しないことが求められる
- さらに、特定の取引市場参加者に有利にならないように取引市場参加者に対しても中立性が求められる

- データ取引市場運営事業者は、データ取引における各プロセスにおいて取引ルールを定めて広く一般に公表し、適切に運用していくことが求められる

第4項 透明性

2.4 文献紹介

「データ取引市場運営事業者認定」の取り組み ～本ガイダンスとの対応

ステップ5-1:PFの利用規約に求められる役割・機能,ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの確保,ステップ5-4:公正な取引の実施の担保

- 「データ取引市場運営事業者認定基準」では、データ提供者・データ提供先との間の約款の策定、公表を求めており、10項の具体的な要件を設けている
- 要件を満たすことが、データ取引市場運営事業者のPF利用規約の役割として求められている

データ提供者・データ提供先との間の約款の策定、公表

データ取引市場運営事業者は、データ提供者及びデータ提供先と標準約款により契約を結ぶこと求められる



➤ 具体的な要件

第14項, 第24項

標準約款の作成

データの利用目的、取引方法や安全対策などを記載

第19項, 第29項

不正行為の禁止

仮装売買や馴合売買による価格操作など

第15項, 第25項

トレーサビリティ

取引情報の記録・補完

第20項, 第30項

契約違反

契約違反への対応

第16項, 第26項

不正行為防止

データの閲覧目的外利用
第三者への漏洩

第21項, 第31項

損害賠償責任

損害賠償責任の明確化

第17項, 第27項

コントローラビリティ

取引条件の追加、変更、削除を行うための要件を記載

第22項, 第32項

運営事業の終了

データ取引市場運営事業の終了・譲渡の対応

第18項, 第28項

情報漏洩

損害賠償責任の範囲請求先

第23項, 第33項

契約解除

契約解除の対応

2.4 文献紹介

「データ取引市場運営事業者認定」の取り組み ～本ガイダンスとの対応

ステップ5-5:ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

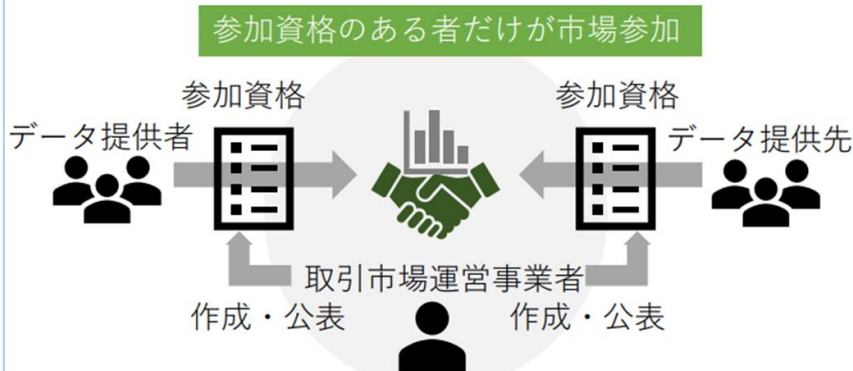
- 「データ取引市場運営事業者認定基準」では、ルール設計の制定するにあたり、満たすべき3つの要件(データ提供の参加資格、データ受領の参加資格、法令違反データ)を定めている
- 違反発覚時の罰則規定についても明文化することを求めている

データ取引に関するルールの制定

第34項

データ提供の参加資格

- データ取引市場にアクセスを希望する者に対して、参加資格を設定して公表することが求められる。この参加資格は、データ提供を希望する者とデータ受領を希望する者の両方に設定される



第36項

法令違反データ

- 法令違反のデータが取引市場を使って取引されていることが明らかとなった場合は、データ提供者及びデータ提供先に対してその旨及び根拠を通知したうえで、データ取引を停止する措置をとることが求められる



2.4 文献紹介

大学における 研究データポリシー策定 のためのガイドライン

- 発行日:2021年7月1日
- 発行者:大学ICT推進協議会 (AXIES)
- 発行形態;その他

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2:リスクの特定

ステップ3:リスク対応方針の決定

ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1:PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2:ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの確保

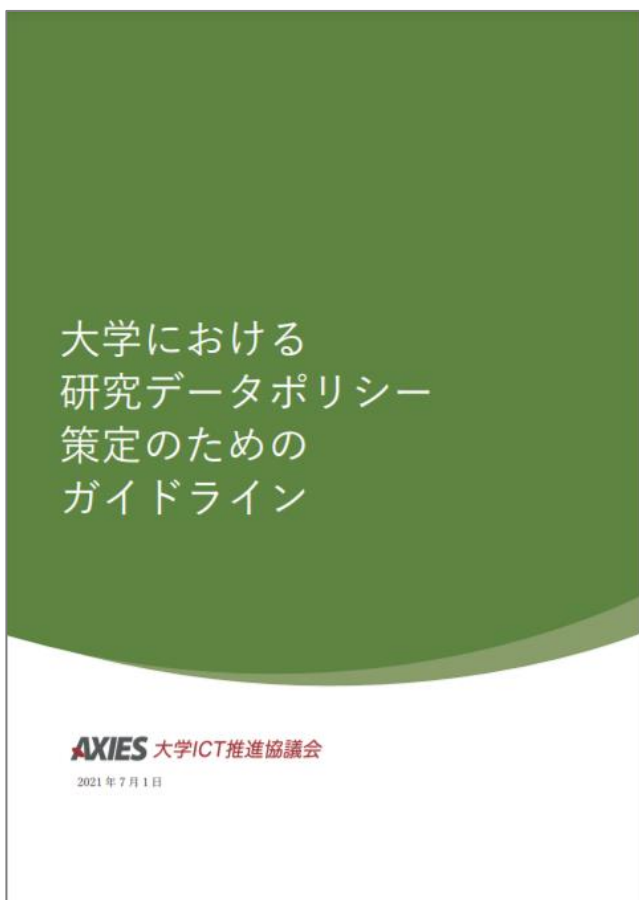
ステップ5-4:公正な取引の実施の担保

ステップ5-5:ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6:継続的な環境分析とルール of 更新

2.4 文献紹介

概要～ 大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン



概要・位置づけ

- 発行日:2021年7月1日 発行者:大学ICT推進協議会 (AXIES)
- AXIESの加盟校の要望により、策定されたガイドライン。ガイドラインに強制力はなく、研究データ管理の実現の一助とするためのものである
- 「学術機関における研究データ管理に関する提言」をもとに、組織的な研究データマネジメント(Research Data Management, RDM)を進めるためには、どのような基本方針を定めるべきか、またその策定に至るまでにどのような作業を必要とするか、を取りまとめている

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- 大学におけるデータポリシーの策定方法を示しており、本ガイダンスのステップ4: PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定の具体事例として紹介する
- ステップ4: PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定において、ポリシーの背景にある価値観をステークホルダーが容易に理解可能な内容にすることが肝要と説明した。大学における研究データポリシー策定のためのガイドラインステークホルダーが容易に理解可能な内容の具体例として参考となる

URL: https://rdm.axies.jp/_media/sites/14/2021/07/urdp-guideline.pdf

2.4 文献紹介

大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン ～本ガイダンスとの対応 ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

- 大学における研究データポリシー策定のためのガイドラインでは、ポリシー策定の背景の例を挙げており、背景を網羅的かつ詳細に挙げるための参考となる

ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

- ✓ ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定では、背景にある価値観(例:プライバシーの尊重、データ提供者の経営上の秘密の保護)が、ステークホルダーに容易に理解できるような内容とすることが肝要であると説明した
- ✓ 大学における研究データポリシー策定のためのガイドラインでは、ポリシー策定の背景として下記9つのよう例を挙げており、機関の価値観・背景を網羅的かつ詳細に挙げている

内部要因

大学としてのコンプライアンスや説明責任に基づく要求

- 各種の関連規則や契約事項の遵守、文書管理の徹底
- 情報公開請求への対応、説明責任の履行
- 知的財産の管理
- 研究データ管理に関わる大学の社会的責任の全う

外部要因

近年のオープンサイエンスの流れを汲む世界動向

- 万人の研究成果へのアクセス確保、オープンサイエンスの流れ
- 公的資金を得た研究成果の公開・発信への要求(説明責任含む)
- 人類の英知の保存と継承
- 堅実な研究の実現、研究再現性の担保
- 研究の透明性の拡大、研究不正防止

2.4 文献紹介

プライバシーポリシー ガイドライン

- 策定: 2004年11月
- 改訂: 2014年2月、2016年5月、2017年5月
- 発行者: 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)
- 発行形態: その他

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2: リスクの特定

ステップ3: リスク対応方針の決定

ステップ4: PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1: PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2: ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3: データに対するコントローラビリティの確保

ステップ5-4: 公正な取引の実施の担保

ステップ5-5: ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6: 継続的な環境分析とルール of 更新

2.4 文献紹介

概要～プライバシーポリシーガイドライン

プライバシーポリシーガイドライン(目次)

第1章 総則

- (目的)第1条
- (定義)第2条
- (適用範囲)第3条

第2章 細則

- (プライバシーポリシーの構成)第4条
- (個人関連情報の適正な取得)第5条
- (利用目的の特定)第6条
- (利用目的の通知、公表、明示)第7条
- (個人関連情報の目的外利用の禁止および利用目的の変更)第8条
- (個人関連情報の第三者への提供)第9条
- (保有個人データの開示等の請求等)第10条
- (個人関連情報の安全性の確保)第11条

第3章 その他

- (プライバシー保護のための仕組みの導入)第12条
- (スマートフォンの端末識別IDについて)第13条
- (消費者への配慮)第14条
- (位置情報に関して)第15条
- (ガイドラインの見直し等)第16条

概要・位置づけ

- 策定:2004年11月(改訂:2014年2月、2016年5月、2017年5月)
発行者:一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)
- インターネット広告ビジネスにおける民間の自主的な「プライバシーガイドライン」。
- インターネット広告ビジネスで取得・利用される「消費者個人に関する情報」の取扱いに関し、事業者が遵守すべき基本事項を規定。2000年8月より検討開始、米国プライバシー保護の取り組みを参考。
- プライバシーポリシーに含めるべき基本構成を示し、個人情報保護法が定める「個人情報」に加え、インターネット広告で取り扱う個人に関する情報を反映した「個人関連情報」を定義、取扱い基準を示す。
- 民間企業で構成する一般社団法人として、当ガイドラインを通じ、自主的に規律を課し、倫理性など法令の及ばない領域の補完を試みる取り組みにより、業界全体の信頼性・安全性の確保に努めている。

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

プラットフォームにおいてパーソナルデータを取扱う場合に、データ取扱いポリシーの策定の指針として参考になると考えられる。

また、協会としての改訂の取り組みの変遷は、継続的な環境分析に基づくルールの更新の取り組みの在り方の例としても参考になると考えられる。

URL: https://www.jiaa.org/wp-content/uploads/2019/11/JIAA_PPguideline.pdf

2.4 文献紹介

プライバシーポリシーガイドライン～本ガイダンスとの対応

ステップ4: PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

- ・ 各社「プライバシーポリシー」に含めるべき基本構成(8項目)をあげ、より具体的に推奨される各事業者向けのアクションを「解説」として付記し例示している
- ・ 例えば、「消費者にとって当然予想されるものについての記載よりも、そのサービスを利用する消費者にとってわかりにくいものを特に記載すべき」との方向感が示されている

ポリシー設定の指針

[解説]

(プライバシーポリシーの構成)

第4条 プライバシーポリシーには次のような事項が含まれていることが望ましい。

- ① プライバシーポリシーが適用される範囲
- ② 情報を取得する事業者の氏名または名称
- ③ 想定され得る、取得する個人関連情報の種類
- ④ 取得方法が特定できる場合には取得方法
- ⑤ 個人関連情報の利用目的
- ⑥ 個人関連情報(検索することができるように体系的に構成されたものに限る。)を第三者に提供または共同利用する場合は、その旨
- ⑦ 保有個人データの開示等の請求等の受付方法および手数料を定めた場合は、その旨
- ⑧ 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口や連絡先、連絡方法(手続き)

- ・ 取得する情報の種類(③)、取得方法(④)、利用目的(⑤)等を勘案し、情報の取得源または取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記することが望ましい。
- ・ 消費者にとって当然予想される情報の種類(③)、取得方法(④)等について記載するよりも、そのサービスを利用する消費者にとって分かりにくいものを特に記載すべきである。
- ・ 消費者本人から開示等の請求等があった場合(⑦)に、法定の要件を満たしていなくとも自主的にこれに応じる場合にはその旨も盛り込むことが望ましい。
- ・ 安全管理措置に関して具体的にどのような施策を講じているのかについての概要等を記載しておくことも消費者への情報提供という観点からは検討には値する。
- ・ スマートフォンアプリケーション向けに広告配信を行う場合および情報送信モジュール等によりスマートフォンからユーザー情報の送信・取得等を行う場合は、スマートフォンにおける情報の適切な取り扱いに関して、各サービスの実態に即したプライバシーポリシーを定め公表し、アプリケーションからのリンクなどにより、消費者が容易に参照できる場所に掲示するよう努める。

2.4 文献紹介

プライバシーポリシーガイドライン～本ガイダンスとの対応

ステップ4: PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

- 取得データの利活用時に(目的外利用という)規約違反を避けるあまり、曖昧になりやすい「利用目的」の記載についても、「具体的に特定」する必要性を指摘し、一定の方向感を示している

ポリシー設定の指針

(利用目的の特定)

第6条

個人関連情報を取得する場合には、会員各社が提供するサービスにかかる利用目的に応じて必要性を十分に吟味のうえ、それぞれの利用目的を可能な限り明確に特定するものとする。

また、当該利用目的に必要な個人情報を取得しないよう留意する。

[解説]

- 郵便物を送るなどの必要性がないなら住所まで取る必要はない(例えば地域分布を知りたいければ都道府県レベルに止めるなど)。

また、登録時点の年齢分布を調べるだけの目的であれば、年齢か生年を聞けば良いのであって誕生日まで取る必要はない。
- 利用目的の特定にあたっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、会員各社において最終的にどのような目的で取得した情報を利用するかを可能な限り具体的に特定する必要がある。

(単に「事業活動に用いるため」、「提供するサービスの向上のため」、「マーケティング活動に用いるため」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならない)。
- なお、取得した情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的においてその旨特定しなければならない。

2.4 文献紹介

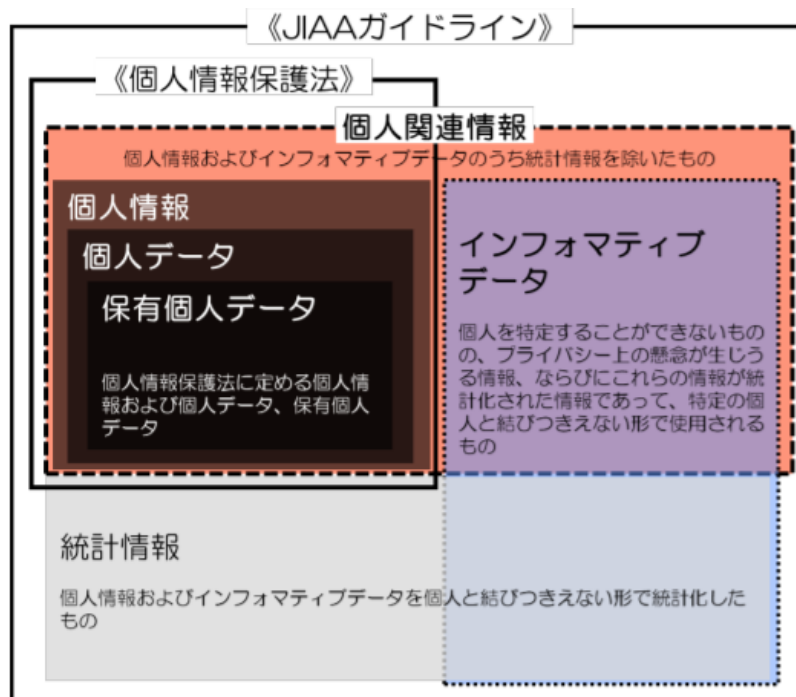
プライバシーポリシーガイドライン～補足(個人関連情報)

※本プライバシーポリシーガイドラインの対象情報(=個人関連情報)

本ガイドラインでは、個人情報保護法が定める「個人情報」と、インターネット利用者のコンピュータを識別するCookie情報等のインターネット利用にかかるログ情報などを、協会が独自に定義する「インターネット広告で取扱う個人情報以外の個人に関する情報」(インフォマティブデータと呼ぶ)から、「統計情報」を除いたものを「個人関連情報」と称し、インターネット広告ビジネスを目的に取得・管理・利用する際の、対象情報の取扱い基準を示す

個人関連情報

本プライバシーポリシーガイドラインの対象情報



出典:「インターネット広告における「個人関連情報」の取扱いに関するガイドライン等の取り組みについて」
一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会(JIAA)
個人情報保護委員会(第98回)資料 2019年(平成31年)年3月29日
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190329_shiryout1.pdf

2.4 文献紹介

データカタログ作成 ガイドラインV2.1

- 発行日:2021年6月18日
- 発行者:一般社団法人データ社会推進協議会(DSA)
- 発行形態:その他

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2:リスクの特定

ステップ3:リスク対応方針の決定

ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1:PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2:ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの確保

ステップ5-4:公正な取引の実施の担保

ステップ5-5:ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6:継続的な環境分析とルールの更新

2.4 文献紹介

概要～データカタログ作成ガイドラインV2.1



データカタログ作成ガイドライン V2.1

一般社団法人データ社会推進協議会

概要・位置づけ

- 発行日:2021年6月18日 発行者:一般社団法人データ社会推進協議会(DSA)
- データカタログとは流通対象となるデータセットの概要(データの所在や内容等)を示す情報で、データセットの理解や発見を容易化するものであり、データセットの検索性が向上され、データ提供者・データ提供先のマッチングを促進することが可能となる
- 本書は、共通フォーマットの項目定義を行っており、多くの組織・分野にて活用されることで、データ流通の活性化に貢献することを目指している

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- データ流通における標準的なデータカタログ開発指針を示しており、本ガイダンスと同様、業界内外のデータ提供・利用を円滑化することを目指している
- 本書でデータカタログ項目を策定する際に、データ利用条件を定義することを推奨しており、データ提供者の意図がカタログに明示されることによって提供先での意図しないデータ利用の防止に役立つ
- コントローラビリティだけでなく、詳細情報としてデータ生成の背景情報などの定義も定められており、データの信頼性担保にも活用可能

URL: <https://data-society-alliance.org/wp-content/uploads/2021/06/210618-D23-DataCatalogGuidelineV21-gl-tecst.pdf>

2.4 文献紹介

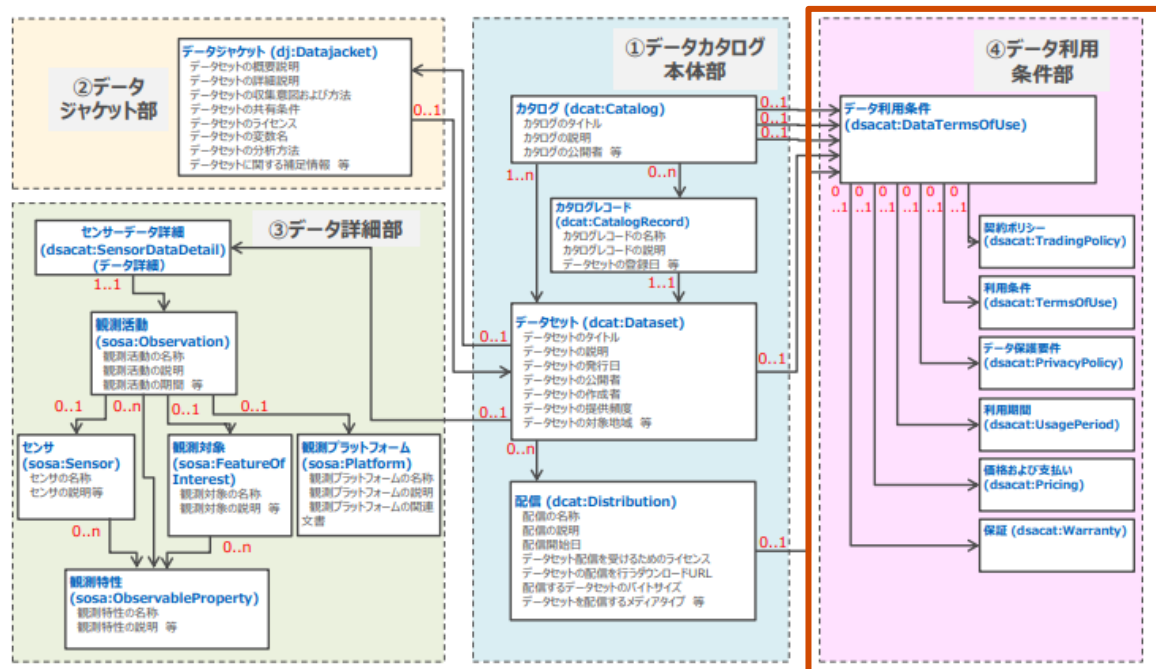
データカタログ作成ガイドラインV2.1 ~ 本ガイダンスとの対応

ステップ5-3: データに対するコントローラビリティの確保

ステップ 5-3: データに対するコントローラビリティの確保

ステップ 5-3(1): コントローラビリティの定義

- 民間でのデータ取引においてデータカタログに求められる要件として「契約情報やライセンス情報等のデータの利用条件の詳細な内容を表現できること」が求められており、データカタログ情報の4つの構造のうち一つに「データ利用条件部」が定義されている
- データ利用条件部によって、データ提供者が契約形態やデータの利用にあたっての条件、データ保護条件、支払条件等について制限を明記することが可能となる



データ項目定義のクラス図

データ利用条件部には6つのサブクラスが定義されている

- 契約ポリシー
- 利用条件
- データ保護要件
- 利用期間
- 価格および支払い
- 保証

2.4 文献紹介

データ利活用のポイント集

- 発行日: 令和2年(2020年)6月30日
- 発行者: 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室
- 発行形態: 政府発行/政府施行の制度

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2: リスクの特定

ステップ3: リスク対応方針の決定

ステップ4: PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1: PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2: ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3: データに対するコントローラビリティの確保

ステップ5-4: 公正な取引の実施の担保

ステップ5-5: ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6: 継続的な環境分析とルールの更新

2.4 文献紹介

概要～ データ利活用のポイント集



概要・位置づけ

- 発行日：2020年6月30日 発行者：経済産業省経済産業政策局知的財産政策室
- データ利活用時の留意点をQ&A形式で網羅的に説明（詳細版、概略版）。企業の成功事例を掲載
- 企業におけるデータ利活用につきまとう不安や課題を払拭し、データ利活用を推進する目的
- データ利活用における留意点や法令対応など、データ取得・保有、使用、提供、プラットフォーム利用の観点で、QA形式で掲載

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

企業におけるデータ利活用に係るテーマ（提供、取得・保有、利用、プラットフォーム）における留意点を、関連法令の観点を踏まえ、実務家向けに、広範にまとめられており、ガイダンスと共通するテーマが多いため、参考として紹介する

- ステップ1: データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認
- ステップ2: リスクの特定
- ステップ3: リスク対応方針の決定
- ステップ5-2: ガバナンス設計の際の検討項目
- ステップ5-4: 公正な取引の実施の担保

URL: <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/datapoint.pdf>

2.4 文献紹介

データ利活用のポイント集 ～本ガイダンスとの対応

ステップ2:リスクの特定

- データ利活用時には、取り扱うデータに法的保護の対象データが含まれていることがある。法令によって保護され得るデータと関連法令や関連資料等が整理されており、データ特性に応じたリスクの特定の参考になると考えられる

主要なデータの特性と関連法令

- 例えば、「営業秘密」や「限定提供データ(※1)」は、所定の要件を満たす場合に、不正競争防止法(不競法)により、一定の保護を受けることができる。しかしながら、後から当該保護が否定されないことがないよう、要件を満たす管理を自社で行うとともに、他社に対しても適切な管理を促す等、十分留意して対応する必要がある
 - 営業秘密 …… 要件の1つに秘密管理性(秘密として管理すること)が求められている
 - 限定提供データ(※1) …… 要件の1つに電磁的管理性(電磁的方法により管理すること)が求められている。ID・パスワード・ICカード等により、データを提供する際、特定の者に対してのみ提供するものとして管理する意思が外部に対して明確化されることが求められる

(※1) 限定提供データ : 商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、他者に提供することを想定した上で管理している価値あるデータ

主要なデータの特性と関連法令

データの特性	関連法令	関連資料
営業秘密	不競法	経済産業省「営業秘密管理指針」
限定提供データ	不競法	経済産業省「限定提供データに関する指針」
著作物性を有するデータ	著作権法	文化庁「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」 ¹¹
個人情報	個人情報保護法	個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の「通則編」や「匿名加工情報編」等
匿名加工情報 ¹²	個人情報保護法	

2.4 文献紹介

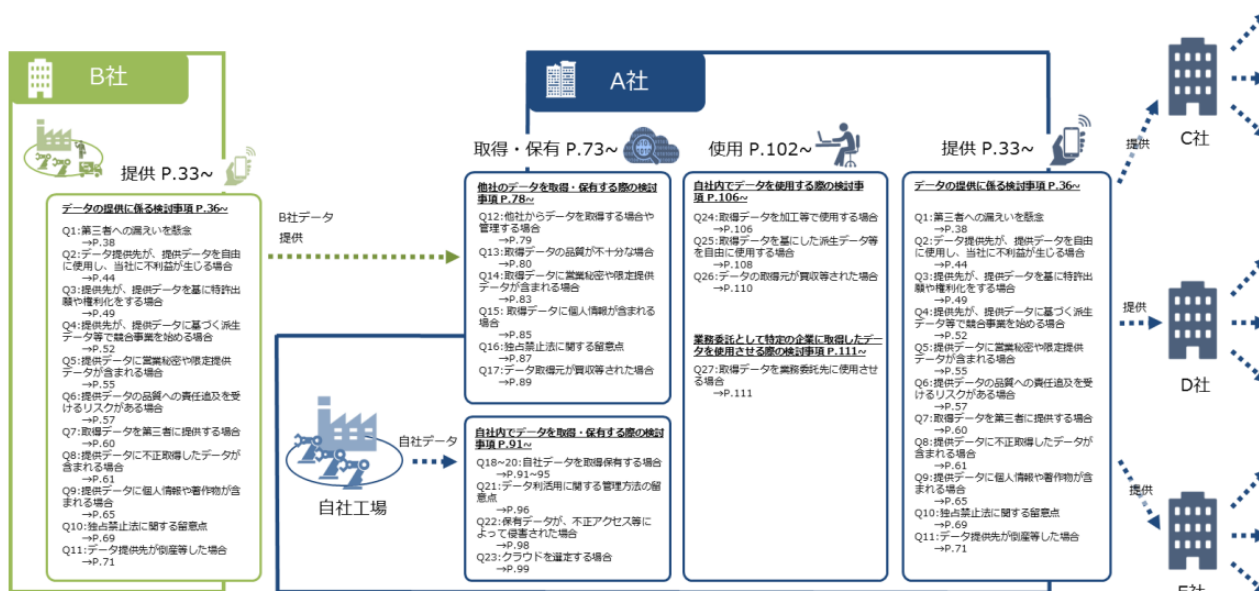
データ利活用のポイント集 ～本ガイドランスとの対応

ステップ2:リスクの特定,ステップ3:リスク対応方針の決定

- 企業間でのデータの「提供」や各企業における「取得・保有」「使用」、ならびにプラットフォーム事業者、におけるリスクとして留意すべき事項とその対応方法とがQ&A形式で広範に纏められており、リスク特定の項目として参考になると考えられる

データ利活用に向けた検討事項（取得・保有、使用、提供、プラットフォーム）

- データの「提供」に係る検討事項（例 第三者への漏洩の懸念、提供先が提供データを元に特許出願や権利化をする場合、など）
- データの「取得・保有」に係る検討事項（例 取得データの品質が不十分な場合、取得データに個人情報が含まれる場合、など）
- データの「使用」に係る検討事項（例 取得データを加工等で使用する場合、など）
- 「プラットフォーム」に特有の検討事項（例 事業者としてデータのプラットフォームを形成する場合にどのような点に留意すればよいか、など）



※プラットフォームに特有の場合は、P.112～122を参照。

データ利活用に向けた検討事項の構成

2.4 文献紹介

データ利活用のポイント集 ～本ガイダンスとの対応 個別検討事項(1/4)

ステップ2:リスクの特定,ステップ3:リスク対応方針の決定

- 企業間でのデータの「提供」におけるリスクとして留意すべき事項とその対応方法とがQ&A形式で広範に纏められており、リスク特定の項目として参考になると考えられる(p.38-p.71)

データ利活用に向けた検討事項（提供）

データの「提供」に係る検討事項

- 第三者への漏洩の懸念
- 提供先が提供データを元に特許出願や権利化をする場合、など



図 データ提供のイメージ

データ提供におけるQ&Aのチェックシート

項目	Q番号	データを提供するときの疑問点	実行を推奨する事項	チェック	ページ
提供	Q1	提供データが、第三者に漏えいしてしまう場合に備えて、何か手立てはないか。	a. 契約で第三者提供の禁止やデータの管理方法の義務付け等を規定 b. システム設計による漏えい防止策を実施 c. データ漏えいの発生に備え、証拠保全を実施	<input type="checkbox"/>	38 38 38
	Q2	提供先が、提供データを自由に使用し、当社に不利益が生じる場合に、何か手立てはないか。	a. 契約で目的外使用の禁止等を規定 b. サンプルデータの提供やクラウドへのアクセス権限付与等によるリスク軽減策を実施 c. 目的外使用が発生した場合に備え、証拠保全を実施	<input type="checkbox"/>	44 44 44
	Q3	提供先が、提供データを基に特許出願や権利化をする場合に、何か手立てはないか。	a. 契約上、特許出願・権利化にはデータ提供者との事前協議を必要とする旨を規定 b. 特許法に基づき、特許移転請求等による対応	<input type="checkbox"/>	49 49
	Q4	提供先が、提供データに基づく派生データ等で競合事業を始める場合に、何か手立てはないか。	a. 提供先との契約において使用権限等を合意	<input type="checkbox"/>	52 52
	Q5	提供データに、営業秘密や限定提供データが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 秘密保持契約の締結、管理方法の義務付け等により営業秘密該当性を確保 b. ID・パスワード、暗号化等の措置により限定提供データ該当性を確保 c. 営業秘密及び限定提供データ双方の要件を満たす管理を実施	<input type="checkbox"/>	55 55 55
	Q6	提供データの品質への責任追及を受けるリスクがある場合に、何か手立てはないか。	a. 品質について共通認識を形成し、契約で合意 b. サンプルデータの提供によるリスク軽減策を実施	<input type="checkbox"/>	57 57
	Q7	当社が、他社から取得したデータを第三者に提供する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 秘密保持義務や第三者提供の可否等、提供元との契約内容を確認 b. データを加工した上で提供する場合には、データ使用権限、第三者提供等の契約内容の確認	<input type="checkbox"/>	60 60
	Q8	提供データに不正取得したデータが含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. データ取得時に、データ取得に対して第三者の営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求 b. 提供先との契約においてデータ提供の停止が債務不履行とならないよう合意 c. 不脱法上の類型を確認	<input type="checkbox"/>	61 61 61
	Q9	提供データに個人情報や著作物が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 個人情報の第三者提供の可否を確認 b. 匿名加工情報・統計情報の取り扱い c. 「個人情報」に該当しない個人に関する情報の取扱い d. 著作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権や著作人格権を侵害しないようにデータを取り扱う	<input type="checkbox"/>	65 65 65 65
	Q10	データの提供等にあたり、独占禁止法との関係において、どのような点に留意すればよいか。	a. 不公正な取引方法ではないことを確認 b. 不当な取引制限ではないことを確認	<input type="checkbox"/>	69 69
	Q11	提供先が倒産等した場合に、提供データを廃棄させたいが、何か手立てはないか。	a. 契約における廃棄・消去義務等の規定 b. 提供先にデータを交付しない形式で提供	<input type="checkbox"/>	71 71

2.4 文献紹介

データ利活用のポイント集 ～本ガイダンスとの対応 個別検討事項(2/4)

ステップ2:リスクの特定,ステップ3:リスク対応方針の決定

- 各企業における「取得・保有」におけるリスクとして留意すべき事項とその対応方法とがQ&A形式で広範に纏められており、リスク特定の項目として参考になると考えられる(p.79-p.99)

データ利活用に向けた検討事項（取得・保有）

データの「取得・保有」に係る検討事項

- 取得データの品質が不十分な場合
- 取得データに個人情報が含まれる場合、など

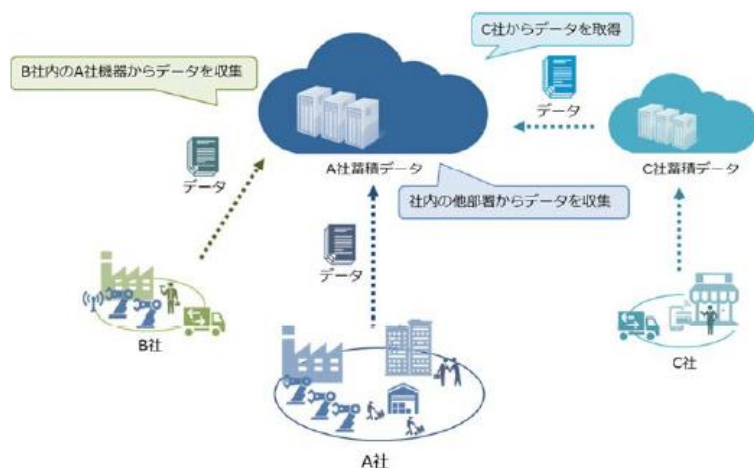


図 データ取得・保有のイメージ

データ取得・保有におけるQ&Aのチェックシート

項目	Q番号	データを取得・保有するときの疑問点	実行を推奨する事項	チェック	頁
取得・保有	Q12	他社からデータを取得する場合や管理する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 管理方法の実施可能性を検討した上で契約を締結 b. フォルダやサーバを分離する等、自社データと分離	<input type="checkbox"/>	79頁
	Q13	取得データの品質が不十分で、自社に損害を及ぼす場合に、何か手立てはないか。	a. 品質について共通認識を形成し、契約を締結 b. サンプルデータの取得によるリスク軽減策を実施	<input type="checkbox"/>	80頁
	Q14	取得データに第三者の営業秘密や限定提供データが含まれ、当社が不競行為を疑われる場合に、何か手立てはないか。	a. データ取得の際に、営業秘密・限定提供データが含まないことの保証を要求 b. 不競法上の類型を確認	<input type="checkbox"/>	83頁
	Q15	取得データに個人情報が含まれる場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 提供データに個人情報が含まれていないことの保証を要求 b. 提供者への必要な手続の履践要求、自社における利用目的の通知・公表、適切な個人情報の管理	<input type="checkbox"/>	85頁
	Q16	データを取得する場合に、独禁法との関係において、どのような点に留意すればよいか。	a. 不公正な取引方法ではないことの確認 b. 不当な取引制限の回避	<input type="checkbox"/>	87頁
	Q17	データの取得元が買収等された場合に、データ提供を継続させる何か手立てはないか。	a. データ提供の継続を契約書に明記 b. 自社サービスの提供先との契約において自社サービスの停止が債務不履行とならないよう合意	<input type="checkbox"/>	89頁
	Q18	自社内の各部署からデータを取得する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. データの性質等に応じた対応を実施 b. 秘密保持義務等、他社との契約内容を確認 c. データ収集を実行する組織づくり	<input type="checkbox"/>	91頁
	Q19	自社データを営業秘密として保有する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 営業秘密管理指針を参考に、3要件を満たす管理	<input type="checkbox"/>	93頁
	Q20	自社データを限定提供データとして保有する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 限定提供データに関する指針を参考に、3要件を満たすように管理	<input type="checkbox"/>	94頁
	Q21	データ利活用を始めるにあたり、管理の面でどのような点に留意すればよいか。	a. 営業秘密や限定提供データとしての保護を検討	<input type="checkbox"/>	96頁
	Q22	保有データが不正アクセス等によって侵害された場合に備えて、何か手立てはないか。	a. トレーサビリティの確保やログ取得等の証拠保全を実施	<input type="checkbox"/>	98頁
	Q23	データ保有用のクラウドを選定する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. クラウドサービスの利用範囲、利用準備、提供条件の確認	<input type="checkbox"/>	99頁

2.4 文献紹介

データ利活用のポイント集 ～本ガイダンスとの対応 個別検討事項(3/4)

ステップ2:リスクの特定,ステップ3:リスク対応方針の決定

- 各企業における「使用」におけるリスクとして留意すべき事項とその対応方法とがQ&A形式で広範に纏められており、リスク特定の項目として参考になると考えられる(p.106-p.111)

データ利活用に向けた検討事項（使用）

データの「使用」に係る検討事項

- 取得データを加工等で使用する場合、など

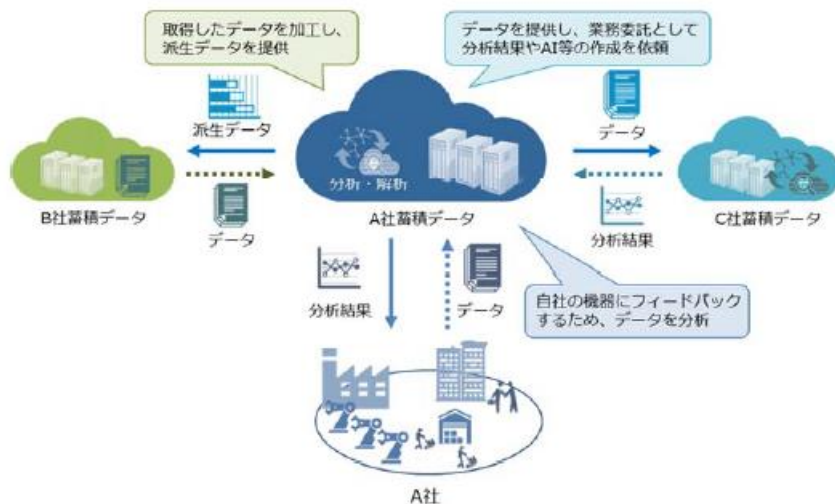


図 データ使用のイメージ

データ使用におけるQ&Aのチェックシート

項目	Q番号	データを利用するときの疑問点	実行を推奨する事項	チェック	ページ
使用	Q24	取得データを加工等で使用する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 他社との契約内容を確認	<input type="checkbox"/>	106 頁
			b. 物理的・技術的に自社データと区別	<input type="checkbox"/>	
			c. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、不従法上の類型を確認	<input type="checkbox"/>	
			d. 著作権法平成30年改正を踏まえつつ、著作権や著作者人格権を侵害しないよう留意のうえ、データを取り扱う	<input type="checkbox"/>	
	Q25	取得データを基にした派生データ等を自由に使用する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 契約における利用権限を確認	<input type="checkbox"/>	108 頁
Q26	データの取得元が買収等された場合に、データ提供を継続させる何か手立てはないか。	b. データ取得の際に営業秘密・限定提供データを含まないことの保証を要求、不従法上の類型を確認	<input type="checkbox"/>	110 頁	
		a. データ提供の継続を契約書に明記	<input type="checkbox"/>		
Q27	取得データを業務委託先に使用させる場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 他社との契約における第三者提供の禁止を確認	<input type="checkbox"/>	111 頁	
b. 不従法上の類型を確認	<input type="checkbox"/>				
c. 個人情報等が含まれていないか確認	<input type="checkbox"/>				

2.4 文献紹介

データ利活用のポイント集 ～本ガイダンスとの対応 個別検討事項(4/4)

ステップ2:リスクの特定,ステップ3:リスク対応方針の決定

- プラットフォーム事業者、におけるリスクとして留意すべき事項とその対応方法とがQ&A形式で広範に纏められており、リスク特定の項目として参考になると考えられる(p.117-p.122)

データ利活用に向けた検討事項（プラットフォーム）

「プラットフォーム」に特有の検討事項

- 事業者としてデータのプラットフォームを形成する場合にどのような点に留意すればよいか、など

データのプラットフォームにおけるQ&Aのチェックシート

項目	Q番号	データのプラットフォームを運営するときの疑問点	実行を推奨する事項	チェック	頁
プラットフォーム	Q28	事業者としてデータのプラットフォームを形成する場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 設計に際し、中立性・信頼性の確保を要請	<input type="checkbox"/>	117頁
	Q29	データのプラットフォーム事業を行いたいと考えている場合に、どのような点に留意すればよいか。	a. 自社が目指すプラットフォームの形を踏まえ検討	<input type="checkbox"/>	118頁
	Q30	運営主体として、データのプラットフォームへの参加者の範囲について、どのような点に留意すればよいか。	a. 提供を受けるデータの性質に応じた公開範囲の設計が必要	<input type="checkbox"/>	119頁
			b. データ提供者から営業秘密や限定提供データの提供を受ける場合には、秘密管理性・限定提供性に留意した範囲設定が必要 c. 商品の価格データ等センシティブなデータを取り扱う場合には、独禁法との関係にも留意した範囲設定が必要	<input type="checkbox"/>	
	Q31	運営主体として、データのプラットフォームへの参加者を増やすには、どのような点に留意すればよいか。	a. データ提供者に対するインセンティブを工夫 b. データ提供に伴う懸念を払拭するための仕組みを講ずる	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	121頁
Q32	運営主体として、データのプラットフォームの提供者と利用者との間に紛争が生じた場合に備え、どのような対策を講じておけばよいか。	a. プラットフォームの設計に際して当事者間の責任関係を明確にする	<input type="checkbox"/>	122頁	

2.4 文献紹介

データ利活用のポイント集 ～本ガイダンスとの対応

ステップ5-2:ガバナンス設計の際の検討項目

- 本文献では、企業内でのデータ利活用を、法令遵守や社内規定に沿い各部署が効果的に連携し推進する「社内体制」の在り方として下記の論点で整理しており、PFにおけるガバナンス体制の組織設計に参考になると考えられる

データ利活用における社内体制の在り方

データ利活用の推進では、複数部門にまたがったデータ管理や検討事項も少なくないため統合する組織の新設や、知財、法律、システム等の既存の専門組織の新たな役割が求められている事を背景に、効果的な体制の在り方を提言

1. 全社的な横串組織の新設

複数の部門にまたがったデータの統合管理など

2. 知的財産部門の役割

総合的な知的財産戦略の検討、他社の特許権等の侵害判断やビジネスモデルの変更の示唆など

3. 法務部門の役割

契約や規約によるビジネスモデルの明文化、、営業秘密・限定提供データ等の法的な保護、個人情報保護法制等の留意など

4. システム部門の役割

サイバーセキュリティの確保、全社横断的なセキュリティマネジメントの実施など

5. データ利活用を推進する人材の配置

CDO等の担当役員の役割、データ人材の確保など

6. 全社的な教育・研修による育成

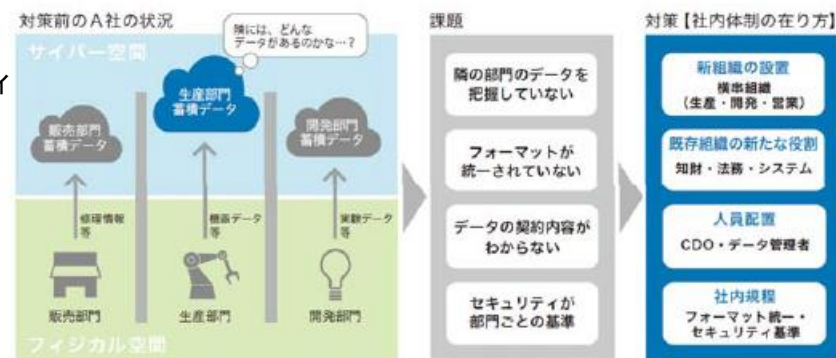


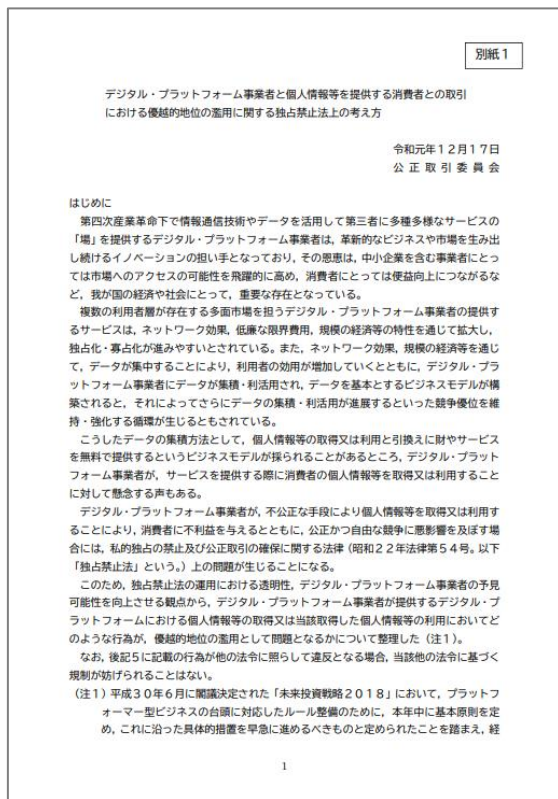
図 データ利活用における社内体制の在り方

2.4 文献紹介

データ利活用のポイント集 ～本ガイダンスとの対応

ステップ5-4:公正な取引の実施の担保

- 本文献では、プラットフォームの参加者が事業者ではなく消費者の場合には、優越的地位の濫用につながらないように考慮の必要があるとして公正取引委員会の文献を参照しており、消費者に限らず立場の弱い事業者がプラットフォームに参加する場合に、プラットフォームにおける取引公正性を担保するための考え方の参考になる



生活者への優先的地位の濫用規制についての考え方

デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方

令和元年12月17日
公正取引委員会

はじめに

1 優越的地位の濫用規制についての基本的考え方

2 「取引の相手方（取引する相手方）」の考え方

3 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方

4 「正常な商慣習に照らして不当に」の考え方

5 優越的地位の濫用となる行為類型

(1) 個人情報等の不当な取得

- ア 利用目的を消費者に知らせず個人情報を取得すること。【想定例①】
- イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を取得すること。【想定例②】
- ウ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を取得すること。【想定例③】
- エ 自己の提供するサービスを継続して利用する消費者に対して、消費者がサービスを利用するための対価として提供している個人情報等とは別に、個人情報等その他の経済上の利益を提供させること。【想定例④】

(2) 個人情報等の不当な利用

- ア 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、消費者の意に反して個人情報を利用すること。【想定例⑤】【想定例⑥】
- イ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じずに、個人情報を利用すること。【想定例⑦】

2.4 文献紹介

データ利活用のポイント集 ～本ガイドンスとの対応

ステップ5-4:公正な取引の実施の担保

- プラットフォーム事業者に求められる「中立性・信頼性」の担保のため、特定の一社が単独でプラットフォームを運営する以外の運営の在り方を2つ例示しており、取引公平性を担保の在り方の参考になると考えられる
- また、プラットフォームの「透明性」と高め、「信頼性」を確保する観点から、参加者の利用規約の遵守状況のモニタリングや適切な監査の他、参加者からのプラットフォーム事業者への監査権を認める、適切な情報の開示を行うなども重要であると指摘しており、取引公平性の担保のための取り組み事例として参考になると考えられる

中立性を高めるPF運営の在り方の例

1社の運営ではなく、以下パターンのPF運営の在り方を中立性を高めるための例として提示している

- ① 参加者以外の第三者が、プラットフォームの運営者となる方法
- ② 参加者の全員又は一部が、合併会社や一般社団法人を設立するなどして、共同でプラットフォーム事業者となる方法

透明性と信頼性を確保PFの取り組みの例

プラットフォーム参加者のモニタリングや監査

- 適切な利用規約等を定めた上で、参加者が当該利用規約等を遵守しているか否かをモニタリングし、適切な監査の実施や苦情等対応を行う

参加者からプラットフォーム事業者への監査

- 参加者からプラットフォーム事業者への監査権を認める

プラットフォームの透明性や信頼性確保

- 適切な情報開示を行う
- サイバーセキュリティ対策の実施

2.4 文献紹介

DX 時代における 企業のプライバシーガバ ナンスガイドブック ver1.2

- 発行日:2022年2月18日
- 発行者:総務省, 経済産業省
- 発行形態:政府発行/政府施行の制度

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2:リスクの特定

ステップ3:リスク対応方針の決定

ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1:PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2:ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの担保

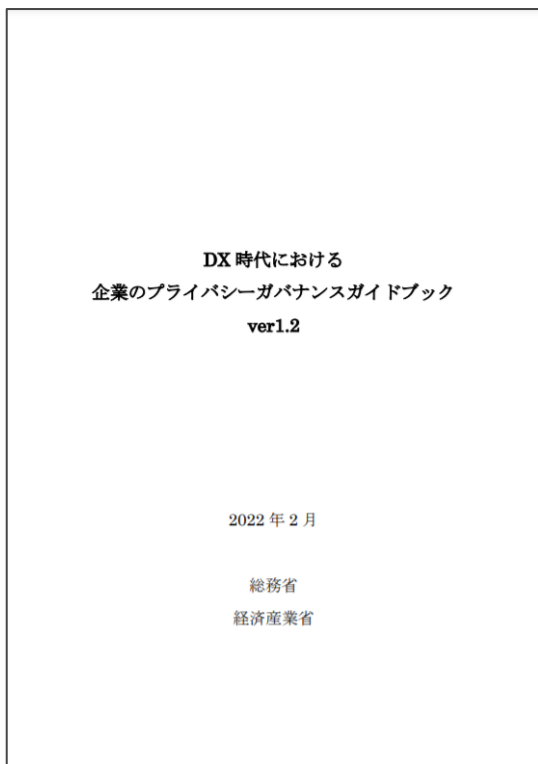
ステップ5-4:公正な取引の実施の担保

ステップ5-5:ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6:継続的な環境分析とルールの更新

2.4 文献紹介

概要～ DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2



概要・位置づけ

- 発行日:2022年2月18日 発行者:総務省, 経済産業省
- 企業にとってプライバシーに関わる問題に能動的に取り組むことが企業価値向上につながるようになってきた時代背景を踏まえ、経済産業省と総務省が2020年8月の「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」において、企業がプライバシーガバナンスの構築のために取り組むべきことを取りまとめたガイドライン

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- プライバシーガバナンスガイドブックは、プライバシーを考慮すべきパーソナルデータの取扱いについてまとめられている
- リスクの特定方法やステークホルダーへのアカウントビリティの確保が、パーソナルデータを取り扱うプラットフォームにとって参考になるため紹介する
- 特に、パーソナルデータを取り扱うプラットフォームがガバナンス設計する際に大いに参考となる

URL: https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/guidebook12.pdf

2.4 文献紹介

DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2 ～本ガイダンスとの対応

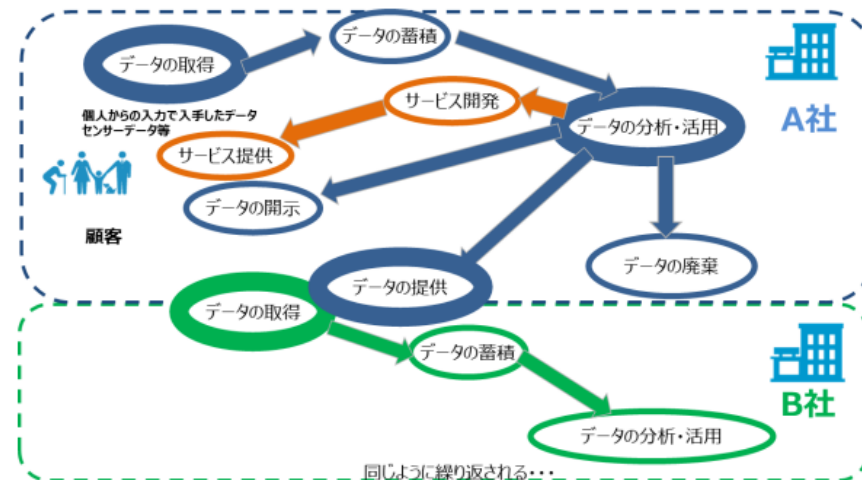
ステップ 1: 価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

- 関係者(ステークホルダー)と取り扱うパーソナルデータを特定する方法を説明しており、本ガイダンスのステップ1に相当する

関係者と取り扱うパーソナルデータの特定とライフサイクルの整理

- 新規事業を行う際に、プライバシーに関するリスクの洗い出しを行う。そのためには、まず、対象事業がどのようなパーソナルデータのライフサイクルとなるのかを整理する必要がある
- 特に整理すべきポイント
 - ✓ 対象事業の関係者(消費者、パートナー、委託先等)を特定する
 - ✓ 対象事業で取り扱うパーソナルデータを特定する
 - ✓ パーソナルデータは、直接取得するデータだけではなく、第三者からの購入やプロファイリングによって推測されるデータも含むこと
- データのライフサイクルの確認に合わせて、関係する取引事業者との関係性についても、早い段階で整理が必要(どの部分を外部事業者へ委託するか、データの取得を2社以上で行う共同利用なのか等)
- この段階で取引事業者との関係性を整理しなければ、プライバシー問題だけではなく、法的な観点からも実施すべき責務が変わる可能性がある

パーソナルデータのライフサイクル例



2.4 文献紹介

DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2 ～本ガイダンスとの対応

ステップ 2:リスクの特定

- プライバシーリスクの特定の方法を説明しており、本ガイダンスの「ステップ2:リスクの特定」に相当し、具体的なプライバシー問題を例示している

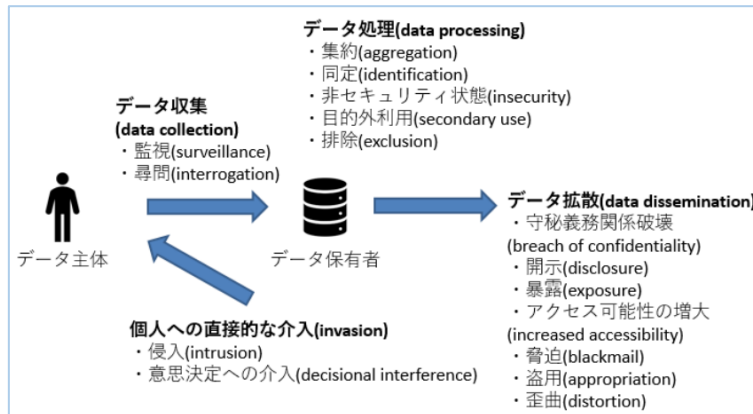
プライバシーリスクの特定(プライバシー問題の洗い出し)

- パーソナルデータのライフサイクルの中で、どのようなところに**プライバシー問題が発生するかについて洗い出し、そのプライバシー問題への対応方法を検討する**

ポイント

- プライバシー問題はリスクベースアプローチ(プライバシー問題に係るリスクの特定を行い、リスクに応じて柔軟に対応策を取る考え方)で考えること
- 事業の特性に応じて、プライバシー問題の体系的な整理を行うこと
- 組織の目的、能力、プライバシー問題に適したプライバシーリスク特定のためのツールや技術を用いること
- 対象事業のシステム要件や運用を決定する中で、**諸活動の類型を活用してプライバシー問題を洗い出し、対応を検討する方法も一つである**

プライバシー問題を作り出す諸活動の類型



プライバシー問題の例

データ収集	監視	継続的なモニタリングにより、個人に対して不安や居心地が悪い感情を与えてないか
	尋問	個人に圧力をかけて情報を詮索してないか、深く探るような質問で個人が強制を感じ、不安になってないか
データ処理	集約	ある個人の情報の断片を集め、それにより、個人が想像しなかった新しい事実が明らかになることにより、個人の期待を裏切ってないか
	同定	あらゆるデータを個人に結び付けることで、個人にとって害のある情報も結び付けられてしまい、個人に不安、不満を与えてないか
	非セキュリティ	パーソナルデータを不適切に保護し、個人に対して不利益を被るようなことが起こってないか
	目的外利用	個人の同意なしに当初の目的とは違うデータ利用を実施し、個人を裏切るような行為になってないか
	排除	個人のデータの開示・訂正の権利を与えない等、重要な意思決定に対して個人のコントロールが効かないようになってないか
データ拡散	守秘義務関係破壊	特定の関係における信頼関係により取得した個人のデータを、他社に開示するなど個人へ裏切りの感情を与えてないか
	開示	個人のデータを第三者へ開示されることで、二次利用先で更なるプライバシー問題が生じてないか
	暴露	生活の諸側面の他者への暴露により、深刻な恥辱を経験し、個人の社会参加能力を妨害することになってないか
	アクセス可能性の増大	パーソナルデータへの他者のアクセス可能性を増大させ「開示」のリスクを高めてないか
	脅迫	パーソナルデータの暴露、他者への開示などを条件に、脅迫者而非脅迫者に強力な権力関係を作り出し、支配され、コントロールされる事態になってないか
	盗用	他者のアイデンティティやパーソナリティを誰かの目的のために用い、個人が自分自身を社会に対してどのように提示するのかについてコントロールを失わせ、自由と自己開発へ介入することになってないか
	歪曲	個人が他者に知覚され判断される仕方を操作し、虚偽であり、誤解させることで、恥辱やスティグマ、評判上の危害に帰結することはないか。自分自身についての情報をコントロールする能力と、社会にとって自分がどのようにみられるかを限定的にしないすることになってないか。自己アイデンティティと公共的生活に従事する能力に不可欠な評判や性格を捻じ曲げるようになってないか。社会的関係の恣意的かつ不相应な歪曲が行われる恐れはないか
個人への直接的な介入	侵入	必要以上の個人へのアプローチ(メールや電話等)により、個人の日常の習慣が妨げられ、居心地が悪く不安な感情を引き起こされてないか
	意思決定への介入	個人の生活において重要な意思決定に対して AI を用いている場合等において、決定方法が不透明で、個人に萎縮効果が働いてないか

2.4 文献紹介

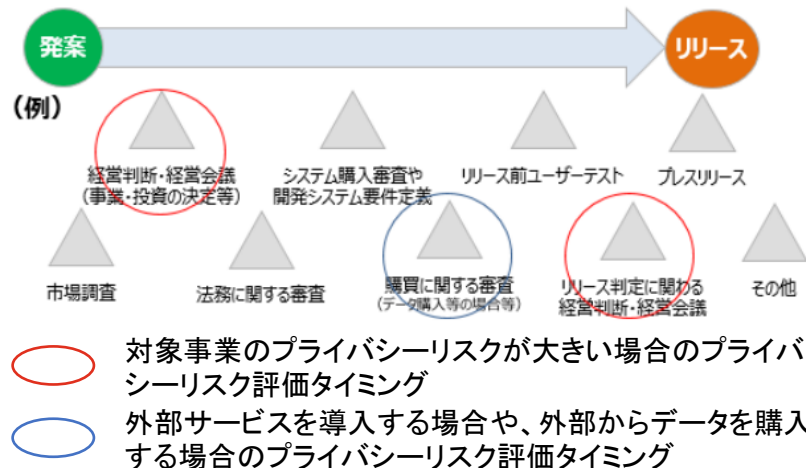
DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2 ~本ガイダンスとの対応 ステップ 3:リスク対応方針の決定

- リスク評価や対応検討の方法としてプライバシー影響評価(PIA)を紹介している。リスクの対応方法やタイミングが説明されており、本ガイダンスの「ステップ3:リスク対応方針の決定」に相当する

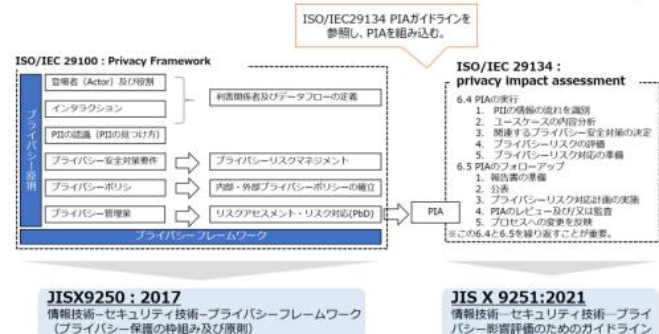
プライバシー影響評価(PIA)

- プライバシー影響評価(PIA)とは、個人情報及びプライバシーに係るリスク分析、評価、対応検討を行う手法
- 企業は組織内に、プライバシーリスクを評価する仕組みを構築する必要がある。事業を検討するに当たって、どのタイミングで誰がプライバシーリスクを評価するかが重要である
- どのタイミングで、誰がプライバシーリスク評価をする仕組みを組み込むのかは、事業規模や事業内容、取り扱うパーソナルデータの内容等によって大きく変わってくるが、例えば、パターンごとに類型化してルールを定めるなどが重要である
- 一定期間運用して得られた知見を集約し、プライバシーリスクを把握するために必要な情報についてテンプレート化を行ったり、評価用のチェックリストを作成することなどの方法もよい
- ISO/IEC 29134:2017 では PIA の実施プロセス及び PIA 報告書の構成と内容についてのガイドラインを提供している。実施プロセスは、大きく「PIA の必要性の決定」「PIA の実行」「PIA のフォローアップ」の 3 項目にわかれ、「目標」「インプット」「期待されるアウトプット」「アクション」「実施のガイダンス」が具体的に説明されている

例：製品やサービスをリリースするまでのステップ



プライバシーフレームワーク(ISO/IEC29100)と プライバシーインパクトアセスメント(ISO/IEC29134)



2.4 文献紹介

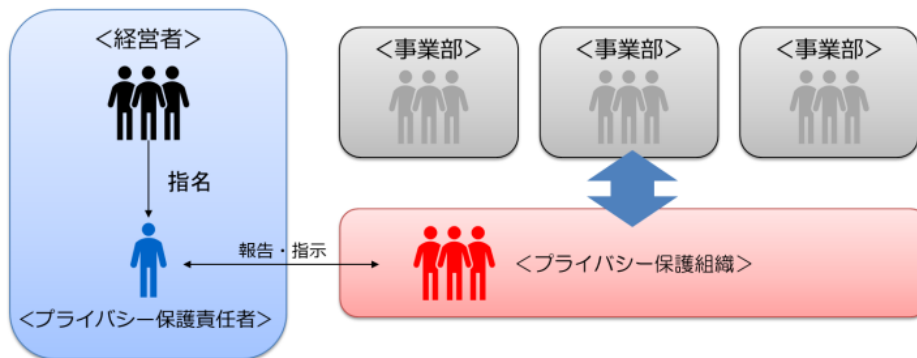
DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2 ～本ガイダンスとの対応 ステップ 5-2:ガバナンス設計の際の検討項目

- ・ プライバシーリスニングマネジメントを実現するために、プライバシー保護組織を企業に設けることを推奨している。本ガイダンスの「ステップ5-2:ガバナンス設計の際の検討項目」のルール設計の際の検討項目の人材・組織の項目の参考となる

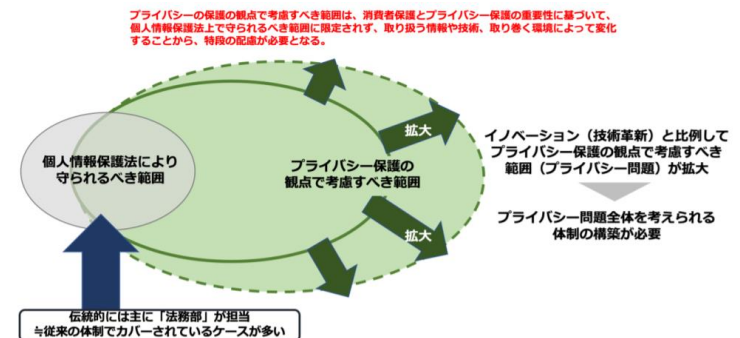
体制の構築

- ・ 対象となる事業の目的の実現とプライバシーリスクマネジメントを可能な限り両立させるために、対応策を多角的に検討することが必要となる。上記を実現するため、**指名されたプライバシー保護責任者を中心として、中核となる組織を企業内に設けることが望ましい**(プライバシー保護組織)
- ・ プライバシー保護責任者は、経営者が姿勢を明文化した内容等を踏まえて、経営者から与えられた権限に基づき実践のための方針を確立し、**プライバシーリスクを把握、評価し、対応策を検討できる体制を構築して、方針の実施を徹底する**
- ・ プライバシー保護組織の役割は、下記の6つである
 - ① 社内のプライバシーに関わる情報を集約し、プライバシーリスクを漏れなく見つける
 - ② 対象となる事業の目的を可能な限り実現しつつ対応を行うため、他部門と連携して多角的に検討
 - ③ 国内外のプライバシーに関する記事、事例などを常に集めて分析、社内へ共有
 - ④ 社会のプライバシー問題に詳しい有識者(学識者、コンサルタント、弁護士など)とのネットワークを構築
 - ⑤ 社内の相談案件や対応結果を蓄積し、ノウハウにして、自社の強みに
 - ⑥ 有事のプライバシー保護責任者への報告はもちろん、平時から報告・連絡・相談

プライバシー保護の体制の構築



拡大するプライバシー問題へ 対応するための体制構築が必要



2.4 文献紹介

DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2 ～本ガイダンスとの対応 ステップ 5-2:ガバナンス設計の際の検討項目

- プライバシーガバナンスに係る体制や運用を実質的に機能させていくために、企業文化を組織全体で醸成していくことが重要であることを説明しており、具体的な取り組み例をあげている
- 本ガイダンスの「ステップ5-2:ガバナンス設計の際の検討項目」のルール設計の際の検討項目の人材・組織の項目において定めるルールの参考となる

企業内のプライバシーに係る文化の醸成

- プライバシーガバナンスに係る体制や運用を実質的に機能させていくためには、経営者が姿勢を明文化した内容について、組織全体へ浸透させ、プライバシーリスクを適切に対応できるような企業文化を組織全体で醸成していくことが不可欠である

➤ 企業文化の醸成に係る取り組みの例

定期的な e-learning や研修教育

社員必携の冊子などの中で、プライバシー問題に対する姿勢に言及

プライバシー問題に対する方針と連動したハンドブック等の配布

プライバシー保護責任者の活動を社内広報する等の啓発活動

パーソナルデータを取り扱う部署に対し、教育を集中的に実施

新入社員配属時、部署移動時のタイミングでの教育サポート

定期的な配置転換(ジョブローテーション)の対象組織として、プライバシー保護組織を入れる

2.4 文献紹介

DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2 ～本ガイダンスとの対応

ステップ4:PF におけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保, ステップ 6:継続的な環境分析とルールの更新

- ステークホルダーとのコミュニケーションやプライバシー問題の情報収集を通して継続的にモニタリングする必要性を述べており、本ガイダンスの「ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保」と「ステップ6:継続的な環境分析とルールの更新」における継続的な環境分析の方法の参考となる

ステークホルダーとのコミュニケーション

- ポリシーを策定後でも、ステークホルダーと継続的なコミュニケーションをとることを推奨しており、ステークホルダーごとの対応方法がまとめられている。また、プライバシー問題の情報収集をすることで、継続的に環境分析を実施することの重要性を述べている

➤ ステークホルダーへの対応

消費者	プライバシー問題への考え方や、リスクをどのように把握し、評価し、コントロールしているかを取りまとめ、社外に公表することが重要。また、プライバシー問題発生時は、迅速に問題発生を発見し、内容を把握のうえ対応することが求められる
ビジネスパートナー (取引先・業務委託先)	スピードの速い技術革新と変化する消費者のプライバシー問題に対する懸念を前提に、密接にコミュニケーションをとり、消費者のプライバシーに対する懸念を絶えず見直し、システム面で事前に対応ができないかを検討し、対応を行うことが望ましい
グループ企業等	プライバシー問題が発生すればグループ全体のブランドや信頼が失墜しうるため、グループ全体での、プライバシー問題への対応についても、意識する必要がある。海外に拠点がある場合には国ごとに対応が必要
投資家・株主	企業業績への影響や社会的責任という観点から、リスク管理体制の強化についてもコストから先行投資として評価を高める傾向がみられるため、企業のプライバシー問題への対応について、明確な説明を行うことがますます求められる
関係行政機関	個人情報保護委員会等、パーソナルデータの利活用やプライバシー問題に取り組む行政機関の相談窓口を日頃から確認し、プライバシーリスクが高いと思われる事業を開始する際には、事前に相談を行うことが重要
業界団体	業界団体などを通じ、プライバシー問題にかかる情報共有に積極的に参加し、積極的に情報提供及び情報入手を行うことが必要である。また、入手した情報を有効活用できるような環境整備が必要
従業員等	従業員との対話や従業員代表を通じた説明・周知などの取組が重要である。また、このときその企業の従業員だけでなく、求職者、退職者、取引先の従業員等に対しても、配慮が必要

➤ プライバシー問題の情報収集

- プライバシーは日々変化するため、消費者の意識調査等の取組だけではなく、**国内外の法制度の動向や業界団体との情報交換、社会や世論などの最新動向を継続的に入手することが重要である。**
- 特に、個人情報保護委員会の Web サイトでは、個人情報保護法、関連するガイドライン及び Q&A など、関連する情報の発信が行われている。また、経済産業省の個人情報保護関係のサイトでは、パーソナルデータなどに係る検討結果などが情報発信されている。
- また、**アドバイザリーボードに招聘する有識者や、プライバシー問題に詳しい弁護士などからの情報収集も有益である。**

2.4 文献紹介

新たなデータ流通取引 に関する検討事例集 【第一分冊】

- 発行日:2020年9月30日
- 発行者:総務省, 経済産業省
- 発行形態:政府発行/政府施行の制度

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2:リスクの特定

ステップ3:リスク対応方針の決定

ステップ4:PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1:PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2:ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの担保

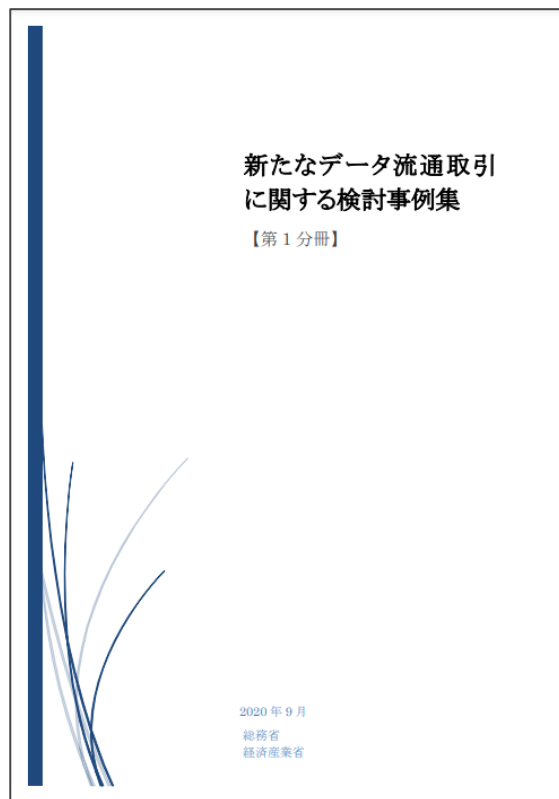
ステップ5-4:公正な取引の実施の担保

ステップ5-5:ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6:継続的な環境分析とルール of 更新

2.4 文献紹介

概要～新たなデータ流通取引に関する検討事例集【第一分冊】



概要・位置づけ

- 発行日:2020年9月30日 発行者:総務省, 経済産業省
- BtoBでのデータ流通取引を検討している事業者に対し、事業者間でのデータ取引契約の際に課題となる事象についてユースケースに基づき、ワーキンググループ(WG)を構築して検討し、委員からの助言内容等を整理した事例集
- 2018年8月から2020年5月までに扱った8件の個別事例を掲載。それ以前の事例は、2018年に発行した「新たなデータ流通取引に関する検討事例集ver2.0」に掲載されている

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- 新たなデータ流通取引に関する検討事例集には、事業者のビジネスモデルとその事業における課題・助言が掲載されており、読者と近い業種の事例を参考にすることで、ステークホルダーの特定やリスクの特定が容易となる
- 事例はガバナンスの設計方法に対する課題やコントローラビリティの確保の方法に関するユースケースの事例が多い

URL: <https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200930006/20200930006-2.pdf>

2.4 文献紹介

新たなデータ流通取引に関する検討事例集【第一分冊】～本ガイダンスとの対応

ステップ1:データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認, ステップ2:リスクの特定, ステップ3:リスク対応方針の決定

- データ流通に関する検討事例としてビジネスモデル・相談事項・委員会による回答が記載されている。自社と近いビジネスモデルの事例を参考にすることで、本ガイダンスの「ステップ1:データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認」, 「ステップ2:リスクの特定」, 「ステップ3:リスク対応方針の決定」の参考となる

WGで取り扱った個別事例

- データ流通に関する検討事例としてビジネスモデル・相談事項・委員会による回答が記載されており、自社と近いビジネスモデルの事例を参考にすることで、どのようなことがリスクで、どのように対応すればよいか分かる

➤ 個別事例

ユースケース	扱うデータ	相談内容
データ分析プラットフォームによるデータ活用	<ul style="list-style-type: none"> 観光客のデータ(国籍、趣味嗜好、訪れた観光地、購買データなど) 上記を匿名加工したデータ 	匿名加工情報の作成と利用を同一法人で実施する際の法的観点からの制約他
修学データの流通	<ul style="list-style-type: none"> 修学データ 上記を匿名加工したデータ 	匿名加工情報の作成方法・提供先の信頼性確保の方法 他
タッチポイント技術を活用したマーケティングサービス	<ul style="list-style-type: none"> 来店客のデータ(端末ID、アクセス日時、タッチポイントID(≒行動履歴)など) 	扱うデータの個人情報の該当性・プライバシー等の観点からの配慮事項・データ提供に関する同意取得方法 他
健康診断データの活用	<ul style="list-style-type: none"> 受診者の基本情報(氏名、性別など) 健診データ(保険者番号、検査記録など) 受診者の生活に関するデータ(睡眠時間、歩数の推移など) 	健診機関から健診データを取得するにあたっての留意事項(開示請求に関する制度上の制限、健診機関との契約形態等) 他
カメラ画像のマルチユース活用事例	<ul style="list-style-type: none"> カメラ画像(各カメラ設置エリア通過時に撮影される人物画像) カメラ画像から自動計測した人流データ(歩行者数、性別、年齢) 	複数事業者による異なる目的でのカメラ画像活用のための通知・公表の方法と制約について 他
カメラ画像を用いた顔認証によるポイント付与とサービスの提供事例	<ul style="list-style-type: none"> カメラ画像(店舗内に設置されたカメラで撮影される人物画像) カメラ画像から抽出した顔画像の特徴量データ 特徴量データから推定した属性情報に仮IDを付し、個人を識別できない形で分析・活用したデータ 	来店者に対する事前告知・通知と情報発信の方法について 他
ドライブレコーダー映像の利用流通	<ul style="list-style-type: none"> ドライブレコーダー映像 	ドライブレコーダーで撮影した映像の個人情報・個人データ該当性データの取得主体の義務・撮影の際に必要な通知及び公表内容とその方法
個人の動体に特化した AI モデルの開発と利用流通	<ul style="list-style-type: none"> ウェアラブルデバイスで収集した活動データ 活動データを用いて作成したAI学習済みモデル 	個人の動体に特化したAI学習済みモデルの個人情報該当性・顧客企業と共同開発したAIデータの権利関係・顧客企業の従業員から個人データ利用の同意を取得する方法と配慮すべき従業員のリスクについて

2.4 文献紹介

新たなデータ流通取引に関する検討事例集【第一分冊】～本ガイダンスとの対応 ステップ5-2:ガバナンス設計の際の検討項目

- データ分析プラットフォームによるデータ活用の事例では、匿名加工情報の作成とデータ分析PFの運用の両方を同一法人が担う際に配慮すべき内容が記述されており、同様な事象が生じる可能性があるデータサービスPFの参考となる

データ分析プラットフォームによるデータ活用

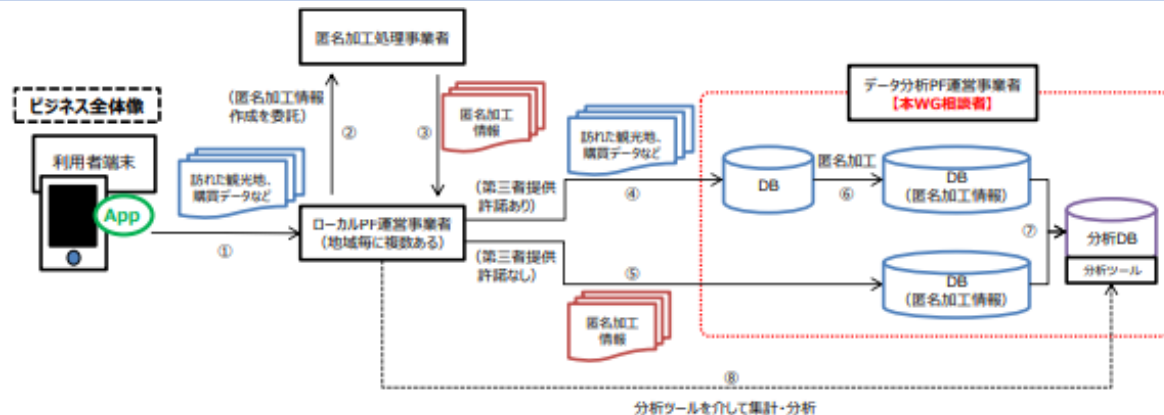
PF概要

各地域(ローカル PF)に集積された観光客を中心としたデータの提供を受け、PF 横断したデータ分析等を行う基盤を提供するモデル

相談内容

匿名加工情報の作成とデータ分析プラットフォームの運用の両方を同一法人が担う際に配慮すべき事項について

PFのビジネスモデル



WG委員会からの回答

- 匿名加工処理事業者と匿名加工情報の利用者が同一事業者となるケースは現行法では禁止されておらず、また指針も存在しないため、事業者の自主規制の対応とするのが望ましいが、本WG相談者は複数の関連法人を持つこともあり、それぞれ別の法人により運営されることが適当ではないか。
 - 別法人であれば直ちに問題なしとするのでは不十分で、第三者の視点を入れる等、分離の実態を担保できる必要がある
 - 同一の事業者が両者を兼ねる状態を回避する方法の一つとして、データ分析プラットフォーム運用委員会のような組合を組成することも考えられる
 - 参考情報として、視聴履歴情報を持つ放送局に関して、放送セキュリティセンターの認定個人情報保護指針では、両者を同一事業者が担うことを認めていない。また、広告代理店では、実態として適切な分離がなされているか議論の余地があるものの、両者は形式上、分離しているケースが多い。

2.4 文献紹介

新たなデータ流通取引に関する検討事例集【第一分冊】～本ガイダンスとの対応 ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの確保

- 修学データの流通の事例では、匿名加工情報を第三者に提供する場合の留意点が記述されており、「ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの確保」の参考となる

修学データの流通

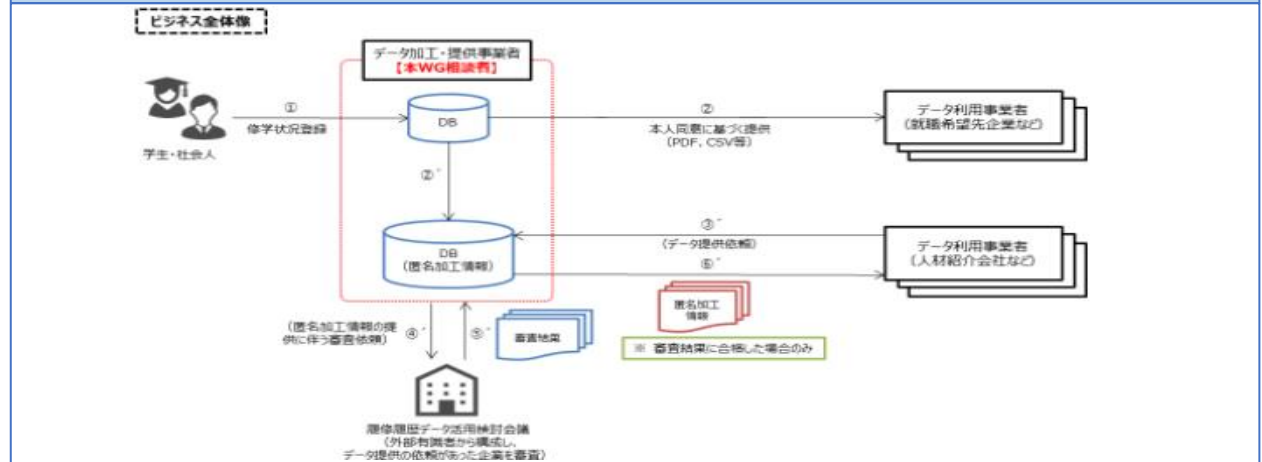
PF概要

本人同意の下で修学状況に関する情報を取得・企業等へ提供するとともに、分析用として匿名加工し、信頼性が高いデータ利用事業者へ第三者提供するモデル

相談内容

匿名加工情報の提供先の信頼性確保の方法について

PFのビジネスモデル



WG委員会からの回答

- ▶ データ提供先や利用目的を定めた上で、データ提供先との契約により他の情報との照合の禁止を定めるという対応で方向性に問題はない。匿名加工に係る技術的な努力に加え、照合等による再識別のリスクへ契約等で備えるのが有効である。
 - 技術的な対応を行い、提供するデータ項目から容易に特定の個人が識別されるリスクが低いことを確認する必要があるが、100% 特定が不可能であることまでは求めていない。契約や、コード・オブ・コンダクトにより個人の特定を行わないことを確認することも有効である
 - 情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0 で示された、情報銀行と情報提供先との間のモデル約款の記載事項を参考に、利用目的の特定、再識別の禁止、セキュリティの確保、プライバシーマークの取得、漏えい等のインシデント時の報告等について契約の条項へ含めるのがよい
 - アメリカでは、監査の仕組みとして報告書の提出等、情報を提供させる条項を定めるものと考えられる。このような契約で定める事項について、データ利用者における遵守状況をチェックできるリストの整備が望まれる

2.4 文献紹介

新たなデータ流通取引に関する検討事例集【第一分冊】～本ガイダンスとの対応

ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの確保

- タッチポイント技術を活用したマーケティングサービスの事例では、施設に会場したお客様のプライバシーにおける配慮事項やデータ提供に関する同意取得方法例に関して記述されており、コントローラビリティの確保の参考となる

タッチポイント技術を活用したマーケティングサービス

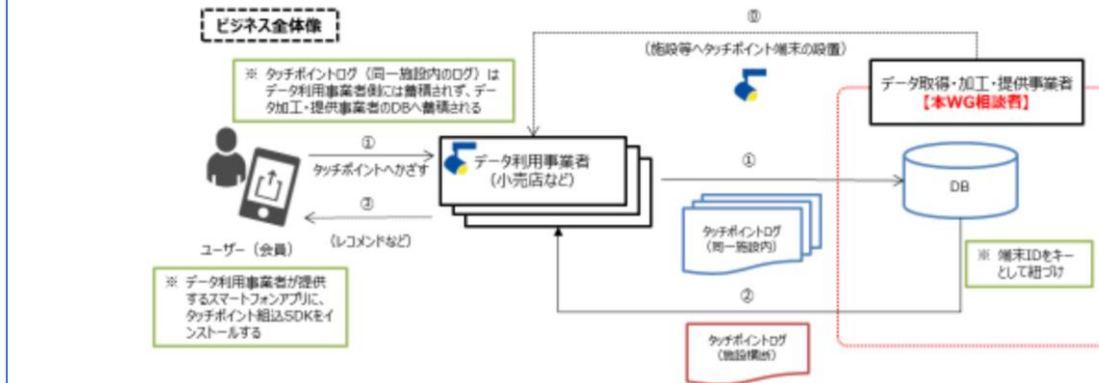
PF概要

施設(小売店等)に会場したお客様の店内の動き、及び施設横断(事業者横断)した動き等を一定期間において把握する仕組みを提供するモデル

相談内容

1. プライバシー等の観点からの配慮事項について
2. データ提供に関する同意取得方法について

PFのビジネスモデル



WG委員会からの回答

1. プライバシー等の観点からの配慮事項について

■ **リアルな空間ではデータがどこに提供され、どこからレコメンドが提供されるかを図示する等、丁寧に説明することが好ましい。**オンライン広告における DMP (Data Management Platform) の動向を参考にするとよい

■ 本WG相談事業者がデータの利用範囲を定めなければ、タッチポイントサービスにより取得したデータを既存保有データと無制限に紐付けることによる転々流通リスク等が発生すると考えられる。**想定されるプライバシーインパクトをデータ利用事業者へ説明し、必要に応じてデータの利用方法を契約で制限することが望ましい。**また、データ利用事業者が既に DMP を保有していることも考えられるため、タッチポイントサービスによる提供データが、どのようなデータと紐付けられるかを事前のプライバシー影響評価で考慮すべきである

2. データ提供に関する同意取得方法について

■ **どの程度の情報がどこに提供されてレコメンドが表示されるのかをユーザーへ上手く示せれば、本人同意の下でのデータ利用であるとみなすことができる**と考えられる。

■ 事業者横断して紐づけたデータをデータ利用事業者へ提供する場合、**情報収集モジュール(タッチポイント組込 SDK)の導入時に、個人顧客の同意を取得することに加え、オプトアウトの仕組みを持つことが必要**である。広告業界の取組等を参考にして、アプリケーションからのオプトアウト方法を設けるのに加え、情報収集モジュールに係る本WG相談事業者の**プライバシーポリシーを表示するWebページの中にもオプトアウトの仕組みを設けるべき**である。

2.4 文献紹介

新たなデータ流通取引に関する検討事例集【第一分冊】～本ガイダンスとの対応 ステップ5-3:データに対するコントローラビリティの確保

- カメラ画像のマルチユース活用事例では、カメラ画像を取得する場合の通行人への通知の方法例を示しており、カメラ画像データを取り扱う事業者のコントローラビリティの確保の取組みの参考となる

カメラ画像のマルチユース活用事例

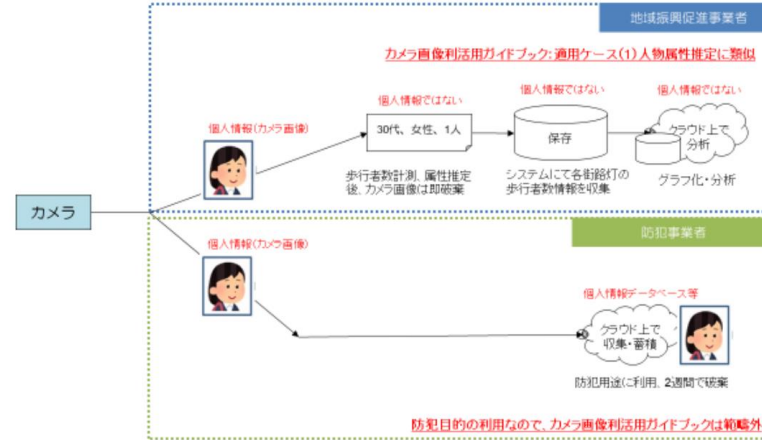
PF概要

公道に設置されたカメラで撮影した画像を、異なる事業者が地域振興および防犯のそれぞれの目的のために活用するモデル

相談内容

複数事業者によるカメラ画像のマルチユースにおける事前告知・通知と配慮事項について

PFのビジネスモデル



WG委員会からの回答

- **事前告知・通知は、通行する人が見やすい位置に設置する必要がある。**全てを詳細に書くと量が多くなり、逆に来街者に伝わりにくい可能性もある。
 - **ピクトグラム等のデザイン上の工夫も重要。**その場で知るべき最低限の情報を分かりやすく記載し、**QRコードやURLを添付して詳しく知りたい人がアクセスできるようにすることは有効。**
 - 現時点で今後の利用や展開が具体的に見通せて、来街者に十分な説明をすることが可能ならば、利用目的を全て記載するというのも1つの手法。
 - **掲示物に問い合わせ先をきちんと用意**することが親切である。
- 来街者の多い地域の場合、通知の際の紙サイズや分かりやすさの重要性以上に、ステークホルダーへ通知する姿勢が重要となる。
 - カメラ画像を取得する対象の**集団の属性を考慮し、相互理解構築のためにコミュニケーションの努力**する必要がある。
 - **若い人の多い地域と、高齢者の多い地域とでは告知の仕方も異なってくる。**

2.4 文献紹介

透明性を確保するための 通知・同意取得方法

Guidelines on transparency (透明性に関するガイドライン)

- 発行日: 2018年4月11日
- 発行者: ARTICLE 29 DATA PROTECTION WORKING PARTY
- 発行形態: その他

実効性のある通知・同意取得方法の在り方に関する実証事業の報告

- 発行日: 令和3年(2021年)4月6日
- 発行者: 野村総合研究所(総務省「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ(第二回)」での発表)
- 発行形態: 政府実施の検討会/調査研究

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2: リスクの特定

ステップ3: リスク対応方針の決定

ステップ4: PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1: PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2: ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3: データに対するコントローラビリティの確保

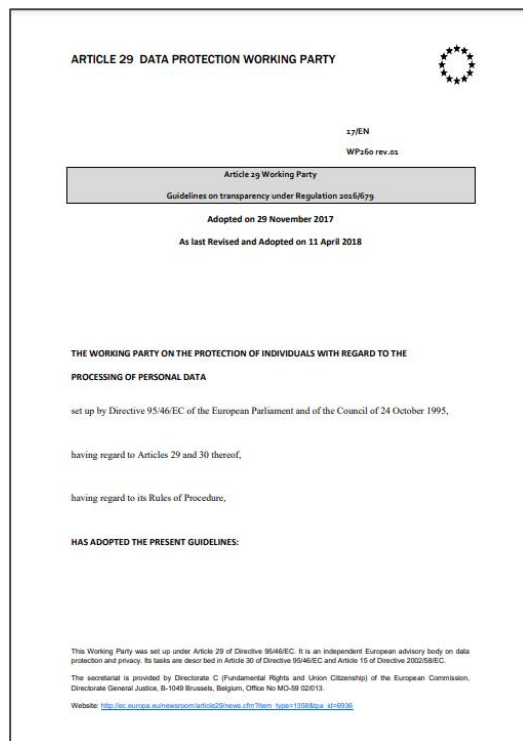
ステップ5-4: 公正な取引の実施の担保

ステップ5-5: ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6: 継続的な環境分析とルール of 更新

2.4 文献紹介

概要～Guidelines on transparency(透明性に関するガイドライン)



概要・位置づけ

- 発行日:2018年4月11日
- 発行者:EU, ARTICLE 29 DATA PROTECTION WORKING PARTY
- GDPRにて設けられた個人データの取扱いに関する透明性の義務について、Article 29 Data Protection Working Partyが実践的なガイダンスと解釈を示した文献
- 透明性を確保するために、データの管理者が採用すべきアプローチを示している

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- 個人データを扱う事業者に対して、GDPRが要求しているレベルの透明性を確保するための通知や同意取得の方法を提示しており、「データに対するコントロールビリティの確保」の手法の一つであるデータ取引プロセス(同意取得プロセス)の在り方およびその検討方法として参考になると考えられる

URL: <https://ec.europa.eu/newsroom/article29/items/622227>

2.4 文献紹介

概要～実効性のある通知・同意取得方法の在り方に関する実証事業の報告



概要・位置づけ

- 発行日:2021年4月6日 発行者:野村総合研究所
- オンラインプラットフォーム等※のサービス提供事業者が、生活者等のサービス利用者情報を取扱う場合に、生活者に適切に理解してもらい、安心してもらうための、サービス提供事業者による生活者への適切な通知・同意取得の方法を検証
- 総務省WG(プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ 第二回)での発表

- ※ 本文献での「プラットフォーム」は、下記に示すオンラインプラットフォームサービスを対象としている。
- オンライン・ショッピングモール(例:アマゾン、eBay、楽天)
 - アプリストア(例:アップストア、ゲーグルプレイ)
 - オンライン広告プラットフォーム(例:フェイスブック、アマゾン、bing)
 - オンライン検索サービス(例:グーグル、bing)
 - ソーシャル・ネットワーキング・サービス(例:フェイスブック、ツイッター)

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- オンラインプラットフォーム等のサービス事業者が、生活者等のサービス利用者情報を取扱う場合に推奨される通知・同意取得の方法の在り方について、諸外国の事例調査とともに実証プロセスを踏まえ提示しており、「データに対するコントローラビリティの確保」の手法の一つであるデータ取引プロセス(同意取得プロセス)の在り方およびその検討方法として参考になると考えられる

URL: https://www.soumu.go.jp/main_content/000744405.pdf

2.4 文献紹介

「Guidelines on transparency」～本ガイドンスとの対応

ステップ5-3: データに対するコントロールビリティの確保

- GDPRに基づく透明性の要素として、データ主体に対して情報提供する方法を示しており、本ガイドンスの「ステップ5-3: データに対するコントロールビリティを確保」のプロセスにおいて、データ主体に通知する際の参考となる

GDPRに基づく透明性の要素

- GDPRの第12条「データ主体の権利行使のための透明性のある情報提供、連絡及び書式」では、データ主体から情報を収集する場合又は別の情報源からデータ主体の情報が取得される場合における透明性のある情報提供の方法を示している



簡潔で、透明性があり、理解しやすく、容易にアクセスできる

- 情報疲労を避けるために情報管理者が情報/通知を効率的かつ簡潔に提示すべきであること
- 対象とする情報の受け手のうちの平均的な人々に理解されるものであること
- データ主体が情報を探す必要がないこと



明瞭かつ平易な文言

- 複雑な文章や文言の構造を避け、できるだけ単純な方法で情報を提供すべきであること



子どもやその他の弱い立場にいる人々に情報を提供する

- 情報の受け手である子どもが、メッセージ/情報が自らに向けられたものであると認識できるようにするために、適切かつ子どもの心に響く語彙、調子、文体で表現されるようにしなければならない



書面で、又は他の手段によって

- データ主体に情報を提供する又は連絡を取る場合、その情報は書面で伝えられること



情報は口頭で提供してもよい

- データ主体の身元が他の手段によって証明されていれば、その要求に応じてデータ主体に情報を口頭で提供してもよい



無償で

- 情報提供に関する連絡又は行為についてその料金を請求することができない

2.4 文献紹介

「実効性のある通知・同意取得方法の在り方に関する実証事業の報告」～本ガイドスとの対応 ステップ5-3:データに対するコントロールビリティの確保

- オンラインプラットフォーム等のサービス事業者が、生活者等のサービス利用者情報を取扱う場合に推奨される通知・同意取得の方法の在り方について、諸外国の事例調査とともに実証プロセスを踏まえ提示しており、「ステップ5-3:データに対するコントロールビリティの確保」の手法の一つであるデータ取引プロセス(同意取得プロセス)の在り方およびその検討方法として参考になると考えられる

① 階層的な通知

- プライバシーポリシー等の全文をもって通知を行うのではなく、利用者の関心の範囲や粒度に合わせて通知内容を階層化する

② 個別同意

(情報種別・利用目的・第三者提供先別等)

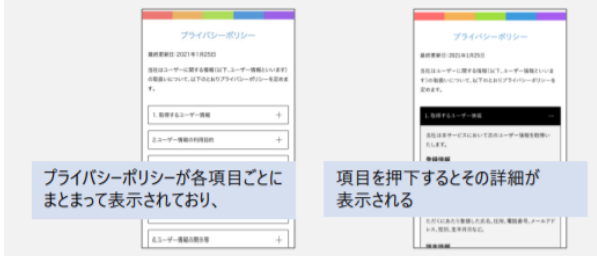
- 取り扱う情報の種類や利用目的、第三者提供先等に応じて、個別に利用者が同意できるフォーマットを提供する。
- ただし、利用目的や第三者提供先等について詳細・具体的に同意を求めることが、かえって利用者の煩わしさにつながる可能性があるため、同意を求める際の粒度について、検討が必要となる

③ プライバシー設定

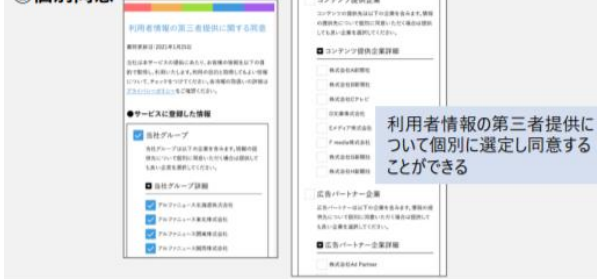
(同意状況の確認・撤回、履歴の消去、情報の更新等)

- 利用者がサービス利用にあたり、同意した内容を確認することや同意を撤回(オプトアウト)することを容易にさせるための設定を提供する
- 利用履歴の消去や企業からの通知頻度の変更等の機能についても、一体的に設定・管理することを可能とする画面(ダッシュボード)を提供することも想定される

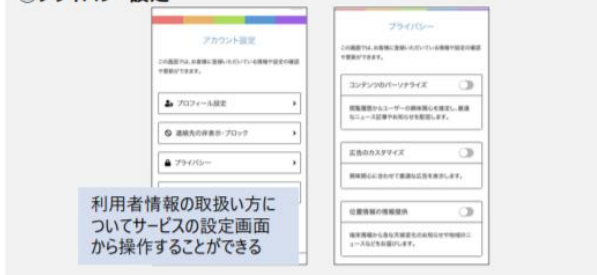
①階層的な通知：①-1目次(見出し)と詳細



②個別同意



③プライバシー設定



2.4 文献紹介

Developing a Responsible and Well-designed Governance Structure for Data Marketplaces (データ取引市場に関する適切にデザインされた責任あるガバナンス体制の構築)

- 発行日: 2021年8月4日
- 発行者: World Economic Forum
- 発行形態: その他

➤ 対応するステップ

ステップ1:
データ利活用による価値創出プロセスの特定とPFの役割の確認

ステップ2: リスクの特定

ステップ3: リスク対応方針の決定

ステップ4: PFにおけるデータ取扱いポリシーの設定とステークホルダーへのアカウントビリティの確保

ステップ5-1: PFの利用規約に求められる役割・機能

ステップ5-2: ガバナンス設計の際の検討項目

ステップ5-3: データに対するコントローラビリティの担保

ステップ5-4: 公正な取引の実施の担保

ステップ5-5: ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

ステップ6: 継続的な環境分析とルール of 更新

2.4 文献紹介

概要～Developing a Responsible and Well-designed Governance Structure for Data Marketplaces (データ取引市場に関する適切にデザインされた責任あるガバナンス体制の構築)



概要・位置づけ

- 発行日：2021年8月4日 発行者：World Economic Forum
- World Economic Forumが政府に提言をするべく、データ取引市場の概要とデータ取引市場事業運営者に求められる役割を示している
- 法的拘束力や規則はないブリーフィングペーパーであり、World Economic Forumによる現段階までの論点と見通しを整理し、議論の出発点を提供する文献である

PFデータ取扱いルール実装ガイダンスとの関係性

- 本ガイダンスでは、ガバナンス確保のためのインセンティブ設計として、参加資格審査や紛争が生じた際の審査・救済メカニズムの中立性を求めている
- World Economic Forumによるブリーフィングペーパーのデータ取引市場事業者の役割にも同様の内容が記載されている

URL: https://www3.weforum.org/docs/WEF_DCPI_Governance_Structure_Towards_Data_Exchanges_2021.pdf

2.4 文献紹介

Developing a Responsible and Well-designed Governance Structure for Data Marketplaces (データ取引市場に関する適切にデザインされた責任あるガバナンス体制の構築)～本ガイダンスとの対応 ステップ5-5:ガバナンス確保のためのインセンティブ設計

データ取引市場運営事業者「Data Marketplace Service Provider(DMSP)」の役割

- データ取引市場運営事業者「Data Marketplace Service Provider(DMSP)」の役割として、市場参加者の審査や紛争解決手段の提供を要求しており、本ガイダンスと同様の内容を提示している

a. 決済機能の提供

便利で安全な決済機能は取引の円滑化において欠かせません。また、参加者の利便性とコストをバランスさせ、参加のインセンティブを向上させるために、決済にかかる取引コストの削減にも力を入れる必要があります。

b. 市場参加者の審査

DMSPは、取引市場に参加する売り手と買い手の参加資格を、恣意性を排した上で審査する必要があります。例えば、データの売り手がデータ提供者の同意を適切に得られるシステムを導入して、データを購入したか否かを評価する、などが考えられます。

c. データの質の確保

統一された語彙やフォーマット、データの品質評価基準の採用等によってデータの品質を担保することもDMSPの担う役割の一つとして期待されます。

d. 適正な開示

DMSPは、証券取引所の開示メカニズムを参考にしつつ、取引データの最終的な取引価格等を開示する必要があります。

e. 紛争解決手段の提供

取引の過程で発生する紛争に備え、DMSPは仲裁手段を提供すべきです。また、取引所のルールに違反した場合には、取引停止などの制裁を行うなど、DMSPは執行力を有することも考える必要があります。

3

ヒアリング事例調査

3.1 サマリー

データ流通に係る懸念や不安・リスク等へ既存のデータ流通プラットフォーム事業者が対処している内容は、今後のプラットフォームでのルール実装に向けた参考情報となる。そこで、国内の様々なタイプのデータ流通プラットフォーム事業者へのヒアリングを実施し、各事業者が対処している内容の理解とその背景、課題などを伺った。

本調査からは、データの表現対象(被観測者)となる個人や法人、データ提供者など、プラットフォームに関与者するステークホルダーに不安を抱かせないための取組みの工夫が各団体に見られた。ステークホルダーに対する公平性や透明性の在り方の追求に多くの時間を費やしているプラットフォームや、技術を活用し法令以上にデータのガバナンスを強化しているプラットフォームもあった。現在は、これらに効果的に対処していること自体がプラットフォームの競争優位になり得ている。今後の日本のデータ流通の促進には、他にも様々な「漠然とした不安」に対応したルール整備の推進が必要であると考えられる。

各事例は、ガイダンスが示す各ステップに対応づけており、プラットフォームへのルール実装の際の参考情報としての活用が期待される。

3.2ヒアリング事例調査の実施手順

本調査は次に示すプロセスで実施した。

- 国内データ流通プラットフォーム事業者のリスト(ロングリスト87社)を作成
 - プラットフォーム運営者のタイプ・取引されるデータのタイプ・データの種類等の多様性を考慮し、下記の観点に基づきヒアリング
 - ヒアリング結果からガイダンスが示すルール実装の検討手順(ステップ)に該当する事例(9社)を整理
- **プラットフォーム事象者へのヒアリングの観点**
- ① どのようなステークホルダー*のどのような利害・関心をプラットフォーム運営上のリスクと捉えているのか
*データを生成・収集・蓄積・統合・加工、分析、価値を創出しエンドユーザーに提供するまでの価値創出プロセスに関与する関与者。個人、団体、企業、政府等を含み得る
 - ② 当該リスクについて、どのような価値評価をもって対応(回避、低減、転嫁、受容)方法を決めたのか、および、その具体的な対応方法の内容
 - ③ ②に基づいて、どのようなデータ取扱いポリシーを掲げているか
 - ④ データ取扱いポリシーを遵守するためどのようなルールを実装したのか
 - ⑤ 実装したルールの実効性評価をどのように実施しているか
 - ⑥ ルール実装や評価に際してプラットフォーム参加者やその他第三者に協力してもらっていることはあるか、ある場合どのようなインセンティブもしくは強制力の設計をして協力を促しているのか

3.3 ヒアリング事例調査：対象団体の選定

- 国内データ流通プラットフォーム事業者のリスト(ロングリスト87社)を作成
- プラットフォーム運営者のタイプ・取引されるデータのタイプ・データの種類の多様性を考慮し報告対象(9社)を選定

● ヒアリング対象者の選定の考え方

選定基準	国内プラットフォーム事業者リスト 87社			報告対象 9社	
プラットフォーム運営者のタイプ	データサービスPF		データ取引市場		1 株式会社NTTドコモ
パーソナルデータ取扱い有無	パーソナルデータ有		パーソナルデータ無		2 株式会社DataSign
取引されるデータのタイプ	開示可能なデータ	条件付で提供可能なデータ	原則秘匿のデータ		3 CCCマーケティング株式会社
工場IoT・スマートファクトリー関連	工場IoT・スマートファクトリー関連		それ以外		4 インダストリアル・バリュー・チェーン・イニシアティブ(IVI)
知的財産権	知的財産権有		知的財産権無		5 東京都庁
					6 一般社団法人AIデータ活用コンソーシアム
					7 グリッドデータバンク・ラボ 有限責任事業組合
					8 株式会社シップデータセンター
					9 エブリセンスジャパン株式会社

3.4 ヒアリング事例調査：調査報告の内容

- 選定したプラットフォーム事業者へのヒアリングで確認できた各社で参考となる取組み事例について、ガイダンスが示すルール実装の検討手順(ステップ)に基づいて整理

● ヒアリング事例調査報告の内容

1. 各団体の概要

- 団体名
- 所在地/設立年
- 直近期業績
- 事業内容
- 取り扱うデータの種類

2. プラットフォームのビジネスモデル特徴

- #### 3. 各社取組みの工夫 (ステップ番号はガイダンスの番号に準ずる)

3.6 事例紹介

ヒアリング事例：株式会社NTTドコモ ～概要

NTTドコモ社は従来の通信事業から、dポイントプログラムを軸とした会員事業にシフトしている。また、携帯電話ネットワークの仕組みを利用したモバイル空間統計と呼ぶ、人流統計サービスも提供している

企業概要：株式会社NTTドコモ

<p>企業名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社NTTドコモ 代表取締役社長：井伊 基之 	<p>プラットフォームのビジネスモデル特徴</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信事業から会員事業にシフトしており、dポイントプログラムを軸として価値を提供 2. パートナー企業と提携して新しい価値を生み出しており、他社とポイントプログラムの相互連携を実施 3. モバイル空間統計は位置情報を統計化処理し、個人情報特定されない形で情報サービスとして提供
<p>本社所在地 / 設立年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京都千代田区 1992年7月設立 		
<p>直近業績</p>	<ul style="list-style-type: none"> 売上高：4兆7252億円 2020年度 資本金：9497億円 2020年度 		<p>内閣府「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装に関する検討会（第3回）株式会社NTTドコモ 説明資料」より引用</p>
<p>事業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業（携帯電話サービス等） スマートライフ事業（dマーケットを通じたサービス等） その他の事業（法人IoT等） 		
<p>取り扱うデータの種類の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> パーソナルデータを含む 取り扱うデータ <ul style="list-style-type: none"> 会員のパーソナルデータ dポイント会員データ モバイル空間統計データ 		

3.6 事例紹介

事業戦略の変化に伴いポリシーを改定した事例 / 株式会社NTTドコモ

事業戦略の変化に伴い、パーソナルデータ憲章を策定。憲章の取組みとしてパーソナルデータダッシュボードの提供やPIA制度の導入し、安全安心なパーソナルデータ利活用の取り組みを実践している

背景	ステップ6 内部要因 	ステップ6 外部要因 世間の関心の高まり 個人情報保護法の改正 2017年 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の定義の明確化 匿名加工情報の新設等
	<p>お客さまの信頼にこたえ続けるため、「個人のプライバシーへの配慮」も重要な使命と考える</p>	
憲章の策定	ステップ4 2018年 NTTドコモパーソナルデータ憲章 策定 (2019年8月対外公表)	
	<ul style="list-style-type: none"> お客さまとのコミュニケーションを大切に、透明性を確保します パートナーとの連携にあたってもお客さまのプライバシーに配慮します 適切なセキュリティ対策により、お客さまのパーソナルデータを保護します 	<ul style="list-style-type: none"> お客さまの利益や社会への貢献を考えます お客さま一人ひとりの意思を尊重します お客さまのプライバシー保護のための体制を整備し、運用します
主な取組み	ステップ5-3 パーソナルデータダッシュボード 個人情報の同意状況を確認・変更できるダッシュボード <ul style="list-style-type: none"> 過去に同意した主なパーソナルデータの取扱いに関する同意事項を事後的に一覧で確認でき、第三者提供や位置情報などの一定の範囲内で同意の設定変更できる機能を会員向けにWebサイトを通じて提供 従来の一方方向のコミュニケーションではなく双方向のコミュニケーションをUI/UXで工夫 <p>https://datadashboard.front.smt.docomo.ne.jp/</p>	その他の取組み <ul style="list-style-type: none"> Private Impact Assessment (PIA)制度の導入 定期的なe-learningの実施 憲章やPIA制度のマニュアル作成 データの取扱いを説明した「知ってナットク!ドコモのパーソナルデータ活用」をWebで公開
	運用・評価	パーソナルデータ憲章運用委員会 <ul style="list-style-type: none"> 全組織の組織長が年に2回集まり、PIA制度の取り組みの情報共有の場として、パーソナルデータ憲章運用委員会での指摘をPIA制度に反映させている

3.6 事例紹介

ヒアリング事例：株式会社DataSign ～概要

「だれもが公正に安心してパーソナルデータを活用できる世界の実現」の企業理念の基に、個人向けに、プライバシー保護アプリの「Bunsin」、データ活用サービスの「paspit」、法人向けに同意管理ツールの「Webtru」の3プロダクトを提供している

企業概要：株式会社DataSign

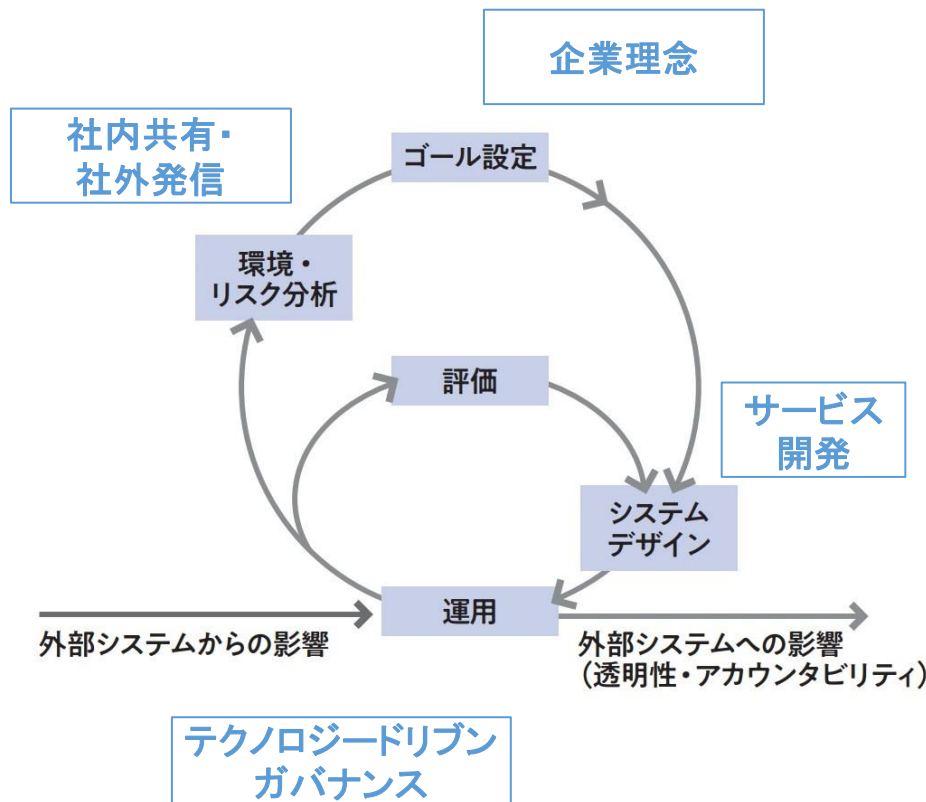
企業名	<ul style="list-style-type: none">株式会社DataSign代表取締役社長：太田 祐一	提供 サービス	Webtru ウェブサイトで動いているサードパーティの外部サービスを自動発見し、パーソナルデータがどこに提供されるのかを本人に通知するツール <ul style="list-style-type: none">ウェブサイトで動いているサードパーティの外部サービスを簡単に発見でき、同意管理機能を提供する (CCPA, GDPRに対応)オンラインプライバシー通知を自動生成し、ウェブサイトのデータ活用における透明性の確保が可能である
本社所在地 / 設立年	<ul style="list-style-type: none">東京都新宿区2016年9月設立		paspit 本人に代わりパーソナルデータを管理し、本人が承諾した企業のみパーソナルデータを第三者提供するサービス <ul style="list-style-type: none">ウェブサービス等で生活者個人が用いている「ID」「パスワード」を安全に保管し、パーソナルデータを自動的にPDSに集約・管理保管されたパーソナルデータは、本人が承諾した信頼できるデータ活用企業に限り第三者提供され、本人にサービスや便益が提供される
直近期業績	<ul style="list-style-type: none">売上高：非公開資本金：非公開		Bunsin 提供先ごとに個別のコンタクトアドレスが生成可能なプライバシー保護アプリ <ul style="list-style-type: none">個別のコンタクトアドレスを作成・利用することで、本当のコンタクトアドレスを守ることが可能迷惑メールが来た時にその宛先からどの提供先用のコンタクトアドレスが迷惑メールに使用されているか把握できるため、不正利用の検知が可能
事業内容	<ul style="list-style-type: none">データプライバシーコンサルティング事業プロダクト事業		
取り扱うデータの種類	<ul style="list-style-type: none">パーソナルデータを含む取り扱うデータ<ul style="list-style-type: none">本人同意済みパーソナルデータ		

3.6 事例紹介

株式会社DataSignの取組み

生活者も企業も公正に安心してパーソナルデータを活用できる世界の実現という企業理念を掲げ、サービス開発・提供をとおしてアジャイルガバナンスを実践している

DataSign社の取組みとアジャイルガバナンスの対応



取組み概要

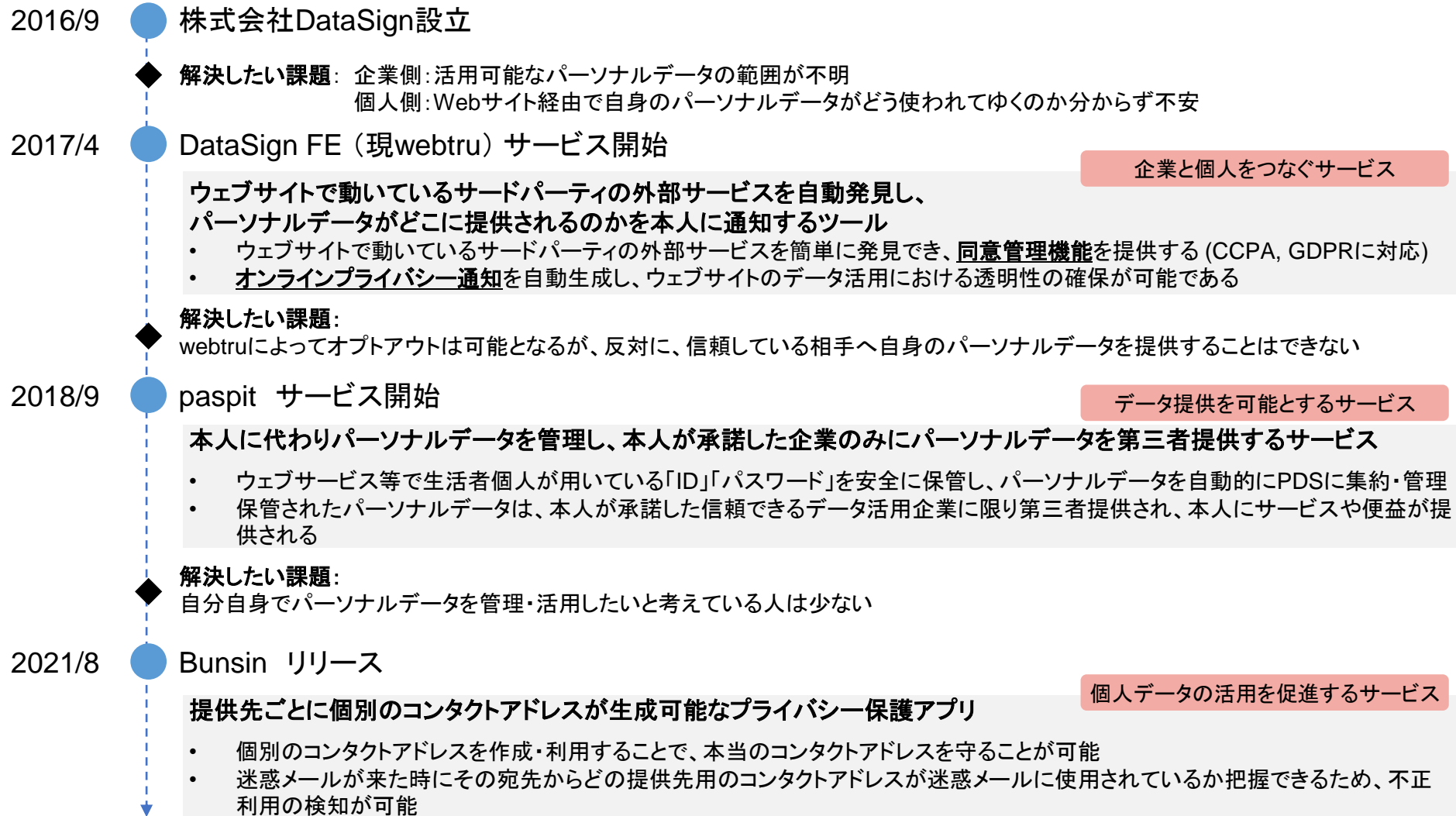
ゴール設定	企業理念 <ul style="list-style-type: none">だれもが公正に安心してパーソナルデータを活用できる世界の実現
システムデザイン	サービス開発 企業理念を実現するためのサービスを開発 <ul style="list-style-type: none">webtru (オンラインプライバシー通知)paspit (情報銀行)Bunsin (分散型ID)
運用	テクノロジードリブンガバナンス テクノロジーで安全を担保したサービス運用 <ul style="list-style-type: none">三段階の暗号化提供先別のID管理GitHubによる利用規約管理
環境・リスク分析	社内共有・社外発信 企業理念の浸透、取組の発信やコミュニティの醸成 <ul style="list-style-type: none">週1回の社員発表会会員制オンライン配信ユーザーコミュニティの醸成

出典:「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2: アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」

3.6 事例紹介

サービスの変遷 / 株式会社DataSign

2016年に設立後、法制度やユーザーニーズの変化を捉えサービス開発と評価を繰り返し、事業を展開している



3.6 事例紹介

テクノロジードリブンのガバナンス構築とユーザへの透明性確保の事例

/株式会社DataSign

企業理念

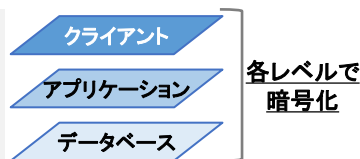
～だれもが公正に安心してパーソナルデータを活用できる世界の実現～

企業理念に基づいて、ガバナンスの構築や透明性の確保を行っている

ステップ5-2 テクノロジードリブンのガバナンス

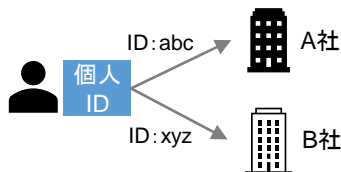
➤ 三段階の暗号化(paspit)

- データベース、アプリケーション、クライアントレベルの暗号化を行っているため、DataSign社の社員でもデータを見ることができない



➤ 提供先別のID(paspit)

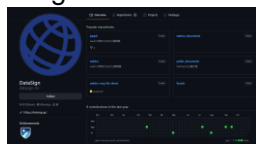
- 提供先同士が結託して個人が特定されるリスクを減らすために、提供先ごとにユーザーに紐づいているIDを変更している



➤ GitHubでの個人情報保護方針の管理

- 個人情報保護方針をGithubで管理することで変更履歴を可視化。開発者は個人情報保護方針の範囲を確認しながら、サービス開発を行う

DataSignのGitHubページ



ステップ4 ユーザへの説明・透明性の確保

➤ ランチタイムトーク

- DataSign社のメンバーが、関心を持っているニュースについて語るWeb番組を会員制で毎週Zoomにて配信
- データに関する問題を取り上げて、解説や意見配信を行っている

➤ 社内での共有会

- 社内で週に1回、「何でも発表会」との名目で社員発表会を行っている
- 社員発表会では、DataSign社の理念を実現/反する世の中の推進事例を観測し議論しており、企業理念の浸透に貢献している

➤ SNSでのコミュニティ醸成(Bunsin)

- Bunsinのユーザーに公式アカウントをフォローしてもらい、コミュニティづくりをおこなっている
- Twitterで意見を収集することで、ユーザーのニーズに答えたサービスの開発を可能とする

3.6 事例紹介

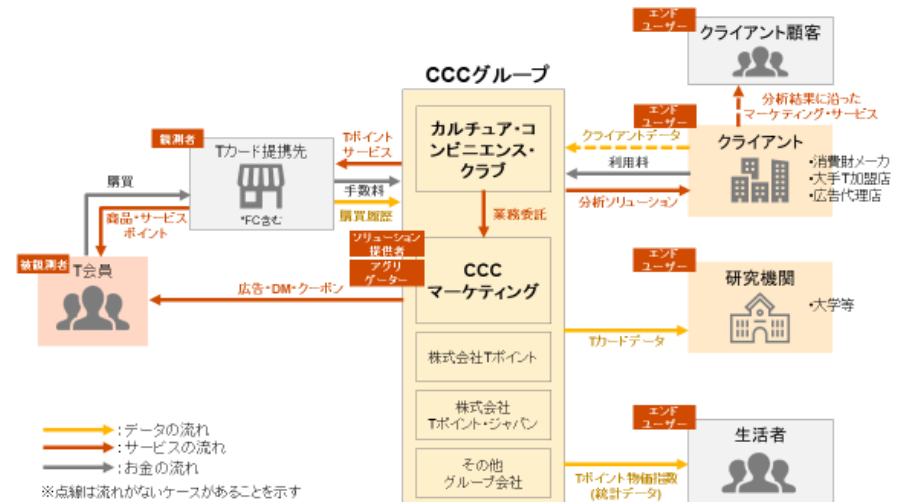
ヒアリング事例：カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 ～概要

レンタル会員証から始まったTカードをベースに、2003年10月に共通ポイントサービス「Tポイント」を開始、保有する7000万人のパーソナルデータ(生活者属性データと利用履歴データ)を活用して、Tカード提携先の小売流通企業や一般消費財メーカー企業向けに、データベースマーケティング事業を提供している

企業概要：カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

企業名	<ul style="list-style-type: none"> カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 代表取締役社長兼CEO：増田宗昭 	プラット フォーム の ビジネス モデル特徴
本社所在地 /設立年	<ul style="list-style-type: none"> 東京都渋谷区南平台町 1985年9月設立 	
直近期 業績	<ul style="list-style-type: none"> 売上高：2982億円 2021年度 資本金等：125億円 2021年度 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム事業 データベースマーケティング事業 公共サービス、地域共生事業など 	
取り扱う データの 種類	<ul style="list-style-type: none"> パーソナルデータを含む 取り扱うデータ <ul style="list-style-type: none"> Tカード会員基本属性データ 購買履歴データ TV視聴データ Tポイント物価指数データ 	

- カルチュアコンビニエンスクラブは、Tカードの会員規約に基づき、7000万人以上(2021年4月時点)の会員の個人情報とTカード利用履歴データを管理
- グループ子会社のTポイント・ジャパンやCCCマーケティング株式会社が、それぞれTカード提携先向け(コンビニ、スーパー、ドラッグストア、外食など)、一般消費財メーカー企業向けに、データベースマーケティング事業を展開



3.6 事例紹介

アウト手段を提供する会員規約へ全面改訂の事例

2014年11月、共同利用から第三者提供へ会員規約を改訂 / カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

法改正(2015年10月)の動きを見越し、会員規約を全面改訂、関連する外部の提携先企業(119社30万店舗)にも働きかけ、生活者にとっても分かり易い説明を工夫

背景



- 外部要因
 - 政府による10年振りの「個人情報保護法の改正」やデータ利活用を監督する「第三者機関の設立」検討などを背景とした行政の動き(2014年6月に改正案が公表※)
- 内部要因
 - 「データ利用の透明性が乏しい」「利用者への説明が足りない」などの批判や生活者の懸念の高まり

※2014年6月「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」経済産業省

規約の改訂

ステップ6

法改正を見越した会員規約の改訂 (2014年11月)

共通ポイント事業の開始から10年が経過しTポイント提携企業が増えることで共有先が際限なく増える問題が指摘され始めていた



個人情報の利用方式の変更

共同利用 ⇒ 第三者提供

データ利用の透明性を高めることを目的に明示的に本人同意が必要な方式に変更

主な取組み

ステップ4

ステークホルダーへの理解浸透の働きかけ

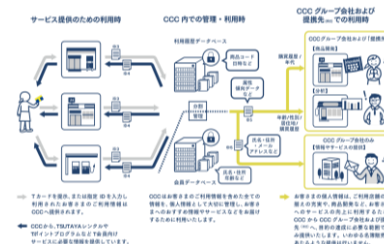
- 2013年頃より1年以上の時間をかけて社内で議論、提携先企業へも理解の働きかけ。
- T会員向けに、店頭ステッカーでの告知、Webサイトでのイラスト図示により、理解浸透の説明の工夫。

店頭ステッカー

購買データが提携企業からCCCに提供される旨を明記。Tポイント提携先の加盟店(119社30万店舗)に配布。



Webサイト データ利活用の流れについて図示



運用・評価

「顧客情報管理委員会」の設置

- データ利活用を行う全ての案件を精査
- 運用は2013年から、毎週の開催実施

3.6 事例紹介

参考)明示的なオプトアウト選択肢の提供

<https://tsite.jp/accounts/optout/> カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

- 第三者提供のオプトアウトをチェックボックスで提供先ごとに設定可能なWebサイトを会員ごとに提供

T-POINT / T-CARD

提供先への個人情報提供の停止

情報提供先の選択

提供先への個人情報提供の停止をご希望の方は、以下提供先のチェックを外してください。
再開をご希望の方はチェックを入れてください。

【お手続きいただく上での注意事項】

※「個人情報提供の停止」手続きの上、お手続きください。

※以下に記載の提供先は、T会員規約に記し、当社が情報を提供する可能性のある企業です。実際の提供先を表すものではありません。
※提供する場合でも利用目的の達成に必要な範囲に限定しておりますが、どの提供先に、どのような情報を提供しているかについてお問い合わせをいただきますと、お答えできませんのでご了承ください。

※Tカード番号単位でお手続きいただく必要があります。

※下記に該当する場合は、再度、お手続きください。

- ・Tサイトに登録しているTカード番号を変更した場合
- ・Tサイトに登録しているTカード番号が無効になり、ネットT会員番号が発番された場合

※届出費にて個人情報提供の停止を申請された場合は、お客様ご自身が本画面にて届出費での申請結果をご確認いただくことはできません。

【別途お手続きが必要なケース】

※ID連携（Tポイント利用手続き）等で、個別の目録があるケースは、ID連携解除などの手続きが必要です。

※TポイントやTSUTAYAレンタルなどサービスのご提供に必要な情報提供の停止をご希望される場合は、そのサービスも使えなくなりますが、お手続きについてはTカードサポートセンターまでお申し出ください。

ご登録頂いているTカード番号 9136*****9792

▼情報提供先の設定をすべて変更する方は[こちら](#)

TSUTAYA・店舗直営店 2014/10/28受付開始 提供先：TSUTAYAフランチャイズチェーン加盟企業	<input checked="" type="checkbox"/>
ENEOS株式会社 2014/10/28受付開始 提供先：ENEOS、ENEOSでんき、ENEOS都市ガス、ENEOS太陽光買取サービス	<input checked="" type="checkbox"/>
株式会社アプラス 2014/10/28受付開始 提供サービス：Tカードプラス、Tカードプラスα、TSUTAYAWカード	<input checked="" type="checkbox"/>
株式会社Misumi 2014/10/28受付開始 提供先：BOOKSmisumi、Misumiグループ（ガス・水）	<input checked="" type="checkbox"/>
YKK AP株式会社 2014/10/28受付開始 提供先：MADOショップ(YKK AP対象商品)	<input checked="" type="checkbox"/>
ニッポンレンタカーサービス株式会社 2014/10/28受付開始 提供先：ニッポンレンタカー	<input checked="" type="checkbox"/>
株式会社大塚 2014/10/28受付開始 提供先：トラクストアmac	<input checked="" type="checkbox"/>

2021/4/5受付開始 提供先：ホームセンターみつづ	<input checked="" type="checkbox"/>
SHOWROOM株式会社 2021/5/10受付開始 提供先：SHOWROOM	<input checked="" type="checkbox"/>
SBI損害保険株式会社 2021/5/26受付開始 提供先：SBI損害	<input checked="" type="checkbox"/>
株式会社GO TODAY SHAIRE SALON 2021/6/28受付開始 提供先：GO TODAY SHAIRE SALON	<input checked="" type="checkbox"/>
株式会社エクシオジャパン 2021/7/1受付開始 提供先：エクシオ	<input checked="" type="checkbox"/>
エバーグリーン・リテイリング株式会社 2021/7/14受付開始 提供先：エバーグリーン・リテイリング	<input checked="" type="checkbox"/>
株式会社LOCCO 2021/10/1受付開始 提供先：OCCO	<input checked="" type="checkbox"/>
株式会社アテックス 2021/10/12受付開始 提供先：アテックスダイレクト	<input checked="" type="checkbox"/>

チェックを元に戻す

すべてにチェックを入れる

すべてのチェックをはずす

今後、追加される提供先も含め、すべての提供先への個人情報提供を停止する
(停止する場合は、チェックボックスのチェックを外してください)

※「今後、追加される提供先も含め、すべての提供先への個人情報提供を停止する」のチェックを外すと提供先ごとに設定することはできません。
※「今後、追加される提供先も含め、すべての提供先への個人情報提供を停止する」のチェックを外している方が、再びチェックを入れると、すべての提供先への提供が再開されます。提供先ごとに停止・再開の手続きをしたい場合は、提供先ごとに設定してください。（新規追加される提供先は改めて手続きが必要です。）
※「すべてのチェックをはずす」をクリックすると、上記に表示されているすべての提供先への個人情報提供の停止ができます。（新規追加される提供先は改めて手続きが必要です。）
※「すべてにチェックを入れる」をクリックすると、上記に表示されているすべての提供先への個人情報提供の再開ができます。（新規追加される提供先は改めて手続きが必要です。）
※上記チェックボックスを変更した後に、必ず「設定を変更する」をクリックしてください。完了画面が表示された時点でお手続き完了となります。
※設定変更完了後、個人情報提供の停止までに数日かかる場合がございますので、ご了承ください。

前へ戻る

設定を変更する

Tサイト | Tポイント/Tカード | TOP | T会員規約およびT会員に関連する各種規約 | Tカード、Tポイント、Tマネーに関する規約 | Webサービスに関する規約 | 各種問い合わせ
個人情報保護方針 | カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 | 株式会社Tポイント・ジャパン | 株式会社Tマネー | お問い合わせ | お問い合わせ(Tポイント加盟店について)

© Culture Convenience Club Co.,Ltd.

3.6 事例紹介

ヒアリング事例：一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ～概要

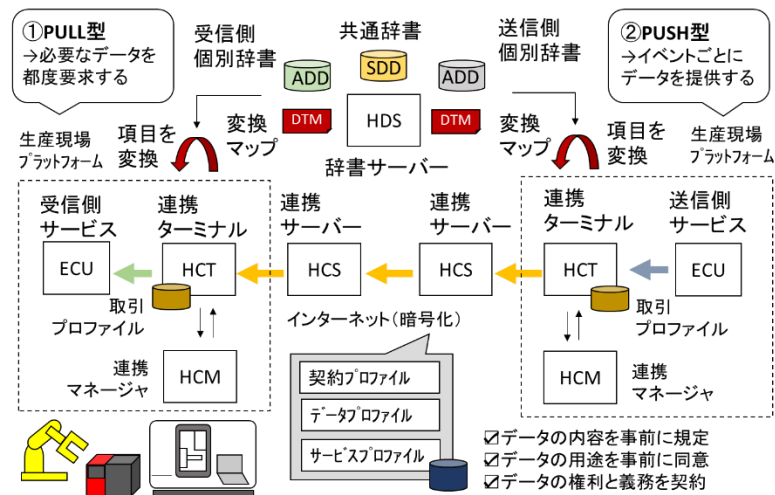
IVIは、製造機械メーカーやITベンダー等が参加するフォーラム形式により、協調領域となる業界共通の手法や技術をリファレンスモデルとして整理共有し、各企業が相互連携する仕組みの構築を目指している。その成果の一つとして、製造生産データによる円滑な業務連携を媒介する仕組み(CIOF)を提供している

企業概要：一般社団法人 インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ

企業名	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ 理事長：西岡靖之 	<p>プラットフォームの特徴</p>
本社所在地 / 設立年	<ul style="list-style-type: none"> 東京都千代田区 2015年6月設立 	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ものづくりとIT 融合によって新しい価値創出を目指すフォーラム 製造業、製造機械メーカー、ITベンダーが参画 	
取り扱うデータの種類の種類	<ul style="list-style-type: none"> ノンパーソナルデータ(パーソナルデータを含むケースもあり) 取り扱うデータ <ul style="list-style-type: none"> 加工プログラム 品質検査データ ロット検収データ 環境負荷データ 	

- 二者間での製造業系のデータ共有のやり取りを、個別に締結済のデータ取引契約と対応づけて媒介
- 製造ノウハウやNCプログラムなど、営業秘密として価値の高い情報のやり取りをシステムが取引契約に基づいて監視。利用実績を必要に応じて照会することで、取引先との信頼に基づく生産プロセスの共有を支援

連携フレームワーク(CIOF)全体図



3.6 事例紹介

契約と技術のプラットフォーム提供によりデータ取引の透明性を高める事例

企業間オープン連携フレームワーク(CIOF)の提供/(社)インダストリアルバリューチェーンイニシアティブ

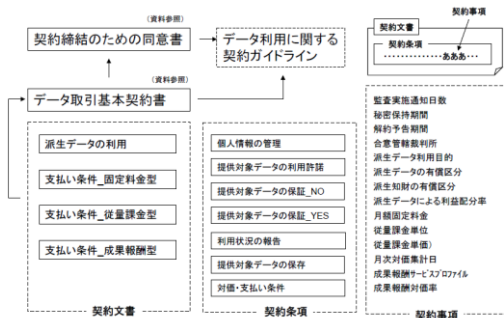
プラットフォーム側が、当事者間の取引条件を明確にした契約ひな型と、データ連携や来歴データ管理の仕組み・技術を提供して業務連携を媒介することで、取引対象データの目的外利用のリスク低減を図る仕組み

ステップ5-3 データに対するコントローラビリティの確保

基本契約書の提供により 取引当事者間で満たすべき利用条件の 確実な合意を推進しコントローラビリティ確保

- 当事者間の契約をプラットフォームが仲介し締結する仕組みを提供
- 当事者間での契約は、満たすべき利用条件を盛り込んだ契約ひな形をプラットフォーム側が提供し、確実な合意形成を図り、当事者間でのコンフリクトを未然に抑止
- 例えば、契約違反となる行為が疑われる場合は、データ提供側の求めに応じ、データの利用状況の報告を利用者側に要請できる条項を契約ひな形に記載している

図 データ取引契約書の基本設計※1

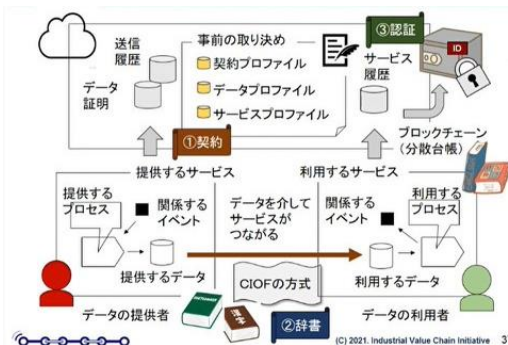


出典:
※1)「CIOF契約のしくみ」、(社)インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ、2019年

契約と合わせ来歴データ管理技術の提供によりデータ利用の透明性を確保し データの不正利用を抑止 ※2

- データ授受や利用は当事者間での契約合意の元、プラットフォームが提供のCIOFのITシステム(データ通信用ターミナルやソフトウェア(API, SDK)で構成)を介して行い、プラットフォーム側のサーバでデータ授受や利用・複製・転送等の来歴データを記録
- データ提供側に、CIOFのITシステム上での来歴データの追跡閲覧を可能とさせる事で、利用側を牽制し、目的外のデータ利用等の不正利用の未然の抑止を図っている

図 CIOFの特徴※3



出典:
※2)「企業間データ流通の基本OSとしてのCIOF」、西岡靖之、2020年10月、CIOF実践セミナー2020
※3) 製造業はGAFKAの下請けとなるのか、とり得る選択肢、三島一孝、2021年3月、MONOist

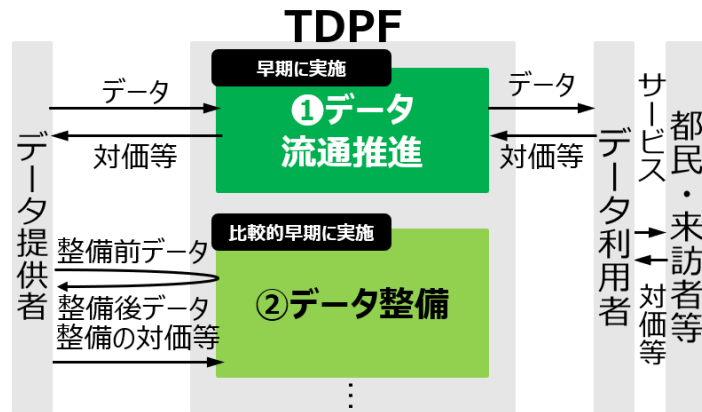
3.6 事例紹介

ヒアリング事例：東京都 ～概要

東京都では、「スマート東京実施戦略」の施策の一つとして、官民の様々なデータを連携する「東京データプラットフォーム(TDPF)」の構築を目指している

自治体概要:東京都

自治体名	<ul style="list-style-type: none">東京都知事:小池 百合子	プラットフォームの特徴	データ流通推進 データ整備	<ol style="list-style-type: none">(データライブラリ)官民の各種データを一元的に検索・利用可能な基盤を提供(データ流通プラットフォーム)官民の各種データの取引条件を定め、データの仲介機能を提供(ネットワーキング)データ活用事例の共有や、提供者の課題提示や利用者のニーズを収集する勉強会・イベント開催(データ整備支援)紙データ等のデジタル化の支援や、データのクレンジング等
所在地	<ul style="list-style-type: none">東京都新宿区			
事業内容 (予定)	<ul style="list-style-type: none">データ流通推進事業データ整備事業			
取り扱うデータの種類	<ul style="list-style-type: none">パーソナルデータ取り扱うデータ<ul style="list-style-type: none">官民の各種データ (例:防災データ、施設系データ、混雑データ等)			



「東京データプラットフォーム協議会 第4回推進会議」より引用
https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/dpf_suishin_04.html

3.6 事例紹介

3つの観点を考慮したポリシー案の策定

TDPFでは、プラットフォームのステークホルダー（都民や企業等）が、安心してデータ提供やサービスを利用できるように、3つの観点（法律・契約・技術）からポリシー案を策定している

ステップ1~4 ポリシー案策定の観点

「Society5.0」社会実装モデルのあり方検討会構成員よりガイドラインを定める必要があるとの指摘を受けたことから、**都民や企業等がデータ提供・サービス利用を安心してできるよう、TDPFを運営する法人が扱うデータの収集や提供・利活用にかかる基本的な考え方を以下3つの観点からポリシー案を策定**

法律に関する観点



例.「個人情報保護法」「不正競争防止法」「不法行為法」「不正アクセス禁止法」「知的財産権法」「独占禁止法」などの法令に沿った運用

契約に関する観点



例.「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」など、国などが示している既存のガイドラインなどを踏まえた契約のあり方

技術的な観点



例.データの匿名加工や暗号化など、第三者がデータ利用する際にも効果が見込まれる技術的な対応方針などを含める

- 都民が不快に思う感情など、技術や法律でカバーできない範囲を「プライバシーステートメント」や「契約」で補いながら、ポリシー案を策定している
- 3つの観点を軸として意識し、ポリシー案を策定することで、定めるべき事項の漏れがないポリシー案の策定を実現している

3.6 事例紹介

外部有識者を含めたポリシー案策定の取組み

ポリシー案の策定にあたり、産官学の有識者委員会(ポリシー策定委員会)を組成、既存ガイドラインの把握や類例調査を通じ論点を抽出。外部公開や意見公募などプロセスの透明性を確保してポリシー案を策定している

ステップ4 PFにおけるデータ取扱いポリシー案策定に向けた取組み

外部からの有識者を含めたポリシー策定委員会を組成し、委員によりポリシー案を策定

委員は、弁護士、学者、産業界代表、消費者代表のバランスを考慮して組成

ポリシー策定委員会 委員

- ・ ひかり総合法律事務所 弁護士
- ・ 三浦法律事務所 弁護士
- ・ 英知法律事務所 弁護士
- ・ 中央大学国際情報学部 教授

- ・ 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- ・ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)常務理事
- ・ 一般社団法人ECネットワーク 理事

政府・民間等のガイドラインや類例を調査

1 政府・民間等のガイドライン把握

政府・民間等が策定したガイドライン・参考資料を洗い出す
総務省・経済産業省が発行したガイドラインや一般社団法人が発行しているガイドブック等を調査

2 類例調査

国内外の大手デジタルプラットフォーマー、情報銀行認定事業者、DMP事業者、次世代医療基盤法に基づく認定事業者を主対象とし、類例調査を実施

3 本事業固有事項の洗い出し

東京都個人情報保護条例や、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案、特定業界のデータに関する固有規律などのTDPF固有の検討事項を洗い出す

外部公開や意見公募などの透明性確保の工夫

TDPFは東京都だけでなく都民や企業とデータを活用する取り組みであり、都民に取組みを理解して頂くためにプロセスの透明性を確保したポリシー案の策定を工夫

透明性確保のための様々な取組み

- ・ ポリシー策定委員会は公開で実施しており、一般傍聴を受け付けている
- ・ ポリシー策定委員会の資料・議事録を東京都のWebサイトに公開している
- ・ 外部有識者を委員とした「ポリシー策定委員会」を設置している
- ・ 策定した各ポリシー条項の素案について1ヶ月の意見公募を実施しており、WebサイトやSNS等を利用して不特定多数向けに拡散している

体制

策定に向けた実施事項

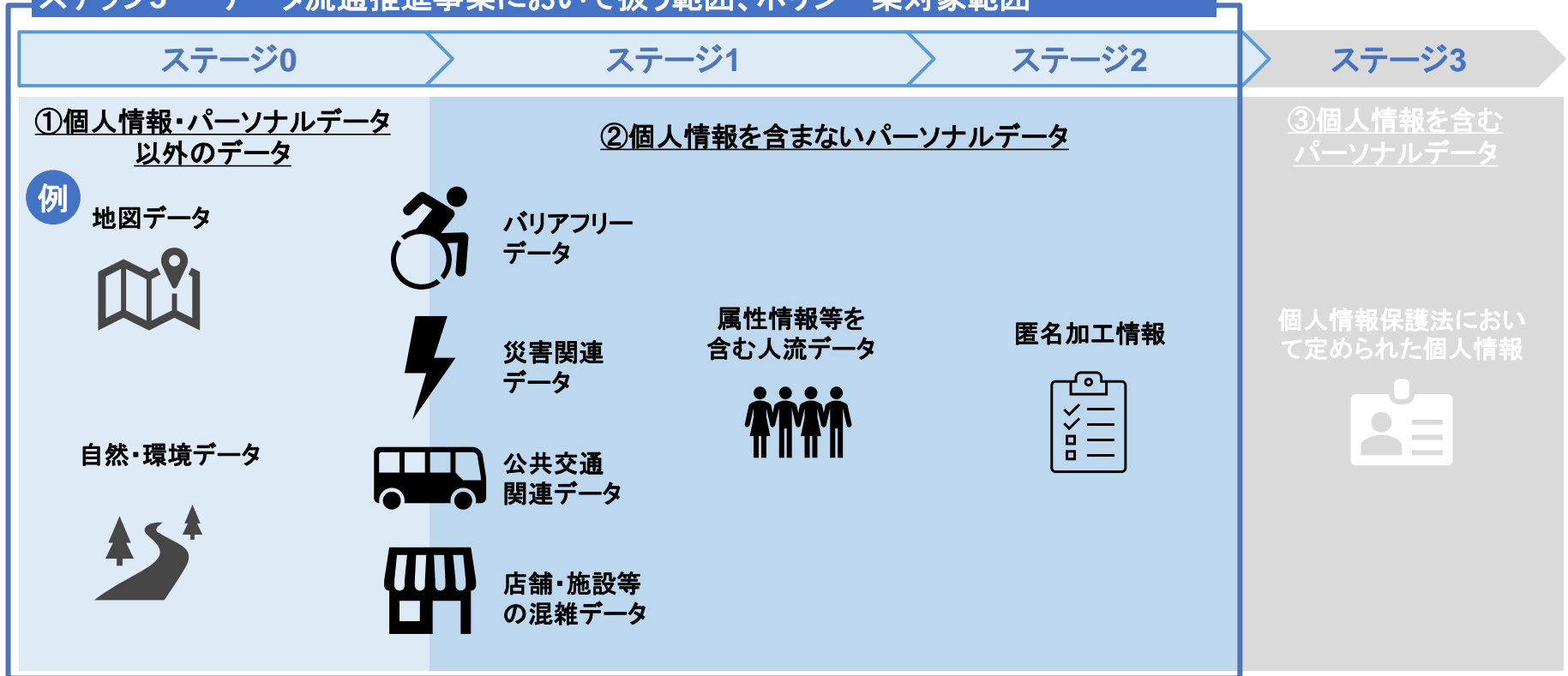
透明性の確保への取組み

3.6 事例紹介

将来的なサービス発展の提示とポリシー改定のタイミングの明示

TDPFでは、取り扱うデータの範囲とポリシー案の対象範囲を設定し、対象範囲に含まれないデータを扱う場合は、ポリシーの再検討が必要であることを予め外部にも示している

ステップ3 データ流通推進事業において扱う範囲、ポリシー案対象範囲



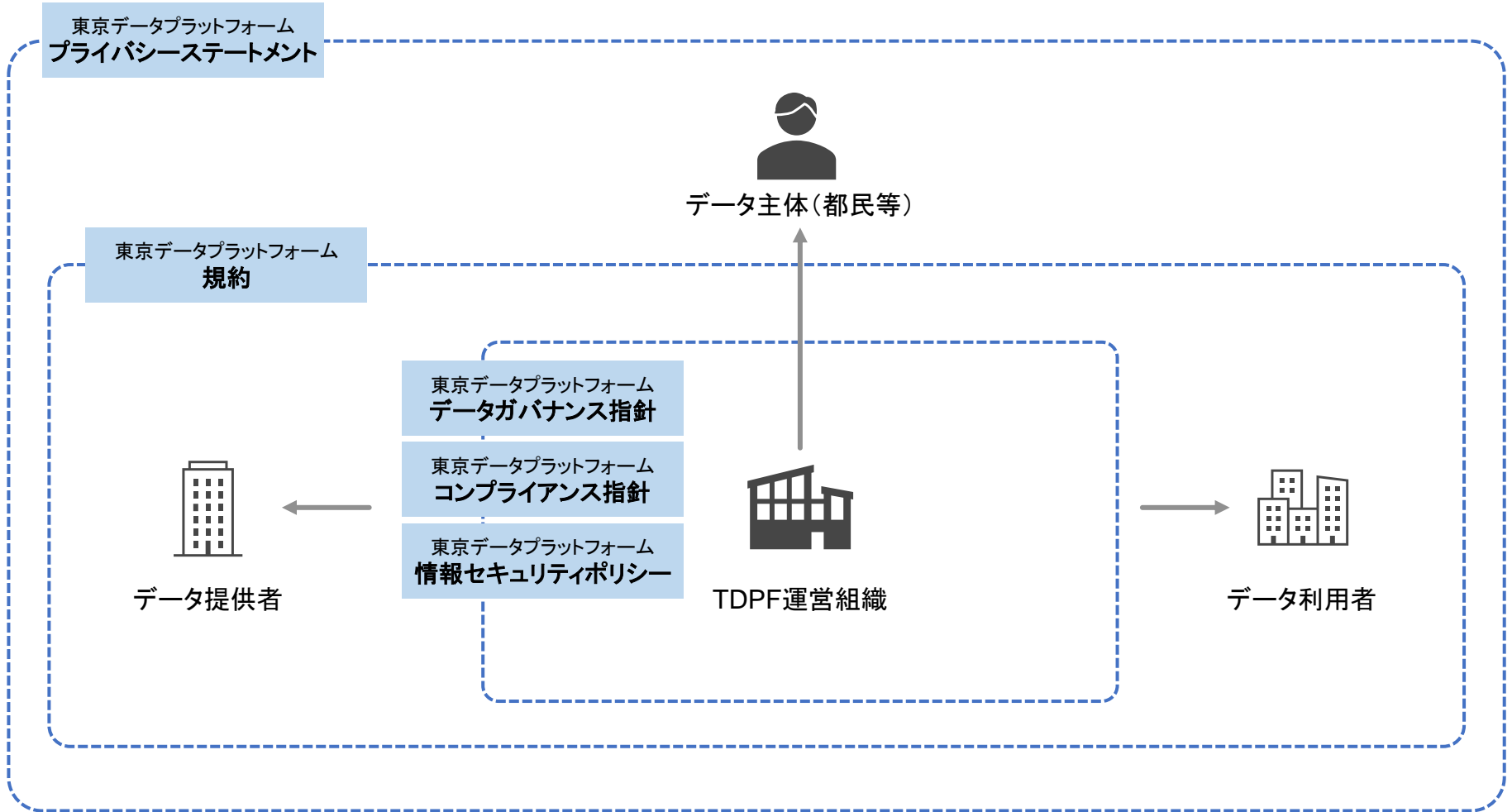
ステップ6 継続的なポリシー案の見直し

- TDPFは「年1回の定期的な見直し」と「社会の動向が変化した際に対応するための見直し」を実施
- 法律や技術など外部の社会動向は、委員会やワーキンググループに参加して情報を収集

3.6 事例紹介

Appendix. 想定するステークホルダーとポリシー案

各ポリシー案における関係者を以下の範囲とし、ポリシー案を策定



3.6 事例紹介

Appendix. (参考)ポリシー案の全体構成、策定内容

準備会で検討された事業時の前提や、ポリシー策定委員会で議論した結果を基に、各ポリシーを具体化

ポリシー	主な策定内容
東京データプラットフォーム ポリシー構成	ポリシーの全体の構成図、ポリシー全体に係る前提事項、考え方等
東京データプラットフォーム プライバシーステートメント	<ul style="list-style-type: none">・ プライバシーステートメントにおける条項案構成● 対象とする情報(パーソナルデータ)、対象者(データ提供者・利用者及び個人)と規定 法令 契約・ パーソナルデータの定義に関する法律を(個人情報保護法・東京都個人情報保護に関する条例)と規定 法令・ 原則オプトアウトでのパーソナルデータの第三者提供をしない方針...等
東京データプラットフォーム 規約	<ul style="list-style-type: none">・ 規約における条項案構成(第1章:総則、第2章:データ提供者向け、第3章:データ利用者向け、第4章雑則)● サービス利用に関する入退会の基本内容(入会・禁止事項・ログインアカウントの取り扱い・任意退会・強制退会等)を規定 契約・ データ提供時の基本的なルール(提供対象データに応じた表明保証・TDPFからの関与範囲を定めること等)を規定 法令 契約・ データ利用時の基本的なルール(例:データ利用者の情報管理体制により利用できるデータやTDPFからの関与範囲を定めること等)を規定...等 法令 契約
東京データプラットフォーム データガバナンス指針	<ul style="list-style-type: none">・ データガバナンス指針における条項案構成● パーソナルデータ保護とサイバーセキュリティ確保に加え、積極的なデータ利活用のために運営組織が取り組むことを規定 技術・ TDPF運営組織からの情報発信・意見聴取のため、TDPFに係る関係者との対話を図ることを規定...等
東京データプラットフォーム コンプライアンス指針	<ul style="list-style-type: none">・ コンプライアンス指針における条項案構成 法令● 各種の関係法令を遵守、運営組織の透明性を保つための第三者委員会を設置し監査体制を確立すると規定 法令・ データプラットフォームに係るコンプライアンス研修を運営組織内で実施と規定...等 法令
東京データプラットフォーム 情報セキュリティポリシー	<ul style="list-style-type: none">・ 東京都サイバーセキュリティ基本方針に準じた、情報セキュリティポリシーにおける条項案構成 法令● データプラットフォーム事業者としてデータ流通時に留意する対策・最新のセキュリティに対する情報収集をしていくことを規定...等 技術


ポリシー策定における3つの観点 **法令** **契約** **技術**

3.6 事例紹介

ヒアリング事例：AIデータ活用コンソーシアム ～概要

AIデータ活用コンソーシアム(以下、AIDCと呼ぶ)では、円滑なデータ流通実現のため、契約モデルに基づく多様なデータ流通を可能とするデータ流通クラウド基盤「AIDC Data Cloud」を構築、データ提供者や利用者が安心して利用できるデータ取引サービスの提供を目指している

団体概要：AIデータ活用コンソーシアム(AIDC)

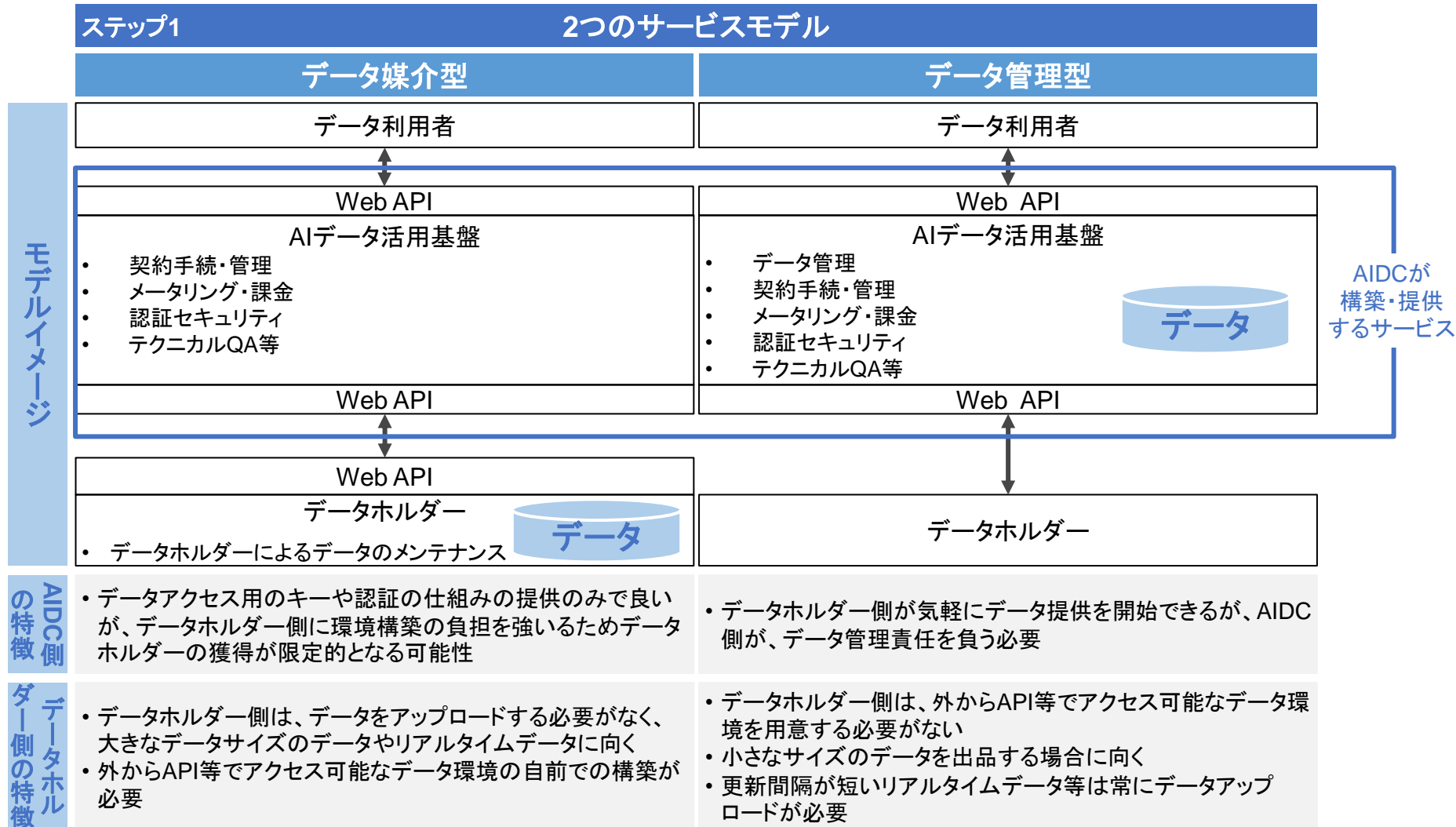
団体名	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人AIデータ活用コンソーシアム 代表理事会長：坂村 健 URL：https://aidata.or.jp 	プラットフォームの特徴	AIの学習に用いられるデータの円滑な流通を目的とした契約モデルに基づくデータ流通クラウド基盤「AIDC Data Cloud」の提供
所在地/設立年	<ul style="list-style-type: none"> 東京都渋谷区代官山 2019年4月1日設立 		AIデータ活用コンソーシアムが取り組む4つのテーマ
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 円滑なデータ流通を実現する知的財産、契約モデルの構築 AIによるオープンイノベーションを通じた社会課題の解決を促進 日本固有の自然言語・画像をはじめとする開かれたデータの流通の場を提供 コンソーシアムが構築するデータ流通基盤を会員に提供、等 		1. 知的財産・契約 2. AI研究 3. データ収集・活用 4. データ基盤
取り扱うデータの種類	<ul style="list-style-type: none"> ノン・パーソナルデータ(パーソナルデータは今後対応の予定) 取り扱うデータ： <ul style="list-style-type: none"> 自然言語データ、画像データ オープンデータ 無償データ 		主要機能 <ul style="list-style-type: none"> 多様な商流に対応した契約テンプレート 来歴情報に対応したデータカタログ 柔軟な課金モデル 

「AIデータ活用コンソーシアム「AIDC Data Cloud」説明会」資料より引用

3.6 事例紹介

データ特性に対応した2つのデータ取引市場型のサービスモデル

AIDCが提供するデータ流通クラウド基盤「AIDC Data Cloud」は、取引市場型サービスとして2つのサービスモデルを提供しており、2つのサービスモデルの異なるリスクを認識している



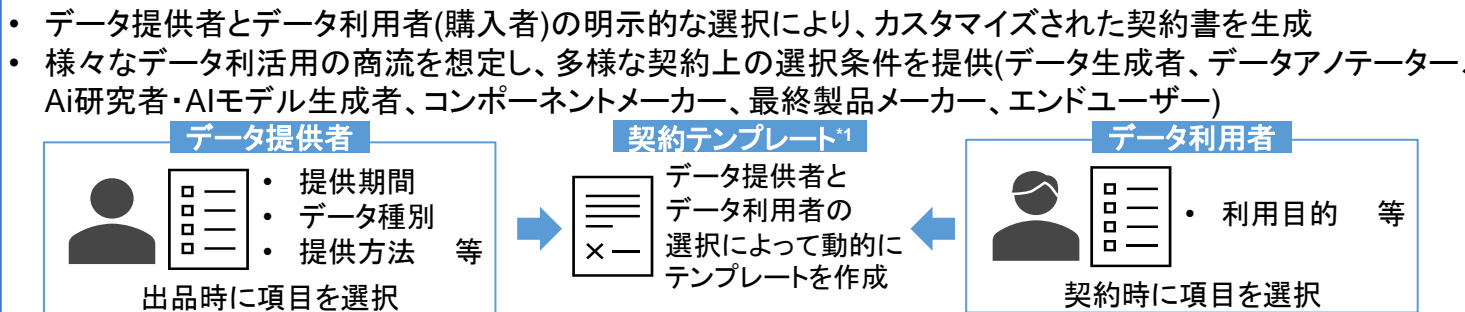
3.6 事例紹介

提供するプラットフォームの特徴(AIDC Data Cloud)

AIDC Data Cloud では、データ提供者が明示的に指定するデータ利活用条件に合わせ、データ提供契約を柔軟にカスタマイズ可能な仕組みを提供し、データ提供者のコントローラビリティを確保している

ステップ5-3

商流に対応して
カスタマイズ可能な
契約テンプレート^{*1}

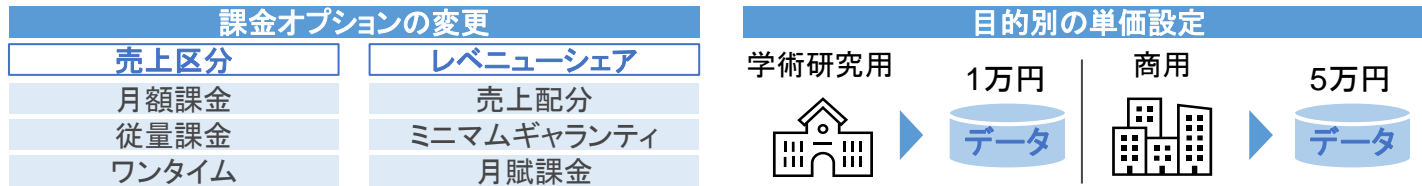


*1) AIDCホームページ、知的財産・契約検討WG「AIDC プラットフォームにおけるデータ提供契約に関する報告書」(別紙2)に例示
<https://aidata.or.jp/wp-content/uploads/2022/02/AIDCプラットフォームにおけるデータ提供契約に関する報告書.pdf>

ステップ5-4

柔軟な課金モデル

- 課金オプションや目的別の単価設定など、課金モデルの柔軟な変更が可能

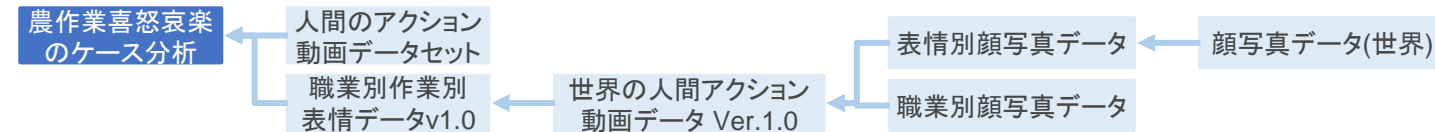


ステップ5-3, 5-5

来歴情報に対応
したデータカタログ

- データカタログ登録時には、データ提供者にデータの来歴や加工歴を登録する仕組みを提供し、データ利用者(購入者)が、データカタログ上でデータの来歴情報を確認できる環境を提供
- 来歴情報が明示されることにより、データ利用者は上流関係者のコントローラビリティが確保されているという一定の安心感を持ってデータを購入/利用できる
- 来歴情報の登録を義務付けることにより、不正なデータの出品を防いだり、不正なデータが出品されている場合には発見者から通報を受け、不正を発見する等の役割を果たしている

本データまでの来歴の表示の例



3.6 事例紹介

プラットフォーム参加資格に外部の審査基準を活用

個人の会員審査は、公共料金等の請求書やクレジットカードによる本人確認を活用、また法人の会員審査は、他社のオンライン決済手段の登録審査を活用するなど、リーズナブルな会員審査を実現している

ステップ5-5

プラットフォーム参加資格の審査

個人

請求書による実在証明とクレジットカードが有効かの2種類の 방법으로審査

1 公共料金等の請求書の提出



携帯電話



電気



水道

2 クレジットカードの有効確認



クレジットカード

有効確認



法人

他社の決済代行サービス登録を法人会員の審査基準として活用。審査された決済サービスの与信枠内で会員はデータの購入が可能



法人

登録



決済サービス会社

審査



与信枠
100万円
与信枠内でデータを購入

※会員登録として承認しないケースを利用規約 第2条で明記

第2条 (ユーザー登録)

- AIDCは、登録希望者に以下の事由があると判断した場合、ユーザー登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - AIDCが、AIDCが指定するクレジットカードその他の決済手段(以下「クレジットカード決済等」といいます。)の登録を求めた場合において、登録しうるクレジットカード決済等がない場合又は有効な認証がなされない場合
 - AIDCに提供する情報(身分証明書その他の資料を含みます。)が虚偽、不正確若しくは偽造、変造若しくは不正な手段により作成若しくは取得されたものである場合又はその疑いがある場合
 - 架空名義、なりすまし等、実在しないこと若しくは登録名義とは異なる者による申し込みであること又はその疑いがある場合
 - 本規約に違反し又はAIDCから本サービスの利用を停止されたことがある者からの申請である場合
 - ユーザーが反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力これらに準じるものをいいます。以下同じ。)に該当する、又は資金提供その他の方法により反社会的勢力等に協力、又は関与している場合
 - AIDCが別途本特約等においてユーザー登録を行わないものと定めた事由に該当する場合
 - その他、AIDCがユーザー登録を適当でないと判断した場合

3.6 事例紹介

ヒアリング事例：グリッドデータバンク・ラボ～概要

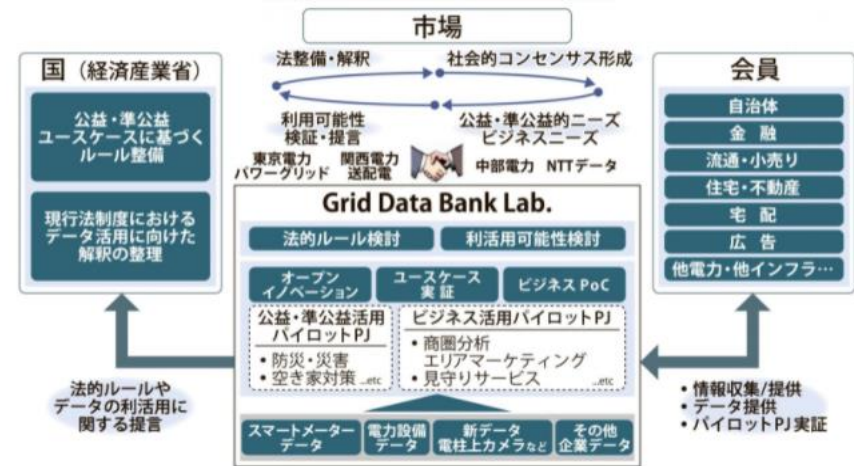
グリッドデータバンク・ラボでは、送配電事業で得られる電力データを活用した実証実験を通じ、多様化する社会課題の解決やビジネス価値の創造しながら、政府に対しても法的ルールや制度設計を提言する活動を展開している

団体概要：グリッドデータバンク・ラボ

団体名	グリッドデータバンク・ラボ有限責任事業組合
所在地 /設立年	<ul style="list-style-type: none"> 東京都千代田区一番町 2018年11月15日設立 東京電力パワーグリッド、中部電力、関西電力送配電、NTTデータの4社の出資
直近期業績	※（非公開）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 送配電事業で得られる電力データ(グリッドデータ)を活用した、社会課題の解決、ビジネス価値の創造
取り扱うデータの種類	<ul style="list-style-type: none"> ノン・パーソナルデータ(今後はパーソナルデータを含むことを想定) 取り扱うデータ <ul style="list-style-type: none"> 電力データ(グリッドデータ)

プラットフォームの特徴

- 電力データ利活用基盤環境の提供
- 共創活動の推進環境の提供(デザインシンキングやアイデアソンなど)、法整備や個人情報保護に留意した異業種間データの掛け合わせを適切に処理するセキュアな環境を整備
- 提供ツール
 - スマートメーターデータ等を活用した分析環境
 - 位置情報を元にした地図上の可視化環境
 - AI共同利用環境

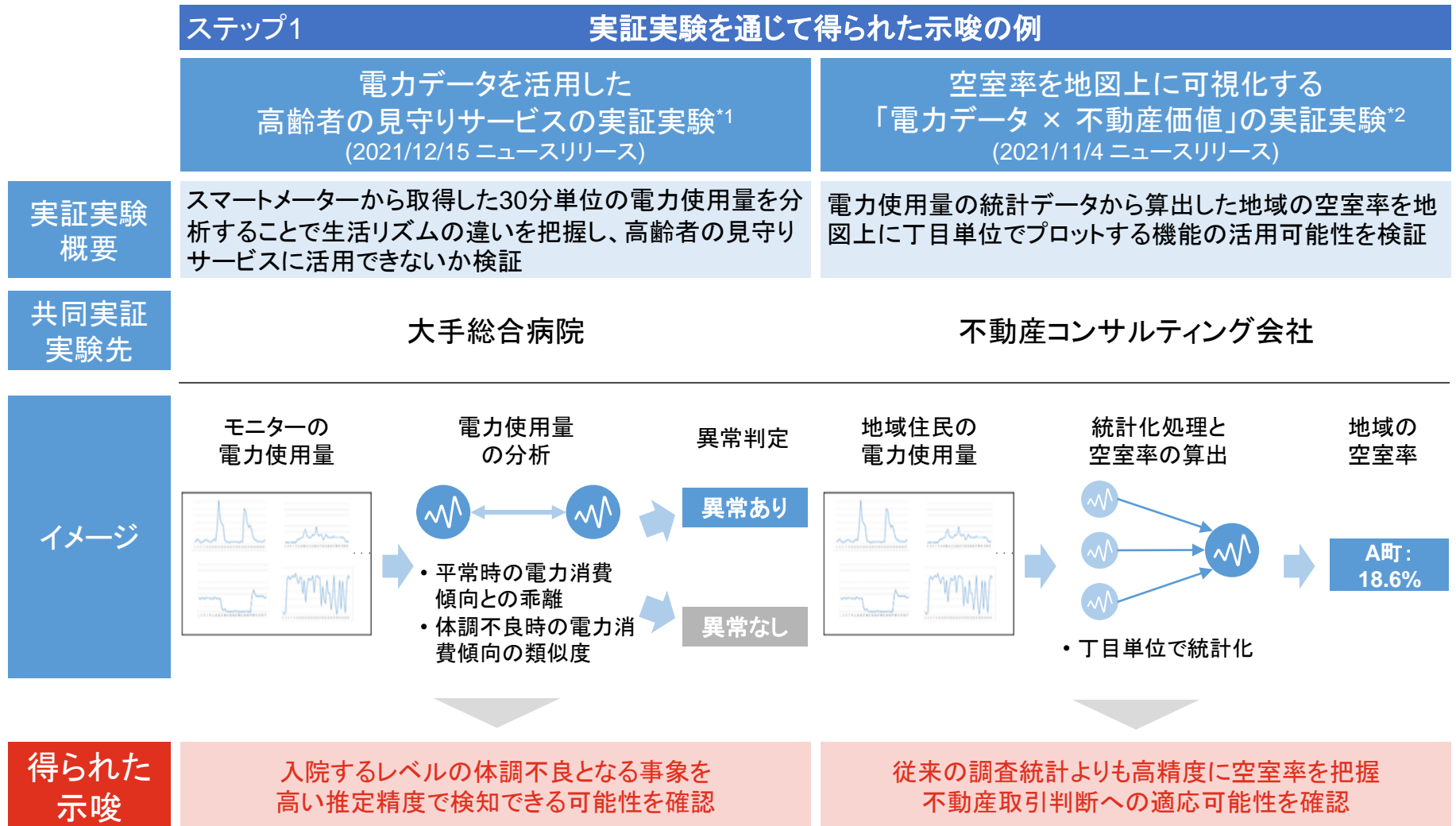


「電力データ活用検討委員会での検討状況の報告資料」より引用

3.6 事例紹介

実証実験を通じた新たな価値創出プロセスの検討や課題発見の取組み

グリッドデータバンク・ラボでは、多様なステークホルダーとの実証実験を活用することで、新たなデータ価値の探索と課題発見を通じ、価値創出プロセスやPF役割に関する新たな可能性を検討し続けている



*1 ニュースリリース「電力データを活用した高齢者の見守り」武田総合病院とグリッドデータバンク・ラボが共同実証実験を実施」より引用

*2 ニュースリリース「リーウェアイズがグリッドデータバンク・ラボに参画～空室率を地図上に可視化する「電力データ × 不動産価値」の実証実験を開始～」より引用

3.6 事例紹介

外部環境に影響を与える政府への提言の取組み

グリッドデータバンク・ラボは、外部有識者らと電力データ利活用時のリスク整理や対応を議論するだけでなく、政府へも電力データの価値の有用性を積極的に発信し、電力データの活用に向けた法改正や認定制度の導入にまで影響を与える活動を展開している

ステップ6

自社内でのルール整備だけでなく、政府に対して法改正やデータの利活用に関する提言をすることで、公益のための電力データの流通を促進している

政府への 提言活動

審議会等でのプレゼンテーション



- 2019年6月に総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会でプレゼンテーションを実施

データ活用の可能性を議論する会議



- 外部の有識者を交えて、データ活用の可能性を議論
- 外部有識者は、AIやデータ活用に知見がある教授、弁護士、消費者団体などをアサイン

ステップ6

委員会活動やアイデアソンなどのイベントで外部との接点を作り、委員や会員企業の意見・要望を吸い上げている

外部の 変化を 捉える 仕組み

電力データ活用検討委員会



- データ提供する送配電事業者とデータ活用する会員企業の有識者と議論する場
- 検討委員会の議論に先立ち、会員企業に意見照会やディスカッションをしている

アイデアソンや講演などのイベント



- 立上げ初期に、データの使い道に関するアイデアソンや外部の方による講演を実施
- ※感染症流行の影響により、現在は開催していない

活動の成果

電気事業法の改正

プレゼンを踏まえ政府において検討の結果、電気事業法が改正され、本人同意を前提にデータ利活用を可能とする認定協会制度が創設された

認定協会制度の導入

改正法成立後、認定協会制度の詳細設計が政府の審議会で検討された。この結果を踏まえ認定協会の設立に向けた具体的な検討をGDBLが事務局となり推進中

3.6 事例紹介

ヒアリング事例：エブリセンスジャパン株式会社～概要

エブリセンスジャパン社では、企業属性、提供データの種類、データの利活用目的を問わず、登録が可能な企業向けのデータ取引市場「EverySense Pro」を提供している

団体概要：エブリセンスジャパン

団体名	<ul style="list-style-type: none"> エブリセンスジャパン株式会社 代表取締役 眞野 浩 	プラットフォームの特徴	<ul style="list-style-type: none"> 企業属性、提供データの種類、データの利活用目的を問わず、登録が可能なデータ取引市場
所在地/設立年	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：東京都港区北青山 設立：2014年7月 		PFの主要機能 <ul style="list-style-type: none"> データ検索機能、商談機能（データ取引時の取引額の決定に利用）、納品機能、決済機能
直近期業績	※ 非公開		PFのビジネスモデル <ul style="list-style-type: none"> データ取引額の10%の決済手数料。2020年4月時点、利用社数の増加を目的に、初期費用・基本料金は無料。利用社数の増加に伴い、収益化を図っていく方針
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 2018年10月より、企業向けデータ取引市場「EverySense Pro」をメインにビジネスを展開 データ流通基盤におけるデータ取引機能「EverySense Pro」システムのOEM・PoCを提供 		<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月時点でデータ提供希望の登録社数は45社程度、データ利活用希望の登録社数は10社程
取り扱うデータの種類	<ul style="list-style-type: none"> ノン・パーソナルデータ（パーソナルデータを含むケースもあり） 取り扱うデータ： <ul style="list-style-type: none"> （取り扱うデータ種類に制限なし） 		

ニュースリリース「企業向け蓄積型データ取引市場「EverySense Pro」提供開始」より引用

3.6 事例紹介

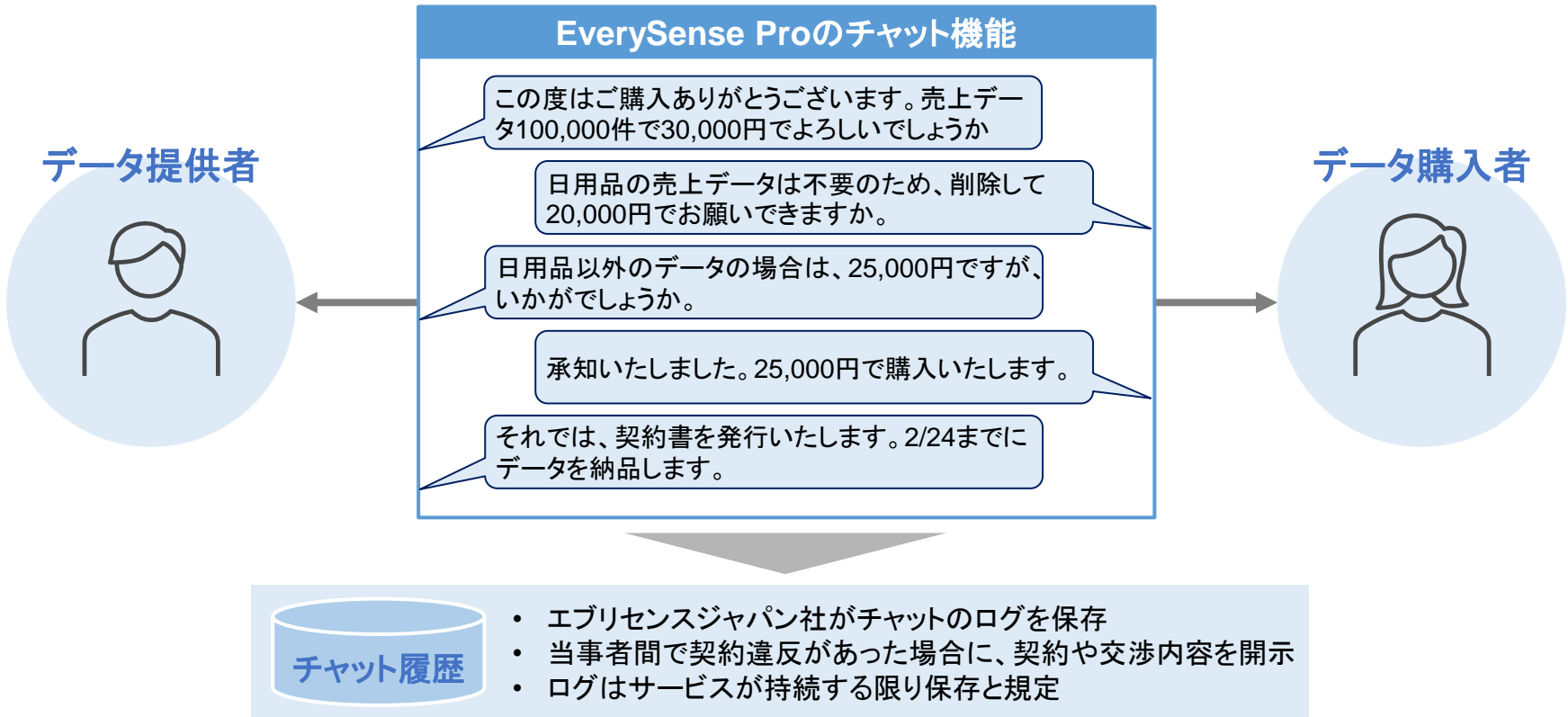
データ取引の交渉のためのWebチャット機能提供と交渉履歴の保存

データ取引の交渉には、提供するWebチャット機能を活用して相対で行わせる仕組みを提供。交渉履歴はオンライン上に残り、いつでも振り返る事が可能のため、取引参加者が抱く漠然とした不安感や懸念の解消につなげる意図。また交渉履歴はエブリセンスジャパン社が保管し、相互に認識の相違があった場合にも活用

ステップ5-3

データ取引の交渉のためのWebチャット機能提供と交渉履歴の保存

- データ購入者が希望のデータを見つけると、EverySense Proはデータ提供条件を交渉するためのWebチャット機能を提供
- Webチャットでは、データの量や価格が交渉され、双方が同意をするとチャットで契約書を送ることが可能
- 受領データが契約と異なる場合等に、エブリセンスジャパン社が仲介に入り、契約の交渉とデータを確認する



3.6 事例紹介

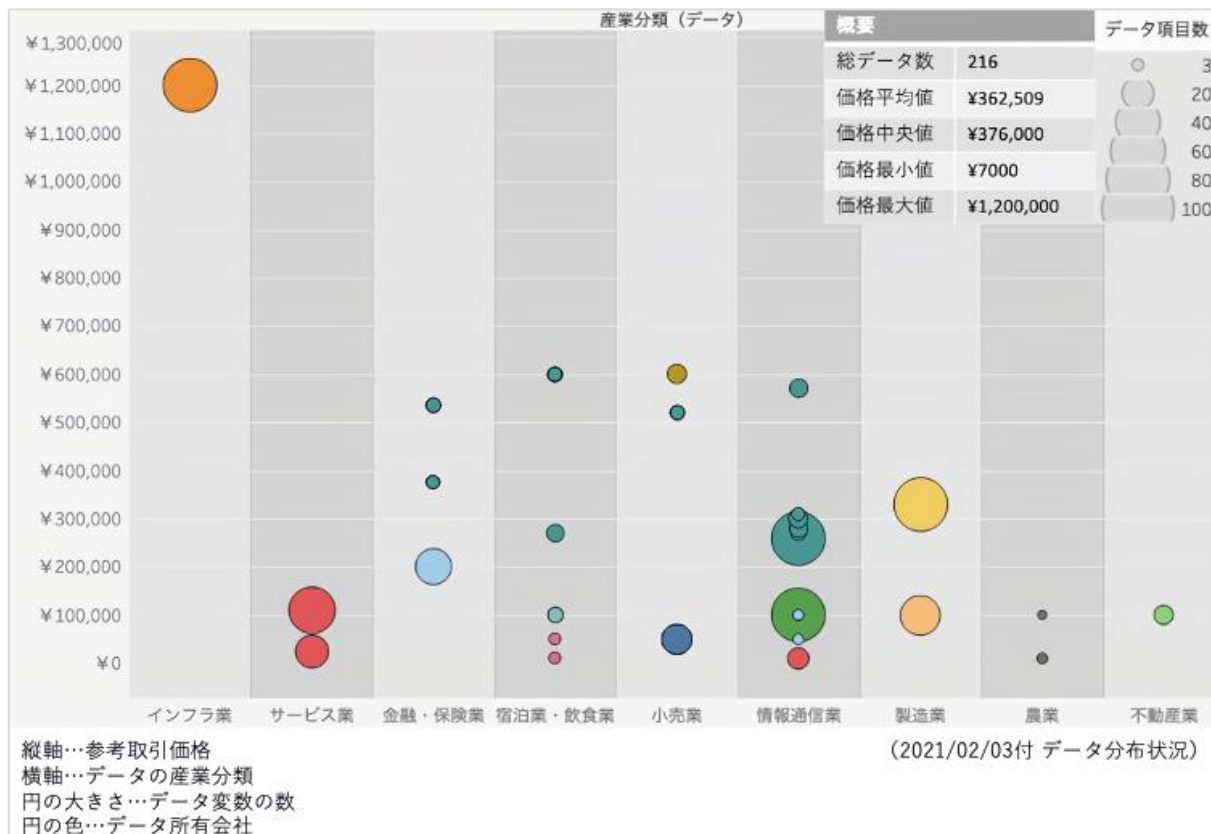
データ取引価格を基準情報として公開

エブリセンスジャパン社のWebサイトには、データカオスマップと呼ぶ業界別のデータ取引価格を公開しており、誰でも閲覧できるようにしている。他のデータ提供者の取引価格の公表は、各々のデータ取引交渉時の基準情報となり得るため、適正な取引条件によるデータ取引を促すと考えられる

ステップ5-4

データカオスマップによるデータ取引価格の基準情報の公開

データカオスマップ



データカオスマップのポイント

1. 豊富なデータ種類

産業分類は、既存のデータ分布に合わせて、日本標準産業分類から選定。今現在、様々な分野のデータが存在し、入手しやすい価格のデータも存在していることが分かる。中でも情報通信業、宿泊業・飲食業、金融・保険業のデータが多数存在し、様々な角度からの分析が可能

2. 目的は市場の現状把握

カオスマップの目的は、商品データの価格比較ではなく、現状EverySense PROのデータ取引市場では、どのようなデータがどう分布しているかを示すこと

3. 価格はあくまでも参考

参考価格は、標準的な価格ではなく、各データにおけるデータ提供者の希望価格を表示。実際の取引価格は、交渉次第で変動すると想定している

3.6 事例紹介

公正な取引のガバナンス確保のための工夫

エブリセンスジャパン社では、プラットフォームのルールに沿ったガバナンス確保のために、サービス利用規約に虚偽の申請やルール違反時のペナルティを記載し違反行為を牽制している。また、データ提供者の評価機能を実装し、データ取引における安心感の醸成づくりを工夫している

ステップ5-5 虚偽・違反へのペナルティ

- EverySense Proのサービス利用約款では、違反行為が生じた場合の措置を「違反行為の内容及び社名をウェブサイト等で公表し」、「サービスの利用停止」としている

ステップ5-5 データ提供者のレーティング機能

- データ取引後に、データ購入者がデータ提供者の評価をする機能を提供している
- これからデータを購入する人は、データ提供者の評価をみて購入の判断が可能

違反行為と社名の公表

EverySense HP

2022/2/22
2月16日にABC社による虚偽行為が発見されました。ABC社は、今後本サービスを利用禁止といたします

サービスの利用停止

アクセス拒否

違反行為をした会員



違反
虚偽



違反した会員に対し、社名の公表と利用停止の罰則を課す

違反した場合に、社名を公表するレピュテーションの罰則が、違反の抑止力となっている

データ購入者



データ提供者



データ



評価



データの取引完了後に、データ購入者がデータ提供者を評価

提供するデータや取引の交渉が評価されることで、データ提供者の質や提供するデータの品質の向上が期待される

3.6 事例紹介

【参考】EverySense Pro サービス利用約款

EverySense Pro サービス利用約款では禁止行為とペナルティを規定している

第10条 著作権、財産権その他の権利

- ...
- 4.の2 データ提供者は、本サービスの範囲内で、データ購入者にデータを提供することを許諾します。また、データ提供者は、知り得る限り、本サービスにおいて提供するデータが第三者の知的財産権等及びプライバシー、名誉その他の人格権又は人格的利益を侵害しないことを保証します。
- 4.の3 お客様は、データの取扱いに関して、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令(法令に基づき所管省庁等が定めるガイドライン等を含みます)に違反しないことを保証します。
- ...
- 5.の2 お客様が第4項の2ないし3に反する行為を行って当社に損害を与えた場合、当社はお客様に対し、実際に生じた損害の賠償を請求できるものとします。また、当社は、当該違反行為の内容及びお客様の社名をウェブサイト等で公表するとともに、ただちに次条第2項の処置をとります。

第11条 禁止行為

1. お客様が本サービスを利用するに際して、次の行為を行うことを禁止するものとします。
- (1)法令上特に認められている場合を除き、本サービス等の提供する情報を当社の事前の同意なく、複製、譲渡、頒布、配布、転売、またはこれらの目的で使用するために保管すること
- (1の2)本サービス上で知ることとなった自己の保有するデータの購入を希望する者に対して直接データを提供し、または同様に自己が購入を希望するデータを保有する者より直接データを購入することで、甲への対価の支払いを意図的に免れることを目的として、本サービスで認められている方法以外の方法で他のお客様と連絡し、又は連絡しようとする事
- (1の3)データ提供者として、データの内容に関する項目(収集目的、収集主体、収集方法、データソース、許諾方法、データ処理に関する項目等を含みますがこれらに限られません)の内容を偽り、又は申告しないこと
- (2)本規約に違反すること(第3条第1項の登録要件(満18歳以上)を偽って登録することを含む)
- (3)法令又は公序良俗に反すること
- (4)当社、他のお客様または第三者の知的財産権等を侵害すること
- (5)当社、他のお客様または第三者の名誉を毀損し、又はプライバシーを侵害すること
- (6)本サービス等及び関連する当社の業務を妨げる事、または、当社の信用を毀損すること
- (7)その他、当社が合理的な理由を基に不適当と判断すること
2. 当社は、前項各号に該当する行為がなされた場合、お客様に対する何らの通知なく、本サービス等の利用の停止、本サービスへのアクセス拒否その他当社が適切と判断する処置をとります。当社が行った処置に起因してお客様に損害が生じても、当社に故意又は重過失が存しない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 2.の2 お客様が前項第1号の2に反する行為を行って当社に損害を与えた場合、当社はお客様に対し、実際に生じた損害の賠償を請求できるものとします。また、当社は、当該違反行為の内容及びお客様の社名をウェブサイト等で公表するとともに、ただちに前項の処置をとります。
3. お客様が本サービスを利用するに際して他のお客様に損害を与えた場合、第5条の規定に関わらず、当社は、双方のお客様に対し、協議において必要と思われる情報を可能な範囲で提供します

3.6 事例紹介

ヒアリング事例：株式会社シップデータセンター ～概要

シップデータセンターでは、船舶の運航に関するデータ(位置、船速、針路、水深、舵角、エンジンデータ等)を一元化し共有するオープンな共通基盤「IoS-OP(Internet of Ships Open Platform)」を提供している

企業概要:株式会社シップデータセンター

団体名	<ul style="list-style-type: none">株式会社シップデータセンター代表者名:池田 靖弘	プラットフォームの特徴
所在地/設立年	<ul style="list-style-type: none">所在地:東京都千代田区紀尾井町設立:2015年12月	
直近期業績	※ 非公開	
事業内容	<ul style="list-style-type: none">船舶IoTデータ等を保管する基盤(データセンター)の提供及び基盤運営業務船舶IoTデータ等の活用基盤(Web-API)サービスの提供及び関連システムの運用提供サービスに関する技術サポート	
取り扱うデータの種類	<ul style="list-style-type: none">ノン・パーソナルデータ取り扱うデータ<ul style="list-style-type: none">船舶の運航に関するデータ(位置、船速、針路、水深、舵角、エンジンデータ等)	

船舶IoTデータ共通基盤

「Internet of Shipsオープンプラットフォーム」
IoS-OP

- 船舶の運航に関するデータ(位置、船速、針路、水深、舵角、エンジンデータ等)を一元化し共有するオープンな共通基盤
- 船舶の運航データを、データ提供者の利益を損なわずに、ステークホルダー間で共有、造船所やメーカー等への利用権販売、各種サービスへの提供を可能とするため、海事業界内で合意されたルールと、データセンターで構成された共通基盤とで構成

3.6 事例紹介

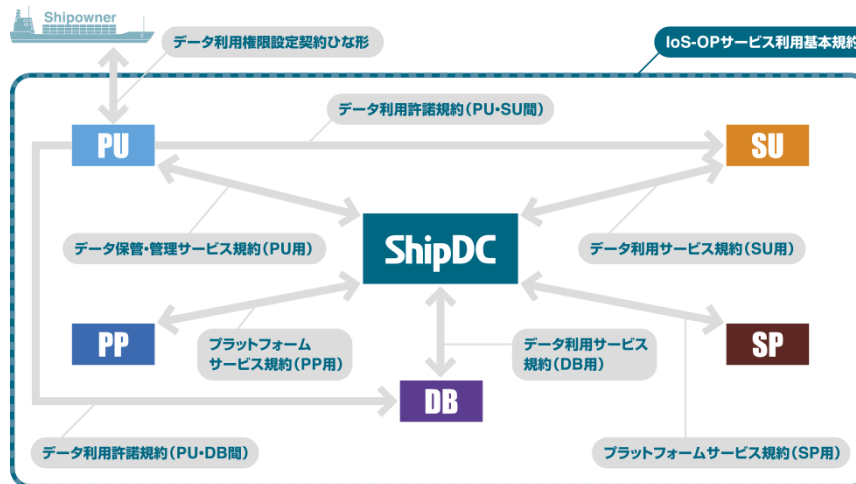
データ取扱いに関わるステークホルダの整理とルール整備

ShipDC社では、公平なデータ取扱いルールの策定を目的に、関連ステークホルダーを整理し、各々の役割を元に、データ取扱いルールを策定している

ステップ 1,5 データ取扱いルールの策定

- データフローに基づいてデータ収集から活用に関わるステークホルダーを整理し、各々の役割を定義。目的、責任、義務を明確にし、合意に基づいてデータ取扱いルールを策定*1*2（例 IoS-OPサービス利用基本規約、データ利用許諾規約等）

図1 ShipDCのステークホルダーと各データ取扱いルール



ShipDC社ホームページより引用

PU (プラットフォームユーザ) データ収集にかかる費用(船上装置や通信費)を負担するデータ利用権管理者。主に、船主、船舶管理会社、造船所等

PP (プラットフォームプロバイダー) 船上サーバの販売者や船上データ収集サービスの提供者。主に船上データ収集装置メーカーまたは販社

SP (ソリューションプロバイダー) 遠隔メンテナンスサポートや性能解析レポート、状態管理等、データ分析や高付加価値サービスの提供者

SU (ソリューションユーザ) 船舶の運航に寄与する目的で、データの利用許諾を受けるデータ利用者。主に船主、船舶管理会社、備船者、船員等

DB (データ・パイヤー) 自社製品の改善等のためにデータの利用許諾を受けるデータ利用者。主に造船所、船用メーカー等

ステップ 5-5 ルール履行を促す規約の工夫

- サービス利用規約に、参加者のデータ利用および管理状況について監査する必要がある事を明記し、参加者によるルール違反を牽制*2

出典:

*1) 「(解説・展望) IoSのご紹介」、(株)シップデータセンター、NAVIGATION、217巻 p.35-38、2021年

*2) 「船舶IoTデータ共有基盤“IoS-OP”の取組み(「IoS-OP取組の進捗と今後)」」、(株)シップデータセンター、令和3年1月19日、公正取引委員会、データ市場に関わる競争政策に関する検討会

3.6 事例紹介

データ取扱いに関わるリスクの整理とルールの整備

ShipDC社では、公平なデータ共有のため、データ提供者の上流に位置するデータ発生源である船主らと、これまで曖昧になっていたデータ利用の権限を整理する契約ひな形を策定。プラットフォームでのデータ共有による不利益抑制のため、利用者の属性と利用目的に応じたデータ利用の許可・禁止パターンを明文化している

ステップ 2,3 リスクの特定とポリシーの策定の工夫

表1 権限マトリックス*1

データ利用権限の取り決め

- 船主等のデータ発生の主体者とデータ収集を行う主体者（プラットフォームユーザ）とで、曖昧で明文化されていないデータ利用の権限を独自に整理
- データ生成や収集・管理等への寄与の内容や程度に応じ、データ利用権限と条件を整理し、契約ひな形として策定（例 データ利用権限設定契約ひな形）
 - データへの寄与内容の検討項目の例
 - 船舶データ収集機器の所有者および設置コスト負担者は誰か
 - 船舶データの収集・維持・保守業務およびコスト負担者は誰か
 - データ品質管理の業務および責任負担者は誰か
 - データ安全管理の責任負担者は誰か

競合他社への共有の禁止

- プラットフォームに関与するステークホルダーの安心の醸成、データ共有による不利益の抑制を目的に、競合他社への共有を禁止するため、データ利用の許可や禁止のパターンを「権限マトリックス*1」として明文化

事業者属性		ソリューションユーザ	データバイヤー
該当船の	船主・船舶管理会社	許諾可	購入可
	傭船者	許諾可	購入可
	建造造船所	N/A	購入可
	機器、計器、その他の搭載機器の製造又は関与	N/A	購入可
	加入保険会社	N/A	購入可
競合他社の	船主・船舶管理会社	不可	不可
	傭船者	不可	不可
	造船所	不可	不可
	機器、計器、その他の搭載機器の製造又は関与	不可	不可
	加入保険会社	不可	不可
第三者	船級、研究機関、解析事業者等	不可	購入可
上記に該当しない場合で、ルール策定・データガバナンスWGの助言・答申に基づき、ShipDCが利害関係人の利益を害さないと判断した場合		都度判断	不可

出典:

*1) 「(解説・展望) IoTのご紹介」、(株)シップデータセンター、NAVIGATION、217巻 p.35-38、2021年

3.6 事例紹介

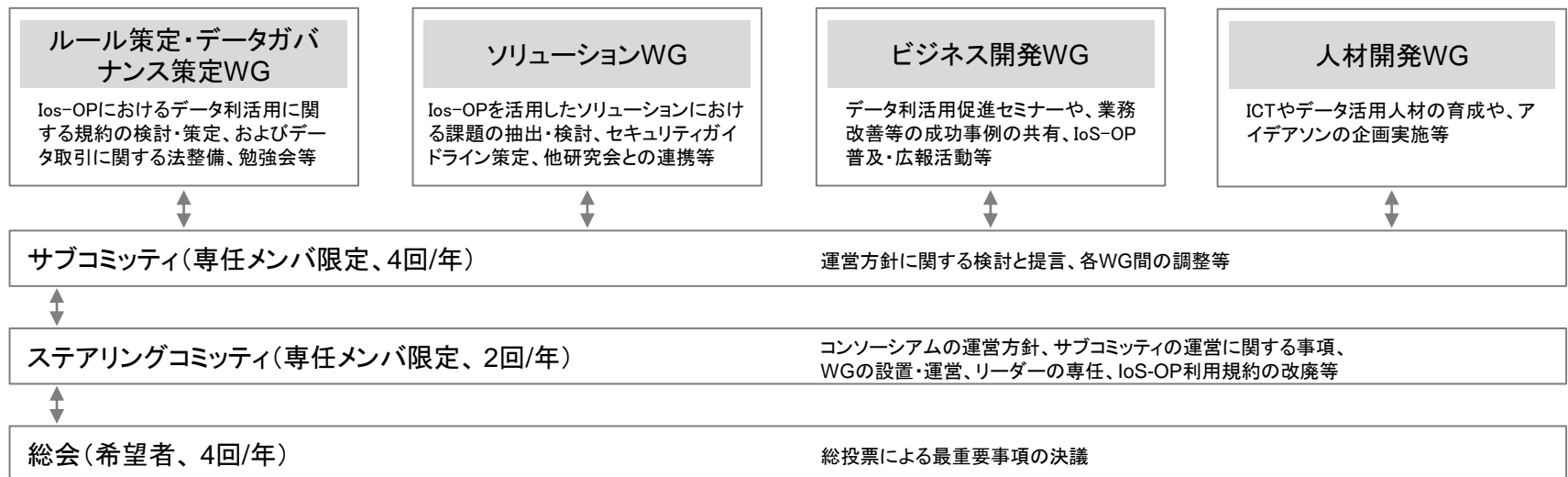
ユーザ主導型組織によるルール of 検討と提言の組織の設計

ShipDC社では、プラットフォーム共通ルールの制定や改訂、ビジネス開発、データ利活用等を、プラットフォーム会員組織で構成するコンソーシアム(3つのWGで構成)で継続的に企画検討し、プラットフォーム(ShipDC)に提言する組織構成としている

ステップ6 継続的な外部環境の把握と改善の取組み

- プラットフォーム(ShipDC)の会員組織で構成するコンソーシアム内に、ルール策定や技術開発、PF利用促進を検討するワーキンググループを設置し、関連法令の勉強会やルール改訂の検討、データやシステム開発等を継続的に実践
- コンソーシアムの運営は、データを活用する、海運・造船・メーカー等のユーザ企業で構成する事で、プラットフォーム側でのデータの囲い込みや市場支配への懸念の払拭、プラットフォームの公平性や中立性を担保を意図*3

図2 loS-OPコンソーシアムの組織*2



出典:

*2) 「船舶IoTデータ共有基盤“loS-OP”の取組み(「loS-OP取組の進捗と今後)」, (株)シップデータセンター, 令和3年1月19日、公正取引委員会、データ市場に関わる競争政策に関する検討会

*3) 「インタビューShipDCの挑戦、loS-OPコンソーシアム議長・川越美一氏。データ500隻超、産業革新へ」、日本海事新聞、2021年3月3日

4

諸外国のプラットフォームにおけるルール整備政策の調査

4.1 サマリー

諸外国においてもデータ流通プラットフォームの構築は活発化しており、プラットフォーム上のデータ取引へのルール、法律や業界自主規制・基準などは、様々なレベルで議論・検討が始まっている。そこで、諸外国のデータ流通におけるルール整備政策の理解を目的に、調査研究報告書、政府や業界団体による検討会資料、インターネット上で公開されている情報、書籍、論文等を用いて調査・整理した。

本調査からは、各国のデータ戦略や個人情報・プライバシーに係る保護法等のルール整備の違いが見られた。EUからは一部企業によるデータ囲い込みを抑制する法規制の整備とEU独自のデータ経済圏の形成の動き、米国からは民間主導での自主規制と各国法令遵守により海外展開を図る動き、中国からは国家主導でデータ産業を形成する法規制の整備の動きが見られた。パーソナルデータのルールは各国同様に整備を進めているが、ノンパーソナルデータにまで踏み込んでいる国は少ない。EU・ドイツ・インドは先行してノンパーソナルデータのルール整備を進めており参考になる。各国の取組みは未だ始まったばかりのため、引き続き諸外国の動きにも注視していくことが必要である。

4.2 諸外国調査の実施手順

本調査は次に示すプロセスで実施した。

- 欧州、米国、インド、韓国を中心に、特徴的なルール整備政策を検討・実施している中国、英国、ドイツ、カナダ、シンガポール、オーストラリアを加えた計10カ国・地域を調査対象の国・地域として選定
- 各国・地域の調査対象プラットフォームを選定、プラットフォームのルール整備政策の方向性を整理

- 調査対象国・地域(計10カ国・地域):
 - 欧州、米国、インド、韓国、中国、英国、ドイツ、カナダ、シンガポール、オーストラリア

- 調査対象のプラットフォームの選定:
 - ロングリストからデータサービスプラットフォームあるいはデータ取引市場プラットフォームに絞り、政府主導のプラットフォームを中心に調査対象を選定

- 調査報告の内容(プラットフォームのルール整備政策の方向性を整理):
 1. 対象国・地域におけるデータ取扱いルール・法律や規制の動き
 2. 対象国・地域におけるプラットフォーム構築の現状と課題
 3. 対象国・地域におけるプラットフォームにおけるルール整備政策の現状と方向性

4.3 調査対象のプラットフォームの選定

- 海外プラットフォーム団体候補リスト(ロングリスト)を元に、当該調査に係るデータサービスプラットフォームあるいはデータ取引市場プラットフォームを選定
- 政府主導のプラットフォームを中心に、自主規制やデータ取扱いの基準が参考となりうる民間主導のプラットフォームを加え、調査対象のプラットフォームを決定

表1 調査対象国・地域およびプラットフォーム

	国・地域名	調査対象プラットフォーム
1	EU	GAIA-X (Catena-X)
2	米国	Apple
3	インド	IndiaStack
4	韓国	K-data
5	中国	上海データ取引所
6	イギリス	data.gov.uk
7	ドイツ	(GAIA-X EUパートで記載)
8	カナダ	ODX
9	シンガポール	SGFinDex
10	オーストラリア	Australian Data Exchange

4.4 調査結果

#	諸外国・地域名	データ戦略の方向性	規制の方向
1	EU	EUが新たなデータ経済圏の模範的リーダーとなることを目的に、官民一体によるEU域内データ流通を促進する共通欧州データ空間と法的ガバナンスの構築により、EUデータ経済圏の確立を目指している	価値あるデータを生み出す主体を尊重し、基本的権利の保護、欧州価値観の尊重に重きを置いた規制の国際標準化を、広範なEU経済圏を活用した国際協調を通じて展開している
2	米国	連邦政府のためのFederal Data Strategyを策定し、省庁内でのデータ利活用を進めている。データ利用に関わるガバナンスは民間主導だが、州政府による個人情報保護規制に関する法令が施行され始めている	米国におけるデータの利活用促進は民間企業に委ねていることが多く、連邦政府としては政府省庁の戦略、計画を提示しているのみである。一方、州単位としては規制の動きがあり、各州でプライバシー法を施行している。連邦政府としても、COPRAと呼ばれる法案の施行を目指し、規制の動きが徐々に起こり始めている
3	インド	データのための戦略を立てておらず、デジタル戦略の一環としてデータ利活用に取り組んでいる。戦略の方向性は、e-Governanceの実現・対象拡大が中心であり、デジタル社会の実現を目指している	インド政府はデータ保護より利活用を優先しているため、データ保護規制は弱い。裁判所でプライバシーやデータに関する判決が出た後に規制をかけている。また、域外へのデータ移転に関する規制もない(2022/2時点)。委員会により個人情報保護法やノンパーソナルデータの検討をしており、今後規制が強くなるとみられる
4	韓国	データ・AIを合わせて戦略を立て、データ構築・流通・利活用のデータバリューチェーンを推進している。その一方、データ3法の改正や個人情報保護委員会の確立により個人データ保護規制の動きを強めている	2020年2月にデータ3法を改正したことにより、個人情報保護委員会(PIPA)が確立され、個人データ保護規制が徐々に厳しくなっている。国外へのデータ移転はデータ主体に必要な情報を通知し、同意を得れば可能であるが、サービスプロバイダーにとって厳しいと見なされている
5	中国	国家統治に基づき、他国の影響を受けない産業体系の構築を目指す。安全保障を担保しながら、データの価値を主軸とした技術開発の促進や、データ価値評価の体系の構築、データ取引市場の構築を強力に推進	国家安全保障の観点から、政府によるデータアクセスを可能とし、データの国外流通を規制している。国内では、独自のデータ産業の育成を目的に、トップダウン型での自国内でのデータ利活用が自治体とも進んでいる
6	英国	コロナからの早期回復とEU離脱後の経済発展を目的に、データ利用による経済成長、雇用の創出、公共サービスの改善による国内経済の成長と、国際的なデータ流通促進の主導権の発揮をデータ戦略としている	個人データに関してはGDPR同等のデータ主体の権利保護を軸とした規制としつつ、国際的なデータ流通においては規制を取り除いたオープンなデータ利活用を推進している
7	ドイツ	EU加盟国としてGDPR準拠の個人情報保護体制の構築を連邦州間で推進し、Industry4.0で先行している製造業デジタル化を背景に欧州の非個人データ活用の環境整備を主導。自国の研究開発力強化を図るデータ戦略	EU加盟国としてGDPRに準拠した個人情報保護法を施行。非個人情報においては公正なデータ利活用環境の実現のため、欧州法や自国の競争法を活用し大手プラットフォームを牽制
8	カナダ	デジタル戦略の一環として、複数のデータ利活用に関する取り組みを設定している。各取り組みは多国間の協定に基づくものが多く、国際標準を意識したデジタル化を目指している	カナダ政府は個人情報保護および電子文書法(PIPEDA)上で「説明責任」の原則を定めている。同原則では全ての第三者へのデータ移転について、移転後も移転元が管理責任を負い、同水準の保護を行うこと求めている
9	シンガポール	シンガポールはスマート国家戦略の一環としてデータ戦略を整備している。戦略の方向性は、行政・経済・社会全方面でのDXを推進しており、政府自らデータ駆動型の組織への改革を目指している	シンガポール政府は政府主導でのデータ利活用を推進しており、保護責任者の設置義務や域外へのデータ移転制限などのルール整備が定められている
10	オーストラリア	オーストラリア政府は、データ利活用による価値を強く認識しているため、データ保護より利活用に重点を置いている。他国とは同盟を結ぶことでデータ流通を図っており、実際にシンガポールとの協定が実現している	主なデータ保護規制として、オーストラリアプライバシー原則があり、データの越境移転に対する規制をしている。データローカライゼーションに関する規定はなく、オーストラリア政府はデータの利活用に重点を置いている。また、海外と同盟を結ぶことで、データ流通の促進や共同での実証実験をしている

4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果 データ戦略) EU

EUが新たなデータ経済圏の模範的リーダーとなることを目的に、官民一体によるEU域内データ流通を促進する共通欧州データ空間と法的ガバナンスの構築により、EUデータ経済圏の確立を目指している

EUのデータ戦略

EUのデータ戦略	
戦略	A European strategy for data 2020/2/19 欧州委員会 <ul style="list-style-type: none"> EUが新たなデータ経済圏の模範的リーダーとなることを目的に、EU域内の企業や自治体、研究機関の保有データを集約した「共通欧州データスペース」の構築と産業データの可用性向上を目指すデータ戦略を発表 背景には、少数のテック企業のデータ独占による市場不均衡や、社会経済活動においてデータ可用性が低い、データ利用時のガバナンス強化の必要性等の課題認識 大きく4つの構成で戦略を公表 <ol style="list-style-type: none"> データアクセスと利用の法的枠組みの構築*1 技術システム・次世代データインフラ開発と支援 個人・中小企業の能力開発と支援 戦略分野での共通欧州データ空間の構築
	価値あるデータを生み出す主体を尊重し、基本的権利の保護、欧州価値観の尊重に重きを置いた規制の国際標準化を、広範なEU経済圏を活用した国際協調を通じて展開している
規制の内容	
関連法令	<ul style="list-style-type: none"> GDPR (2016/5発行、2018/5施行) データガバナンス法 (2020/11公開) 非個人データの域内自由流通枠組みに関する規則 (FFD) (2018/11公布、2019/5施行) デジタルサービス法 (2020/12公表) デジタル市場法 (2020/12公表) サイバーセキュリティ法 (2019/4採択、2019/6施行)
主要なPF	GAIA-X/IDSA

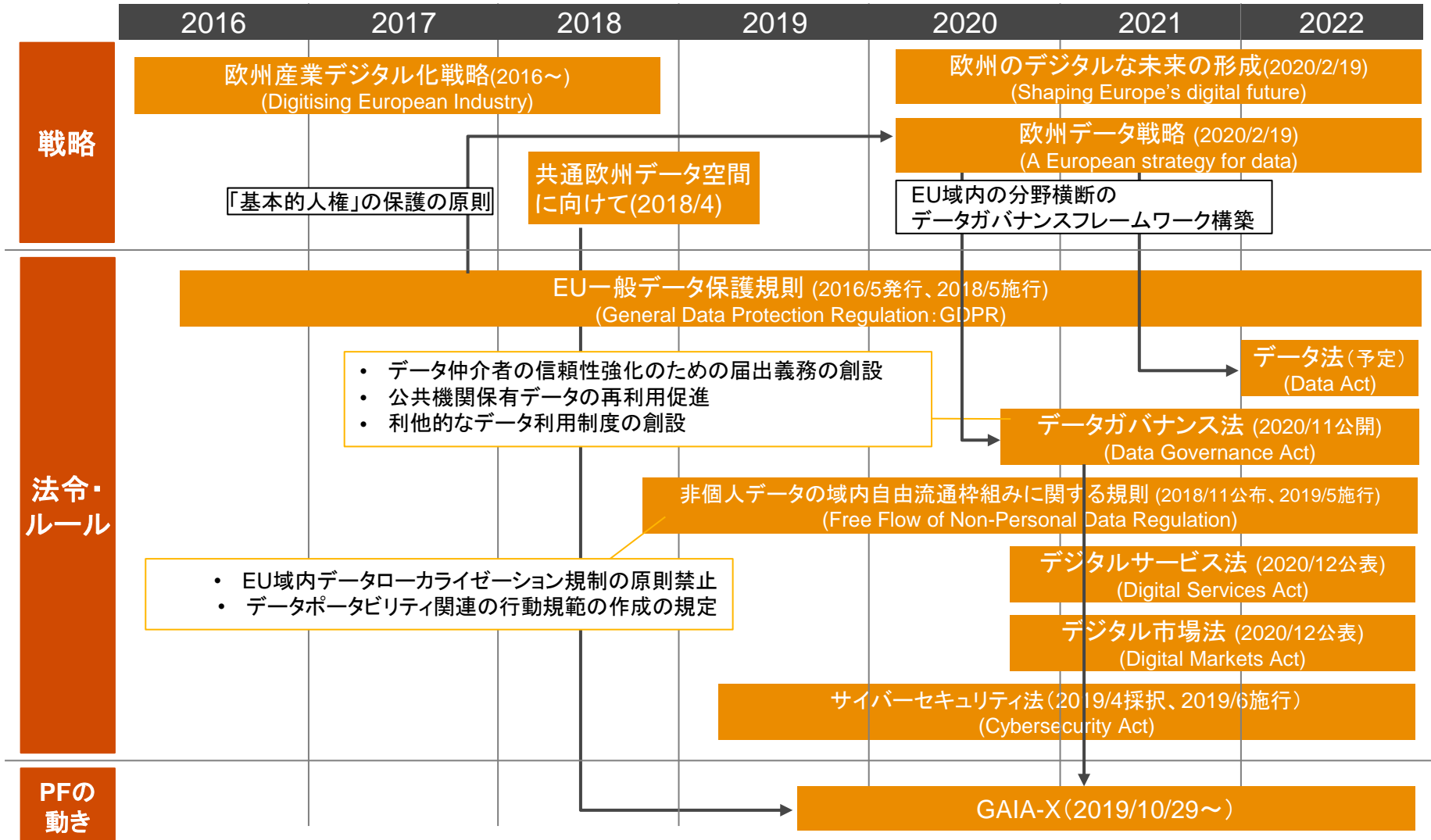
主なデータガバナンス及びルール

- *1) データアクセスと利用の法的枠組みの構築
 - EU域内・部門間での自由なデータ流通や、データアクセスと利用に関する公正かつ明確なルールの策定
- データガバナンス法 (2020/11公開)
 - データ共有の信頼性向上、EU域内の官民を超えたデータ共有の促進が目的。データ仲介者の届出義務の創設 (信頼性強化の目的)、公共機関データの再利用促進、利他的データ利用制度の創設を規定
- 非個人データの域内自由流通枠組みに関する規則 (2018/11公布、2019/5施行)
 - GDPRで規定のデータポータビリティ権を非個人データに拡張する目的。クラウドサービス事業者に対し、データポータビリティの行動規範の作成と公表の推奨を規定
- デジタルサービス法 (2020/12公表)
 - 生活者のオンライン安全性と基本的権利の保護を目的に、仲介サービス提供者に対し、サービスの説明責任を義務付け (推薦システムのパラメータ明示、オンライン広告の透明性の確保、担当当局のデータアクセスと精査等を規定)
- デジタル市場法 (2020/12公表)
 - 大手プラットフォームによる市場支配力の乱用の防止、新規参入の促進を目的に、大手プラットフォーム保有データへの、ビジネスユーザ/エンドユーザの継続的アクセス手段の提供、データポータビリティツールの提供の義務付け。違反時には罰金等の制裁措置を課す (全世界売上の10%を上限とする罰金等)

4.4 調査結果

ルールの変遷) EU

データ主体の基本的な人権の保護を原則とした個人情報保護ルール(GDPR)をベースに、EU域内データ流通を促進する法的枠組みを展開、欧州データ戦略を実現するインフラとしてGAIA-Xプロジェクトを推進



4.4 調査結果

PFの概要) GAIA-X

GAIA-Xは、2019年10月にドイツ政府とフランス政府が発表の、セキュリティとデータ主権を保護しデータ流通を支援するクラウドサービスインフラ構想。欧州内の企業や行政機関、市民の権利を守るためのデータ保護や透明性、信頼性の担保、相互運用性のあるデータ流通プラットフォームの社会実装を目指す取り組み

概要

設立背景	<ul style="list-style-type: none">米中の海外クラウドやデジタルプラットフォームに依存した欧州のデータ環境の危機感欧州内の個人や企業のデータ主権の確保と経済発展のためのデータ自由流通の実現
PFの目的	<ul style="list-style-type: none">欧州内外のクラウドサービスの統合を可能とする単一データスペースの構築業界横断のデータ交換を容易にする標準認証の仕組みによるデータ相互運用性の実現
運営主体	<ul style="list-style-type: none">GAIA-X AISBL: ベルギーに本拠を置く国際的 非営利団体。EU内企業研究機関を中心に約 200の組織が参加
設立日	<ul style="list-style-type: none">2019年10月29日
主な機能	<ul style="list-style-type: none">GAIA-Xが複数の異なるクラウドサービス間の リンクとして機能することで、組織をまたいだ 安全なデータの共有や各種サービスの利用を 可能にするリポジトリ機能サービスプロバイダーとノードのディレクトリ機能アイデンティティ管理機能クオリティ監視

PFのアーキテクチャー

- 「分散型データ管理モデル」で構成
- 「IDSコネクター」がデータへのアクセスを制御、データ主権を保護し、様々なクラウドサービスとの相互運用性を確保
- 利用可能なノードやサービスの仕様を公開、ユーザ選択が可能
- クラウド/エッジのプロバイダが所定のルール*に適合していることが参加及び接続の条件
(*セキュリティ、サービスレベル、データ主権の達成度、契約の枠組みなど)
- 独立した信頼できる第三者による認証
- データ分類に基づき、機密性の高いデータとそれ以外のデータを区別して共有が可能

GAIA-Xの全体像*1



*1 画像出典) 経済産業省『第3層:サイバー空間におけるつながり』の信頼性確保に向けたセキュリティ対策検討タスクフォースの検討の方向性」 125

4.4 調査結果

PFの現状と課題) GAIA-X

GAIA-Xは、政府や関連企業の期待を背負って発足したが、関与者が多く意思決定が遅れて主要なプロジェクトが遅延。Catena-x等、活用事例を示せる具体的なユースケースのリリースが待ち望まれている

PFの現状

○参画企業

- IDSA (International Data Spaces Association)を通じ普及活動を展開、約550の企業が参加(2021年3月時)、米Amazon・MS・Google、中国アリババ等のプラットフォームも名を連ねる

○ユースケース例示

- エネルギーや医療、製造、スマートリビング、モビリティなど10の領域で70を超えるユースケースが例示されている

○主要活動

- 2020年10月 EU27カ国で共同宣言。2021年～2027年に20億ユーロを拠出し、各国企業の投資と合わせ総額100ユーロの投資に合意。GAIA-Xにより、各分野のデータを活用した新たなビジネスモデル構築の技術基盤の整備を期待
- ドイツの「インダストリ4.0」の進化形とも言える、自動車産業のサプライチェーン・ネットワークであるCatena-Xを取り込み、パイロットプロジェクトを始動

- データスペース、インフラストラクチャ、フェデレーションサービスの技術分野、および共通のルールとガイドラインの体系の確立、ユースケース実現を予定

PFの課題

1 抽象的プロジェクトを牽引する具体事例の創出

- GAIA-Xプロジェクト発表後、未だ具体的な活用例がない
- 公開が期待されるCatena-Xは、GAIA-X中核サービス「連合サービス」の計画ずれの影響で2022年内に持ち越し
- GAIA-X組織が肥大官僚化しスピード感に欠くとの批判

対応 Catena-Xの活用事例早期リリースによって対応を目指していたが、21年予定が22年中頃に修正されている。

ドイツ政府が2021年にユースケース開発用にプロジェクトを公募し16件を採択、助成金も活用し具体化と公表を目指している

2 データ共有に対する懸念の払拭

- データ提供者は誰が自分のデータにアクセスしたかを懸念するが、IDSコネクタではCatena-Xの外での利用が補足できない
- 契約や法律以外の技術的な解決方法の開発が求められている

対応 ブロックチェーンを活用した分散型データ交換プロトコル(Ocean Protocol)を活用したCompute-to-Data*アプローチなどの新技術開発の推進
(*データを取得するのではなくアルゴリズムがデータにアクセスし、ブロックチェーンでその実行を記録する仕組み)

3 方向性をめぐる論争の収拾

- 非欧州クラウド大手がGAIA-Xに参加する事に対してGAIA-Xの標準化に影響を与えることに懸念する者と、共存を考える者としてGAIA-X内部で意見が対立
- 設立メンバーの仏クラウドプロバイダは脱退を発表

現在

今後予定

4.4 調査結果

PFの関連ルール) GAIA-X

GAIA-Xエコシステム全体の付加価値向上とGAIA-Xの原則への遵守を目的に「ポリシールール」を定めている。ルールに遵守しないことでの罰則はないが、GAIA-Xへの参加はルールの遵守が求められる

ポリシールールの構成：データ保護、透明性、サイバーセキュリティ、ポータビリティ、データ共有

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
クラウド事業者	➢ GAIA-Xの原則に合わせ、GDPRへの準拠、ユーザとの契約における透明性、サイバーセキュリティの確保、非個人自由流通規則(FFoDR)第6条の対応(データポータビリティに関する行動規範の作成と公表)を要求している	• PFの原則に基づくデータ取り扱いポリシーを規定しており、ステップ4に対応する
	➢ 処理対象のデータを、GAIA-Xが重視する透明性やデータ保護等の観点への準拠の度合い(最高のレベル3から最低のレベル1の3段階)に基づいて分類し、最高レベルには、EU/EEA域内での処理と保存するなどのレベルに応じた対応を要求している	• リスクに応じた対応を定義しており、ステップ3に対応する
	➢ ユーザから権限を付与された場合またはEU法で要求された場合を除きユーザのデータにアクセスできない事や、EU加盟国の法律への準拠するオプションの提供をユーザとの契約に盛り込む事を要求している	• データに対するコントロールビリティを確保しており、ステップ5-3に対応する
データ提供者	➢ 共有データにはデータ分類ラベルを含む使用ポリシーを機械可読な方法で記載し添付する事を要求しており、データ利活用の範囲の明示を求めている	• データ提供者には使用ポリシーを明示する事を明確に求めており、ステップ5-3に対応する
データ利用者	➢ データ使用に関する安全な転送、完全性、機密性および追跡可能性を保護するために、適切な技術的・組織的手段を講じることに加え、データ提供者が提示するデータ利活用の範囲などを定めた使用ポリシーの尊重を要求しており、意図しないデータの漏洩や利用を牽制している	• 使用ポリシーの沿ったデータの利用を求めており、ステップ5-3に対応する

*1 「Gaia-X Policy Rules Document (PRD 21.11)」

https://gaia-x.eu/sites/default/files/2022-01/Policy_Rules_Document_21.11.pdf

4.4 調査結果

PFの概要) Catena-X

Catena-Xは、ドイツの自動車業界を中心に推進されている、GAIA-Xに準拠したデータスペースを構築する最も大きなイニシアティブ。前身はBMWとSAPが2020年12月に発足のAutomotive Alliance(自動車産業サプライチェーン間でのデータ交換・共有プラットフォーム)。その後、ダイムラーとBMWが2021年3月にCatena-Xとして設立発表

概要

設立背景	<ul style="list-style-type: none">部品供給網の安全保障の改善、サプライチェーン全体のCO2削減などを目的に設立デジタル化による、物流効率化や品質の改善、デジタルツインの活用などを進めている
PFの目的	<ul style="list-style-type: none">情報・データ交換を標準化し、自動車産業の競争力の強化、企業間協力の効率性の向上、企業間プロセスの加速を目指す
運営主体	<ul style="list-style-type: none">ダイムラーとBMWが設立、自動車メーカーの他、自動車産業の上流から下流まで多くの企業が欧州中心に世界中から参画(通信、化学・素材、産業用機械等)
設立日	<ul style="list-style-type: none">2021年3月
主な機能	<p>第一段階の取り組みとして、データ共有により生産性・持続可能性向上に寄与する5分野を特定し推進。中期的には、生産・開発分野も視野。</p> <p>(1)品質管理、(2)物流、(3)保守・保全、(4)サプライチェーン管理、(5)持続可能性の分野でパイロットプロジェクト</p> <p>BMWはCatena-Xの成功には多くの中小企業の参画が重要と捉え、多額のITインフラ投資なく参画可能なシステムを提供</p>

PFのアーキテクチャー

- IDS/GAIA-Xの技術仕様に準拠
 - Catena-Xでは、「データ主権」に関する標準としてIDS技術を活用しインフラ基礎を構築。IDSやGAIA-Xの「データ保護」「データ主権」「相互運用性」に関する原則を元に基盤を形成
- 自動車産業の上流から下流までを範囲とするデータ駆動型バリューチェーンを構築
 - サプライヤーや製造、販売、金融、リサイクル企業まで、自動車産業の全てのプレイヤー間で、企業の垣根を超えたデータ交換を可能とするデータ駆動型バリューチェーンを構築

PFの現状

- Catena-Xのロードマップによると2022年の成果創出を予定している(2021年8月~2024年7月)*1
 - 第1フェーズ: 「ビジネスパートナーデータ管理(参画企業の基礎データの統合管理)」と「サーキュラーエコノミー(車両部品のライフサイクル管理)」サービスのリリースを予定(2022年)
 - 第2フェーズ: 1,000社以上の中小企業パートナーのCatena-Xネットワークへの接続とサービス利用(2022年以降)
 - 第3フェーズ: 国外や他の業界への拡大(2023年以降)

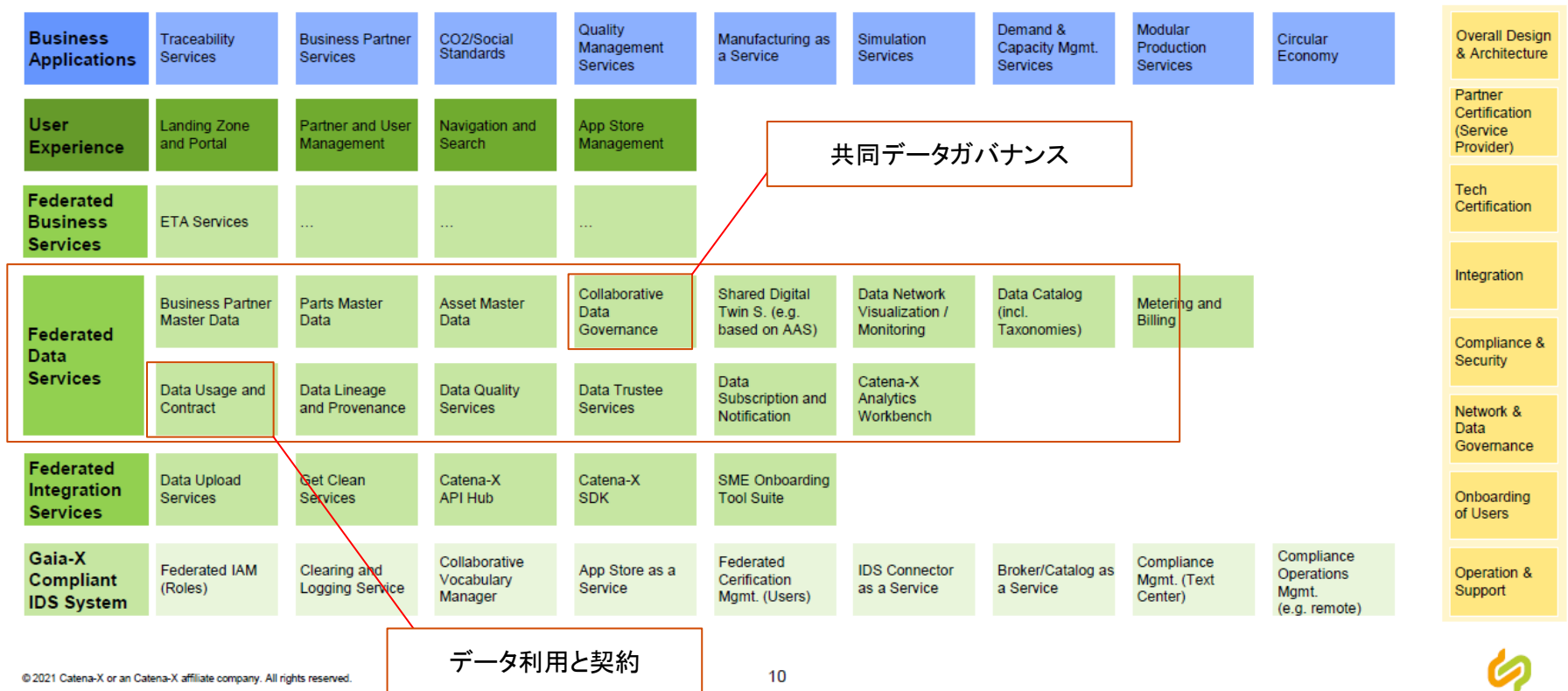
*1 「Catena-X Automotive Network -Building the First Operating System for a Data Driven Value Chain-」、Catena-X HP資料

4.4 調査結果

PFの関連ルール) Catena-Xによる参画団体へのルール

Catena-Xを構成するサービスマップ*1の「連合型データサービス(Federated Data Services)」に、「共同データガバナンス」「データ利用と契約」のルールが規定されている(詳細情報は公開されていない)

Catena-X Overview Service Map



*1 「Catena-X Automotive Network」、Catena-X HP資料
https://catena-x.net/fileadmin/user_upload/intro_praesentationen/eng_overview_catena-x_v1.01.pdf



4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果 データ戦略) 米国

米国は連邦政府のためのFederal Data Strategyを策定し、省庁内でのデータ利活用を進めている。データ利用に関わるガバナンスは民間主導だが、州政府による個人情報保護規制に関する法令が施行され始めている

米国のデータ戦略

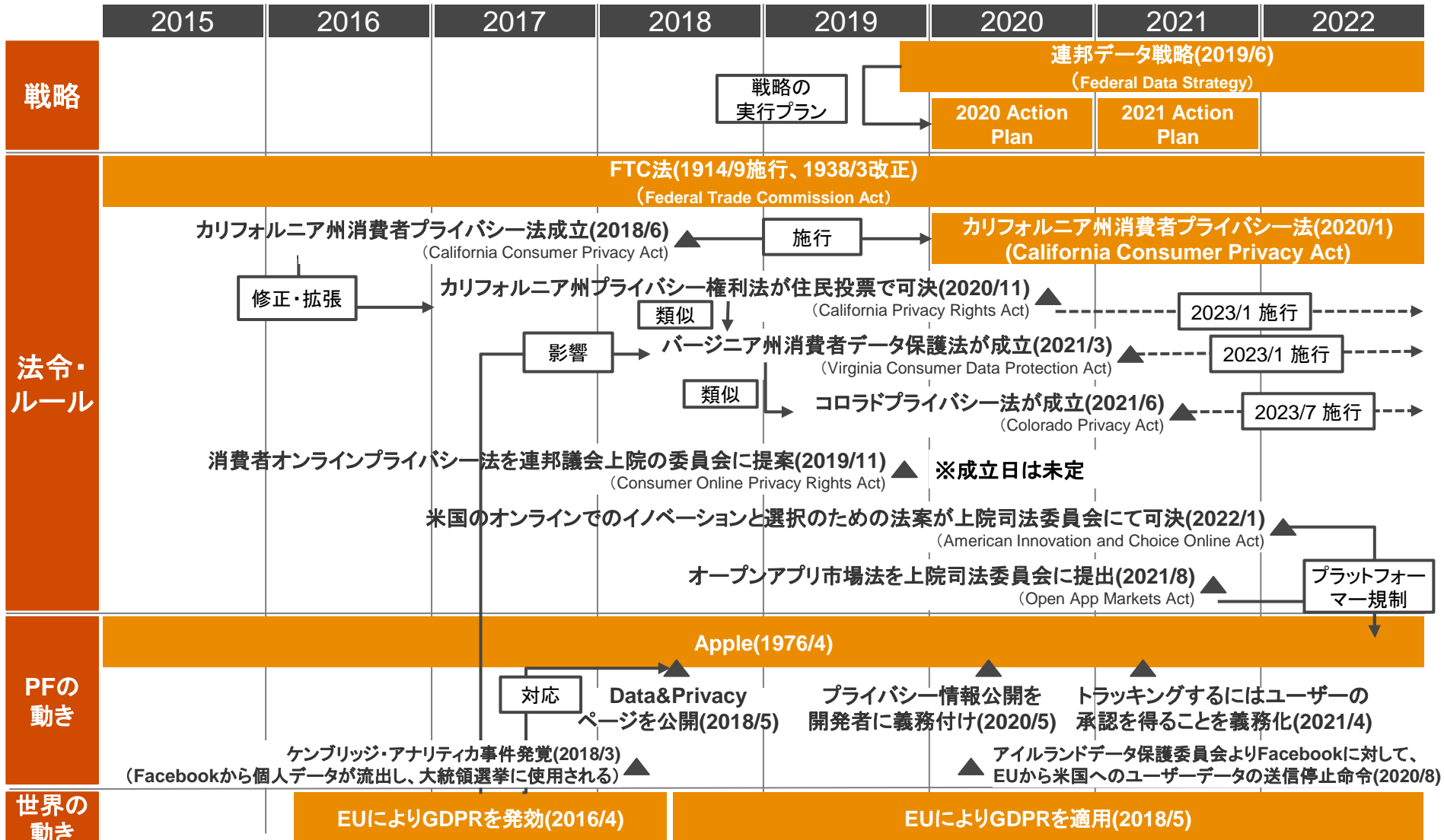
戦略	Federal Data Strategy 2019/6/5 アメリカ連邦政府 行政管理予算局 <ul style="list-style-type: none"> 各行政機関の活動を管理する行政管理予算局によって、発行されたアメリカ連邦政府におけるデータ戦略。連邦政府として実施する10の原則、40の実践、20の行動計画がまとめられている 背景には、連邦政府によるデータの利活用が進んでいないことが挙げられる。データ整備とデータ提供に関しては、世界的に進んでいるが、データを活用した国民へのサービスの提供ができていないことから戦略を立案 連邦政府が提示した戦略を基に、各省庁で詳細な戦略の立案・実行をしている
	米国におけるデータの利活用促進は民間企業に委ねていることが多く、連邦政府としては政府省庁の戦略、計画を提示しているのみである。一方、州単位としては規制の動きがあり、各州でプライバシー法を施行している。連邦政府としても、COPRAと呼ばれる法案の施行を目指し、規制の動きが徐々に起こり始めている
規制の内容	
関連法令/制度	<ul style="list-style-type: none"> FTC法(1914/9施行、1938/3改正) カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)(2020/1施行) カリフォルニア州プライバシー権法(CPRA)(2023/1施行予定) バージニア州消費者データ保護法(2021/3成立) コロラドプライバシー法(2021/6成立) 消費者オンラインプライバシー法(COPRA)(2019/11提案) セーフデータ法(SDA)(2020/9提出)
主要なPF	<ul style="list-style-type: none"> Google Apple

主なデータガバナンス及びルール

- 民間主導のガバナンスの確保**
 アメリカ連邦政府は、強いデータ保護規制をかけておらず、民間主導でガバナンスを確保している。背景としては、アメリカを本社に持つテクノロジー企業やプラットフォームが多く存在しており、データを流通・利活用することで経済力を強める狙いがある。連邦政府による個人情報保護に関する法令は連邦取引委員会(FTC)によって制定されたFTC法があるが、FTC法は「市場における不公正または欺瞞的な行為または慣行を禁止」するのみで詳細な法令を定めていない。ガバナンスの確保は各企業が取り組んでおり、展開する国々の法令を遵守しながら、サービスを展開している
- 州政府による個人情報保護政策**
 GDPRの施行やFacebookの個人情報流出問題から、州政府による個人情報保護の規制の動きがある。カリフォルニア州の消費者プライバシー法(CCPA)をはじめ、バージニア州、コロラド州、などで州レベルのプライバシー法が成立している。カリフォルニア州では、CCPAを施行した年に、カリフォルニア州プライバシー権法(CPRA)を成立させており、センシティブな個人情報の取扱いやデータ共有の際のオプトアウトに関して規定している
- 連邦政府による個人情報保護規制の動き**
 アメリカ連邦政府は、消費者オンラインプライバシー法(COPRA)と呼ばれるプライバシー法案の成立に向けて動いている。COPRAには、規制対象事業者に対して、「対象データの処理と譲渡に関する義務」と「社内態勢に関する義務」を課しており、成立すれば、世界で最も厳しい個人情報保護となると言われている。成立・施行日は未定である(2022/2時点)

4.4 調査結果 ルールの変遷) 米国

連邦政府はFederal Data Strategyを基にデータ戦略を進めている。2022/2時点で施行されている個人情報保護法令としてFTC法とCCPAが主要であるが、徐々に他の州や政府でも法令が成立し始めている



4.4 調査結果

PFの概要) Apple

Appleは、スマートフォンなどのハードウェアとメディアプレーヤーなどのソフトウェアを提供しているテクノロジー企業である。提供サービスのひとつであるApp Storeでは、アプリケーションの審査・監視をしている

概要

企業概要

アメリカ合衆国に本社を持つテクノロジー企業。スティーブ・ジョブズ、スティーブ・ウォズニアック、ロナルド・ウェインによって設立。創業当初は、コンピュータの開発・販売をしていたが、現在はスマートフォンやソフトウェアサービスも展開している。プライバシー保護に力を入れており、プライバシーを基本的人権とする理念を持っている

本社所在地

- アメリカ合衆国カリフォルニア州クパチーノ

設立日

- 1976年4月1日

主な事業内容

App Store(アプリケーションダウンロードサービス)の運営

- App Storeの主なサービス・機能

- ユーザー
 - 天気や地図等のApple製アプリの提供
 - App Storeで公開しているアプリのプライバシーやセキュリティ管理
 - アプリケーションのレコメンド機能

- アプリ開発者
 - アプリケーションの審査、配布
 - 開発ツール・プログラム言語の提供
 - 開発者向けのガイドラインやドキュメントの公開
 - アプリ内課金システムの提供

アプリケーションサービス(App Store)の構成

- AppleはアプリケーションダウンロードサービスであるApp Storeを提供している。App Storeでは、Apple製アプリとAppleによる審査が通ったアプリを公開している
- デベロッパ(アプリ開発者)が、App Storeでアプリを公開するためには、Apple Developer Programと呼ばれる会員プログラムに加入し、App Store Reviewガイドラインに沿ったアプリを作らなければならない。ガイドラインに沿っていないアプリは、審査が通らない、アプリが削除される等の措置が取られる

ユーザー(iPhone, iPad等のデバイス)

- プライバシー情報含むアプリ情報の確認
- アプリの購入及びダウンロード
- アプリ内での課金

アプリの購入・課金

アプリのダウンロード

Apple(App Store)

- Apple製アプリの提供
- アプリ開発者から提供されるアプリの審査・監視
- 不適切なアプリ開発者及びアプリの対応(アプリの削除等)

アプリ収益

アプリの申請・公開

アプリ開発者(開発端末)

- iOSアプリの開発
- Apple Developer Programへの加入
- Appleへアプリの申請

4.4 調査結果

PFの現状と工夫) Apple

Appleは世界中の国にハードウェア・ソフトウェアの製品とApp Store等のサービスを展開している。世界的に展開しているため、各国の法令を遵守しなければならず、個人情報保護規制の動きを注視している

PFの現状

実績	売上実績 (2021年度)	・ 約3,658億ドル(41兆5,473億円)*1
	シェア率 (国内のiPhone)	・ 45.7%(2021年12月)*2
App Storeの状況*3	アプリ提供	<ul style="list-style-type: none">・ 約200万のアプリを世界中へ提供・ 175か国にApp Storeサービスを展開・ 40以上の言語設定が可能・ 精度の高い検索機能を提供・ アプリに関する情報やランキング、レビューを表示
	プライバシー・セキュリティの取組み	<ul style="list-style-type: none">・ 年間21.5万以上のアプリをプライバシーのガイドライン違反を理由に却下(2020年)・ 全てのアプリに対して、マルウェアが潜んでいないが自動的に審査・ ユーザー自身のデータ共有設定を自由に変更可能
	信頼・安全の取組み	<ul style="list-style-type: none">・ 500人以上の専任エキスパートにより、世界中で毎週10万以上のアプリを審査・ 100万以上のアプリの提出を不快、有害、危険、違法等の理由で却下・ App Storeのランキングを毎日審査・ スпамと思われる8,000万以上のユーザーレビューを削除

PFの課題

1 世界的な個人情報保護規制の動き

- ・ 世界的に個人情報保護規制の動きがあり、GDPRや個人情報保護法の改正が行われている
- ・ Appleは、世界中の国にサービスを展開しているため、国ごとの個人情報保護法令に遵守する必要がある

対応

個人情報保護規制の動きを注視しており、法令が出る前から対応している。GDPR施行直前には、Appleが保有しているデータが把握できる「Data and Privacy」ページを開設

2 アメリカ連邦政府によるプラットフォーム規制

- ・ 2016年大統領選挙におけるフェイクニュース横行や個人情報の流用を契機として、プラットフォームへの規制が強くなっている
- ・ Open App Markets Actと呼ばれる法案では、サードパーティのアプリストアを認めるよう迫っており、対応が求められている。

対応

プライバシーを損なう恐れがある法案に抗議をしている。上院司法委員会の委員長らに書簡を送り、ユーザーの危険性を警告

3 プラットフォーム上での犯罪の抑制

- ・ App Store上で、不正行為をするデベロッパ(アプリ開発者)に対してペナルティを課す役割がある
- ・ アプリケーションの審査後に、動作方法を変更して禁止されているアクションや犯罪行為を実行するデベロッパがいる

対応

不正行為を発見次第、直ちにアプリを削除する等の措置をしている。「問題を報告する」機能でユーザーからも報告が可能

*1 Apple「Apple Reports Fourth Quarter Results」

*2 MMD研究所「メイン利用のスマートフォン、iPhoneは45.7%、Androidは47.0%10代、20代は男女ともにiPhoneの利用率がAndroidの利用率を上回る」

*3 Apple「Apple Storeについて」

4.4 調査結果

PFの関連ルール) Apple(1/3)

Appleはプライバシーを基本的人権とする理念を持っており、プライバシーを保護するための機能を提供している。データ利用者には、PFへの参加やアプリの公開に審査を設けることでガバナンスを確保している

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
PF運営者 (Apple)	<p>プライバシーを基本的人権とする理念^{*1}</p> <ul style="list-style-type: none">Appleはプライバシーを基本的人権とする理念を持っており、その理念のもとユーザーのデータを守るための機能が組み込まれているプライバシーを守るために、Appleは可能な限りデータを持たないようにしている。マップアプリでは、デバイスから送られるデータをランダムな識別子と関連付けることで、行動や検索に関するプロフィールを持たないようにしたり、写真アプリでは、顔やシーン、被写体の検出をクラウド上ではなく完全にデバイス上で行う等の工夫をしているメッセージアプリはエンドツーエンドで暗号化しており、Appleも読むことができない設計としている	<ul style="list-style-type: none">Appleはリスクに対して、可能な限り回避の対応をとっており、ステップ3に対応する
	<p>プライバシーをコントロールする機能の提供^{*2}</p> <ul style="list-style-type: none">Appleは、ユーザーがプライバシーの設定とコントロールができる機能を提供している。共有する情報の種類、それを共有する場所、バックアップのタイミング等をユーザーが調整可能アプリが他社の所有するアプリやウェブサイトを横断してユーザーの行動をトラッキングする場合には、ユーザーの許可を得ることを義務付けている他社製アプリが、Apple製アプリの位置情報、連絡先、カレンダー、写真等のデータへアクセスする際にも、ユーザーの許可が必要であり、ユーザーがいつでも共有設定を変更できる環境を提供している	<ul style="list-style-type: none">ユーザーに対してコントロールの信頼性を確保する取組みをしており、ステップ5-3に対応する
	<p>透明性確保のための取組み^{*3, 4}</p> <ul style="list-style-type: none">ユーザーのプライバシーを守るために、透明性を重視しており、透明性確保のために様々な機能やレポートを提供しているデータの取扱い方の透明性を確保するために、Privacy Nutrition Labelsと呼ばれるApple製アプリのデータの取扱い方をまとめて掲載しているページを公開している透明性レポートでは、各国の政府からの要請に関する情報を提供している。Appleは法的根拠がある要請にのみ対応しており、要請に応えた回数等を公開している	<ul style="list-style-type: none">ユーザーに対して透明性を確保するための取組みをしており、ステップ5-3に対応する

*1 Apple「プライバシー 機能」

*2 Apple「プライバシー プライバシーコントロール」

*3 Apple「プライバシー ラベル」

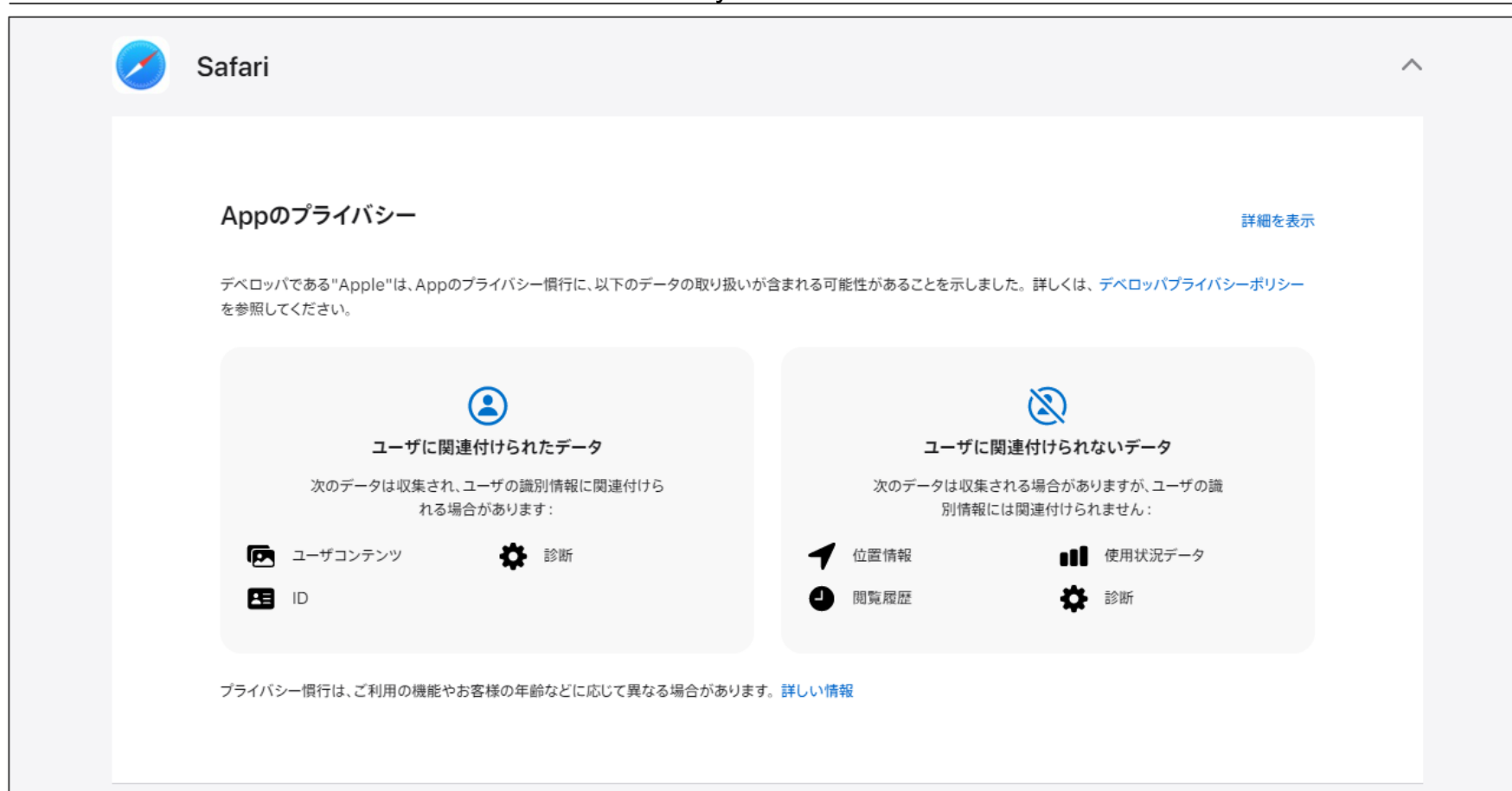
*4 Apple「プライバシー 透明性に関するレポート」

4.4 調査結果

【参考】Privacy Nutrition Labels

Privacy Nutrition Labelsでは、Apple製アプリのデータの取扱い方を記載しており、ユーザーに関連付けられたデータと関連づけられないデータを明記している

SafariのPrivacy Nutrition Label 画面



4.4 調査結果

PFの関連ルール) Apple(2/3)

Appleはプライバシーを基本的人権とする理念を持っており、プライバシーを保護するための機能を提供している。データ利用者には、PFへの参加やアプリの公開に審査を設けることでガバナンスを確保している

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
データ利用者 (アプリ開発者)	<p>プラットフォームに参加するための会員制度^{*1}</p> <ul style="list-style-type: none">• App Storeにアプリを公開するためには、有償のApple Developer Programに加入する必要がある。Apple Developer Programの使用許諾契約書には、デベロッパ(アプリ開発者)の義務が規定されており、各サービスの特性ごとにプライバシー保護のために遵守すべき事項が記載されている• Apple Developer Programの加入申請は2ファクタ認証が有効になっているApple ID、担当者情報、クレジットカード情報、D-U-N-S番号(企業コード)等が求められる• 契約の条項を遵守せず、違反を認識又は違反の通知を受領後、30日以内に是正しなければ、Appleが付与したすべての権利、ライセンス、サービスを即時解除する契約としている• 例<ul style="list-style-type: none">• デベロッパが広告をするために契約を締結したあらゆる第三者は、ユーザーの事前の承諾なく、ユーザーデータまたはデバイスデータを収集しないこと• いずれかの事由に該当する場合、本契約および本契約に基づきAppleが付与したすべての権利、ライセンス、およびサービスは、Appleから通知が行われ次第、即時解除されるものとします	<ul style="list-style-type: none">• Appleはプラットフォームに参加するための会員制度や審査を設けており、ステップ5-5に対応する
	<p>プライバシーに関する詳細情報の表示の義務付け^{*2}</p> <ul style="list-style-type: none">• Appleが提供しているApp Storeでは、全てのアプリに対して、ユーザーがアプリをダウンロードする前にプライバシー方針を表示する仕組みを導入している。そのため、アプリ開発者はアプリのリリースやアップデートする際に、アプリが収集するデータの種類、およびそれらのデータがユーザーと紐付けられているか、あるいはユーザーのトラッキングに利用されているか等のプライバシーの詳細情報の提出が義務付けられている• サードパーティのコードを使用している場合は、そのサードパーティのコードが収集するデータの種類やその使用方法、そのデータによるユーザーのトラッキングの有無を記載する必要がある• 提出した情報が不適切である場合は、審査が通らずアプリを公開することができない	<ul style="list-style-type: none">• プライバシー情報の表示は、ユーザに対するコントローラビリティの確保の取組みであり、ステップ5-3に対応する

*1 Apple「Apple Developer Program License Agreement (Appleデベロッパプログラム使用許諾契約)」

*2 Apple「App StoreでのAppのプライバシーに関する詳細情報の表示」

4.4 調査結果

PFの関連ルール) Apple(3/3)

Appleはプライバシーを基本的人権とする理念を持っており、プライバシーを保護するための機能を提供している。データ利用者には、PFへの参加やアプリの公開に審査を設けることでガバナンスを確保している
対応する
ガイダンスのステップ

ルール対象

ルール

ガイダンスのステップ

データ利用者
(アプリ開発者)

Appleによるアプリの審査^{*1}

- App Storeでは、アプリを公開する前にAppleによる審査があり、審査に通らなければアプリを公開することができない。審査は、Appleが公表しているApp Store Reviewガイドラインを基に実施される
- App Store Reviewガイドラインでは、収集するデータの種類、方法、目的を明確にすることや、必要最低限のデータのみ収集/使用することを規定している
- 審査結果に合意できない場合やガイドラインの見直しを提案したい場合は、異議の申し立てが可能
- 例
 - 許可: ユーザーデータや使用状況に関するデータを収集するAppでは、収集するデータが収集の時点またはその直後の時点で匿名であると考えられる場合でも、そのデータ収集に関してユーザーから同意を得る必要があります
 - 必要最低限のデータ: Appは、中心的な機能に関連するデータへのアクセスのみがリクエストされ、関連するタスクの実行に必要なデータのみが収集および使用されるものが必要があります
- 審査によるリジェクト/アプリ削除の事例
 - アプリのコアな機能と関係ないにも関わらず、ユーザー入力で生年月日を必須項目として扱っていたため、審査をリジェクトされる^{*2}
 - アプリ内で位置情報を検出する独自技術を使用していたアプリが突然削除される^{*3}

- PFに公開するためのアプリの資格が設けられており、ステップ5-5に対応する

トラッキングの許可をリクエストするための枠組み^{*4}

- トラッキングとは、アプリで収集したユーザーやデバイスに関するデータを、ターゲット広告や広告効果測定を目的として、他社のアプリやWebサイトから収集されたユーザーやデバイスに関するデータに紐付ける行為を指す。ユーザーをトラッキングしたり、ユーザーのデバイスの広告識別子にアクセスする際には、AppTrackingTransparencyと呼ばれるフレームワークを通じてユーザーの許可を得る必要がある
- トラッキングを有効にする許可をユーザーから得ない限り、デバイスの広告識別子の値はすべてゼロになり、ユーザーをトラッキングすることができない

- 同意取得における記載があり、ステップ5-3に対応する

*1 Apple「App Store Reviewガイドライン」

*2 TechCrunch「速報: Apple、セカイカメラを禁止—「Wi-Fiアクセスに問題がある」」

*3 Pentagon「【2021年度版】iOSアプリの審査リジェクトまとめ」

*4 Apple「ユーザーのプライバシーとデータの使用」

4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果 データ戦略)インド

インドはデータのための戦略を立てておらず、デジタル戦略の一環としてデータ利活用に取り組んでいる。戦略の方向性は、e-Governanceの実現・対象拡大が中心であり、デジタル社会の実現を目指している

インドのデータ戦略

戦略	Digital India 2014/8/20 インド政府
	<ul style="list-style-type: none"> モディ政権が2014年8月20日に発表した国家の基本的なICT政策。インドを「デジタル化を通じて強化された知識経済社会に変革する」というビジョンのもと、e-governmentをはじめとしたインド全体のDX化を進めている 背景には、先行して進めていたe-governanceプロジェクトで、整備されていないインフラや対処すべき相互運用性の問題等の課題が明らかになったため、包括的な戦略と計画を必要としていた Digital Indiaには戦略の柱を立てており、インフラ面の整備や行政サービスの電子化、IT分野の雇用促進に重点を置いている
規制の内容	インド政府はデータ保護より利活用を優先しているため、データ保護規制は弱い。裁判所でプライバシーやデータに関する判決が出た後に規制をかけている。また、域外へのデータ移転に関する規制もない(2022/2時点)。委員会により個人情報保護法やノンパーソナルデータの検討をしており、今後規制が強くなるとみられる
関連法令	<ul style="list-style-type: none"> 情報技術法(IT法)(2000/10施行、2009/2改正) 個人情報保護規則(2011/4施行) 個人情報保護法案(2021/12提出) ※未施行 ● Aadhaar法(2016/3施行、2019/7改正) Aadhaar規則(2016/9) ノンパーソナルデータガバナンスフレームワークに関するレポート(2020/7公開、2020/12修正) ●
主要なPF	<ul style="list-style-type: none"> India Stack

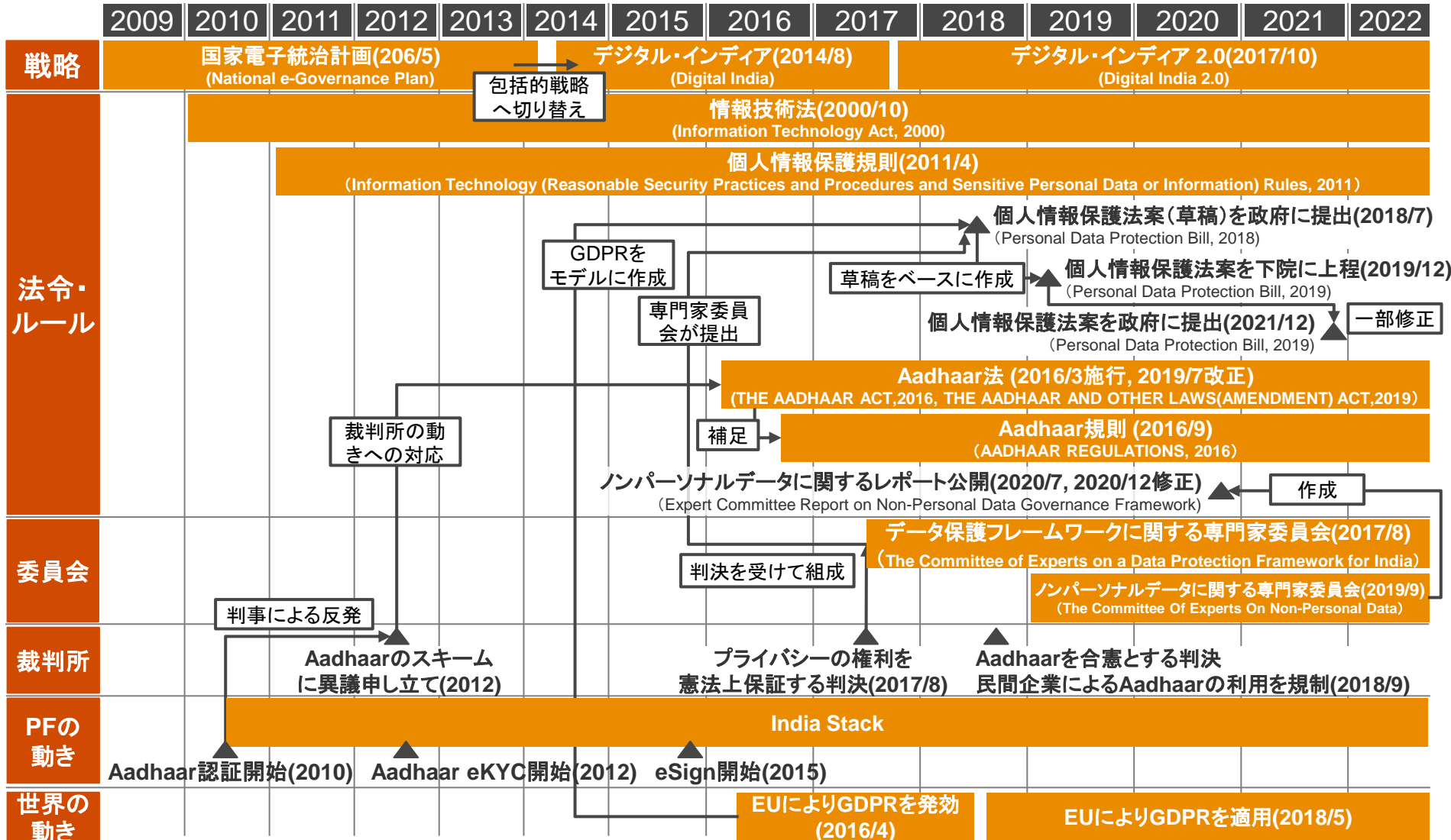
主なデータガバナンス及びルール

- Aadhaar法による政府への規制**
 インドでは政府が個人識別番号Aadhaarや市民の生体情報を管理しており、政府によるプライバシー侵害が懸念されている。Aadhaarは根拠法なしで導入されていたが、プライバシー侵害の批判や裁判所への異議申し立てを受けて、Aadhaar法を制定している。Aadhaar法には、政府への規制やAadhaar認証を行う民間企業への規制が規定されている
- 世界の個人情報保護規制の動きに対応した改正**
 インドでは、これまで2011年4月に施行された個人情報保護規則により、個人情報の保護がなされていた。しかし、内容が簡素であることやGDPRなどの世界的な個人情報保護規制の動きにより、新たな個人情報保護法案の制定の動きがある。新たな個人情報保護法案には、センシティブな個人情報のデータを国内に保存することを義務付ける等の個人情報の取扱いに関する包括的な規制が規定されている
- ノンパーソナルデータに関する法整備の取組み**
 2019年9月にインド政府の電子情報技術省は、ノンパーソナルデータのガバナンスを調査するための専門委員会を設置。専門委員会により、ノンパーソナルデータのガバナンスフレームワークを検討しており、策定に向けてレポートを公開している
ノンパーソナルデータガバナンスフレームワークレポートの内容
 - ノンパーソナルデータとは、「個人とは全く関係のないデータ(天気やサプライチェーン等のデータ)」と「匿名化したデータ」を対象としている
 - 匿名化したデータに関して、データ収集者へ匿名化の通知とオプトアウトするオプションを与えることを推奨
 - 機密性が高く、個人情報保護法においてインド国内にデータの保存が義務付けられている個人データを匿名化する場合、その匿名化したデータもインドに保存する必要がある。

4.4 調査結果

ルールの変遷)インド

インドでは、個人情報保護の法律としては「個人情報保護規則(2011/4施行)」があったが、世界的なデータ保護の動きを受け、より規制の強い「個人情報保護法案」の施行を目指し政府内で検討を推進



4.4 調査結果

PFの概要) IndiaStack

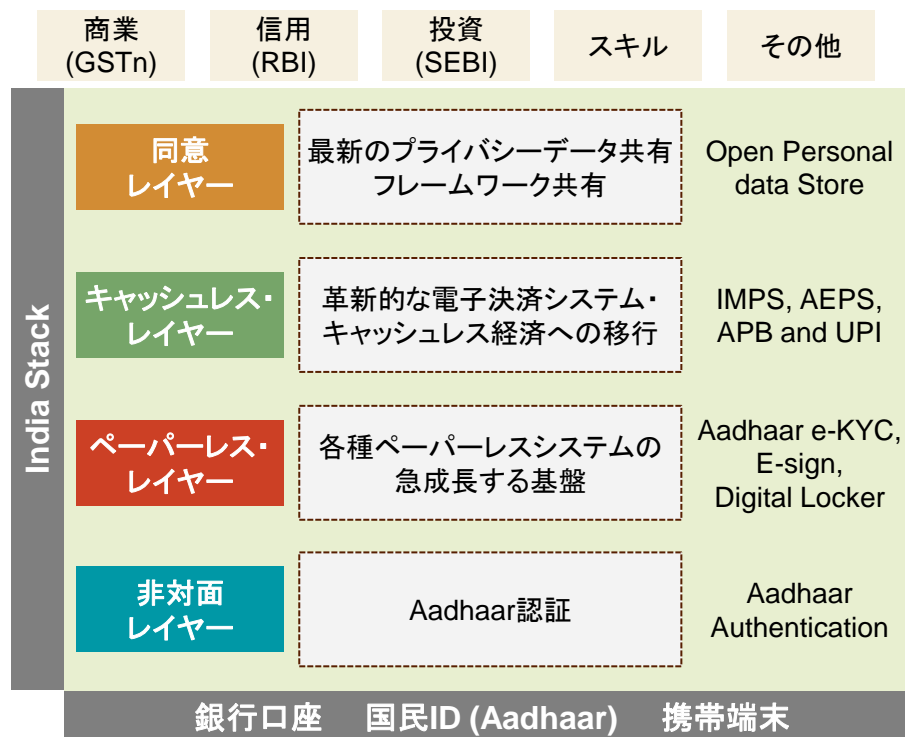
インド政府によって運営されているIndiaStackは、Aadhaar(個人識別番号)をベースとした業界連携のためのプラットフォームである。Aadhaar eKYCにより、個人の同意のもとでAadhaarの提供が可能である

概要

設立背景	<ul style="list-style-type: none"> インド政府の中でも、India Stackと関連の高いUIDAI (固有識別番号庁) は、Aadhaar (個人識別番号) の導入を目標として、2009年に設立された。 政府全体としても、2015年からDigital Indiaというインド全体のDX政策に取り組んでおり、その礎として、India StackのAPIが開発された。
PFの目的	<ul style="list-style-type: none"> Aadhaar (個人識別番号) の導入・運用
運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 中心はインド政府であるが、レイヤー別に運営主体の省庁が分かれている Aadhaar (個人識別番号)はUIDAI
設立日	<ul style="list-style-type: none"> 2010年
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> Aadhaar(2010年) インドの全居住者を対象とする個人識別番号制度。12桁の固有の番号で登録は任意 Aadhaar認証(2012年) 個人認証。Aadhaar番号と個人情報を入力して照会、「Yes」か「No」の回答を受け取る Aadhaar eKYC(2015年) 個人情報照会。UIDAIの電子署名付きの個人情報(氏名、性別、住所、生年月日、顔写真等)の提供を受ける

IndiaStackの構成

- India Stackでは、Aadhaarをベースとする諸機能のオープンAPIが1つにまとめて提示されている
- 目的別に、①非対面化、②ペーパーレス化、③キャッシュレス化、④個人の同意のもとでのデータ共有、という4つのレイヤーに分類されている



*出典: iSprit「PRODUCTNATION」から和訳

4.4 調査結果

PFの現状と課題) IndiaStack

IndiaStackでは、個人認証機能や銀行取引のためのサービスを提供している。生体情報を含む個人情報を政府が収集するため、プライバシー侵害の懸念があるが、法令の改正によって対処している

PFの現状

提供機能	非対面 レイヤー	Aadhaar認証 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> 個人認証機能 約660億回の個人認証が行われている^{*1} (2022/2時点)
	ペーパー レス レイヤー	Aadhaar eKYC (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> 本人同意のもと個人情報提供機能 約11兆回情報が提供されている^{*1} (2022/2時点)
		eSign (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名を行う機能
		DigiLocker (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> 文書(免許証, 卒業証明書等)を電子的に共有するクラウドサービス 約48.6億件の文書を発行^{*2}(2022/2時点)
キャッシュ レス レイヤー	AEPS (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> 銀行取引サービスをの提供を可能とする機能 	
	APB (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が社会保障給付金や補助金をAadhaar番号に紐づけられた銀行口座あてに振込をする機能 	
	UPI (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話端末を用いた24時間週7日即時振込を可能にする機能 	
開発中	同意 レイヤー	Data Empowerment and Protection Architecture	<ul style="list-style-type: none"> データ提供者がある特定の目的のためにデータ利用者と当該個人データを共有することを許可する枠組み

PFの課題

1 プライバシー侵害の懸念

- 政府が個人の基本情報だけでなく生体情報までも収集することは憲法で保証されたプライバシー権に反するとの主張がある
- 個人情報 that 民間の商用利用に開放されていることで、企業が目先の利益を追求して悪用する可能性がある

対応

Aadhaar法の制定, 改正や個人情報保護法の改正を通して、プライバシー権を守る法制度を整備している

2 セキュリティ体制が不十分

- Aadhaarの導入当初から情報流出や不適切な取り扱いが頻発している
- 州政府や行政機関がAadhaar番号を誤ってウェブサイトに公表した事案やハッカーによる不正アクセスなどの事故・事件がある

対応

Aadhaar Actに加え、データセキュリティに関する規則を公開しており、具体的なセキュリティ要件を求めている

3 Aadhaarの登録が実質的に義務化されたことへの批判

- Aadhaarへの登録はあくまでも任意であったが、Aadhaar法により社会保障を受けるためにはAadhaar番号が必要となった
- 給付を受けるために提出する文書がAadhaar番号とリンクされていなかったため、給付を拒否され餓死した事件が起きている

対応

Aadhaar Actの第7条により、補助金や給付金などを受け取るためのAadhaarの代替となる識別手段を提供することを規定

*1 Unique Identification Authority of India「Welcome to AADHAAR Dashboard」

*2 Ministry of Electronics & Information Technology「DigiLocker National Statistics」

4.4 調査結果

PFの関連ルール) IndiaStack(1/2)

IndiaStackは政府が管理するPFのため、PFのルールを法令で定めている。PFのルールは「基本的原則を示した法令」、「詳細な要件を明記する規則」、「法令と規則を明解にしたガイドライン」によって定められている

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
PF運営者 (インド政府)	<p>個人情報扱う上での基本的原則を法令により確立^{*1}</p> <ul style="list-style-type: none"> • Aadhaar Actでは、Aadhaarを登録する市民への通知内容やセキュリティの確保の義務、データの保管方法など、個人情報扱う上での基本的なルールを法令で定めている • 例 <ul style="list-style-type: none"> • 登録期間は登録時に、規則で定められた方法で、情報の使用目的、認証時に情報を共有するデータ受領者の性質等の詳細を登録者に通知しなければならない • 当局は、個人のアイデンティティ情報及び認証記録のセキュリティを確保しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> • 通知の方法やガバナンスの方法を記載しており、ステップ5-1, 5-2, 5-3に対応する
	<p>詳細なルールを規則(Regulations)として公表^{*2}</p> <ul style="list-style-type: none"> • Aadhaar Actで示した認証やセキュリティなどの基本的原則の詳細な要件を規則として公表している。規則には、情報共有、データセキュリティ、認証、登録と更新の4部公表しており、これらの規則に従うことでAadhaar Actを遵守することができる • 例 <ul style="list-style-type: none"> • 特定目的のためのAadhaarの収集、保存、使用について、Aadhaar保有者の同意を得ること • 当局は、内部監査または独立した機関を通じて、情報セキュリティ・ポリシーおよびその他のセキュリティ要件が遵守されていることを監視する 	<ul style="list-style-type: none"> • ガバナンスやセキュリティ要件を記載しており、ステップ5-1, 5-2, 5-3に対応する
	<p>明解なガイドラインの公表^{*3}</p> <ul style="list-style-type: none"> • 法令や規則では晦渋な内容を、「Do and Don'ts for Ministry and State」としてガイドラインを公表しており、政府がしなければならない/してはいけないことを箇条書きで記載 • 例 <ul style="list-style-type: none"> • データベースでAadhaar番号を検索する場合、入力を暗号化してからレコードを検索するか、ハッシュを使用して Aadhaar 番号ベースのインデックスを作成する • 定期的な監査を実施し、Aadhaar番号と関連データが保護されていることを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> • 通知の方法、ガバナンス、罰則を記載しており、ステップ5-1, 5-2, 5-3, 5-6に対応する

*1 Government of India「Aadhaar Act 2016, Aadhaar and Other Laws (Amendment) Act, 2019」

*2 Government of India「Aadhaar (Sharing of Information) Regulations, Aadhaar (Data Security) Regulations, Aadhaar (Authentication) Regulations, Aadhaar Regulations」

*3 Government of India「Do's and Don'ts for Ministry and State」

4.4 調査結果

PFの関連ルール) IndiaStack(2/2)

IndiaStackは政府が管理するPFのため、PFのルールを法令で定めている。PFのルールは「基本的原則を示した法令」、「詳細な要件を明記する規則」、「法令と規則を明解にしたガイドライン」によって定められている

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
データ提供者 (市民)	<p>データ提供者となる市民に対して、不安を払拭するためにハンドブックで説明^{*1}</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が安心して、個人情報を提供できるようAadhaarのハンドブックを政府が公表している。Aadhaarの登録方法や政府のセキュリティの確保などを記載 	<ul style="list-style-type: none"> データ提供者の利害・関心を対処するための内容であり、ステップ5-3に対応する
	<p>虚偽登録には罰則を規定^{*2}</p> <ul style="list-style-type: none"> Aadhaar Actでは、虚偽の情報を登録した市民に罰則を設けている。違反者には、3年の禁固刑と1万ルピーの罰金を課している 例 <ul style="list-style-type: none"> 生死、実在、架空を問わず、虚偽の人口統計学的情報または生体情報を提供して他人になりすまし、またはなりすまそうとした者は、3年以下の懲役もしくは1万ルピー以下の罰金、またはその両方を科されるものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者へのペナルティ執行要件を記載しており、ステップ5-6に対応する
データ利用者 (認証要求主体)	<p>個人情報認証に使用する組織へ求める要件を法令で規定^{*2}</p> <ul style="list-style-type: none"> Aadhaar Actでは、個人情報を認証に使用する組織(民間企業を含む)に対して、個人への通知、同意取得、十分なセキュリティを要求している 2019年の改正では、子供には保護者への通知と同意取得や、病気や技術的な理由で認証ができない人に向けた代替的かつ実行手段の提供など、例外の対応も要求している 例 <ul style="list-style-type: none"> 認証を目的として個人の身元情報を収集する前に、規則で定められた方法で個人の同意を得るまたは、子供の場合にはその親または保護者の同意を得る 認証を使用する団体の要件に従わなかった者は、1年以下の懲役または罰金に処されるものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 通知の方法、ガバナンス、罰則を記載しており、ステップ5-1, 5-2, 5-3, 5-6に対応する
	<p>詳細なルールを規則(Regulations)として公表^{*3}</p> <ul style="list-style-type: none"> Aadhaar Actで示した要件を詳細化して規則として公表している。規則には、情報共有、データセキュリティ、認証、登録と更新の4部公表しており、これらの規則に従うことでAadhaar Actを遵守することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 通知の方法、ガバナンス、罰則を記載しており、ステップ5-1, 5-2, 5-3, 5-6に対応する

*1 Government of India 「Do's and Don'ts for Ministry and State」

*2 Government of India 「Aadhaar Act 2016, Aadhaar and Other Laws (Amendment) Act, 2019」

*3 Government of India 「Aadhaar (Sharing of Information) Regulations, Aadhaar (Data Security) Regulations, Aadhaar (Authentication) Regulations, Aadhaar Regulations」

4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果

データ戦略)韓国

韓国は、データ・AIを合わせて戦略を立て、データ構築・流通・利活用のデータバリューチェーンを推進している。その一方、データ3法の改正や個人情報保護委員会の確立により個人データ保護規制の動きを強めている

韓国のデータ戦略

戦略	<p>-革新成長戦略投資- データ・AI経済活性化計画(19~23年)</p> <p>2019/1/16 韓国政府 関係省庁合同</p> <ul style="list-style-type: none">関係省庁合同で公表したデータ・AIを活用するための戦略及び計画。「データとAIを最も安全によく使う国」を目指し、データ基盤の構築、流通、活用を促進するための計画を立てている背景には、先進国と比較して人工知能技術水準が低いことがある。また、これまでデータとAIそれぞれで計画を立てていたが、データバリューチェーンの市場形成のために、データとAIを合わせた政策の必要性を認識していた2020年には韓国政府が韓国ニューディール政策を打ち出しており、データ・AI経済活性化計画の一部の内容を推進している
規制の内容	<p>2020年2月にデータ3法を改正したことにより、個人情報保護委員会(PIPA)が確立され、個人データ保護規制が徐々に厳しくなっている。国外へのデータ移転はデータ主体に必要な情報を通知し、同意を得れば可能であるが、サービスプロバイダーにとって厳しいと見なされている</p>
関連法令/制度	<ul style="list-style-type: none">・(データ3法)個人情報保護法(2011/9施行、2020/2改正)・(データ3法)情報通信網利用促進および情報保護などに関する法律(2001/7施行、2020/2改正)・(データ3法)信用情報の利用および保護に関する法律(2009/10施行、2020/2改正)・データ産業振興及び利用促進に関する基本法(2022/4施行予定)・不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(1987/1施行、2021/3改正)・データ認証制度(データ品質・データ管理・データセキュリティ認証)
主要なPF	<ul style="list-style-type: none">・韓国データ産業振興院(K-data)・AI Hub

主なデータガバナンス及びルール

- **データ3法による個人情報保護規制**
データ3法には、個人情報とデータ利用に関して規定されている。2020年2月の改正前までは、個人情報の定義が曖昧であり、規制は弱かったが、規制後は規制対象や内容が明確になり、GDPRに十分に認定を受けている。国外へのデータ移転はデータ主体に必要な情報を通知し、同意を得れば可能であるが、サービスプロバイダーにとって厳しいと見なされている。
- **データ産業の競争力の確保のための規定**
将来の成長を牽引するデータ産業の競争力の確保のため、産業育成などを行う上での必要事項を包括的に規定している。主な規定内容は、「国家データ政策委員会の設置」、「データ価値評価支援、品質管理」、「創業支援、中小企業への特別支援」、「データ取引士等の専門人材育成」等があり、国主体でデータ産業を推進している
- **データ品質・管理・セキュリティを審査・認証する制度**
データ認証制度は、公共・民間などで開発・運用している情報システムのデータ品質を確保し、国家全体のデータの品質向上及び高度化を目的としている。認証は韓国データ産業振興院によって行われている。HP上に審査基準が公開されており、データ標準への準拠、セキュリティ管理の有無等が審査される
- **データダムプロジェクトによるAIデータ標準化の動き**
データダムとは、公共部門と民間部門から情報を収集して有用なデータを作成し、すべての業界にデータを公開する仕組みである。2020年に発表されたデジタルニューディール政策では、データダムプロジェクトを推進している。データダムプロジェクトは、パブリックネットワークとプライベートネットワークを介して生成されたデータを収集し、そのデータを標準化、処理、および利用して、よりスマートなAIを作成するプロジェクトである。現在は191種類のAIデータを提供している(2022/2時点)

※戦略や関連法令は日本語の文献が見当たらなかったため、韓国語の文献を機械翻訳して調査・整理

4.4 調査結果

PFの概要) 韓国データ産業振興院(K-data)

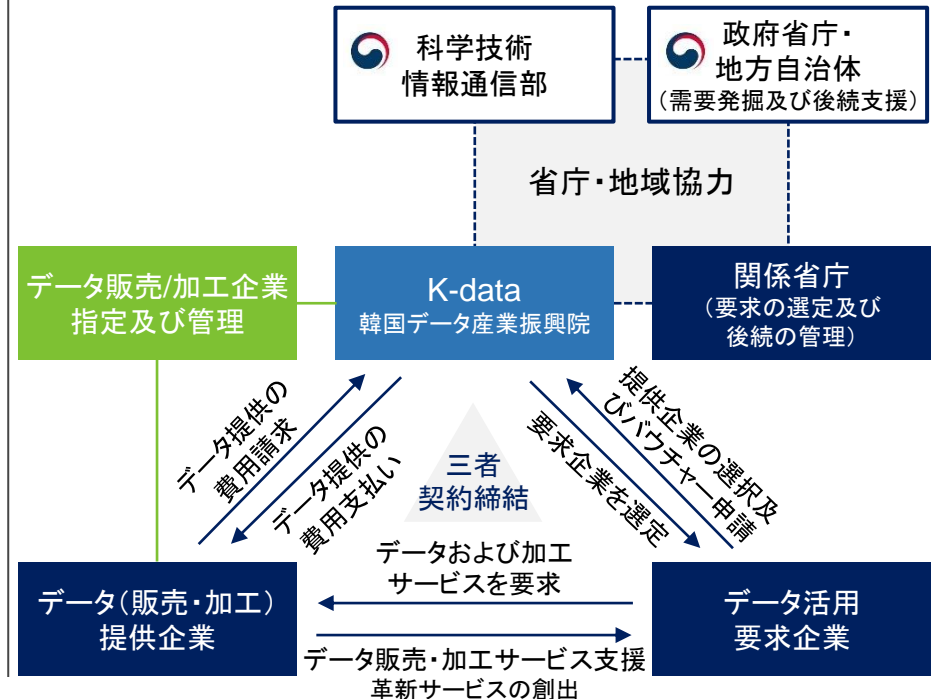
K-dataと呼ばれる韓国データ産業振興院は、データ流通に関わる事業をしている。データバウチャー支援事業はPFのような役割を果たす事業であり、データ提供者とデータ要求者をマッチングする

概要

設立背景	<ul style="list-style-type: none"> 科学情報通信部(MSIT)傘下の政府系公的機関として、韓国におけるデータ分野の産業振興を担う役割で設立 政府より掲げられたデジタルニューディール戦略を中心にプロジェクトを進めている
PFの目的	<ul style="list-style-type: none"> データ流通・活用促進を通じて韓国の成長の動力となる新事業を発掘できる基盤を構築 データ産業をリードするデータ専門人材養成
運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 韓国データ産業振興院(K-data)
設立日	<ul style="list-style-type: none"> 1993年 (データバウチャー支援事業は2019年より開始)
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> データバウチャー支援事業 データ販売、加工サービスを提供するデータ提供企業を募集し、バウチャー活用するデータ要求企業を審査・選定して支援する データ産業サポート データストアの提供やデータ流通するためのAPI構築サポートをしている データストア K-dataが運営するデータ取引市場。データの販売価格計算やデータに関する法律相談が可能

K-data(データバウチャー支援事業)の構成

- K-dataがデータを販売したいデータ提供企業を公募する。データ提供先には、自社データ商品販売及び活用の支援を実施
- データ提供企業の決定後、データ要求企業を公募する。データ提供企業と要求企業のマッチング及び要求企業の選定評価を実施
- 交渉が成立すれば、データ提供者、データ要求者、K-dataの三者で契約を締結し、データ要求者のデータ活用を支援する



4.4 調査結果

PFの現状と工夫) 韓国データ産業振興院(K-data)

K-dataはデータバウチャー支援事業を推し進めており、5年間で8,500億ウォン(約825億円)を事業費に充てている。K-dataはデータ提供・要求先の選定から利活用まで支援する

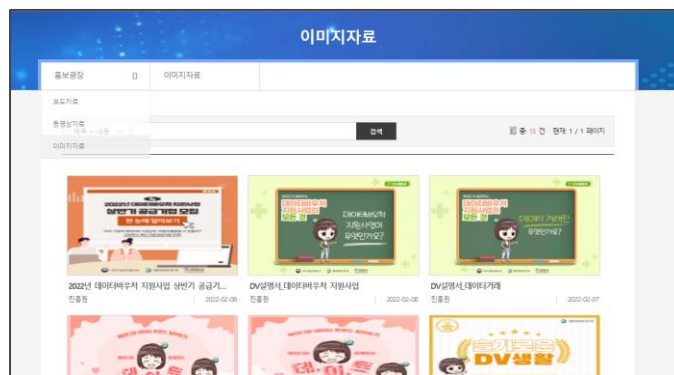
PFの現状

実績	総事業費	<ul style="list-style-type: none"> 2020-2025の5年間で合計約8,500億ウォン(21年約1,230億ウォン)
	サポート規模 *2022年2月時点	<ul style="list-style-type: none"> データ購入 : 1,200件 一般加工 : 480件 AI加工 : 900件
事業手順	事業計画の確立	<ul style="list-style-type: none"> 予算と事業計画の確立
	データ提供者募集	<ul style="list-style-type: none"> 韓国データ産業振興院HPに公告 申請企業審査後、提供企業決定
	データ要求企業公募	<ul style="list-style-type: none"> 韓国データ産業振興院HPに公告
	提供・要求のマッチング	<ul style="list-style-type: none"> 要求企業と提供企業間のオン・オフラインマッチング支援
	申込受付	<ul style="list-style-type: none"> データバウチャー事業管理システムによるオンライン受付
	要求企業選定評価	<ul style="list-style-type: none"> 審査評価による優先交渉対象選定
	契約締結(3社)	<ul style="list-style-type: none"> バウチャー事業費助成・審議 提供企業、要求企業、K-dataで契約締結
	事業管理履行確認	<ul style="list-style-type: none"> 要求企業のデータ活用及び提供企業の義務履行確認
	結果の評価・成果の拡散	<ul style="list-style-type: none"> 成果確認及び結果評価 優秀企業授賞及び広報など成果拡散

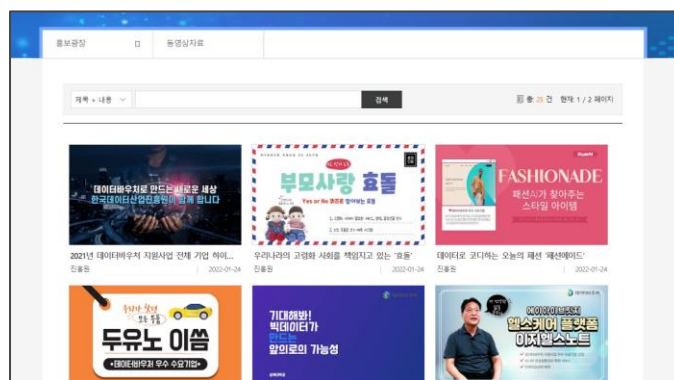
PFの工夫

- PFでは広報活動にも力を入れており、データ流通をした事例やデータの活用事例を画像や動画を交えて紹介している

画像資料



動画資料



* K-data「데이터바우처 홍보광장(データバウチャー 広報)」より引用

4.4 調査結果

PFの関連ルール) 韓国データ産業振興院(K-data)

K-dataでは、データバウチャー支援事業に関する規定を「データバウチャー支援事業管理規定」と「データバウチャー支援事業運営ガイドライン」により、定めている

ルール対象	ルール	※例は機械翻訳により作成	対応する ガイダンスのステップ
PF運営者 (K-data)	PF運営者と組成する委員会の遂行業務の規定^{*1, 2}	<ul style="list-style-type: none"> PF運営者とデータバウチャー支援事業を遂行するにあたり組成する各委員会の役割が詳細に定められている。委員会は、「運営調整委員会」、「評価委員会」、「審議委員会」、「規定委員会」、「不正審議委員会」あり、委員のメンバー構成は外部の有識者を含むなど条件が設けられている 例 <ul style="list-style-type: none"> 規定委員会は、政府支援事業及び法律の専門家の外部有識者を含めた3人で構成して運営し、規定及び事業運営指針を審議する 不正審議委員会は、データ流通・活用・技術・ビジネス分野の専門家など外部有識者を含めた5人で構成して運営する 	<ul style="list-style-type: none"> PFの役割や価値創出プロセス、ガバナンスのための委員会の体制を記載しており、ステップ1, ステップ5-2に対応する
	公平性担保のためのデータ取引への強い介入^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> K-dataは、データ提供者・利用者の選定、マッチング、管理などデータ取引の全ての工程で介入する。契約は、データ提供者・利用者・K-dataの3社間契約であり、介入度を高くすることで、公正性の取引に貢献している 例 <ul style="list-style-type: none"> 専門機関は、要求企業及び事前協議書を提出した提供企業と多者契約を締結する 専門機関は、要求企業を対象に事業遂行のために関連教育及びコンサルティングを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公正な取引の実施を担保するためのルールが記載しており、ステップ5-4に対応する
	制裁対象となる事象が生じた際の手続きの規定^{*2}	<ul style="list-style-type: none"> 制裁対象となる事象が生じたときの手続きを定めており、不正審議委員会による審議や異議申し立てを受け付けている 例 <ul style="list-style-type: none"> 要求企業・提供企業制裁手続 ① 制裁事由発生 → ② 必要時事前調査実施(専門機関) → ③ 審議委員会の開催及び審議 → ④ 制裁結果の通知 → ⑤ 異議申請の受付 → ⑥ 審議委員会の開催及び審議 → ⑦ 最終制裁結果の通知 → ⑧ 制裁施行 	<ul style="list-style-type: none"> ペナルティ執行となる手続きを記載しており、ステップ5-5に対応する

*1 K-data「데이터바우처 지원사업(データバウチャー支援事業管理規定)」

*2 K-data「관리규정데이터바우처 지원사업 운영지침(データバウチャー支援事業運営ガイドライン)」

4.4 調査結果

PFの関連ルール) 韓国データ産業振興院(K-data)

K-dataでは、データバウチャー支援事業に関する規定を「データバウチャー支援事業管理規定」と「データバウチャー支援事業運営ガイドライン」により、定めている

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
データ提供者	<p>データ提供者の資格要件の定義^{*1,2}</p> <ul style="list-style-type: none"> データ提供者には、参加資格要件と参加が不可能な企業が定められている 資格要件例 <ul style="list-style-type: none"> 参加可能企業: 大企業、中小企業、小商工人(自営業者)、自治体、公共機関、大学及び研究機関等法人又は個人事業者登録になっている者 参加不可能企業: 休・廃業企業・短期延滞発生企業、債務不履行中の企業、企業信用評価B等級未満(7年以上企業) 	<ul style="list-style-type: none"> PFの参加資格要件を記載しており、ステップ5-5に対応する
	<p>透明性あるペナルティ執行のための制裁基準の定義^{*2}</p> <ul style="list-style-type: none"> データ提供者に対する制裁措置の基準を設けており、制裁基準によって、「警告」、「参加制限」、「政府支援金の返済」の対応が定められている 制裁基準例 <ul style="list-style-type: none"> 偽、虚偽の事実、請託、斡旋など不正な方法で供給企業に指定された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ペナルティの基準を記載しており、ステップ5-5に対応する
データ利用者 (データ要求者)	<p>データ利用者の資格要件の定義^{*1,2}</p> <ul style="list-style-type: none"> データ利用者には、参加資格要件と参加が不可能な企業が定められている 資格要件例 <ul style="list-style-type: none"> サービス・製品の開発と高度化、ビッグデータ分析、AIなどの革新技術を活用して事業を推進する中小企業、小商工人(自営業者)、予備創業者が対象 他人の知的財産権侵害を目的にデータ活用する企業や当年度に同じデータ活用に関する政府支援事業を支援された場合は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> PFの参加資格要件を記載しており、ステップ5-5に対応する
	<p>透明性あるペナルティ執行のための制裁基準の定義^{*2}</p> <ul style="list-style-type: none"> データ利用者に対する制裁措置の基準を設けており、制裁基準によって、「警告」、「参加制限」、「政府支援金の返済」の対応が定められている 制裁基準例 <ul style="list-style-type: none"> 誠実に事業を行ったが事業目標を達成できなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ペナルティの基準を記載しており、ステップ5-5に対応する

*1 K-data「데이터바우처 지원사업(データバウチャー支援事業管理規定)」

*2 K-data「관리규정데이터바우처 지원사업 운영지침(データバウチャー支援事業運営ガイドライン)」

4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果 データ戦略)中国

国家統治に基づき、他国の影響を受けない産業体系の構築を目指す。安全保障を担保しながら、データの価値を主軸とした技術開発の促進や、データ価値評価の体系の構築、データ取引市場の構築を強力に推進

中国のデータ戦略

第14次五カ年計画ビッグデータ産業発展計画

2021年11月30日 中国工業情報化省

- ここ5年で1兆元に成長のビッグデータ産業を、2025年に3倍規模に引き上げ、中国の経済社会の発展を支える重要な産業システムとする全体構想を発表
- データの価値創出を軸に、付加価値の高い中国独自の知財権等の蓄積、他国の影響を受けない産業体系の構築を掲げる
- 具体的には、データ価値評価制度*の大枠や政府が監督管理するデータ取引市場制度の構築、取引仲介や紛争仲裁等の市場運用制度の構築など。またデータ取引市場の育成、企業による取引プラットフォーム建設参加の誘致、多様なデータ取引方法の検討などを行う
- データ取引所は、2016年頃から中国政府の重点策として拡大、直近では上海や北京でデータ取引所が設立されている

戦略

規制の内容

国家安全保障の観点から、政府によるデータアクセスを可能とし、データの国外流通を規制している。国内では、独自のデータ産業の育成を目的に、トップダウン型での自国内でのデータ利活用が自治体とも進んでいる

関連法令

- 国家安全法：2015年7月1日公布、同日施行
- 国家情報法：2017/6制定、2017/6施行
- サイバーセキュリティ法：2016/11成立、2017/6施行
- データセキュリティ法：2021/6 成立、2021/9施行
- 個人情報保護法：2021/8成立、2021/11施行

主要なPF

上海データ取引所(上海数据交易所)

主なデータガバナンス及びルール

- *)産業発展計画における「データ価値評価制度」の内容
- データの性質に応じた財産権の改善、取引と流通、国境を越えた伝送、セキュリティなどの「基本システム」の確立およびデータ財産権取引と業界自主規制メカニズムの改善
 - データの価値評価の手法や評価プロセスなど「基本的な評価ガイドライン」の整備
 - インターネット、金融、通信、エネルギー等、データ管理基盤が整備済の分野で、データの「価値評価に関するパイロットプロジェクト」の実施

- 国家情報法(2017/6制定、2017/6施行)
- 政府による情報活動を強化、国家安全と国益を守る目的で制定。全ての組織個人に法令遵守の上で情報収集への協力を要求

- サイバーセキュリティ法(2016/11成立、2017/6施行)
- サイバー空間上の国家安全保障を目的に制定。政府による重要データの検閲・設備監査、重要情報インフラ運営者による国内データ保管、重要データ越境移転時の安全性評価を要求

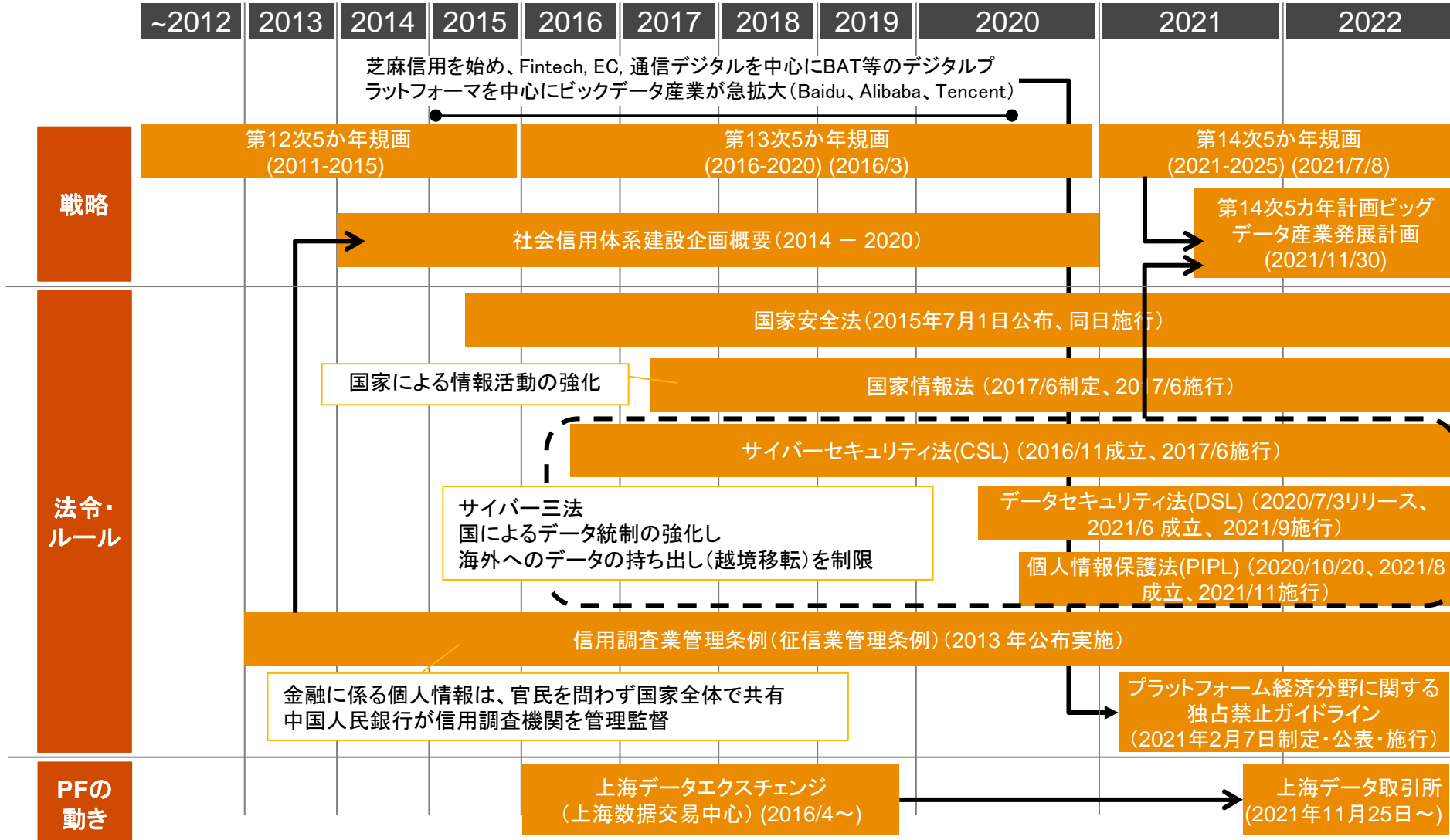
- データセキュリティ法(2021/6 成立、2021/9施行)
- 政府によるデータセキュリティ強化／審査・リスク評価を目的に制定。データ分類と等級分け、重要データの越境を制限。対象データは紙面を含め国内で生成・記録された全情報が対象

- 個人情報保護法(2021/8成立、2021/11施行)
- 個人の権利保護を目的に、告知・同意・撤回に基づく個人情報の収集、同意管理、処理、国外移転、DPO・代表者の設置などを規定

4.4 調査結果

ルールの変遷)中国

サイバー三法(CS法、DS法、個人情報保護法)の施行で国によるデータ統制を強化、海外でのデータ持ち出しも制限し、5カ年計画で他国の影響を受けないビックデータ産業体系の構築を目指す



4.4 調査結果

PFの概要) 上海データ取引所(上海数据交易所)

トップダウンによるデータ取引市場の育成方針に合わせ、上海市の準公的機関として、データに関わる世界的に重要なハブ拠点の構築を目指す目的で、上海市浦東新区にデータ取引所が設立

概要

設立背景

- 中国共産党中央委員会と国務院からも「ビッグデータ取引市場の育成」が方針として示されていた(より改善された要素の市場化配置への体制・メカニズムの構築に関する意見(2020年3月))

PFの目的

- データの世界的に重要なハブノードの構築
- データ取引市場の模範モデルの構築(上海モデル)

運営主体

- 上海数据交易所(上海市政府支援の国有持ち株会社)

設立日

- 2021年11月25日

主な機能

- データ流通サービス
 - 規格に準拠したデータ製品の提供(マーケティング・金融製品のリスク分析に活用可能な商品)
- 公共サービス
 - 政府向けのオープンデータ管理プラットフォーム
- 第三者専門サービスの育成
 - データビジネス産業の形成を図る(データ供給量を増加させるための、コンプライアンス評価、資産評価、セキュリティ監査、配信サービス等)

PFの構成

○取引参加企業

- 現在、取引所には、上海電力や中国東方航空を含む100社が登録されている。データ購入を希望する企業は、取引所に登録する必要があり、データ提供側がデータの使用範囲など一定の条件を定める

○取扱いデータ

- 取引所の設立初日には、金融、交通、通信など8業種20種類のデータが上場を果たし、中国工商銀行と上海電力とで共同開発の商業銀行用金融サービス開発向けデータ(名称:企業電智絵)の初取引が成立した

○データ取引サービスインフラの信頼性の強化

- 取引所は上海市から浦東新区に対し、ビックデータやブロックチェーン、ゼロトラストなどの新技術を活用し、データ取引に関するデジタル信頼システムの構築や、データ取引サービスの信頼性の保証の支援を受けることが条例*1で規定(第71条)されている

*1 上海市数据条例 (2021年11月25日上海市第十五届人民代表大会常务委员第三十七次会议通过)(2021年11月25日公布、2022年1月1日施行)

4.4 調査結果

PFの取り組み) 上海データ取引所(上海数据交易所)

従来からのデータ流通を阻害する要因を解決する目的で、上海データ取引所では新たに、データ取引制度規範の公表やデジタル化データ取引等、中国内で初の試みとして展開している

中国のデータ取引所の設立動向

- 中国では2014年から2017年にかけて各地でデータ取引所が設立されていた
- 2016年公布のサイバーセキュリティ法への抵触の懸念から、2020年頃まで新設は停止されていた
- 2020年4月に政府はデータを市場メカニズムの重要な要素と扱う事を表明し、ビッグデータ取引を巡る状況が再び変化、直近では北京*1や上海*2など主要都市にデータ取引所が新設された

- 2014年:2施設設立
貴陽、北京ビッグデータ取引サービスプラットフォーム
- 2015年:7施設設立
淮南、重慶、河北、長江、華東江蘇、武漢東湖、西塩新
- 2016年:6施設設立
中原、錢塘、華中、哈爾濱、浙江、上海
- 2019年:1施設設立
山東
- 2020年:6施設設立
粵港澳、湖北、北方、湖南、北部湾、北京※1、上海※2

(※1) 北京国際ビッグデータ取引所
(2021/3設立、北京国際大数据交易所)

(※2) 上海データ取引所
(2021/11 設立、上海数据交易所)

PFの取り組み

データ流通を阻害していた課題*の解決と「上海モデル」として全国展開を目指し、取引所では初となる5つの取り組みを公表

*データの規範化・権利確定の難しさ、価格設定の難しさ、相互信頼の難しさ、市場への参入の難しさ、監督の難しさ

- データエコシステムの形成:
データ取引やデータコンプライアンスに関するコンサルティング、品質評価、資産評価、配信などのビジネスサービスの国内初の提供
- データ取引サポートシステム仕様の公開:
データ取引エコシステム全体に関する規範・ガイドライン・標準をカバーした国内初のデータ取引システムの仕様公開
- フルデジタルデータ取引システムの立上げ:
データ取引の完全なトレーサビリティを可能とする国内初の次世代スマートデータ取引システムの立上げ
- データ製品登録証明書の発行:
データ毎のコード、登録・統計・国勢調査を可能にする国内初のデータ製品登録証明書・データ取引証明書の発行
- データ製品説明書の公開:
データの利用方法を説明するデータ製品説明書の国内初リリース

4.4 調査結果

PFの関連ルール) 上海データ取引所(上海数据交易所)(1/2)

上海市では、データ取引市場の設立を含むデータ関連の総合的な条例(上海市データ条例)を、上海データ取引所の公開と同日の2022年11月25日に公布。本条例は、データ・セキュリティ法、個人情報保護法等の国レベルの法令よりも厳しい規制を課すものではない

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
PF運営者 (上海数据交易所)	<p>データセキュリティ法*1</p> <p>第33条 データ取引の仲介サービスに従事する事業者は、データ提供者に対し、データの入手に関する説明を求め、取引の両当事者の身元を確認し、確認と取引記録の保存を要求しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none">中国のデータに関わる基本法において、データ取引事業者への義務として、データや取引当事者の身元の確認を義務づけており、健全なデータ取引に関する制度が整備されている	<ul style="list-style-type: none">身元確認や取引記録の保存を法律で義務付け、公正な取引を促し不正データの取引を牽制しており(罰則あり)、ステップ5-4に対応する
	<p>上海市データ条例*2</p> <p>第7条 市民政府は、大学、科学研究機関、企業、関連部門の専門家で構成されるデータ専門家委員会を設置するものとする</p> <ul style="list-style-type: none">上海データ取引所の設立と同日に「上海市データ取引専門家委員会」が発足し、最初の会議が上海データ取引所で開催された。委員会メンバーは、法令コンプライアンス、金融取引、データセキュリティなど様々な分野の専門家31名で構成され、データ取引に対するアドバイスや指導を行う	<ul style="list-style-type: none">外部有識者による専門家委員会の設置により、外部環境の継続的なモニタリングとルール更新を図っており、ステップ6に対応する

*1 数据安全法(2021年6月10日第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十九次会议通过)(2021年6月10日公布、2021年9月1日施行)

*2 上海市数据条例 (2021年11月25日上海市第十五届人民代表大会常务委员会第三十七次会议通过)(2021年11月25日公布、2022年1月1日施行)

4.4 調査結果

PFの関連ルール) 上海データ取引所(上海数据交易所)(2/2)

上海データ取引所は、データ取引の基本原則として「コンプライアンスなくして上場なし、シナリオなくして取引なし」とする公平なデータ取引に対するガバナンス確保の姿勢を原則としている

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
データ提供者 データ利用者	<p>データセキュリティ法*1 第32条 データを収集する組織または個人は、適法かつ適切な方法を採用しなければならず、その他の違法な方法でデータを盗んだり入手したりしてはならない</p> <p>上海市データ条例*2 第14条 自然人、法人および法人化されていない組織は、合法的に取得したデータを使用および処理することができる</p> <ul style="list-style-type: none">データセキュリティ法、上海データ条例いずれにも、違法にデータを取得・利用した場合の罰則を定めている	<ul style="list-style-type: none">不正データの取扱いが法律で禁止されており(罰則あり)、ステップ5-5に対応する
	<p>上海データ取引所のデータ取引の基本原則(不合规不挂牌, 无场景不交易) 「コンプライアンスなくして上場なし、シナリオなくして取引なし」*3</p> <ul style="list-style-type: none">データの登録には、上海データ取引所による審査登録が必要となる。取引において、データ利用者は、データ利活用シナリオ(利用目的)を説明する必要があり、合意されたシナリオを越えてデータ利用をしてはならないことを原則としている	<ul style="list-style-type: none">PFにおけるデータ取扱いポリシーを明確にしており、ステップ4に対応する

*1 界面新闻「上海データ取引所が開設され、最初の20のデータ製品が上場完了」2021/11/25(上海数据交易所揭牌成立, 首批20个数据产品完成挂牌 - 界面新闻)

*2 数据安全法(2021年6月10日第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十九次会议通过)(2021年6月10日公布、2021年9月1日施行)

*3 上海市数据条例(2021年11月25日上海市第十五届人民代表大会常务委员会第三十七次会议通过)

4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果 データ戦略)英国

コロナからの早期回復とEU離脱後の経済発展を目的に、データ利用による経済成長、雇用の創出、公共サービスの改善による国内経済の成長と、国際的なデータ流通促進の主導権の発揮をデータ戦略としている

英国のデータ戦略

戦略	UK National Data Strategy
	2020/9/9 デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)
規制の内容	<ul style="list-style-type: none"> コロナからの回復とEU離脱後(2020年1月)の新しい英国経済の発展を目指し、データの利用、成長及びイノベーションの促進による新規事業・雇用の創出、公共サービスの改善等を目的に、データ戦略を発表 戦略は、データ基盤・スキル・可用性・責任の4つの柱で構成され、重要行動として5つ、①経済全体でのデータ利活用価値の明確化、②成長促進と信頼されるデータ利活用体制の構築、③政府のデータ利用の変革、④インフラのセキュリティと回復力の確保、⑤国境を超えたデータ流通の促進、等からなる活動を挙げている
	個人データに関してはGDPR同等のデータ主体の権利保護を軸とした規制としつつ、国際的なデータ流通においては規制を取り除いたオープンなデータ利活用を推進している
関連法令	<ul style="list-style-type: none"> 英国データ保護法2018(DPA2018)(2018/5 施行) デジタル経済法(2017/4成立) 公共部門データ再利用規則(2005/7施行) プライバシーおよび電子通信規則(PECR)(2003年施行) オープンデータ戦略(2012/6発表)
主要なPF	<ul style="list-style-type: none"> data.gov.uk

主なデータガバナンス及びルール

- データに関する新たな国際役割の模索
 - ・「国境を超えたデータ流通の促進」を戦略の重要行動の1つとして具体的アクションプランを提示、国際的パートナーシップを通じてデータ移転における国境・法律等の制約撤廃を目指す
- ※アクションプランのうちデータ流通に関する箇所を抜粋(カッコ内は政府部内の分掌)
 - ・ EU、米国、日本、オーストラリア、ニュージーランドとの交渉を含め、貿易相手国に対し、国境を越えたデータ流通の不必要な障壁を取り除く規定を求め、不当なデータローカリゼーション措置を防止する(DCMS)
 - ・ WTO/G7/G20/OECDで、国際的データフローの重要性を提唱していく(DCMS)
 - ・ 英国からの個人データの移転に関する、英国独自のデータ妥当性評価能力の確立する(DCMS)
 - ・ 国際的なデータ移転の移行措置の検討(DCMS)
 - ・ 英国外への個人データ移転の適切な保護を保証する代替移転メカニズムの見直し(DCMS)
 - ・ 各国が自国のデータにオープンなアプローチを取ることを支援、国際的にオープンデータの議題について指導的な役割を果たし続けていく(FCDO / Cabinet Office)
- Brexit後を見据えたデータ保護法の策定
 - ・ EU離脱後の英EU間の越境データ流通の維持を目的に、1998年制定のデータ保護法に代わる新たなデータ保護法を2018年に策定。GDPRの国内法制化を主とし、GDPR同様にデータ主体の権利を規定(削除権、データポータビリティ権等)。

DCMS: Department for Digital, Culture, Media and Sport デジタル・文化・メディア・スポーツ省
FCDO: Foreign, Commonwealth & Development Office 外務・英連邦・開発省

4.4 調査結果

PFの概要) data.gov.uk

公共サービスの支出対効果を高める目的で、2005年頃からオープンデータ政策を推進。2010年に公的機関データ公開サイト「data.gov.uk」を開設し、その後も政府主導で公的機関データ利活用の取り組みを積極的に推進

概要

設立背景

- 2005年に、公共部門データの再利用を促すEU-PSI指令を実現する国内規制を施行(The Re-use of Public Sector Information Regulations 2005)
- 公共サービスの透明性、公正性、一貫性の向上と、情報産業の活性化を目的としたオープンデータ政策の実現

PFの目的

- 公的機関管理の非個人データのオープンライセンスに基づく再利用可能な形式での提供
- 統合されたアクセスポイントの提供

運営主体

- 英国政府(ガバメントデジタルサービス/GDS)
- 立上げにウェブの父と呼ばれるティム・バーナーズ＝リー等が開発に参画

設立日

- 2010年1月(2018年3月全面リニューアル)

主な機能

- 英国政府省庁や政府機関、地方自治体等の協力により、交通統計から犯罪数に至るまで、幅広い公共部門のデータを公開
- 公的機関データのうち、個人情報、機微情報に該当するものを除き、全てを提供していく方針
- 現在、1,465の機関から51,941のデータセットが公開されている(2022年2月現在)

data.gov.ukの構成

- オープンソースのデータ管理システムの活用
- アマゾンAWSでホストされるCKAN*アーキテクチャを活用して公表されており、利用者はAPIでデータを取得して利用することが可能

* CKAN : Comprehensive Knowledge Archive Network
オープンデータ推進非営利団体Open Knowledge Foundationが開発したオープンソースのデータポータルサイト管理システム

- データに関わる英国独自ライセンス形態
- 特段に明記されていない限り、全ての公開データはオープンガバメントライセンス*の元での利用が可能

* オープンガバメントライセンス/OGDL
情報利用時の出典表示を条件に、コピーや改作、商用利用を許可
これまで著作権やデータベース権の対象の非個人情報や非公開の公的機関データもカバーし、公的機関データの幅広い利用が可能に

- 適用外の情報
 - ✓ 個人情報、第三者の権利、公共機関の組織ロゴ、紋章など
 - ✓ 特許、商標その他の知財権、身分証明書類
 - ✓ 情報アクセス立法に基き、情報提供者の同意により、または同意を得て、公表/開示されていない情報

- 認証によるデータ信頼性付与の取組み
- 一部のデータには、データの提供元や権利関係、更新頻度等でレベル分けされた英国オープンデータ協会(ODI)の認証(ODI Certificate)が付記され、データの信頼性を高める工夫が施されている

4.4 調査結果

PFの現状と課題) data.gov.uk

公共部門データの公開と管理に、オープンソースを活用したデータ管理システム(CKAN)を活用。各々のデータセットの公開と維持管理にかかる人的コストや、再利用可能なデータ形式の活用促進が課題となっている

PFの現状

提供機能	データ公開	<ul style="list-style-type: none">政府・地方自治体・公的機関データを、計14のトピック毎にインデックス化して公開する機能を提供<ul style="list-style-type: none">✓ トピック例) ビジネスと経済、犯罪、防衛、教育等
	データ検索	<ul style="list-style-type: none">自然文での検索機能を提供下記フィルタによる絞り込み検索機能を提供<ul style="list-style-type: none">✓ 発行元(内閣府、運輸省、統計局等)✓ データフォーマット(PDF,XLS,CSV,ODS等)✓ オープンガバメントライセンスの有無
	データ表示取得	<ul style="list-style-type: none">データは検索結果から直接データ取得、あるいはAPI(CKANAPI)を活用したデータ取得機能を提供一部マップ形式データはWeb上での閲覧が可能
	アカウント管理	<ul style="list-style-type: none">アカウント登録は、既存の管理者からの招待のほか運営主体(ガバメントデジタルサービス/GDS)への直接アカウント取得を申請する基本的にデータの登録と管理には、アカウント登録が必要(編集者/editorと管理者/adminとがある)
	データ登録	<ul style="list-style-type: none">データの登録にはWebからの手動登録と、data.gov.ukが提供するソフト(Harvester)を活用し一度に複数のデータセットが登録可能な機能を提供データセットと合わせてデータの仕様(メタデータ)を説明する必須項目と追加項目を入力し登録

PFの課題

1 費用対効果の高いデータ公開の促進

- データ公開には、初期費に加え運営費が必要のため、費用対効果やアクセス数の高いデータ登録の促進を英国監査局(National Audit Office)が指摘*1
- 高齢者介護サービスの評価データ、気象データ、不動産評価額データ等を優先度の高いデータとして例示

参考)一般的なデータ公開コスト:年間£5.3万~£50万(800万円~7600万円)
(政府スタッフ稼働費換算)

対応 効果を有効に測定し評価する手法の確立

2 再利用が容易なデータ形式の利用促進

- データ公開は進んだが、公開されるデータの形式に課題
- PDFや画像の様な再利用が難しいデータ形式はなく、CSVやXML、RDF等の再利用性の高いデータ形式の利用を促進

対応 リンクトオープンデータ(LOD)等の、計算機で再利用可能なデータ形式でのデータ提供の促進(ティムバーナースリーらが5段階でオープンデータのデータ形式をランクしたガイドを提示)

参考) 5-star Deployment scheme*2

- オープンデータを公開状態や機械判別し易さで5段階にランク付け
- レベル5にはLODが該当し、他データとのリンクが付記されており再利用性が高い。レベル1はPDFやJPGなど機械判別が困難なデータが該当

*1) Implementing transparency (National Audit Office)

<https://www.nao.org.uk/report/implementing-transparency/>

*2) 5-star deployment scheme

<https://5stardata.info/en/>

4.4 調査結果

PFの関連ルール) data.gov.uk

data.gov.ukは、政府のオープンデータの取り組みの一環で運営されているため、「公共機関データ再利用法(2005/2015)」等の関連法や、「公共データの原則」等の政府方針に基づく運営がなされている

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
PF運営者 (英国政府)	<p>➤ <u>公共機関データ再利用法(The Re-use of PSI Regulations 2005/2015)</u>*1*2</p> <ul style="list-style-type: none">• EU-PSI指令(EU指令2003/98/EC)の英国内法(PSI: Public Sector Information)• 公的機関が保有するデータの再利用促進により、新しい情報プロダクトや情報サービスの開発など、情報産業の活性化を図る目的• 公的データ再利用における透明性・公正性確保を意図したルールを制定<ul style="list-style-type: none">✓ メタデータを含んだ、オープンで再利用しやすい形式でデータを公開(第11条)✓ 利用条件を設定(第12条)できるが、申請者による条件差別の禁止(第13条)✓ 排他的な取決めの禁止(第14条)✓ 再利用許可に料金請求可能だが、使用料上限は生成に要した直接費等からの合理的な計算に基づいた制限がある(第15条) 等	<ul style="list-style-type: none">• 政府の規則として、公共機関データの再利用に関してルールを定めており、ステップ4に対応する
	<p>➤ <u>公共データの原則(一部抜粋)(Public data principles)</u>*3</p> <ul style="list-style-type: none">• 再利用可能かつ機械判読可能な形式でデータ公開されること• 商業的再利用を含む自由な再利用を可能とする同一のオープンライセンスのもとで公開されること• 統合された、使いやすい、オンラインのアクセスポイント(www.data.gov.uk)を通じ、データ入手を可能にすること• データを迅速に公開し、リンクデータ形式を含むオープンな標準フォーマットで利用できるように努力する• 公共データを、合法的な方法で自由に利用できるようにする• 公表データは、申請や登録、利用者の詳細な情報を必要とせず利用できるようにする、等	<ul style="list-style-type: none">• プラットフォームのポリシーを明示しており、ステップ4に対応する

*1) The Re-use of Public Sector Information Regulations 2005、<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2005/1515/contents/made>

*2) The Re-use of Public Sector Information Regulations 2015、<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2015/1415/contents/made>

*3) Public Sector Transparency Board: Public Data Principles、

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/665359/Public-Data-Principles_public_sector_transparency_board.pdf

4.4 調査結果

PFの関連ルール) data.gov.uk

data.gov.ukは、公的機関データの提供に関する義務や責任を軽減させることでデータの提供を促し、利用者がなるべく自由に利用できるようにデータ利用ライセンスを規定することでデータ利活用を促している

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
データ提供者 (各省庁、政府機関、地方自治体)	<ul style="list-style-type: none">➤ データ提供者の負荷の軽減<ul style="list-style-type: none">• 情報提供者は、法によって認められる最大限の範囲の情報に関する申し立て、補償、義務及び責任を負わない• 情報提供者はm情報の誤りや欠落について一切責任を負わず、かつ、その使用により生じる如何なる種類の負債、損傷、損害も負わない• 情報提供者は情報を継続的に供給することを保証しない	<ul style="list-style-type: none">• データ提供者には使用ポリシーを明示しており、ステップ4に対応する
データ利用者 (市民)	<ul style="list-style-type: none">➤ データ利用における独自ライセンスの付与<ul style="list-style-type: none">• 全ての公開データは、特段に明記されていない限り、オープンガバメントライセンス*2 の元での利用を可能とする	<ul style="list-style-type: none">• データ利用者に使用ポリシーを明示しており、ステップ4に対応する

*1 経済産業省「IT融合フォーラム 公共データワーキンググループ(第5回) 具体化フェーズ-配布資料(資料6の参考資料)

https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/it_yugo_forum_data_wg/pdf/005_06_03.pdf

*2 Open Government License for public sector information

<https://www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence/version/3/>

4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果 データ戦略)ドイツ

EU加盟国としてGDPR準拠の個人情報保護体制の構築を連邦州間で推進し、Industry4.0で先行している製造業デジタル化を背景に欧州の非個人データ活用の環境整備を主導。自国の研究開発力強化を図るデータ戦略

ドイツのデータ戦略

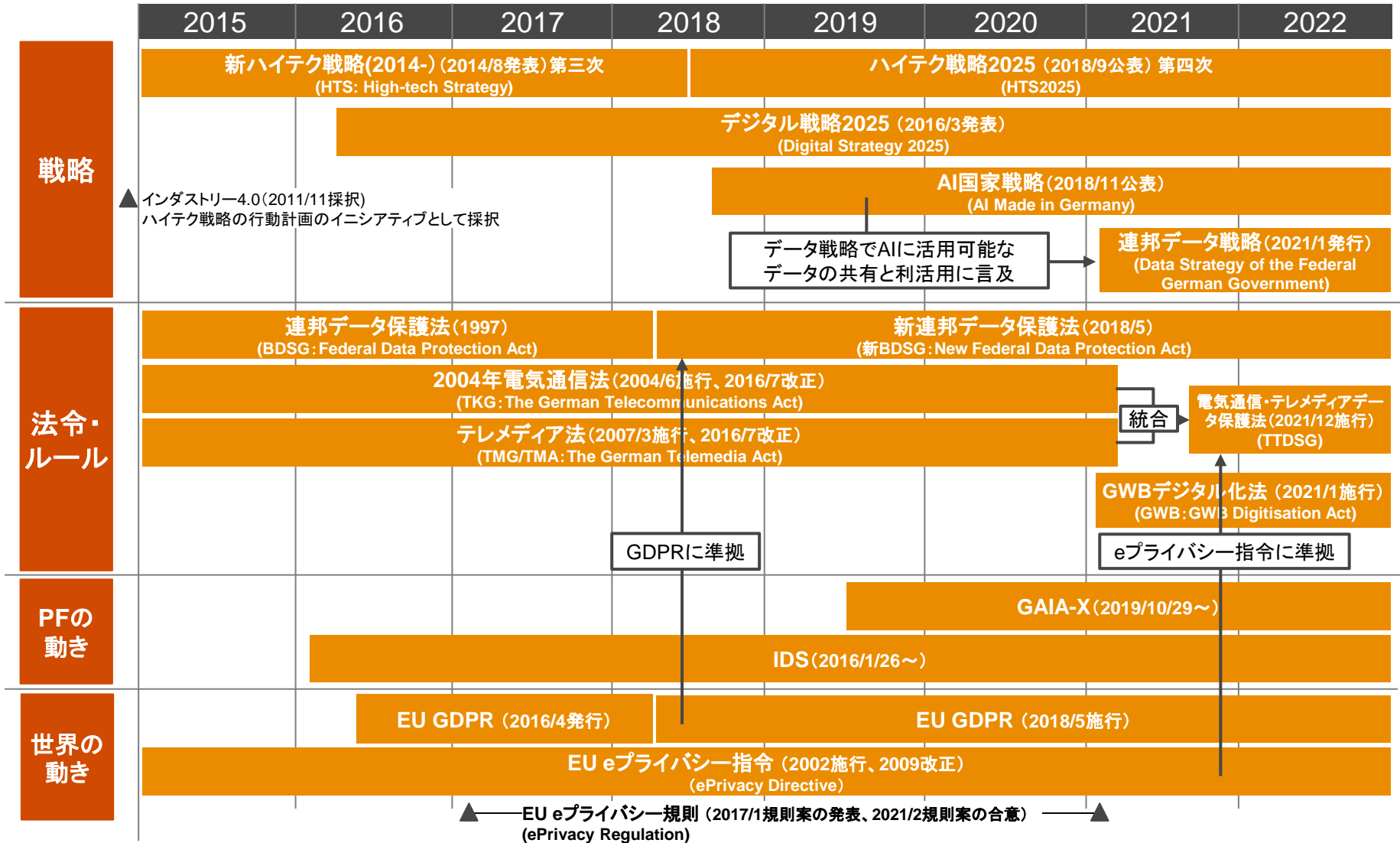
戦略	Data Strategy of the Federal German Government 2021/1/27 ドイツ連邦政府
	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府をデータおよびデータ共有の分野で先駆的な役割を果たすことを目指しデータ戦略を発表 背景には、インダストリー4.0やIoT・AIなどの各分野でのデータ利活用の推進、中小企業におけるデータ関連投資の不足、一部プラットフォーム企業によるデータ独占への対抗、公正な参加機会の確保、データ悪用への対処などの課題認識 下記4つのアクションプランを提示 <ol style="list-style-type: none"> ①データ基盤の構築(GAIA-X等) ②データ利活用の推進(規則の整備、投資等) ③データ活用能力の向上(中小企業や個人) ④政府におけるデータ活用と共有の改善
	規制の内容 EU加盟国としてGDPRに準拠した個人情報保護法を施行。非個人情報においては公正なデータ利活用環境の実現のため、欧州法や自国の競争法を活用し大手プラットフォームを牽制
	関連法令 <ul style="list-style-type: none"> 新連邦データ保護法(BDSG)(2018/5) 2004年電気通信法(TKG)(2016/7改正) テレメディア法(TMG)(2016/7改正) 電気通信テレメディアデータ保護法(TTDSG)(2021/12施行) GWBデジタル化法(改正ドイツ競争制限禁止法)(2021/1施行)
主要なPF <ul style="list-style-type: none"> GAIA-X (EUパートで記載) 	

主なデータガバナンス及びルール

- データ基盤の相互連携と拡大の支援
 - 研究プロジェクトやイニシアティブ立上げ、資金調達コンペ等
 - 環境・健康・モビリティ・農林水産業等の分野でデータスペースの構築を計画
 - 構築中のデータ基盤例
 - GAIA-X(欧州データ基盤)、NFDI(全国研究データ基盤)、EOSC(欧州オープンサイエンスクラウド)等
- 関連規則の整備、投資等によるデータ活用の推進
 - 非個人データ関連
 - 非個人データの利活用促進のため、第三者のデータアクセス性の向上・データ作成者や製品製造者の利益の担保・公共性担保を考慮したアクションプランを提示
 - アクションプラン例)
 - 法規制を活用したデータ経済に合わせた競争環境の改善(EUデジタル市場法の活用、GWBデジタル法の施行等)
 - 欧州データガバナンス法に準拠した欧州共通データスペースの認定制度の確立、相互運用性と利便性の向上
 - 個人情報関連
 - 個人情報の分野では、法的な確実性を高める目的で、連邦州で異なるデータ保護法の標準化と各データ保護当局との連携の強化、通信とメディアのデータ保護法の統合、等のアクションプランを提示
 - アクションプラン例)
 - 連邦州間の保護法の標準化、データ保護当局の連携
 - 電気通信分野のデータ保護法の整備(ePrivacy規則対応)

4.4 調査結果 ルールの変遷)ドイツ

EU加盟国としてEU-GDPR等に準拠する形でドイツ国内法を策定し施行(新連邦データ保護法、電気通信・テレメディアデータ保護法、等)



4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果

データ戦略)カナダ

カナダはデジタル戦略の一環として、複数のデータ利活用に関する取り組みを設定している。各取り組みは多国間の協定に基づくものが多く、国際標準を意識したデジタル化を目指している

カナダのデータ戦略

戦略	Digital Operations Strategic Plan
	2021/5 カナダ政府
規制の内容	<ul style="list-style-type: none">カナダ政府が2021年5月に改定したデジタル・サービス戦略の方向性を定めた計画。よりオープンで透明性の高い政府への変革を目指し、主要な取り組みを規定しているDigital Operations Strategic Planでは4つの戦略的な柱を示しており、「システム改修」「サービス改善」「エンタープライズ化」「制度変革」の各分野ごとに活動内容とロードマップを設定している
	カナダ政府は個人情報保護および電子文書法 (PIPEDA) 上で「説明責任」の原則を定めている。同原則では全ての第三者へのデータ移転について、移転後も移転元が管理責任を負い、同水準の保護を行うこと求めている。
関連法令	<ul style="list-style-type: none">個人情報保護および電子文書法(2000)改正個人情報保護および電子文書法(2015)デジタル憲章実施法案(廃案)
主要なPF	<ul style="list-style-type: none">Canadian Open Data Exchange

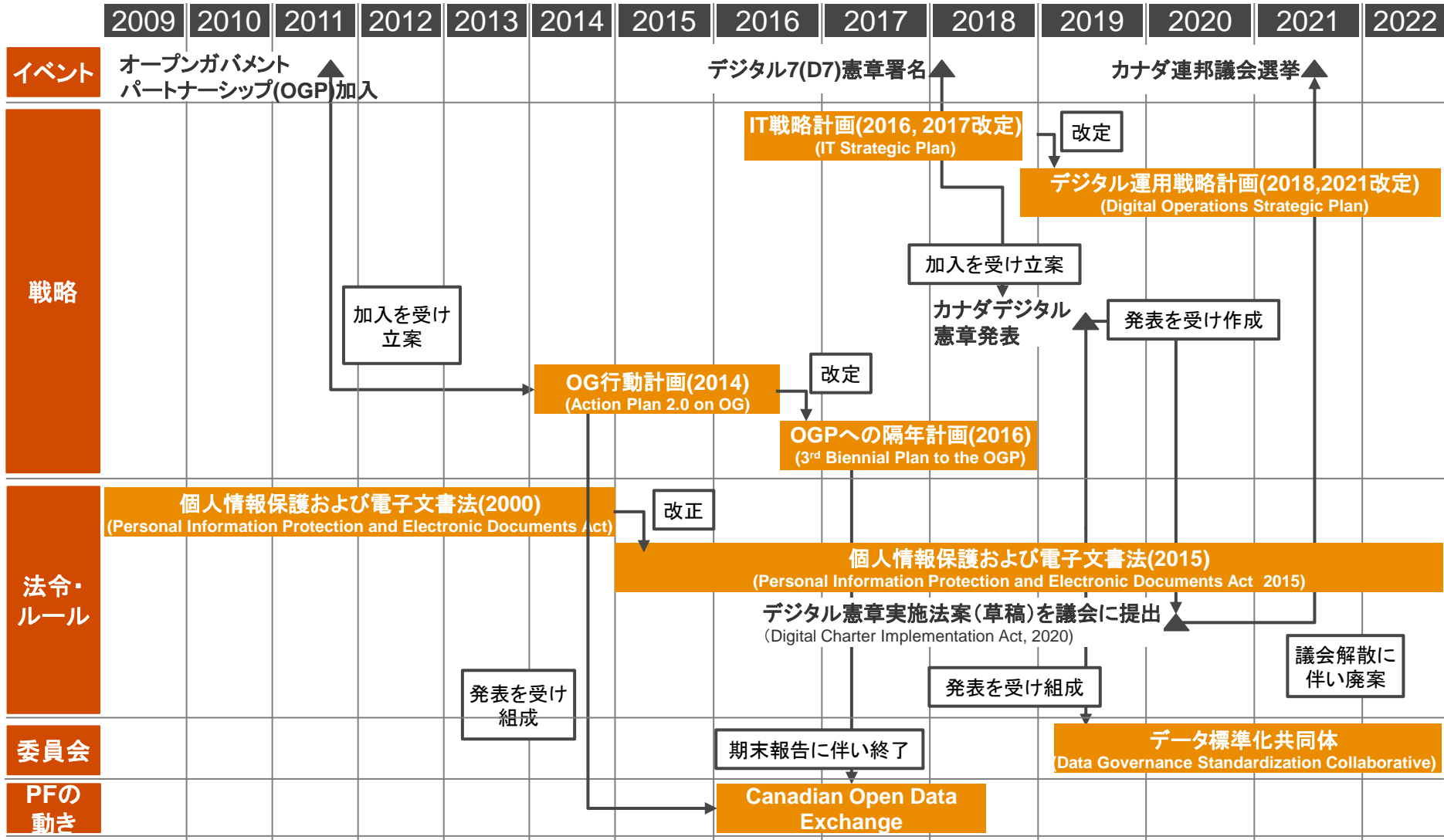
主なデータガバナンス及びルール

- **政府内データガバナンスの検討**
Digital Operation Strategic Planでは、エンタープライズ分野でデータを戦略的資産として管理・使用することを設定しており、政府内でのデータガバナンスの在り方について検討が進められている。検討内容は推進組織の設置と役割定義、データの安全使用に関するフレームワーク制定等。
- **個人情報流出時の通知義務の追加**
2015年に改正された個人情報保護および電子文書法 (PIPEDA) では、個人情報流出してしまった場合に通知義務とそれに従わなかった場合の罰金が追加された。通知はコミッショナーだけでなく個人に対しても義務付けられている。罰金は最大\$ 100,000カナダドル(約900万円)。
- **デジタル憲章に対応した改正の動き**
カナダは2018年2月にデジタル7憲章に署名し、参加国間での制度の共有・改善を約束した。しかし罰則の強化や匿名化情報の利用制限などを盛り込んだデジタル憲章実施法は議会解散前に可決されず廃案となり、法律改正は行われなかった。一部データ標準化規格の策定などはカナダ規格審議会に引き継がれ実施された。

4.4 調査結果

ルールの変遷)カナダ

「個人情報保護および電子文書法」が2015年に改正されて以降、データ取り扱いに関する法律改正は行われておらず、利活用促進や標準化検討など周辺領域の支援に重点が置かれている



4.4 調査結果

PFの概要) Canadian Open Data Exchange

Canadian Open Data Exchangeは、民間部門でのオープンデータの利活用促進のために設立された機関である。企業情報の公開やデータサービスの改善、起業支援などを実施していたが、2018年末に活動終了。

概要

設立背景	<ul style="list-style-type: none">2014年11月に発表されたオープンガバメントに関する行動計画2.0に基づいて2015年に設立された。政府全体としてもオープンガバメントパートナーシップへ参加し、オープンデータワーキンググループを主導している。
PFの目的	<ul style="list-style-type: none">民間部門でのオープンデータの活用促進
運営主体	<ul style="list-style-type: none">南オンタリオ連邦経済開発庁
設立年	<ul style="list-style-type: none">2015年設立 2018年完了
主な機能	<ul style="list-style-type: none">オープンデータ活用サービス・ベンチャーの支援 オープンデータ活用企業を特定し、ニーズに応じて支援プログラムを開発。また特定した企業と事例を公開データの商用化サポート 企業のニーズを元にインフラ・データセットの改善や、ユーザー企業内での情報共有を実施データ駆動型企業の起業支援 Open Data Exchange Venture Programを通じた資金提供やデータコンシェルジュの派遣を実施

Canadian Open Data Exchangeの課題

2018年11月に実施された期末自己評価にて、以下の課題が報告されている。

1 スケール事例の不足

- Open Data Exchangeでは2018/6までに161社の活用事例を収集したが、大部分は初期段階に留まっていた
- 多くの企業ではオープンデータから事業家に十分な水準の経済的価値を引き出せていない

2 コミュニケーション文化のミスマッチ

- データの商用化サポートに際して、政府-企業間での対話状況に何らかの問題があったことが報告されている

3 起業支援ノウハウの不足

- データ駆動型企業の起業支援では、支援内容として経営アドバイスが多く必要とされ、当初計画されていた支援内容は効果的に機能しなかった
- ビジネスモデルや数値計画のアドバイスに軸足を置く必要があった

Canadian Open Data Exchangeの現状

- 後続計画となる第3回隔年計画終了時に実施された期末自己評価報告(2018/11)にて、完了と認定され活動終了。
- 2022/3時点ではWebサイトやTwitterアカウントは削除され、YouTubeアカウントのみ閲覧可能な状態。

4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果

データ戦略)シンガポール

シンガポールは スマート国家戦略の一環としてデータ戦略を整備している。戦略の方向性は、行政・経済・社会全方面でのDXを推進しており、政府自らデータ駆動型の組織への改革を目指している。

シンガポールのデータ戦略

戦略	Smart Nation
	2014/11/24 シンガポール政府
規制の内容	<ul style="list-style-type: none">・リー・シェンロン首相が2014年8月の政策方針演説に表明した国家単位でのDX構想。情報通信技術の活用による社会課題解決を目的として、行政・経済・社会それぞれの分野での実行計画を立案している・ Smart Nation促進のためGovernment Technology Agency (GovTech)やSmart Nation and Digital Government Group (SNDGG)等の専任組織と設立している
	シンガポール政府は政府主導でのデータ利活用を推進しており、保護責任者の設置義務や域外へのデータ移転制限などのルール整備が定められている
関連法令	<ul style="list-style-type: none">・ 個人データ保護法(2013年成立、2014年施行)・ 公共部門法(2018年成立、施行)・ 改正個人データ保護法(2020年成立、2021年より段階的に施工)
主要なPF	<ul style="list-style-type: none">・ SGFinDex

主なデータガバナンス及びルール

▶ 域外適用

シンガポールで個人データを収集・使用・開示する全て組織に適用。組織自体がシンガポールに物理的な拠点を持っているか、会社として登録されているかどうかに関わらず適用される。

▶ 違反公務員への罰則

公共部門法では個人データの①無許可の開示②利益・損失をもたらす誤用③匿名化後の再識別のいずれかを行った公務員に対する刑事罰が規定されている。罰則の詳細は記載がない。

▶ 違反事業者への罰則強化

個人データ保護法に違反している民間事業者に対する制裁金が増額。従来の制裁金の上限は100万シンガポールドルだったが、2022年2月より100万シンガポールドル又は年間売上高の10%のいずれか高い方の金額へ改定。

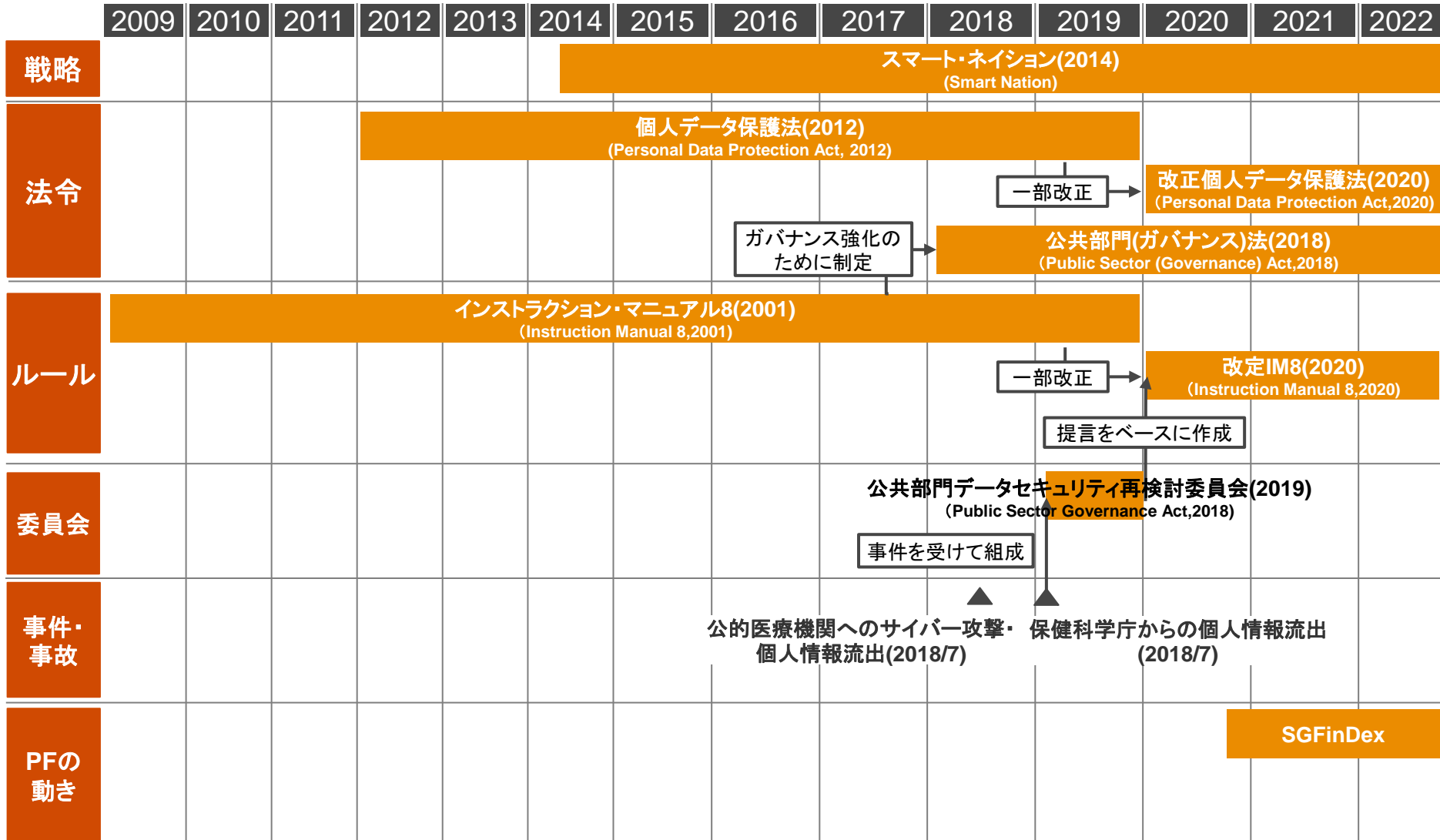
▶ データポータビリティへの対応義務の追加

情報主体から民間事業者に対して、その他のシンガポール国内の事業者へのデータ移転を求めることが出来る。該当データが①電子データ②本人の提供・活動記録であれば要求が認められる。適用範囲は個人データに限定。

4.4 調査結果

ルールの変遷)シンガポール

シンガポールでは、個人情報保護の法律としては個人データ保護法(2013/1施行)があったが、データ保護/利活用の促進に向け、民間企業向けに同法の改定・政府機関向けに公共部門法の新設を実施



4.4 調査結果

PFの概要) SGFinDex

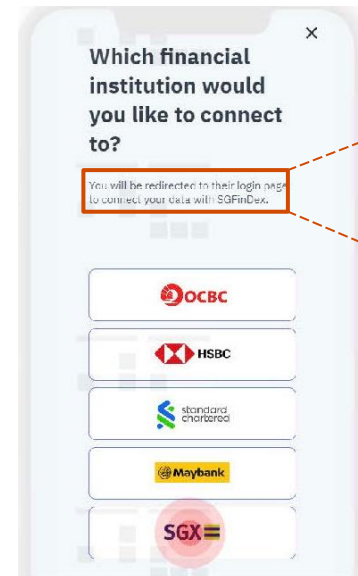
シンガポール政府によって運営されているSGFinDexは、個人の金融情報連携のためのプラットフォームである。Singpass(シンガポール版マイナンバー)により、個人の同意のもとで政府・参加銀行に対して金融情報の連携を実施可能

概要

設立背景	<ul style="list-style-type: none">2018年にSingpassの民間サービスへの提供開始によりシンガポール国内での個人認証が統一され、官民共同でのデータ連携が可能になった。
PFの目的	<ul style="list-style-type: none">個人の金融情報の連携・集約
運営主体	<ul style="list-style-type: none">シンガポール金融庁 (MAS)およびSmart Nation and Digital Government Group (SNDGG)
設立日	<ul style="list-style-type: none">2020年12月
主な機能	<ul style="list-style-type: none">参加銀行への情報共有 参加銀行ごとにデータ共有の承認を行い、他行・政府が保有する金融情報を共有。アプリ/ウェブ上での一元表示 労働省 (MOM)/参加銀行によって複数の資産管理アプリ/ウェブサイトが提供され、認証を行うと統合された金融情報を閲覧可能。Singpassによるオンライン認証 個人認証・承認は全てSingpass経由で実施され、オンライン上でのみ実施可能

SGFinDexの構成

- SGFinDexでは簡単に個人の金融情報の連携・集約を行う機能を提供している
- SGFinDexの機能提供にあたり参加する主体は、
 - ①データ提供者
 - ②資産管理アプリケーション提供者で構成されている。
- ユーザーはSingpassの認証機能を利用してデータ提供者毎に紐づけを実施する



You will be redirected to their login page to connect your data with SGFinDex.

選択した金融機関のデータをSGFinDex経由でDBS銀行のアプリに連携する

図. DBS銀行の資産管理アプリケーション上でデータ連携を実施する画面

4.4 調査結果

PFの現状と課題) SGFinDex

SGFinDexでは、政府・参加銀行間での金融情報連携のためのサービスを提供している。個人の利便性向上を目的としたサービスであるが、2020年末の立ち上げから間もなく参加企業が限定的

PFの現状

参加銀行への 情報共有

- SGFinDexへの参加銀行7社・中央証券保管機構(CDP)・政府機関での情報共有を行う
- アプリ上で銀行ごとに認証・接続を行い、認証の有効期間は1年間。有効期間後は再度認証する必要がある
- 特定のデータに限定した共有拒否は不可

資産管理アプリ での一元表示

- SGFinDexへの参加銀行7社・シンガポール労働省(MOM)が運営/管理するいずれかの資産管理アプリケーション/ウェブサイト上で、共有を行った金融情報を表示することが可能
- 提供されるものは表示機能のみで取引の実行は不可

Singpass認証 機能

- 個人認証機能
- 有効なSingpassアカウントが必要
- インターネットアクセスが必須

提供機能

PFの課題

1 参加している企業が限定的

- シンガポール国内で営業している100以上の商業銀行のうち、現在参加している銀行はCDP・政府機関を除いて7行
- 国民の金融資産を一体的に可視化するサービスの提供を目的としているため、現行の体制では不十分

対応 保険会社等の新たな企業の参画に向け交渉を進めている

SGFinDex参加機関名	取得可能データ
政府機関	年金情報 (CPF), 住宅ローン (HDB), 内国歳入庁(IRAS)の査定結果
中央証券保管機構 (CDP)	株式, 債権, 投資信託, 仕組債
Citi	普通預金, 定期預金, クレジットカード, ローン, 投資信託, 共同口座
DBS / POSB	
HSBC	
Maybank	
OCBC	
Standard Chartered	
UOB	

表. SGFinDexへの参加機関と取得可能データ一覧

4.4 調査結果

諸外国の調査のまとめ

1. EU
2. 米国
3. インド
4. 韓国
5. 中国
6. 英国
7. ドイツ
8. カナダ
9. シンガポール
10. オーストラリア

4.4 調査結果

データ戦略)オーストラリア

オーストラリア政府は、データ利活用による価値を強く認識しているため、データ保護より利活用に重点を置いている。他国とは同盟を結ぶことでデータ流通を図っており、実際にシンガポールとの協定が実現している

オーストラリアのデータ戦略

戦略	Australian Data Strategy 2021/12 オーストラリア政府 内閣府
	<ul style="list-style-type: none">オーストラリア政府はデジタルエコノミー戦略/デジタル政府戦略のような対象別に戦略を立てているが、Australia Data Strategyは他の戦略を補強するデータに関する戦略である「生活の質の向上」、「企業や人々の生産性の向上」、「国民自身のデータのコントロールビリティの確保」等に関する明確な行動を定めている背景には、COVID-19の対応でデータを有効に活用できた経験があり、オーストラリア政府はデータの利活用に対する価値を強く認識している(COVID-19の対応として、店舗に対して来店客の記録とデータの提出を義務付け、濃厚接触者を特定している)
規制の内容	主なデータ保護規制として、オーストラリアプライバシー原則があり、データの越境移転に対する規制をしている。データローカライゼーションに関する規定はなく、オーストラリア政府はデータの利活用に重点を置いている。また、海外と同盟を結ぶことで、データ流通の促進や共同での実証実験をしている
関連法令/制度	<ul style="list-style-type: none">データの可用性と透明性に関する法案2020の討議(2020/12より討議)競争と消費者(消費者データ権)ルール2020(2020/2施行)プライバシー法(1991/12施行, 2014/10改正)プライバシー原則(1991/12施行, 2014/10改正)情報プライバシー法(2014/9施行)保護セキュリティポリシーフレームワーク(2018/10発行)
主要なPF	<ul style="list-style-type: none">Data Exchange

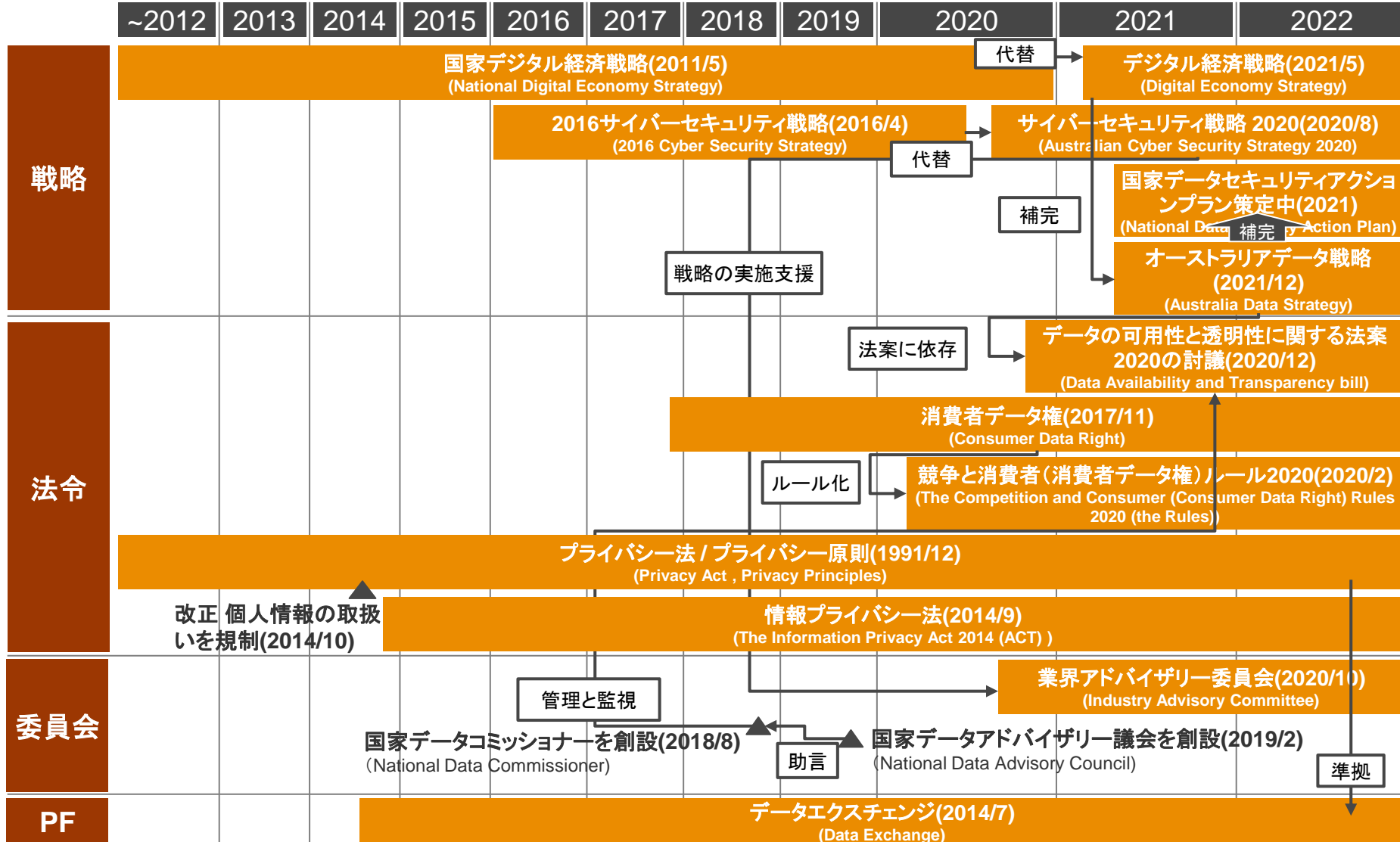
主なデータガバナンス及びルール

- **シンガポールとの二国間同盟**
2020年3月にシンガポールとデジタル経済協定を結んでいる。この協定では貿易ルールを定めており、企業が国境を越えてデータの移転をすることを許可し、両国でデータ管理センターを設立する必要がないことを定めている。
協定を利用して、シンガポール南洋理工大と協力し、老化を調査する共同データ革新プロジェクトを実施。オーストラリアとシンガポールの高齢者の健康増進する要因の異文化間の違いを調査しており、このプロジェクトは二国間協定のユースケースとなっている
- **個人情報保護政策**
プライバシー法とプライバシー原則により、個人情報を保護している。越境データ移転に関しては、海外のデータ受領者がオーストラリアのプライバシー原則に違反しないことを保証するための合理的な手段を講じた場合に可能としている。海外のデータ受領者が違反を起こした際に、データ提供者へ罰則を課す規定とすることでガバナンスの確保をしている
- **保護セキュリティポリシーフレームワークの規定**
政府のビジネスを安全かつ継続的に提供するための保護セキュリティの要件を保護セキュリティポリシーフレームワーク(PSPF)にて定めている。「セキュリティガバナンス」、「情報セキュリティ」、「人的セキュリティ」、「物理的セキュリティ」を保護するための、アプローチが記載されている。政府が保有している情報を特定し、機密性とセキュリティ分類を評価し、それらの価値、重要性、及び機密性に応じた運用管理を実装することを要求している

4.4 調査結果

ルールの変遷) オーストラリア

オーストラリアは分野別の戦略を打ち立てており、計画的に国全体のデジタル化を目指している。個人情報保護はプライバシー法とプライバシー原則によって、規制されている



4.4 調査結果

PFの概要) Data Exchange

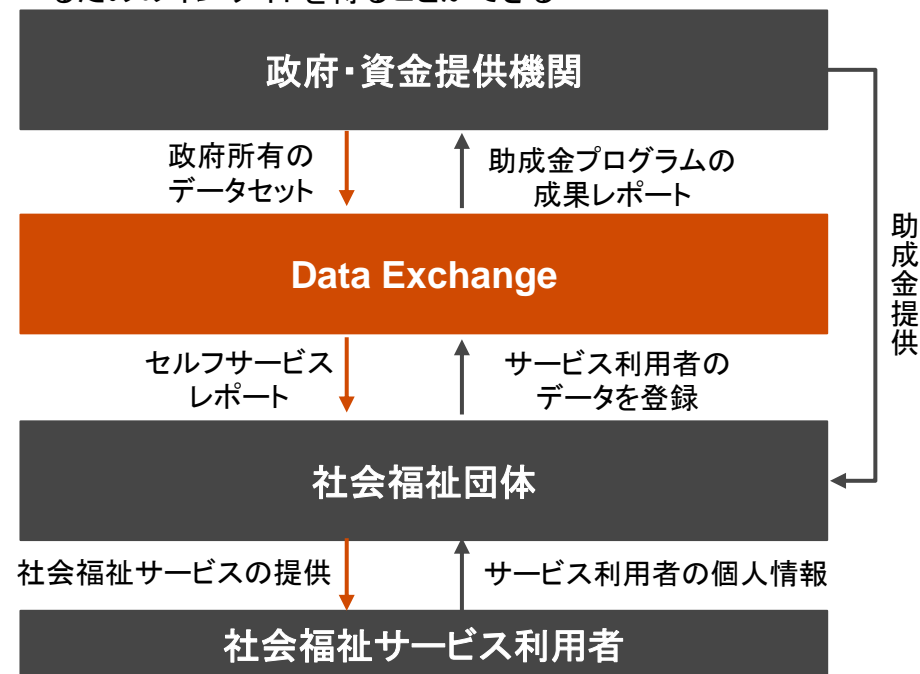
社会福祉団体が成果を報告するためのシステムとして、社会福祉局によって開発された。社会福祉活動の成果報告の他に、社会福祉サービス利用者情報の蓄積や提供サービスの評価が可能

概要

設立背景	<ul style="list-style-type: none">オーストラリアでは個人、世帯、地域社会に価値のある取組み(社会福祉活動)をしている団体への助成金プログラムがあるData Exchangeは社会福祉団体が助成金プログラムの成果報告をするために、社会福祉省によって開発された
PFの目的	<ul style="list-style-type: none">社会福祉団体の支援資金提供機関とサービス提供者(社会福祉団体)の双方向の情報共有
運営主体	<ul style="list-style-type: none">オーストラリア政府 社会福祉省 (Australian Government Department of Social Services (DSS))
設立日	<ul style="list-style-type: none">2014年7月1日
主な機能	<ul style="list-style-type: none">社会福祉サービス利用者情報の蓄積 社会福祉団体が提供しているサポートやサービスを利用している個人の情報を蓄積する社会福祉団体の成果報告 社会福祉サービス利用者がどのようにサポートやサービスを利用しているか、政府や資金提供機関に報告する社会福祉サービスの評価 社会福祉団体は、セルフサービスレポートにアクセスでき、提供するサービスの改善につなげる

Data Exchangeの構成

- 社会福祉団体は、Data Exchangeへ団体が行っている活動内容と社会福祉サービス利用者の情報を登録する
- 社会福祉団体は、社会福祉サービス利用者がサービスを開始した時とサービス中又はサービス後に成果レポートを提出する必要がある
- 社会福祉団体は成果レポートを提出することで、セルフサービスレポートにアクセスが可能となり、提供するサービスを改善するためのインサイトを得ることができる



4.4 調査結果

PFの現状と工夫) Data Exchange

Data Exchangeは6つの省庁で活用されており、社会福祉団体の登録数も徐々に増えている。また、オーストラリアには英語話者以外の国民もいるため、簡易な英語のドキュメント提供等の工夫をしている

PFの現状

累計 利用状況 (2021/1時点)	社会福祉団体 登録数	• 3,067 団体
	登録ユーザー数	• 15,990 人
	利用政府省庁	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉省 • 司法長官省 • 保健省 • 内務省 • ニューサウスウェールズ州政府 コミュニティ公正省 • タスマニア州政府 コミュニティ
	助成金プログラム数	• 75 プログラム
	成果報告した団体数	• 1,081 団体
年間 利用状況 (2020年)	初めて利用した 登録ユーザー数	• 1,668 人
	機能改善	<ul style="list-style-type: none"> • システムのパフォーマンス向上 • ナビゲーション機能の改善 • レコード検索機能の改善

* Australian Government 「Data Exchange Snapshot 2021」より引用

PFの工夫

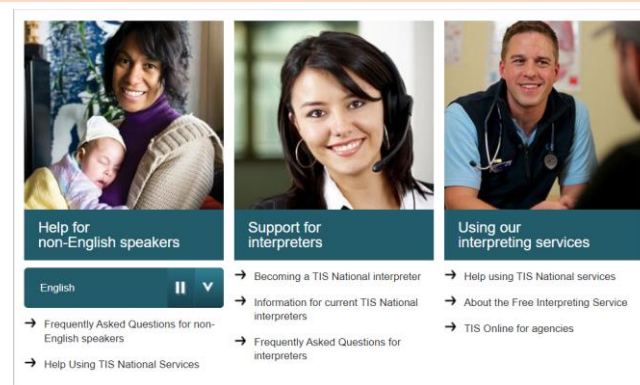
- オーストラリアでは、原住民など英語を話さない国民もいるため、英語話者以外の国民に向けた工夫をしている

簡易な英語によるドキュメントの提供



* Australian Government「What is the Data Exchange? An Easy Read guide」より引用

通訳サービスの提供



* Australian Government「translating and interpreting service」より引用

4.4 調査結果

PFの関連ルール) Data Exchange

個人情報情報をPF上で取り扱うため、PF運営者やデータ提供者に対してプライバシー法の準拠を要求している。また、プライバシー影響評価や監査等の第三者による評価の仕組みを設けている

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
PF運営者 (社会福祉省)	<p>プライバシー影響評価の実施^{*1}</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザーのプライバシーを確保するために、オーストラリア政府弁護士に依頼し、プライバシー影響評価を実施。プライバシー法における勧告を受けて、改善を図っている 勧告例 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉サービス利用者の記録が保存されているデータベースにアクセスする際に、データベース管理者がなぜ省内のプライバシー及びセキュリティ手続きに準拠する必要があるか理解するよう適切な措置を講じること 	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンスを確保するための取組みを記載しており、ステップ5-2に対応する
データ提供者 (社会福祉団体)	<p>社会福祉サービス利用者からの同意取得^{*2}</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉団体はサービス利用者から「個人情報情報を収集し、Data Exchangeに保存することの同意」と「追跡調査への参加の同意」を取得する 「個人情報情報を収集し、Data Exchangeに保存することの同意」はプライバシー法に準拠して取得する必要がある。同意が取得できない場合は、Data Exchangeにデータを登録することを禁止している。また、サービス利用者が本名の開示を望まない場合は仮名の使用を可能としている 「追跡調査への参加の同意」は、資金提供機関や第三者(大学)が、サービス利用者のデータを活用して社会福祉団体のサービス改善をするための調査を実施することに対する同意である <p>プライバシー法の準拠^{*2, 3}</p> <ul style="list-style-type: none"> PF運営者と同様に、データ提供者に対してもプライバシー法の準拠を要求している。違反行為があった場合には、プライバシー法の罰則に基づいた措置が課される 例 <ul style="list-style-type: none"> プライバシー法の民事罰規定に違反した事業体に対して、政府に罰金を支払う命令を下すことができる。法人の場合、罰金の最大額は、下記いずれかの最大額である <ul style="list-style-type: none"> オーストラリアドル\$10,000,000 違反に行為によって得られた利益の価値に3を掛けたもの 違反が発生または開始した月末に終了する12か月間の法人の年間売上高の10%。 	<ul style="list-style-type: none"> コントローラビリティの確保をするためのルールを記載しており、ステップ5-3に対応する ガバナンスを確保するためのプライバシー規定を記載しており、ステップ5-2に対応する

*1 Australian Government, Department of Social Services「Summary of the Privacy Impact Assessment of the Data Exchange」

*2 Australian Government, Department of Social Services「Information for organizations about consent」

*3 Australian Government, Office of the Australian Information Commissioner「Australian Privacy Principles guidelines」

4.4 調査結果

PFの関連ルール) Data Exchange

個人情報データをPF上で取り扱うため、PF運営者やデータ提供者に対してプライバシー法の準拠を要求している。また、プライバシー影響評価や監査等の第三者による評価の仕組みを設けている

ルール対象	ルール	対応する ガイダンスのステップ
PF運営者 (社会福祉省)	プライバシー法の準拠^{*1,2} <ul style="list-style-type: none">• Data Exchangeは個人情報を取り扱うため、プライバシー法に準拠することを定めている。プライバシー法では、個人情報を収集、保有、使用、開示する方法や保有しているユーザー情報にユーザーがアクセスして修正する方法を規定している• 例<ul style="list-style-type: none">• 個人情報を収集する目的を通知する。これには、収集の主な目的、特定の個人情報が収集される特定の機能または活動が含まれる• 個人が同意した場合、二次的な目的で個人情報を使用することを許可している	<ul style="list-style-type: none">• ガバナンスを確保するためのプライバシー規定を記載しており、ステップ5-2に対応する
	匿名化の権利に関する規定^{*1,3} <ul style="list-style-type: none">• 社会福祉省は、匿名性がプライバシーの重要な要素と認識しているため、社会福祉サービス利用者に対して匿名化と仮名化の権利を与えている。しかし、一部サービスによって匿名化と仮名化ができないことがあり、その場合は社会福祉省から通知すると規定している• 原則として、データ提供者である社会福祉団体がData Exchange上でデータを利用する場合は、統計リンケージキーと呼ばれる匿名化技術を用いて匿名化情報で使用させている	<ul style="list-style-type: none">• コントローラビリティの確保をするためのルールを記載しており、ステップ5-3に対応する
	データのセキュリティと整合性の担保^{*1} <ul style="list-style-type: none">• 社会福祉省が保有している個人情報へのアクセスは、社会福祉省の職員又は請負業者である許可された人物に制限している。社会福祉省は、契約上の措置を含め、保有する個人情報を保護し、不正アクセス、使用、変更、または開示の損失から保護するために、すべての合理的な措置を講じている(合理的措置の具体例の記載はない)• 個人情報を含む電子記録及び紙の記録は、オーストラリア政府のセキュリティポリシーに従って保護しており、定期的に監査を実施することでセキュリティポリシーに遵守していることを確認している• 社会福祉省は、保有する個人情報が正確、最新、完全、関連性があり、誤解を招かないようにするために、あらゆる合理的措置を講じている(合理的措置の具体例の記載はない)	<ul style="list-style-type: none">• ガバナンスを確保するためのセキュリティ規定を記載しており、ステップ5-2に対応する

*1 Australian Government, Department of Social Services「Privacy Policy」

*2 Australian Government, Office of the Australian Information Commissioner「Australian Privacy Principles guidelines」

*3 Australian Government, Department of Social Services「Using the Data Exchange」

5

まとめ

5 まとめ

公開文献調査からは、AIやDX等の新技術の発達や様々なプライバシー課題への対応など、データ利活用における多様な論点に対応したガイダンスがいくつか提示されている事が分かった。アジャイルガバナンスフレームワークが示すように、ルールやガイダンスは一度作成されれば終わりというものではなく、外部環境の変化を捉えた適切かつ迅速なルールやガイダンスの更新が求められている。

ヒアリング事例調査からは、データの表現対象(被観測者)となる個人や法人、データ提供者など、プラットフォームに関与者するステークホルダーに不安を抱かせないための取組みの工夫が各団体に見られた。ステークホルダーに対する公平性や透明性の在り方の追求に多くの時間を費やしているプラットフォームや、技術を活用し法令以上にデータのガバナンスを強化しているプラットフォームもあった。現在は、これらに効果的に対処していること自体がプラットフォームの競争優位になり得ている。今後の日本のデータ流通の促進には、他にも様々な「漠然とした不安」に対応したルール整備の推進が必要であると考えられる。

公開文献調査の各文献及びヒアリング事例調査の各事例は、ガイダンスが示す各ステップに対応づけておりプラットフォームへのルール実装の際の参考情報としての活用が期待される。

諸外国の調査からは、各国のデータ戦略や個人情報・プライバシーに係る保護法等のルール整備の違いが見られた。EUからは一部企業によるデータ囲い込みを抑制する法規制の整備とEU独自のデータ経済圏の形成の動き、米国からは民間主導での自主規制と各国法令遵守により海外展開を図る動き、中国からは国家主導でデータ産業を形成する法規制の整備の動きが見られた。パーソナルデータのルールは各国同様に整備を進めているが、ノンパーソナルデータにまで踏み込んでいる国は少ない。EU・ドイツ・インドは先行してノンパーソナルデータのルール整備を進めており参考になる。各国の取組みは未だ始まったばかりのため、引き続き諸外国の動きにも注視していくことが必要である。

本調査期間中にも欧州 data actの公表(2022年2月23日)など日々新たなルールや規制・ガイドが出されている。今後も国際的なルールを注視しつつ、DFFTを提唱した日本ならではのデータガバナンス構築と国際社会でのリーダーシップ発揮が求められる。